

これでいいのか！  
**登山インストラクター**

**有償登山インストラクター 業務上過失致死事件  
不起訴裁定を考える ～ 20世紀アルピニスト思考から**



**田中文夫**

青春の山を語り合った  
岩崎元郎さんへ！

半世紀ぶりの邂逅



1967.12～1968.1 日韓親善東京登山隊  
(東京都山岳連盟有志 11名の内7名)  
ウルサンバイ初登攀(森谷・田中)

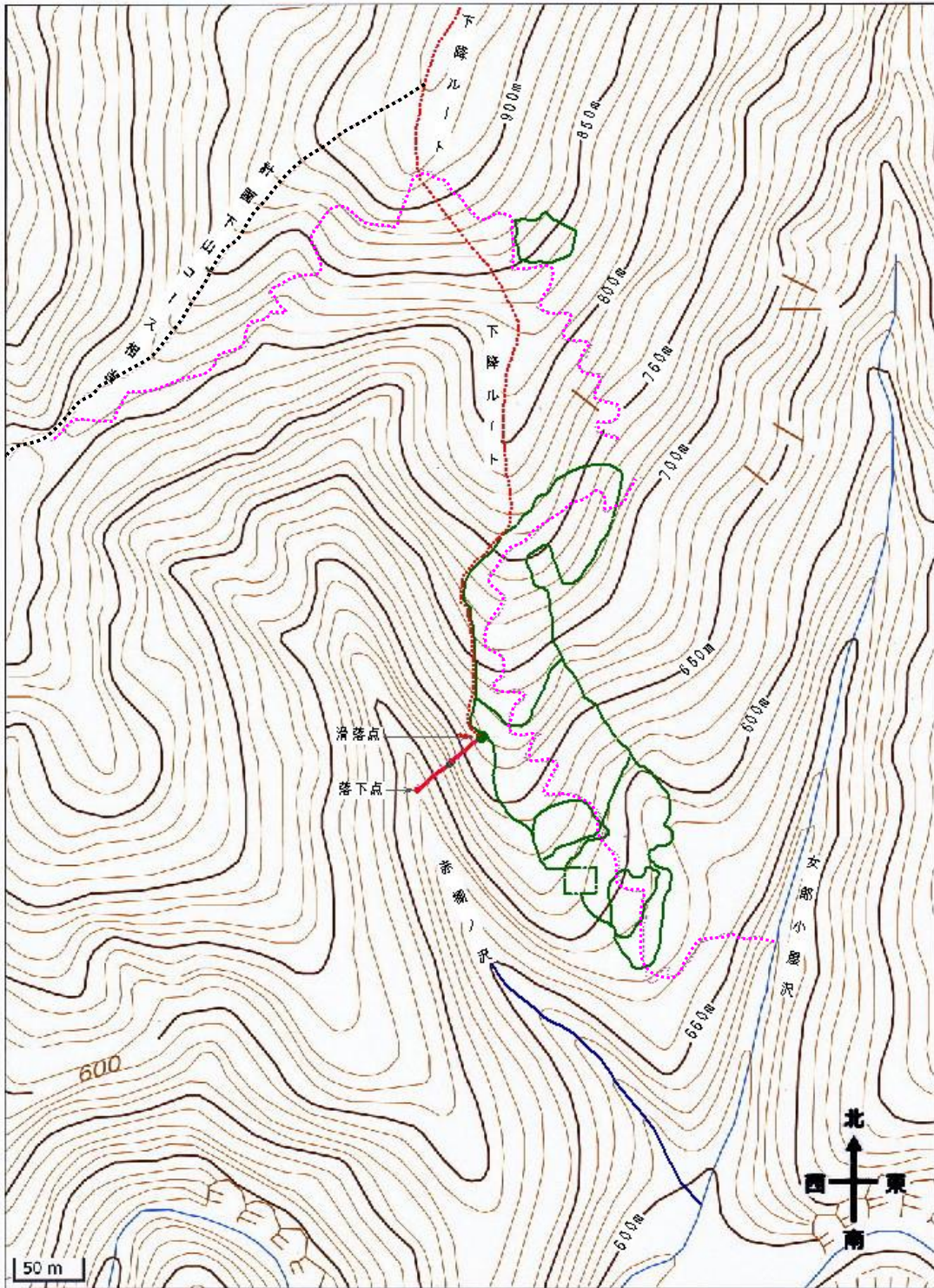
表紙の写真

西丹沢：赤棚ノ沢斜面

2020年12月：撮影



# 下降ルート地形図



50 m

- 下降ルート
- シカ棚
- 点検歩行ルート (踏み跡)

# はじめに

2022年7月

今から44年前となる1978年9月、ネパールヒマラヤ P29南西壁登攀中に3隊員死亡事故を生じ、私はその登山隊隊長としての責任を生涯背負っています。

遭難の様子は、2001年1月1日、文芸社発行『青春のヒマラヤに学ぶ』、第2編「未踏の大岩壁 P29南西壁登山 1978年の記録」に詳叙しました。

「責任を取る」とはどういうことなのか・・・極論では自死を考えましたが、そうすれば全て「The end」。反省や教訓は残せません。死んでしまった3隊員も含め、「死の恐れを犯してまでも大岩壁へ向かった情熱の理解」と、「繰り返さないためにどうすれば良いか」、との教訓を整理・提示できるなら、3隊員死亡の事実が後の登山者達に役立つのではないかと考え、様々な論考と著作を重ねてきました。(20世紀登山思想)



年老いて「20世紀登山」の原点だった丹沢に還り、毎週のように歩き回っている中、一昨年(2020年)11月、突如、松田警察署員から電話がありました。

以来、本稿で展開する西丹沢・赤棚ノ沢における「登山インストラクター業務上過失致死事件」へと関与することになります。

「20世紀登山」のヒマラヤ遭難体験を踏まえ、その後の山岳論考と諸知見から考察してみると、「21世紀登山」が取り組む4つの位相が見えてきます。

- ① 登山者の本質的な面 (登山の自由と無償性、自己負担・自己責任)
- ② 登山者を引率する山岳登山ガイド業務面 (有償ガイド登山、業務責任)
- ③ 登山を通し社会評価から名誉や報酬を得る専門職面 (職能、自己責任)
- ④ 登山を通した自然教育実習における教育業務面 (教育指導登山、業務責任)

山岳遭難事故は数多生じていますが、おおむねは前記①の自己責任範疇です。本事件は上記②に該当する希少な例で、書類送検～不起訴裁定で終結しました。

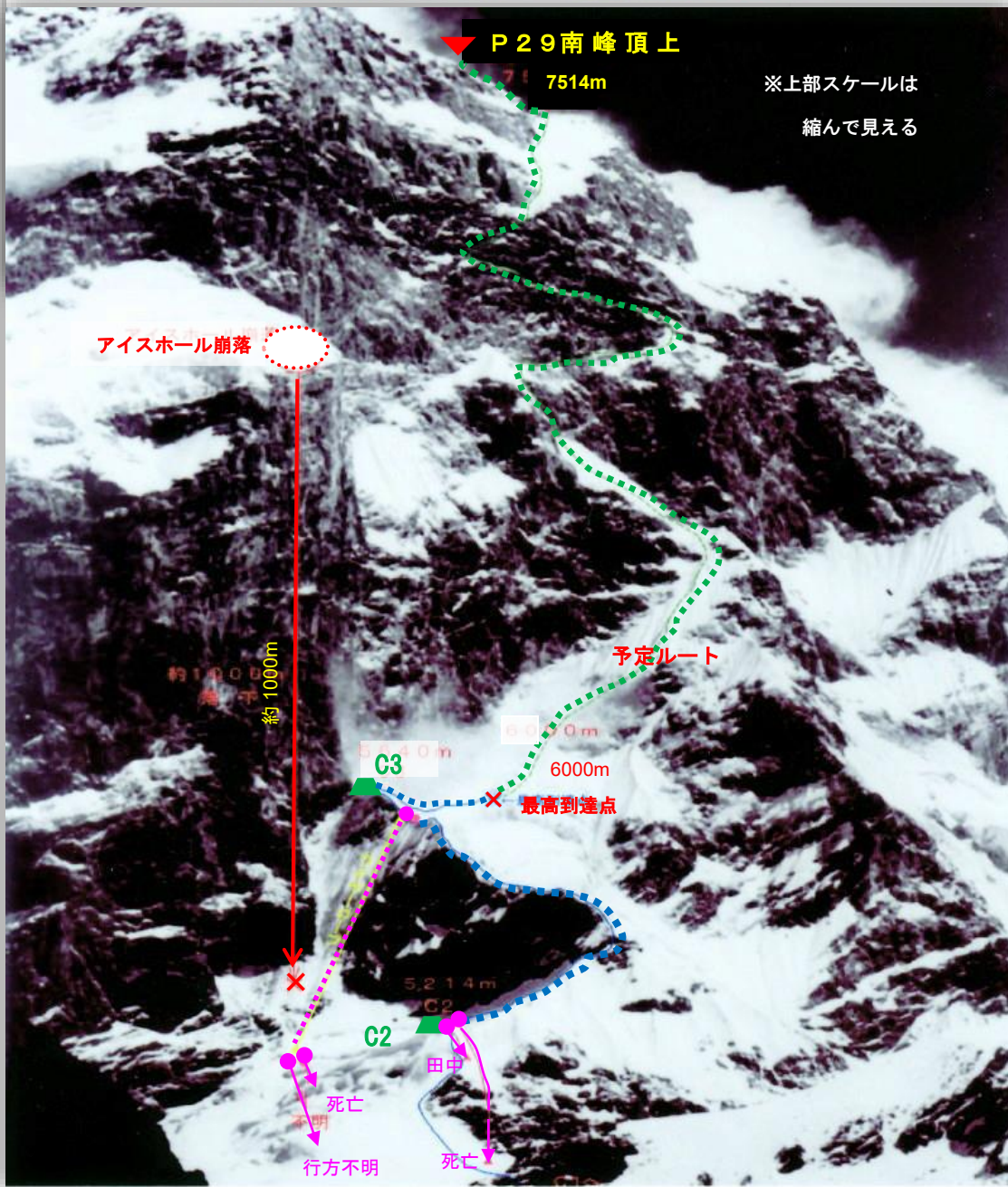
「ガイド業務規程」が無く、「故意、未必の故意」でもない場合の「業務上過失」の立証は難しく、刑法上「罪」が問われなかった。「登山インストラクター」と称して④の登山教育・指導を掲げた実務では②の登山ガイド業務をおこない、受講生が死亡。この認識錯誤の危険性を指摘し、それでいいのか・・・を問う。

③の事故では名声を評した当該登山者の死亡となり、法的係争は生じない。

④の事故では刑事事件と民事訴訟が重なり、教育実習登山の特異性がある。21世紀のデジタル時代は人間意識が変わり、リアルとバーチャルが脳内で混識される中、**21世紀登山に情熱を感じないのは・・・老いた証なのだろうか!**



ネパールヒマラヤ P29 南西壁 (1978年ホストモンズーンの記録)



(写真は1974春、撮影：古川純一)

(1978年秋のルート記載：田中文夫)

## < 目 次 >

はじめに

# 第1章 有償登山インストラクターの業務上過失致死事件

## 第1節. ことの始まりから・・・終わりまで

1. 事件概要と意見書提出・・・12
2. 追加意見書提出・・・13
3. 書類送検とテレビ報道・・・13
4. 検察官現場見分立会・・・14
5. 追加資料作成・・・15
6. 検察官へ「意見書」内容を説明～「不起訴裁定」・・・16
7. 「不起訴裁定」を考える・・・16
8. 「不起訴裁定」を刑法から考える・・・17
9. 刑法条文・・・21
10. 検察支部から「不起訴処分」裁定通知・・・22
11. 所轄官庁と山岳・登山組織・・・23
12. 行動を俯瞰的に見る・・・24
  - (1) 登降ルート山容俯瞰
  - (2) 下降ルート滑落点とシカ柵との関係
  - (3) 下降ルート滑落点俯瞰
  - (4) 赤柵ノ沢滑落点俯瞰
  - (5) 下降ルート地形図と滑落断面推計図
  - (6) 谷川岳一ノ倉沢衝立スラブの傾斜と岩質

## 第2節. 山岳登山ガイド行為における顧客滑落死亡事件に関する考察

1. 地形図・・・31
2. 「業務」の法的理解・・・32
3. 当該ガイド業務における適否の考察・・・33
  - (1) 登山目的は何だったのか？
  - (2) メンバー編成について
  - (3) 時間設定について
  - (4) 下山コース設定について
  - (5) 滑落事故のポイント
  - (6) 装備・食料・水の考察
  - (7) 当該死亡事故における有償登山インストラクターの責任
4. 現場検証による考察・・・43
5. 本件滑落死亡事故への考察のまとめ・・・50

### 第3節. 本件事案背景への考察

1. 日本の山岳登山ガイドの成り立ち . . . 51
2. 主要山岳登山ガイド関係資格 . . . 53
3. 日本における登山団体の位置づけ . . . 55
4. 山岳登山ガイドと登山インストラクターの違い . . . 57
5. 日本登山インストラクターズ協会への考察 . . . 58
  - (1) 協会の目的と理念への考察
  - (2) 協会と教育機関・無名山塾を混濁
  - (3) 協会、業務上の責任
  - (4) 山岳登山ガイドの責任の重さとクライシス・マネジメント
6. 考察の最後に . . . 63
7. 引用資料等 . . . 64

### 第4節. 考察への追加意見

1. ガイドが危険個所で待機を指示することについて . . . 82
2. 危険個所で待機する際の安全対策 . . . 83
3. 未踏査場所でガイドが顧客から離脱先行して状況確認する行為 83
4. 滑落危険場所に対する危険認識の基準 . . . 84
  - (1) 通常登山の場合
  - (2) 有償ガイド登山の場合
5. セルフビレイ実施の効果について . . . 86
6. 山岳登山における「危険認識」の基準 . . . 87
7. 危険への対処 . . . 88
  - (1) 基本的な登降姿勢
  - (2) 基本的なロープワーク
8. ガイド業務の区分 . . . 92
  - (1) 公益社団法人 日本山岳ガイド協会
  - (2) 日本登山インストラクターズ協会
  - (3) 設定資格能力とガイディングのミスマッチは「業務過失」を招きやすい
9. ガイドの注意義務 . . . 96
  - (1) 危険を予見する可能性
  - (2) 危険の回避義務
  - (3) 危険回避の可能性



## 第5節. 登山における安全確保実例 (ロープ確保)

1. 槍ヶ岳山頂の登攀 (山頂直下) . . . 99
2. 丹沢バリエーション尾根の下降 (木ノ又尾根) . . . 100
3. 丹沢崩壊岩場の登攀 (鍋割山・地獄ザリ) . . . 101
4. 表丹沢の沢登り (本沢左俣) . . . 102
5. 冬の西丹沢主脈 (小笄の岩場下降) . . . 103
6. 積雪期表丹沢尾根の登・下降 (烏尾山仲尾根) . . . 104
7. 事件当日の表丹沢・源次郎沢を登る . . . 105

## 第6節. その他資料

1. 報道 . . . 107

# 第2章 これでもいいのか・・・山岳登山ガイド業務

## 第1節. 山岳登山の本質から考える

1. 山岳登山は両刃の剣 . . . 108
  - (1) 自立登山リーダーの立場
  - (2) 山岳登山ガイド業務の立場
  - (3) 教育教習業務の立場
  - (4) そして
2. 山岳刑事事件の不起訴裁定を考える . . . 117
  - (1) 業務上過失致死傷罪の事例
    - 1) 一審：有罪、二審：棄却 (北アルプス 白馬岳)
    - 2) 不起訴裁定—1 (北アルプス 大日岳)
    - 3) 不起訴裁定—2 (大雪山系 トムラウシ山)
  - (2) 本件、不起訴裁定を考える
  - (3) 山岳登山ガイド業務を法制化
3. 山岳登山安全確保諸原則を考える . . . 123
  - (1) 山岳登山ガイド業務安全確保原則 (案)
  - (2) 山岳登山ガイド法
  - (3) ロープ確保規程
  - (4) メンバー編成規程
  - (5) 業務履行規程
  - (6) 免責事項細則
4. 登山庁の創設提言 . . . 124
5. 山岳登山ガイド業務の資格統一 . . . 126

## 第2節. 山岳登山のリスク&クライシス・マネジメント

### 1. 失敗に学ぶ・・・128

#### (1) 失敗の種類

- 1) 原因による失敗の種別
- 2) 結果による失敗の種別
- 3) 責任が伴う失敗

#### (2) 判断と責任の限界

- 1) 絶対的限界
- 2) 相対的限界

### 2. 登山の安全性と危険性・・・132

#### (1) 山岳遭難予防原則

#### (2) 山岳登山の危険性

#### (3) 安全登山要件

#### (4) 組織的対応 (遭難対策=安全登山)

#### (5) それでも登山から危険は除き得ない (自然の摂理)

### 3. 登山の失敗に学ぶ・・・133

#### (1) 登山の文明史は、失敗を乗り越えてつくられる

#### (2) 登山の文化史は、失敗から学ぶ

### 4. リスク&クライシス・マネジメント・・・137

#### (1) クライシスとリスクを区別

#### (2) クライシス・マネジメント

#### (3) リスク・マネジメント

##### 1) 日常的リスク・マネジメント

##### 2) 山岳遭難リスク・マネジメント

#### (4) 危機管理者への考察

#### (5) 21世紀・・・登山は変わった

## 第3節. 登山と山岳スポーツのちがい

### 1. 登山の種別・・・153

#### (1) これまでの登山や登山者組織の分類

##### 1) 登山の分類

##### 2) 登山者に関する全国組織

##### 3) 登山者を支える機関等

##### 4) 山岳スポーツに関する全国組織

(2) 登山の新たな分類	
・ A-0 ～ A-5	
・ B-1 ～ B-6	
・ C-1	
<b>2. 登山の方向性</b>	<b>・・・164</b>
(1) 複素的視野から示す登山様式	
・ A 群	
・ B 群	
・ C 群	
(2) トレッキング	
(3) 山岳スポーツ	
(4) アルピニズムと死生観の弁証法	
(5) 山岳スポーツと死の排除	
<b>3. 登山と山岳スポーツのちがい</b>	<b>・・・183</b>
(1) スポーツの社会性	
(2) 登山のスポーツ意識普及と第二次 R C C	
(3) アルピニズムの衰退	
(4) アルピニズムへの希望	
<b>4. アルピニズムの変貌</b>	<b>・・・201</b>
(1) 世界の背景から	
(2) 登山の弁証法的再認識	
(3) アルピニズムの終焉とプロ意識の錯誤	
1) アルピニズムの終焉	
2) プロ意識の錯誤 (スペシャリストとプロフェッショナル)	
<b>5. これで・・・いいのか!</b>	<b>・・・219</b>
<b>田中文夫 経歴</b>	<b>・・・221</b>
<b>拙著＝国立国会図書館蔵書一覧表</b>	<b>・・・222</b>
<b>あとがき</b>	<b>・・・223</b>





# 第1章 有償登山インストラクターの 業務上過失致死事件

## 第1節. ことの始まりから・・・終わりまで

この業務上過失致死事件は2020年3月21日夕刻、西丹沢・女郎小屋沢遡行終了後の下山中において、赤棚ノ沢中間部急斜面下降中に発生した。晴天だった同日、私は表丹沢源次郎沢をガイド～源次郎尾根下降、事件は知らなかった。

**2020年11月、突如自宅に、松田警察署員を名乗る電話を受けた。**

「オレオレ詐欺ですか？」と問うと、「本物の警察です！」との返答。まずは話を聞いてみます。

「西丹沢での滑落死亡事件につき、ご自宅を訪問するので有識者意見を聞かせてほしい」、との要望。

「なぜ私に？」と問い直すと、「松田警察署への登山届を見て、さらにネット検索して“この人なら」と確信がもてたから」との答え。

拙宅訪問を受け入れて電話を切り、念のために松田警察署へ電話をかけ直し、当該警察官の在籍を確認。

**11月20日、相模鉄道線・希望ヶ丘駅で待ち合わせ**

その体格からすぐに警察官とわかり、徒歩で拙宅に2名の警察官が来訪。神奈川県警察本部刑事部捜査1課警部補と、松田警察署刑事課巡査部長の2名。おりしも新型コロナ禍にあり、玄関で手指消毒を済ませ、マスク越しに地図と警察調書による概要説明を受けます。

「ともかく現場を見ない事には状況把握ができませんので、現場検証の設定をお願いします」、と依頼。

**12月16日、現場検証実施**

松田警察署山岳救助隊長と隊員の案内により、神奈川県警察本部・刑事部管理官捜査1課警視、担当警部補、松田警察署刑事と私の6名で現場検証。

この顔ぶれから、警察の意気込みを感じます。現場で得た知見から状況分析をおこない、写真解説を添えて有識者意見書を作成。

## 12月21日、松田警察署長宛に有識者意見書提出

「山岳登山ガイド行為における顧客滑落事故死に関する考察」A4版53頁。  
併せて、現場で採取してきた「石英閃緑岩」の岩片を提出。  
考察の要点は、以下となります。

### 1. 事件概要と意見書提出

当該登山インストラクターは受講者2名（男女）を有償ガイド（口頭契約）。  
初春の沢の遡行に苦戦し、予定時刻から2時間15分遅れて完登（15：15）。  
日没まで約2時間半と迫る状況の中で、予定コースを下山。  
しかし下山もてこずり、予定ルートを途中で変更し、最短コースとなる赤棚ノ沢  
上部側面に沿って下降した。

「GPSと地図併用のルート解説」も講習（インストラクション）内容とされ、全員未踏  
査地域の赤棚ノ沢谷筋へと下降する。

最初は表土の緩斜面であったが、やがてシカ柵で囲われた急斜面となる。  
シカ柵の外側に沿って下降を続けるが、急斜面ゆえに表土が流れ去り、石英閃緑  
岩の露岩にザレで覆われた急斜面（約33°）となる。

足元が滑り、クライムダウンできない岩質のため、シカ柵の金網につかまって  
下降を続けるが、馬酔木（アビ）がせり出し、行く手を阻む。

当該登山インストラクターは先行き偵察の必要を感じ、受講者2名を待機さ  
せて先行探査をおこなおうとした時、馬酔木を迂回するために受講者女性がつ  
かんだ小枝が折れ、赤棚ノ沢側壁（上部傾斜50°、下部傾斜80°）の崖を谷底ま  
で仰向けに転落、頸椎骨折・・・即死。

有識者意見書で示した直接的原因は以下。

- ① 急ぐあまりに谷筋を下降したコース選択の誤り（典型的な遭難コース選択）
- ② 滑り易い石英閃緑岩の露岩とザレの急斜面下降において、ロープ確保をおこなうべき場所で、ロープを所持しながら使わなかった業務判断ミス。
- ③ 死亡結果を招いた原因は小枝が折れた偶然によるものの他、当該登山インストラクターの判断力不足によりロープ確保を怠り、そのほか気づかない判断ミスを重ね、「起こるべくして・・・起きた、必然なる結果であった」ことを、詳細に論じた「有識者意見書」による。



## 2. 追加意見書提出

警察から検察へと書類送検するにあたり、さらなる追加資料を求められます。  
2021年2月19日付で「追加意見書」A4版22頁を提出。  
その考察概要は以下。

- ① 山岳登山における危険認識の基準と対処
- ② ガイド業務の区分
- ④ ガイドの注意義務（危険の予見性・回避義務・回避の可能性）
- ⑤ 私が丹沢バリエーション尾根案内で実施しているロープ確保の実例  
（写真と解説）

## 3. 書類送検とテレビ報道

◆ 2021年3月8日、書類送検

◆ 同日、NHK-TV 報道（おはよう日本）：P-107 参照

TV 報道の効果は大きく、SNS 上にもアップされ、投稿意見累積！！  
しかし、適切な SNS 投稿は見当たりません。  
なぜなら NHK-TV 報道内容が新聞や SNS 記事にもなりましたが、それら報道表現の下記 太文字 部分が誤った表現だからです。

報道文：「丹沢山系の山の尾根で〇〇〇が登山道から滑落して死亡しました。」

その結果、上記の尾根や登山道から推理した SNS 投稿例に以下があります。  
「丹沢尾根の登山道で、ガイドがロープ確保を義務とするような場所はない」

報道文章だけから読み取れば、まさに「その通り」・・・しかし事実は違う。

事実◎：尾根 ✕ → ◎ 沢の上部斜面、登山道 ✕ → ◎ 沢筋の崖

報道が事実を正しく表現していないことに起因し、報道を素直に、他方で真逆に反応するネット社会文化（風評）の特性は本稿で論じない。

## 4. 検察官現場見分立会

2021年9月、

県警担当警察官から電話が入り、検察官検事と検察事務官が現場見分するので、「有識者」としての立ち合いを要請されます。

9月29日、

横浜地方検察庁小田原支部担当検事と事務官の現場見分に立合い。

事前に公務参加者・計9名の名簿が配布され、公務安全責任者は松田警察署山岳救助隊長となっています。私は「有識者」として9番目の末尾に記載。

新松田駅から松田警察署へ向かう警察車両の中で私は、同乗の検事、事務官ともに「登山素人」であることを、会話の中から確認しました。

登山素人であっても、健常な公務執行者が滑落現場までシカ柵内を登れることは、昨年12月の現場検証をした際に理解していました。

しかし実施当日において2か所、安全確保が必要となる場所がありました。

**第1の場所**は、玄倉川の渡渉。

**第2の場所**は、滑落地点手前の急斜面横断約10m。

公務安全責任者に指定されていた松田警察署山岳救助隊長は、上記2箇所にあっても、登山素人の検事と事務官に対し、何ら措置を講じません。

**第1地点**の玄倉川渡渉では、私が急流の真ん中に立ち、検事と事務官へ手を差し伸べて渡渉。

**第2地点**の滑落現場へ至る急斜面横断では、私が持参しているロープで確保しようかと考えましたが、公務執行中の松田警察署山岳救助隊長を出し抜く措置は控えます。なぜならば、万一滑落したとしても、約10m下のシカ柵で止まり、擦過傷程度で済むだろうと予見したからです。

翌日、上記2点を指摘した所感メールを県警捜査1課担当警部補へ送ります。「全くその通りです。内部確認をしてから回答します！」との電話。

しかし私は「回答は不要ですが、山岳救助者の意識・気遣いと、山岳登山ガイド（引率、案内）の意識・気遣いは異なる」ことを指摘しておきました。

まさに本事件における登山インストラクターの業務過失意識と、山岳救助隊長の検察官先導公務意識とが、安全確保義務と登山倫理に欠けている指摘にとどめながらも、**21世紀登山における感性の劣化**を感じる体験でした。

つまり山岳被案内者（顧客や受講者、検察官等）への安全確保意識（登山倫理）、安全確保措置（登山対処技術）において、本件被疑者たる登山インストラクター

と、公務執行責任者たる警察山岳救助隊長の公務引率責任意識とが、同類の「安全確保意識に欠ける業務、公務」だったことの指摘です。

#### 追記：

被疑登山インストラクターは「秦野市丹沢遭難対策連絡協議会」傘下の「登山者遭難救助隊」（民間救助隊：市観光課募集）の救助隊長であることを、SNS上に公表しています。前記指摘のように、松田警察署山岳救助隊長と山岳登山ガイドでは、「救助者とガイド」の立ち位置、気遣いの違いがあるはずです。

この例において、被疑登山インストラクターと松田警察署山岳救助隊長の両者は、ともに「山岳ガイド業務、公務」における役割、自覚と責任、意識に欠けた面で同類となる指摘でした。

つまり；

ガイドは、危険を予知、予感、予見し「予防措置」を講ずる意識・気遣い。

リスク・マネジメント → クライシス・マネジメントへの判断

救助者は、当該事象から結果を予見し「救命・救急・搬出措置」を講ずる。

クライシス・マネジメント → リスク・マネジメントへの判断

機能上における両者の役割と判断レベルの違いは自明であり、第2章で述べる「リスク&クライシス・マネジメント」を参照されたい。

この例のように「無意識な業務、公務」を繰り返しては、安全放置となる！！

## 5. 追加資料を作成

書類送検された後も警察からの連絡は無く、その間に以下の資料を作成。

- ① 国土地理院地図の等高線から CAD 製図で「滑落斜面断面図」を作成  
・現場目視感覚と写真考査を加えて修正：P-28
- ② 谷川岳一ノ倉沢衝立スラブの傾斜角度図を CAD で作成：P-29  
同等な傾斜面の下降でも、岩質・自然環境の差を判断して可否を決める  
・合理的な判断に加え、熟達者は体感によりその場で判断を加える
- ③ 衛星写真画像に行動ルートを表記した「行動概要俯瞰図」を Word で作成  
・立体可視化により、山岳未経験者にも理解しやすい配慮：P-24～P-27
- ④ 下降した斜面角度における姿勢のベクトル解析図を CAD で作成：P-89  
・合理的理解への配慮

## 6. 検察官へ「意見書」内容を説明 ～「不起訴裁定」

2021年12月、

現場見分を同行した担当検察官から電話があり、私が提出した「意見書」内容の説明を受けたいので、拙宅訪問都合の問い合わせがありました。

「年金生活の私は暇ですから、私が検察支部を訪問します」、と返答。

12月22日、

横浜地方検察庁小田原支部を訪問。

追加資料も提示しながら、登山素人の検事さんの疑問に対し、丁寧に説明をおこないました。

終わるころ私が、「頑張って起訴してください」というと、「どうも・・・上の方が・・・」との返事。

「結果の通知は文書か、電話か、どちらを希望しますか？」の問いに対し、「文書でお願いします」と回答。

その結果・・・

2022年3月30日付「不起訴処分」通知文書を郵便にて4月4日受領。(P-22)

## 7. 「不起訴裁定」を考える

横浜地方検察庁を最後に退官された岳兄から、“検察庁は「不起訴にした理由」まで外部に公表しない”とのメールをいただきました。当然、そうであろうと推察していましたので、自ら考えてみることにします。

まずこの件は、「刑事事件」として神奈川県警察本部捜査1課で捜査され、そして書類送検された「被疑事件」。

「民事訴訟」は、提訴されていません。

2021年11月、

西丹沢・檜洞丸直下にある「青ヶ岳山荘」を訪ねた折、偶然にも、警察から知らされていなかった死亡受講者の個人情報的一端を知ることができました。

死亡受講者は約10年間にわたり、無償ボランティアで青ヶ岳山荘へ水の荷揚げをされており、小屋の主と親しく関係が築かれていました。



私も旧知な小屋の主は、死亡受講者個人情報の一部を話して下さいました。特に死亡受講者が小屋主に話された親子関係の一端に話が及ぶと、「民事訴訟」が起こされなかったわけが理解できます。個人情報につき詳細は記しません。(記憶メモは保管) その点を踏まえると、後述するように「起訴猶予」が理解できます。したがって本稿では、「不起訴裁定」となった背景を「刑法」のみから考えてみることにします。

## 8. 「不起訴裁定」を刑法から考える

### 刑法 第7章、犯罪の不成立及び刑の減免

#### (故意)

**第38条** 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

**2** 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。

**3** 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったことはできない。ただし、情状により、その刑を軽減することができる。

### 刑法 第28章 過失傷害の罪

#### (業務上過失致死傷等)

**第211条** 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

刑法第38条における「故意」および「未必の故意」で無い場合、その行為は刑法上罰せられないこととなります。本件の検察最終審理では、おそらくそのように判断されたものと考えられます。

2021年12月22日、担当検事さんへ説明のため、小田急線ロマンスカーに乗って横浜地方検察庁小田原支部へと出向きました。担当検事さんはよく話を聞かれましたが、時折「上が・・・!」を發します。このような発言の裏では、概ねうまくいかないのが相場です。

期待半分、諦め半分、それでも「もしかしたら・・・!」と、淡い期待を抱きながら、帰途の小田急線ロマンスカーに。

担当警察官が最初に拙宅訪問された際、「裁判になったら証言していただけますか？」と聞かれたので、「いいですよ！」と答えた過去がよみがえります。

刑法第 211 条における「業務上過失」は、「登山知見」に立ってみれば自明で、「ロープ確保すべき場所で、しなかった」、単純明快な業務過失。

登山素人の検事さんや検察とすれば、当然ながら「過失認定」は法の範囲と証拠、証言によります。しかし山岳登山ガイド業務、登山インストラクションの「業務上過失」を認定する法律や規程、規範は、ありません。

刑法における「業務とは」、「本来人が社会生活の地位に基づき反復継続しておこなう行為であり、かつその行為が他人の生命身体等に危害を加えるおそれがあるもの」とされます。本事件の場合は口頭契約で「有償インストラクション」であったことから、「業務上」は明確。

「過失とは」、①社会生活上の地位に基づく行為、②行為の反復・継続性、③行為の危険性、から判断され、**① 単純過失**、**② 重過失**、**③ 業務上過失**に分けられます。有償、無償は問われず、「有償」とした場合には契約上の責任と義務がより重く加わります。

日本登山インストラクターズ協会には業務安全規程や業務制限規程が無いために、加えて「認識無き過失」ゆえに「故意、未必の故意」が認められず、刑法上「罪」に該当しない。

検察官へ不起訴理由を聞くまでもありません。

しかし・・・それでいいのか！

刑法とは別に、熟達登山者の目から見た「過失」は明確。未熟者が下山ルートを見失い、沢筋へ迷い込んで滑落となる、典型的な遭難死亡例。(遭難コース)

被疑登山インストラクター自身が秦野市民間登山者遭難救助隊長として捜索に参加し、その結果を SNS (Yama Reco) へアップロードしています。その記事、『丹沢遭難事故から登山者に守っていただきたいこと』(2015年3月30日)の中で警鐘していることを、まさに本人が実行して顧客滑落死を招いた事件。すでに事件 5 年前の SNS ゆえ、「認識ある過失」となり、「未必の故意」は認められるのではないか！！

西丹沢、女郎小屋沢終了時において、日没まで 2 時間半しかないために最短距離をめざし、未踏査の赤棚ノ沢上部側壁を下降し、崖を転落した単純事件。

当該登山インストラクターの判断ミスは、以下があげられる。

- ① エスケープルートでの下降を選択しなかった。(東沢～樺平～玄倉林道)
- ② 計画ルートを下山したが、途中で最短距離に変更し、赤棚ノ沢上部の未踏査なシカ柵沿いの急斜面下降を選択した。(典型的な遭難ルートを選択)

- ③ 赤棚ノ沢上部斜面下降において2か所、シカ柵内へ容易に入り込める倒木があったが入らず、シカ柵につかまって岩盤の急斜面をロープ確保無しで単独行動させた。(下降面斜度≒33°石英閃緑岩のザレで滑り易い)
- ④ ビバークの準備をしていながら、ビバークの選択肢がなかった。
  - ・焦りが余裕を排除(ツエルト、コンロ、食料、水各自20、を所持)
- ⑤ 50mロープ2本を持ちながら、滑落危険地帯でロープを使用しなかった。
  - ・どうしても下降するならば、ロープ確保、懸垂下降等で、安全確保。

さらなる主要な問題点は「山岳登山ガイド」と「登山インストラクター」の思想(認識)の違いが、本事件を誘引したと指摘できる。

「インストラクター」とは教育課程で指導する人、指示する人、教示する人をいいます。「登山インストラクション」は安全を確保した中でおこなう教育課程であり、危険が顕著な沢、岩、雪、氷、は教育実習領域ではありません。

そもそも「登山インストラクション」は安全確保を得やすいゲレンデや、ほぼ安全な一般登山道歩きをフィールドとし、教育課程上の「教室」に類するほぼ安全な場所を、教習領域とします。

沢、岩、雪、氷の山岳自然を攀じ登る「登攀」にあつては必ずしも安全確保ができず、教習課程の教室相当になりません。「自然の危険が顕著に潜在する場所を登降＝山岳登山」と認識するならば、本件下降ルート引率は「登山インストラクション」で無く、「山岳登山ガイド」領域となる。

「山岳登山ガイド」は上記の山岳危険領域を登降・引率する人をいいます。「ガイドイング」とは山岳危険領域の中で被案内者(顧客登山者、等)の安全確保に全責任を負い、積極的に防御措置を講じながら、目的達成へとリードしていくパイロット。(船→水先案内人、航空機→パイロット、山岳登山→ガイド)

この過程にあつても被案内者(顧客登山者、等)は、同行過程のガイドイングの中で教育・指導することはできる。しかしインストラクションの教習課程とは対照的に、ガイドイングは積極的危機管理を含んだ、被案内者自身の心・技・体・総合力向上を目指す支援が業務。

実態は両者を混同し、「登山インストラクター」は山小屋等で「ガイドさん」とも呼ばれ、受講者の間では「先生」と呼ばれている。(多数の証言あり)

「ガイドイング」と「インストラクション」を混同している中で、「山岳登山ガイド業務」と「登山インストラクター業務」とは、業務概念が異なることを改めて認識してほしいものです。加えて、「登山インストラクター」が「山岳登山ガイド」をおこなう危険は、本事件が事実として証明しました。

ならば、その業務呼称は公益社団法人日本山岳ガイド協会と同じくし、「登山ガイド」や「山岳ガイド」へ統一するか、あるいは「登山インストラクターの法的業務制限」をおこなうべきである。それらは内閣府を主管官庁とした、「山岳登山ガイド法」の制定は時節にかない、その論考は第2章でおこないます。

「日本登山インストラクターズ協会」ホームページを通して見ると、協会の目的として、① 自立した登山者の育成、② 前記登山者の育成ができる登山インストラクターの養成、③ 安全登山のアピール、とあります。

上記 ①についてはインストラクター個々の業務目的であり、協会そのものの目的ではない。②の養成機関を協会目的にしてしまうと、登山インストラクター認定制度に疑念が生じる。つまり ①がおこなえる基準を備えたインストラクターであることを審査して資格を認め、認定されたインストラクターを会員として構成するのが協会であるはず。その上で、有資格者たる会員間における様々な相互扶助機能を発揮すれば、③の安全登山への啓蒙が図れる。

本事件被疑登山インストラクターが同協会理事を務めている事実から鑑みると、同協会は登山者育成の「教育業務」と、登山者を引率して安全確保を図る「山岳登山ガイド業務」との違いを認識できていない。山岳自然の「危険」を認め、その危険に立ち入る「山岳登山」であれば、たとえ「教習課程」であったとしても自然の危機を免れるわけにはいかないのが、山岳の世界である。

結論を述べれば：

「このように登山インストラクターが無自覚で山岳登山ガイド業務を実施し、その受講者が滑落死亡してしまった。しかし刑法上の罪は問われず、今ふたたび登山インストラクター業務を継続している。このことの危険を、それぞれの立場から改めて真摯に考えてほしい」、と願うものである。

では登山において、「安全確保法令、規制」を設けるべきか？

そもそも登山は山岳危険地帯に分け入り、重力に逆らって登る、不条理な行為。不条理な行為に、ことさら条理付けすることの矛盾は、登山に立ち向かう登山者個々の登山意識に還ります。個人の自由を尊重しながらも、万一遭難した場合には社会的負担を生じます。公共の福祉に反する山岳遭難事象において、当該登山者は相応な責任、負担を負わねばなりません。山岳遭難対策を公共機関任せの現実、山岳登山者意識の劣化を招く副作用を生じています。

しかし山岳登山ガイドを業務とする者にあっては、さらに厳しい自覚と規制が求められ、「山岳登山ガイド法」に類する法規制が必要な時節を迎えています。

◆ それぞれの立場から諸処議論すべき時・・・それは、今です！



## 9. 刑法条文

### 第7章 犯罪の不成立及び刑の減免

#### (故意)

**第38条** 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。

3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を軽減することができる。

### 第28章 過失傷害の罪

#### (業務上過失致死傷等)

**第211条** 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

## 解釈

**認識なき過失** : 行為者が犯罪的結果の発生を認識してはいるものの、発生を確定的なものとして認識していない場合をいう。

**認識ある過失** : 行為者が犯罪的結果の発生を確定的なものとして認識している場合をいう。

**未必の故意** : 行為者が犯罪的結果の発生を認識しているが、その結果が「生じてかまわない・・・」、「それでもいい・・・」とした高度に蓋然性認識が高い場合をいう。

## 10. 検察支部から「不起訴処分」裁定通知

検察庁は「不起訴処分」とした理由を、外部へ公表しないとされます。

- ① 嫌疑なし . . . 犯罪の嫌疑がない
- ② 嫌疑不十分 . . . 起訴して処罰するに足る証拠が十分でない
- ③ 起訴猶予 . . . 犯罪の嫌疑があり、証拠も十分であり、起訴して処罰

することが出来るが、被害者の宥恕（<sup>ゆうじょ</sup>寛大な心で罪を許す）、  
その他の事情から起訴しなかった（猶予）

[Redacted]

田中 文夫 殿

通 知 書

令和 4 年 3 月 30 日

---

横浜地方検察庁小田原支部

検 察 官 検 事

担当者

電 話

[Redacted]

[Redacted] に対する 業務上過失致死 事件（ [Redacted] ）は、令和 4 年 3 月 30 日、不起訴処分としたので通知します。





## 12. 行動を俯瞰的に見る

### (1) 登降ルート山容俯瞰





## (2) 下降ルート滑落点とシカ柵との関係

シカ柵内は土の急斜面であるが、二足歩行で下降できる。

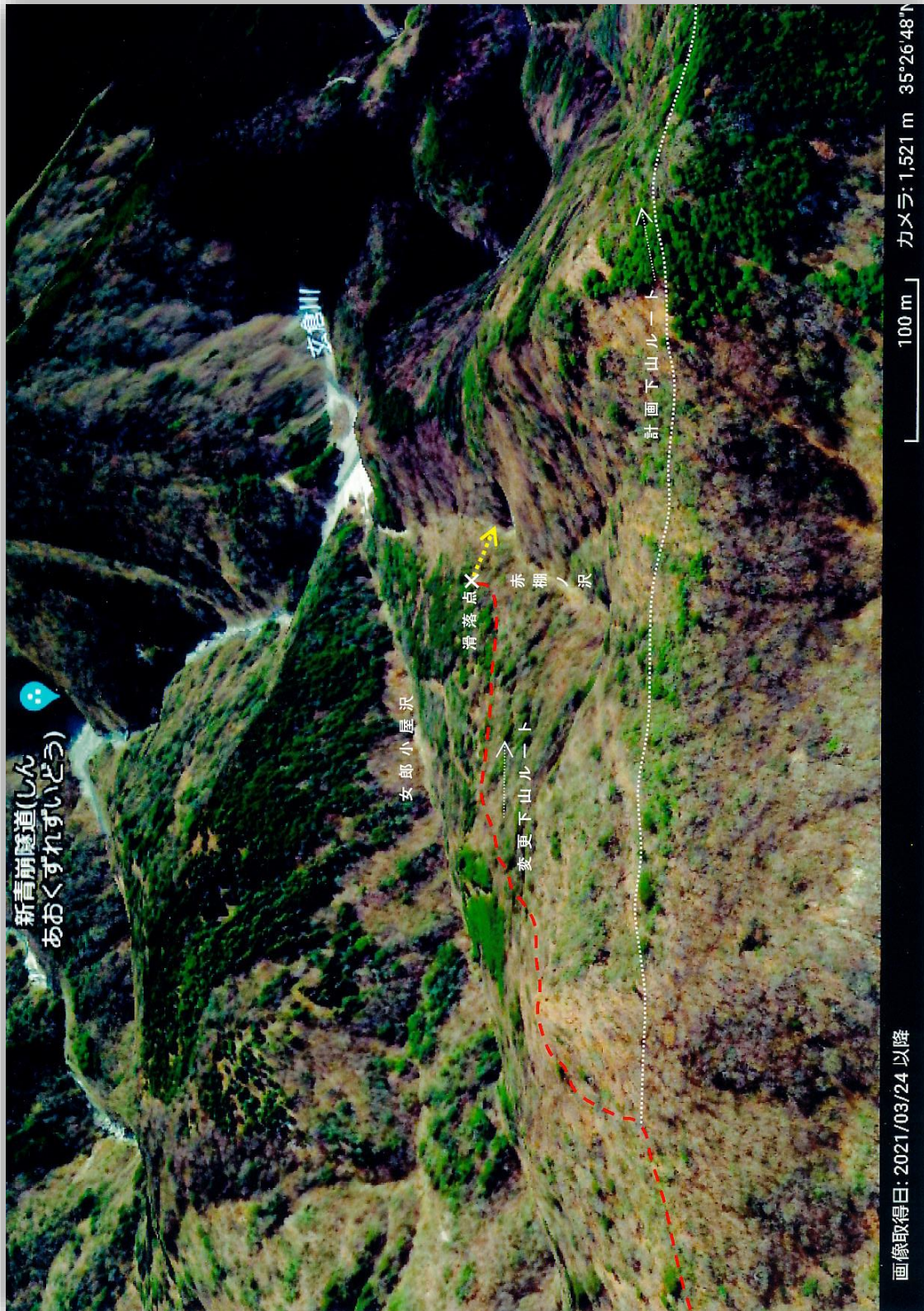
- ・警察現場検証、検察現場見分でシカ柵内を2度、登下降した





### (3) 下降ルート滑落点俯瞰

赤棚ノ沢側壁に向かって下降する、まさに典型的な遭難コースを選択。





#### (4) 赤棚ノ沢滑落点俯瞰

滑落点手前に2か所倒木が柵に倒れ掛かり、シカ柵内へ容易に入れた。









## (6) 谷川岳ーノ倉沢衝立スラブの傾斜と岩質

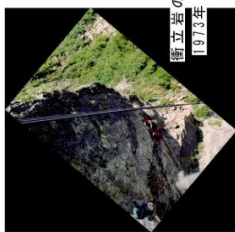
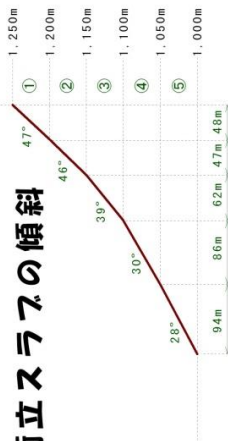
雪崩で磨かれたスラブなので、乾いた状態ならば  $30^{\circ}$  程度なら歩行可能

### 一ノ倉沢の岩質

- ・ 上部の岩 = 蛇紋岩
- ・ 中腹部の岩 = 輝緑岩、花崗岩
- ・ 下部の岩 = 石英閃緑岩

谷は雪崩で磨かれ、スラブとなっている。  
乾いたスラブで、 $30^{\circ}$  程度の傾斜ならば二足歩行で下れる。  
濡れたスラブは滑るので、三足支持や懸垂下降で下る。

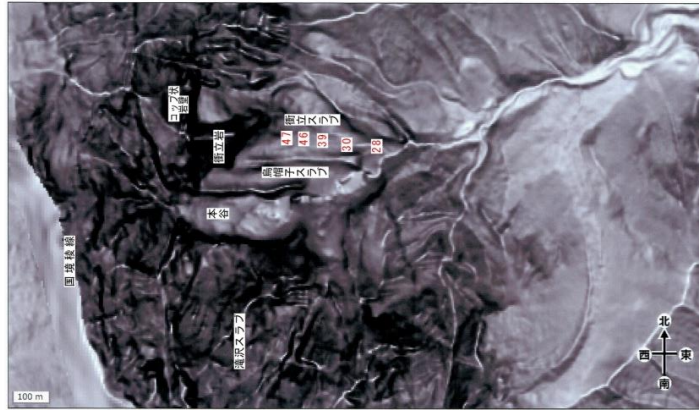
### 衝立スラブの傾斜



### 谷川岳

### 一ノ倉沢

地理院地図  
GSI Maps

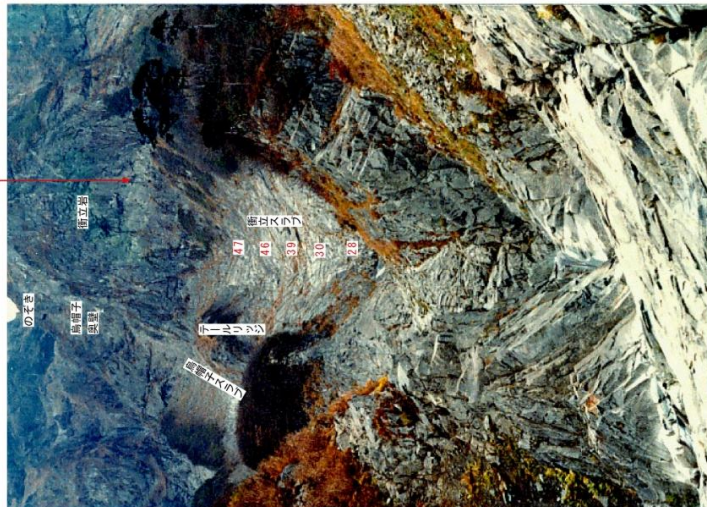


傾斜量図  
100m

地理院地図  
GSI Maps



地形図  
100m



写真

## 第2節. 山岳・登山ガイド行為における

### 顧客滑落死亡事件に関する考察

令和2年3月21日、神奈川県足柄上郡山北町玄倉515番地、旧玄倉ビジターセンター北東方向、図測3.6km地点の赤棚ノ沢内において、有償沢登り講習受講生1名が下山途上で滑落死亡した事案につき、神奈川県警察本部及び同・松田警察署担当警察官より、「山北町玄倉 赤棚ノ沢内における46歳女性滑落事故事案」、「時系列（登山計画書及び関係者の供述の整理）」及び「地域詳細地図」の提示と説明を受けた。本件滑落事故における引率ガイド行為の適否について意見を求められたことから、56年間に及ぶ高度な山岳登山体験（丹沢沢登りからヒマラヤ7500m峰の岩壁登山隊長）と山岳文化研究成果（日本山岳文化学会）を踏まえ、客観的、中立、公正な立場から、以降のとおり考察するものである。

#### — 記 —

上記の提示資料では、当該ガイド行為者の氏名は「A男」58歳、神奈川県在住、登山歴＝自称41年、日本登山インストラクターズ協会・登山インストラクターとされていますが、SNSで公開されている日本インストラクターズ協会の資料から、容易に名前が特定でき、プロフィールも公開している。（以降A氏）

しかし、肩書と実力は必ずしも一致するものでなく、現代登山における「プロ意識の錯誤」と、「登山と山岳スポーツの違い」を指摘した、拙著『登山の生態分類（学）』、及び『登山の総合人間学』（いずれも国立国会図書館蔵書）をまとめた視点から考察するものとなる。

推論には帰納法と演繹法の二つがある。

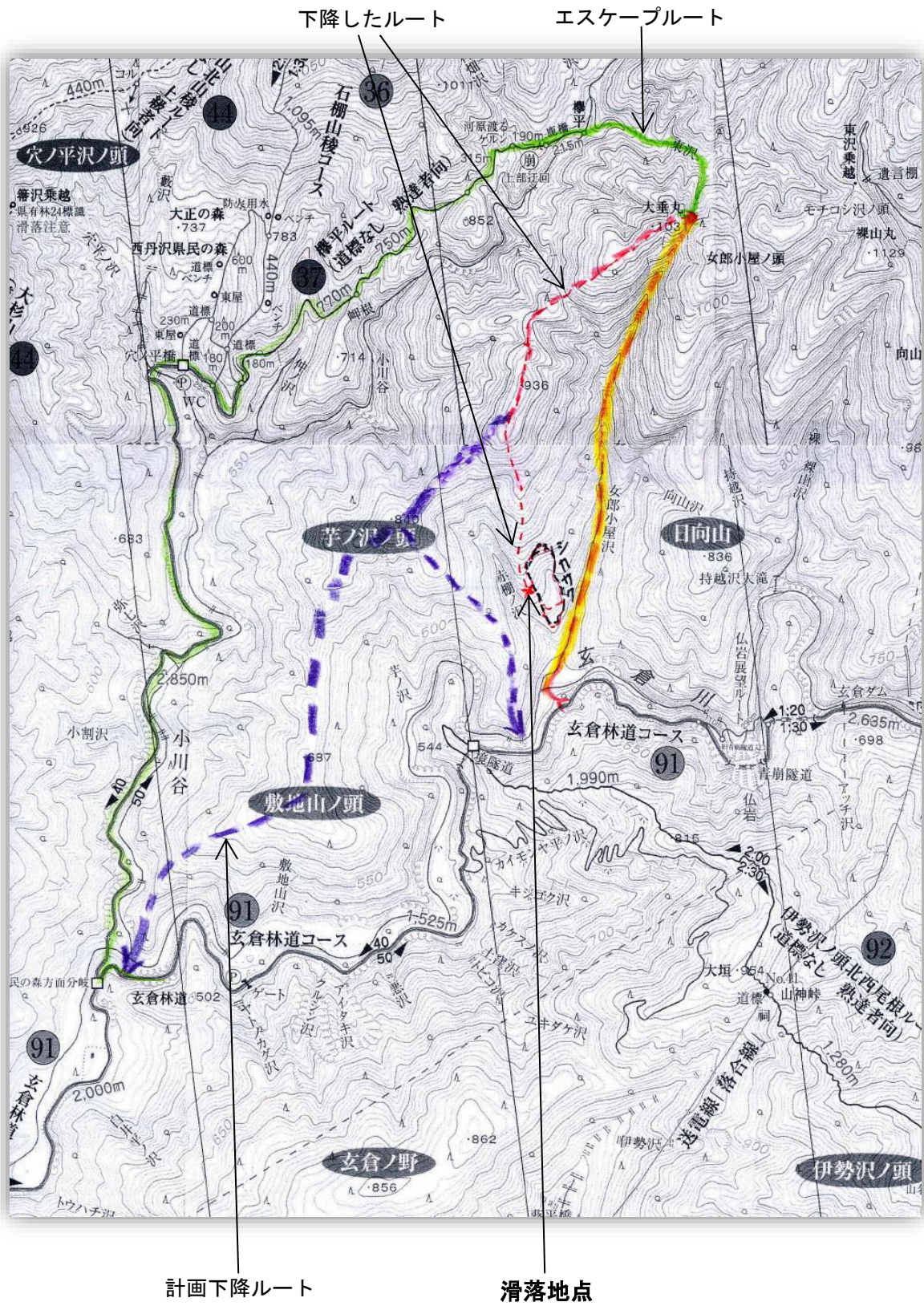
**帰納法**は個別・特殊な前提から一般的・普遍的な規則や法則を見出し、前提が「真」であっても、結論は必ずしも「真」になるとは限らない。

**演繹法**は普遍的・一般的前提から個別・特殊な結論を導く論考であり、前提が「真」であれば結論も「真」となる。

本考察は推論でなく、本件事案の個別・特殊な「真」を検証し、かつ、普遍的・一般的前提から「真」を考察する、演繹と帰納を複合させた論証となる。



# 1. 地形図



## 2. 「業務」の法的理解

刑法第211条における「業務」の概念は、以下となる。

・「業務とは」、本来人が社会生活の地位に基づき反復継続して行う行為であつて、かつその行為は他人の生命身体等に危害を加えるおそれがあるもの。  
(家庭生活上の活動は含まれないが、娯楽のための個人的な行為は含まれる)

- ① 社会生活上の地位に基づく行為
- ② 反復、継続性
- ③ 行為の危険性

以上から、①単純過失、②重過失、③業務上過失、と分けられている。

本件事案の「登山インストラクター行為」は、まぎれもなく上記3要素を満たした「業務」である。また「山岳登山ガイド行為」も同様に、「業務」となる。したがって、本件の登山滑落死亡事案は「業務上過失～致死」が視野にある。

しかし登山は、山岳という非日常自然環境の中へ「故意」に踏み込む自主行為であり、自然がもたらせる事象を、登山者は全て予知・察知することができない。その人間能力の限界から、人の判断は自然事象に対して万能でない。それゆえ登山では、二重、三重の「防御措置」を図り、単なるスポーツと異なる。

2009年7月、北海道大雪山系「トムラウシ山遭難事故」は8名死亡となり、社会に大きく報道されたが、最終結果は不起訴裁定となった。しかし当該上部組織たる公益社団法人日本山岳ガイド協会は特別委員会を設置し、「トムラウシ山遭難事故調査報告書」をまとめ、2010年3月、社会へ公表した。

山岳遭難事故裁判事例を見ても、その多くは学校教育活動の一環として山岳へ立ち入って事故を起こし、その計画・実施・監督責任が問われている。

より高度な登山となるにつれ、過失の立証は難しくなり、裁判に至るケースはまれである。しかし登山とは、故意に危険な山岳へと踏み込む自主行為であり、自らの命とともにロープを結ぶ行為は他者を含めた一心同体を形成することから、裁判以前の「総合人間力形成・育成」に目を向けるべきである。

以上の視点から、本件事案における提示資料の中に、当該登山インストラクター、及び、当該所属協会の見解や事故報告等が見られないことから、当該協会の山岳登山に対する姿勢を厳しく問わなければならない。

「登山」を楽しむ背景には、常に死の影を背負っている意識が根底にあり、ではどう対処するか・・・、そこから始まるのが山岳登山ガイド、登山インストラクターの心構えである。本件死亡事故事案を通し、山岳登山の意味をより深く追及することこそ、当該協会及び登山インストラクターの責任といえる。

### 3. 当該ガイド業務における適否の考察

#### (1) 登山目的は何だったのか？

元来、A氏と顧客I氏との計画が天候不順のため中止となり、急遽当該ルートに変更する。次に参加メンバーをネット公募したが応募はなく、旧知の受講者2名（I氏、T女）を有償（口頭契約）ガイドした。

この経緯から考察する、彼らの登山目的は何だったのか？

- ① 登山インストラクターになるための育成講習か？（先生と生徒の関係）
- ② 単なる登山ガイドか？（登山ガイドと顧客の関係）

そもそも、A氏が当該登山参加者をネットで公募した目的は何だったのか？登山指導者あるいは登山リーダーを希望している不特定な登山者に対して、その育成業務としての対象者を募ったのか（上記、①）？ または、単に当該沢登りをしたいだけの一般顧客を募ったのか（上記、②）？ 明確では、ない。

推察するに最初は、上記②の単なる顧客募集であったと考えられる。

しかし一般応募がなかったために、A氏とI氏にT女を加え、旧知な3名編成となり、結果として上記①の育成講習山行の性質を帯びた、と理解する。

そのことは、警察官の話による「A氏は先生と呼ばれていた」ことから、I氏とT女は、A氏の生徒に当たる教育相関が読み取れる。

その経緯から当該登山目的は、上記②から①へと変わったと理解する。さらに、口頭による「有償契約」であったことを踏まえると、A氏の行為は「登山指導者育成講習業務」と理解できる。

本件滑落死亡事故はその途上にあった「業務中」であり、当然ながら当該業務における「業務上過失責任」が生じ、その検証と相応の措置は免れない。

登山目的の曖昧さ（無自覚）からも、A氏の登山に対する認識レベルの低さを指摘できる。加えて3月下旬という、山岳環境が冬から春に変わる微妙な時節を重ね併せると、計画の妥当性と実施能力の検証、考察は以降に述べる。

また「登山インストラクター」なる任意資格を設け、有償登山インストラクター業務を生み出した「日本登山インストラクターズ協会」を考察する必要がある。ネット公開されている同協会の目的が、上記当該山行目的の曖昧さに波及する。その考察も以降に述べるが、A氏はその協会理事であり、資格を認定する側において重い責務を負う立場にある。その認定資格をもって有償インストラクター業務を実施し、当該死亡事故を引き起こした当事者の責任はより重い。



## (2) メンバー編成について

前記から、指導者(インストラクター)1名、受講者(顧客)2名で講習登山を実施。

(P-81：引用資料等：3人編成パーティのロープワーク) 参照

年齢構成は指導者A氏58歳、受講者T女46歳、及びI氏50歳であり、年齢差による身体能力の格差等、本件考察の上で著しく問題視する点はない。

警察庁安全局生活安全企画課の「令和元年における山岳遭難の概況」における山岳遭難者「年齢層別」によれば、40～59歳までの遭難者が28.9% (P-66：表5)を占めている。同じく40～59歳までの死者・行方不明者の22.7% (P-67：表6)とする統計は、まさに本件事案に相当する。さらに「様態別山岳遭難者」の表によると、「滑落」は毎年17%前後 (P-65：表4)を推移している (H27～R01統計)。つまり彼らは、要注意世代に当てはまる。

「滑落」を理論的に考察するのは複雑で難しい。つまり、用具の選定、身体の適応能力(バランス)、自然の物理現象を理解して応用する知的能力、パーティ編成による相互補完能力、等々。それら「経験の蓄積」を総合して会得し、実際に応用できる能力こそが「登山者の実力」となる。それらの要素が欠落した時、「滑落」という物理現象が生じる。この滑落や転落対応こそが「登山技術の神髄」であり、このことを最も訓練しているのがアルピニストである。

「沢登り」はアルピニストの登竜門たる位置づけでもあるが、他方では沢特有な自然条件がもたらせる、「沢登り」とした独自の登山分野ともいえる。

中高年のクライミング能力は、筋力の衰え、身体柔軟性の劣化、視力の衰えが作用するバランス感覚の劣化、判断能力の遅延、等々、青年期までとは異なる。そればかりでなく、中高年者特有の人生観が大きく作用していると指摘できる。つまり未知に対する不安で一杯だった青年期を乗り越えた人生経験は、精神的な落ち着きと自信に加え、未知なる自然への畏敬が薄れ、自然の中で微妙なバランスで成り立っている人間生命への感性を鈍くする。日常生活での自信を、非日常環境の山岳自然に対しても無意識に適用してしまう意識無き錯誤。端的に言えば、「自然を恐れる感性が鈍る」。この感性の鈍化は人さまざま様でないが、警察庁統計で40歳以上が79.5%を占める山岳遭難統計 (P-66：表5)と、実際にそれらしき登山者は頻繁に見かける。

メンバー編成における「殿(しんがり)方式」は、日本型組織の知恵である。

欧米や古代中国の戦法はリーダーが先陣を切り、リーダーの勢いでメンバーを鼓舞した。かつてヒマラヤ登山隊で日本隊の殿方式は、欧米の登山家から笑いものにされたが、登山と戦争を混同してはならない。登山は山岳自然の中にあり、

人間がどのように楽しみ、生き延びるかであるから、自然を科学的合理性により総合的に理解する必要がある。さらに山岳自然現象は、人間能力では予知できない特殊事象との遭遇もある。登山は山岳の非日常領域に踏み込むのであるから、偶然出会った山岳事象から逃れられない場合も生じる。これら山岳事象の必然と、人間行動の必然が、「偶然」に出会った時、人間の側にとっては脅威や災害となる場合がある。それを人間の側は「自然災害」と受け止める。

本件は単なるガイド登山と異なり、「育成講習」が目的であれば、必ずしもガイドA氏が先頭を歩く必要はない。育成するためには、むしろ最後尾（殿方式）にあってパーティ全体をコントロールし、先頭は受講生であっても良い。

① ロープを必要としない場所における3人パーティの場合、「先頭はサブリーダー的存在として登山経験30年のI氏、真ん中はパーティ中の弱者に相当する登山経験10年のT女、殿（しんがり）は指導者のA氏の編成であってもよい。

② ロープを必要とする場所（滝、ゴルジュ、危険斜面等）においては、指導者A氏が先頭で行動する場合が普通である。しかし育成講習であるなら、なるべく先頭は受講者とし、ルートファインディングを学ばせる必要もある。その場合の安全確保判断は微妙で、この状況判断こそがその指導者の力量と見識が問われる実力発揮の場面であり、パーティとしての総合力となる。

③ 安全確保にはロープ（ザイル）を使用するが、このロープワークの上手・下手で所要時間の差や安全確保に、大きな差異を生じさせる経験則領域である。

基本のロープワークは「1対1」であり、3人パーティなら1人が行動して2人は確保者と待機者となるため、時間がかかる。

指導者が先に登り、受講者2人に時間差をつけて同時に登ることもできる「1対2」方式もあるが、前記よりも安全性に劣る。したがってこの方式は易しい場所に用い、時間短縮を図る場合が多く、ガイドの力量とともに、受講者の力量もそれ相応になれば、逆に共連れとなって危険を増す。

④ 基本的には「1対1」のロープワークで無駄な時間を要さないこと。「1対複数」になれば待ち時間が多くなり、その分時間が増す。

したがってメンバー編成とコース選択は、当該登山の合理性と安全性に直結する。本件の滑落死亡事故はロープを使用しなかった場所で発生していることから、「なぜ、ロープ使用の安全確保をおこなわなかったか？」が主たる検証要因となる。おそらく、ロープを使うと樹木に引っ掛かって時間がかかり、最短距

離で時間短縮する意味を失うため、ロープ確保をおこなわず強引に下降した、と読むことができる。つまり、「焦り」である。

本件で女郎小屋沢の遡行時間が計画よりも**2時間15分**遅れたことの原因が、**3人編成**ロープワークの所要時間に加え、**3月下旬**、季節の変わり目の山岳環境の厳しさ、特に「沢淵の滑り」にてこずったことが報告されている。

西丹沢の沢は兩岸が急峻であるために、水中を歩く場合も多いが、**3月下旬**の水の冷たさから安易に水中を歩くことを嫌い、滑った岩を「へつる」と時間がかかり、注意力と体力を消耗したものと考えられる。

結果論であるが、当初山行計画していたA氏と顧客I氏の「**1対1**」のパーティであるならば、あるいはA氏と顧客T女の「**1対1**」のパーティであったならば日没前に下山でき、本件事故は発生しなかった可能性がある。

登山目的とメンバー編成は、登山計画において最重要である。ましてやネットで一般公募者を加える登山目的の安易な混濁さは、自然環境の中でおこなうガイド登山業務に対する認識の甘さと責任感の軽さを、顕著に露呈している。

本件登山インストラクターと受講者の関係は馴れ合いにより、仲間意識が形成され、ガイド業務の厳しさを欠いた一瞬の隙に生じたものと推察できる。

### (3) 時間設定について

SNS「ヤマレコ」にアップロードされている、他者による最近のコースタイムに以下がある。(P-68～71：引用資料等)

2019.5.24、(2名P) 玄倉駐車場 (06:58)～女郎小屋沢乗越 (13:22～13:24～東沢・小川谷源頭～西丹沢県民の森～玄倉駐車場着 (16:06)  
(女郎小屋沢だけの所要時間≒5時間)  
(女郎小屋沢乗越～玄倉駐車場まで下山の所要時間≒2時間42分)

同上コースを、過去(2009年)にA氏が辿った「ヤマレコ」の記録も以下としてある。(3節7項：引用資料等)

2009.6.20、(顧客3名の4名P) 玄倉駐車場 (06:45)～女郎小屋乗越 (16:30～東沢・小川谷源頭～西丹沢県民の森～玄倉駐車場着 (20:30)  
(女郎小屋沢だけの所要時間≒9時間15分)  
(女郎小屋沢乗越～玄倉駐車場まで下山の所要時間≒4時間)

本件当該計画における「女郎小屋沢だけの所要時間≒6時間」が妥当であるか否かは、メンバーの力量によって異なり、外部から特定することは難しい。

上記2009年6月の4人で9時間余を踏まえれば、当該計画の3人で6時間

は余裕のない時間設定といえる。ましてや西丹沢の3月下旬は、冬の名残の低水温、低気温、早期の日没時刻であり、計画段階における玄倉駐車場着16:30は希望的願望時刻であり、遅れた場合の対策は当然に想定すべきである。

つまり、① エスケープルートの想定、② 積極的ビバーク対応、である。

実際にはツエルト、コンロは携帯していたのだが、バリエーションルートに踏み込む登山者の常識で携帯していたとしても、それを実践に即して活用することも、山岳緊急対応講習の一つとなる。

実際には女郎小屋沢だけで予定を2時間15分オーバーし、女郎小屋沢乗越到着時15:15において、日没まで2時間半しかない下山ルートの選択は、エスケープルートの「東沢・小川谷源頭～西丹沢県民の森～玄倉駐車場着」を迷うことなく選択し、状況に応じては積極的ビバークをすべきであった。

#### (4) 下山コース設定について

計画では、女郎小屋沢乗越からの下降コースを「大垂丸～芋ノ沢ノ頭～敷地山ノ頭～玄倉川小川谷出合～玄倉駐車場」とし、3時間30分を見込んでいる。大垂丸～小川谷出合までを約3時間と見込んでおり、一度踏査経験のあるコースタイム設定ならば問題はない。また、技量に優れた登山者ならば可能だ。

講習目的の一つに、コンパスやGPSを活用して「地形図の解読によるコース選定」があり、未踏な下山コースに踏み込む計画もある。しかしガイドの業務責任として、ガイド自身が未踏査地での講習は無謀である。

責任ある有償ガイド業務をおこなうに当たっては、事前に踏査した体験ルートを選択し、その途上で講習目的の地図の解読指導をおこなうべきものである。

地図の解読は位置の概要を把握する程度のものであり、足元の具体的事実を示すものではない。コースの解読は、現場のあらゆる要素を踏まえて登山者自らが見出すものであり、これこそが実践体験の積み重ねによって得る経験が成せる判断、言い換えれば「登山感覚を鍛える」こととなる。

つまり、受講生の判断は失敗がともなうことを許容の範囲に前提するが、登山ガイド業務における判断は、失敗を許されない重い責任行為を意味する。

(クライシス・マネジメント：P-137 以降参照)

後述の「トムラウシ山遭難事故」においても、3名のガイドの内、当該コースを事前に踏破していたのは若手1名だけで、リーダーガイドは未踏破であった。

他方、登山においては常に「エスケープルート」の確保が必須である。西丹沢の沢は兩岸が切れ落ちているため、谷の途中から尾根上へ抜けるのは困難。この場合には、① 谷を登り切る、② 谷を下降する、いずれかの選択肢となる。

本件は①の谷を登り切ったのであるから、そのエスケープルートとなれば、最も確実な下山ルートを選択として、「東沢～小川谷源頭～樺平ルート」があり、A氏も2009年に経験している既知のルートを選択すべきであった。

- ① ツェルトを持ちながら、ビバークを考慮していない。
- ② 一般的下山コース（東沢～樺平ルート～玄倉林道）をなぜ選択しなかったのか？（エスケープルートの選択）

日没まで2時間半あれば、樺平ルートを下り、西丹沢県民の森駐車場近くまで到達するはずである。そこでビバークするか、あるいはヘッドランプを点けて林道を歩き、玄倉ゲートへ向かえば、危険度は少ない。受講者に対し、それら一連の計画変更判断と説明も、「講習目的」に適う。

他方、熟達したアルピニストの力量であるならば、8φ50mロープ2本とスリング、下降デバイス、セルフビレイランヤートを携帯していることから、急斜面や谷への下降も出来、時間短縮は可能だ。しかし女郎小屋沢の時間遅れこそがパーティの実力不足であることを示し、谷への下降は危険な選択を意味する。

## （5）滑落事故のポイント

アルピニスト(クライマー)が岩壁を登り切り、急峻な尾根や斜面を下降することは普通で、相応の体力、技術、用具と経験を要している。その際におけるルート判断能力とロープ確保や懸垂下降技術、中継における自己確保技術、等々があり、経験による会得要素が多くを占め、机上で検証はできない。

本件においては8φ50mロープ2本を持ち、懸垂下降デバイス、自己確保デバイスを携えていた。日没時間に追われる中、最短下山コースを選択し、より急峻な沢筋を下降した判断において、それらの装備を積極的に活用して時間短縮を試みる意図があったか否かは、受領資料からはわからない。

しかし女郎小屋沢遡行だけでも、計画より2時間15分遅延したことから考えると、当該パーティは登攀技術、ロープワーク等に熟達しているとは思えない。「未熟だから遅れた」と理解するのが普通で、赤棚ノ沢沿いの急斜面下降は「危険な選択」といえる。

警察提示資料から、事故発生のポイントを以下考察する。

- ① 最短コースをねらい、受講生T女が経験したというが、ガイドのA氏は未踏査で急峻な赤棚ノ沢側を下るトラバースルートに入ったことに、当該パーティの実力で可能とする自信を持って判断したのか？  
そこにはシカ柵があり、赤棚ノ沢側を迂回する途上で、支点とした馬酔木（アセビ）の小枝が折れたのは不運であり、T女が滑落～死亡した。

- ② 谷筋の下降で、なぜアンザイレン（ロープ確保）をしなかったか？  
これが最大ポイントである。

本節4項：「現場検証による考察」参照

- ③ 馬酔木の小枝が折れたのは不運であったが、その枝に、どのような力が作用したのか？

折れた枝の写真を見ると、太くはないが根本は残され、枯れ枝でないことが分かる。現場検証警察官が折れた枝を指さし、立ち上がっている写真から推察すると、その枝に全体重をかけて通過する場所ではないように見受けられる。（本節4項：「現場検証による考察」）P-43～49参照

滑落の危険を事前に想定した場合、そこを通過する対策としてロープを結ぶ必要がある（アンザイレン）。さらに危険と認識したら、スタックアウト（確保しながら一人ずつ行動）とし、危険度が低いと判断したらコンティニュアス（結んだまま一緒に行動）で行動するのが定石である。

谷筋を下降しての転落事故は数えきれないほど多く、典型的な「遭難コース」。谷筋への下降、特にトラバース（横断）下降は登るよりも難しく、滑落死亡事故を生じる典型例である。

時間がかかり、ヘッドランプを点けたとしても、シカ柵内の土の尾根上を歩く方が安全度は高く、結果的に速く下降できた。

「迷ったら谷に降りるな、登り返せ!」は、登山の鉄則。それを判断するのがガイドの業務であり、責任である。さらに行動が困難になったとき、安全確保のうえで「積極的ビバーク」という選択肢もある。

- ④ 転落・滑落の姿勢

「仰向け（転落）」で落ちるか、「うつ伏せ（滑落）」で落ちるかの違いにより、その結果に大きな差異が生じる。

人は下半身より上半身が重く、さらに頭部は重い。したがって、「仰向け」の場合は頭から「墜落」「転落」する。斜面の傾斜が緩くなるにつれ、「うつ伏せ」状態で足元から「滑落」するケースが増える。



「仰向け」で「墜落」「転落」する場合、おおむね頭が下になり、手足は無抵抗となって墜落・転落するためにスピードを増し、頭蓋骨や頸椎骨折で死に至る場合が多い。

一方「うつ伏せ」で滑落する場合は、手足によって抵抗することができ、身体の摩擦も加わり、滑落スピードを低減させることができる。したがって負傷、骨折はするが、致命傷に至らず生存する機会を増す。

雪上訓練での滑落～停止体制は、① まず腹ばいの「うつ伏せ姿勢」をつくる、② ピッケルのピックを打ち込んで支点とし、頭を上、足を下の体制をつくり、ひざ下から足先を曲げて宙に浮かせる、③ 胸を中心にかがむ姿勢でピッケルに体重を乗せ、滑落抵抗力を増す、④ その姿勢を続け、停止するのを待つ。

#### < 滑落姿勢と生死を分けた私の事例 > (P- 4 : P29 南西壁参照)

ヒマラヤ登山における私の「滑落～生存、実体験」を以下に記す。

垂直に千メートル上部にあった氷河の塊が空中崩落し、落下地点の近くにいた4名が氷塊の爆裂風で吹き飛ばされ、3名死亡となった。4名の内、生存は私一人だった体験である。では、なぜだったか？

私は吹き飛ばされた瞬間に「うつ伏せ」態勢がとれ、氷河斜面で足を下にして流され、頭が上で、両手の指先と爪を立て抵抗した。そのおかげで流された（滑落）距離が短くなり、停止位置の下部にあった岩壁を墜落しないで止まり、生存できた。（クレバスの1m手前で停止）

横に並んで立っていたUS氏は、たぶん「仰向け」で流され（転落）、無抵抗のまま氷壁とその下の岩壁を落下し、頸椎骨折による即死状態で氷片のデブリから発見された。

崩落地点に最も近くにいたBN氏は氷河のクレバスに叩き付けられ、全身打撲で意識なく、C2へ運ぶ途上で絶命した。もうひとりTK氏は行方不明となり、事後捜索でも発見できず、行方不明のままである。

直線で2 km 後方にあったC1テントのポールが折れた爆裂風の勢い。吹き飛ばされた一瞬の反射動作による「滑落姿勢」の違いから、生死を分けたものと今では理解している。

また滑落・転落は「一瞬の出来事」であり、考えて対応行動をとる間が全くない、個体反射動作であることを理解し、登山における「クライシス・マネジメント」への対処は、注意深く事前におこなうことにしている。

遭難事故の最高責任者として報告書を作成し、登山隊長 → ネパール政府 → 日本大使館 → 外務省 → 留守本部・ご遺族 → 登山隊帰国直後の追悼会（手書き報告書と写真説明） → 命日前後で10年間ご遺族訪問 → 20年後に『青春のヒマラヤに学ぶ』を出版した。（P-3：表紙の写真）

## (6) 装備・食料・水の考察

沢登り装備としては、適切に備えていたと理解できる。

馬酔木の小枝が折れ、ホールドを失って滑落したのが主因であるだろうが、もし足元が滑って木の枝に力が加わり、その勢いで木の枝が折れた可能性は、現場検証してみないとわからない。(検証の結果でも分からなかった)

ビバーク装備としてはツェルト、ガスコンロを用意している。

飲料水一人(2ℓ)は沢登りとしては多く、流水の最後で満タンにしておけば、どこでもビバークできる量である。

食料の記載はないが、なにがしかの食料は持っていたらろうし、たとえ一日食べなくても、餓死するには至らない。ツェルトを持っているのだから、当然に予備食も持っているのが、登山の定石である。

## (7) 当該死亡事故における有償登山インストラクターの責任

口頭、文書、あるいはSNS等にかかわらず、双方「有償で合意」していたことは「契約成立」状態にあった。契約成立を踏まえると、当該登山におけるA氏の行為は、仕事としての「登山指導者育成講習業務」といえる。

本件滑落事故はその途上にあった「業務執行中」であり、顧客の滑落事故死は当然ながら、当該業務における「業務上過失責任」を負い、その検証と相応の措置は免れない。

所轄警察署への届け出の他に、検視に立ち合い、当該事故を整理し、ご遺族や協会へ報告するまでが当該登山インストラクターの責任である。それを受け、当該協会は助力支援、再発防止に向けた検証や対策を加え、情報共有することにより会員相互へ周知するまでが、当該協会の社会的責任といえる。

そのためには「事故報告書」が不可欠であるが、事故発生から9か月を過ぎ、「事故報告書」の欠片も見えないことは、当該ガイド及び当該協会の社会的信頼を損なう事態である。

日本の登山界を顧みると、裁判にまで至った事例は少ない。

2009年7月16日に発生した北海道大雪山系「トムラウシ山遭難事故」で、ツアーガイド1名と顧客7名、計8名が低体温症で死亡した。その後、主催したツアー会社社長とガイド2名が「業務上過失致死傷害容疑」で書類送検されたが、不起訴裁定となった。同ツアー会社はほかでも死亡事故を起こし、旅行業者免許の登録取り消し処分を受けた。

当該ツアー会社と当該ガイドが会員であった公益社団法人日本山岳ガイド協

会では、「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置し、2010.03.01 付にて「トムラウシ山遭難事故調査報告書」をまとめ、公表している。(P-80：表紙)

この遭難事故は社会的騒動を巻き起こした有名な事例であるが、山岳遭難事故責任者が不起訴裁定となり、登山界はますます未熟な多様化が進んでいる。

上記調査報告では「ツアー登山とそのガイド」を論じているが、登山の本質に迫る論証はしていない。

さらに調査報告書において、山岳登山ガイドの「リスク・マネジメント」を述べているが、山岳遭難の危機事象は容易に「死に至る」ことから、「クライシス・マネジメント」であることの認識までには至っていない。

「リスク・マネジメント」はより合理性を求める「バランスシート (損得勘定)」であるのに対し、「クライシス・マネジメント」は復元できない臨界点を超える事象 (死、原子カメルトダウン、破滅、等) への処し方を、事前に対策しておく手続きである。

山岳登山に当てはめればアンザイレン (ロープを結ぶ) は死を招く事象を事前に防御する「クライシス・マネジメント」でもある。つまり登山で死を招く事象には、滑落、転落、転倒、雪崩窒息、低体温症、高所障害 (酸素欠乏)、落雷 (感電死)、致命的疾患、等々があり、特に顕著なのが「滑落・転落」である。

「クライシス・マネジメント」は戦争による国家破滅への対処から生じた概念であるが、日本社会では理解が無く、トップリーダーのマネジメントである。

「リスク・マネジメント」は、セカンドリーダー以下が組織・構造・構成に則って執る段階手法であり、複数の選択肢から最適判断によって決定する手法。

つまり、「クライシス・マネジメント」と「リスク・マネジメント」は、判断する立場の違いにより、次元と質が異なることを意味している。

山岳登山ガイドは、当該山岳登山パーティにおけるトップリーダーの位置にあり、常に「クライシス・マネジメント」領域で活動していることの自覚を要する重責業務である。

責任には、有限責任と無限責任がある。また、「取りたくても、取れない責任」もある。それゆえに、民主主義社会や資本主義社会は人間の有限責任の上に成り立っており、有限責任の範囲を確認できる「契約、公約、合意」がある。

無限責任には、精神的な自己責任と、記録を残して後世に伝える方法がある。

「全責任をとる」といっても、誰一人「死者の命は返せない」。

それゆえに、山岳登山における「クライシス・マネジメント」は重要である。

「ちょっとした出来事 (つまづき、スリップ、等) が死へ直結する山岳登山」、ましてや山岳登山ガイド業務は、人命を担保する「クライシス・マネジメント」とその業務責任の重さを、常に意識していなければならない。

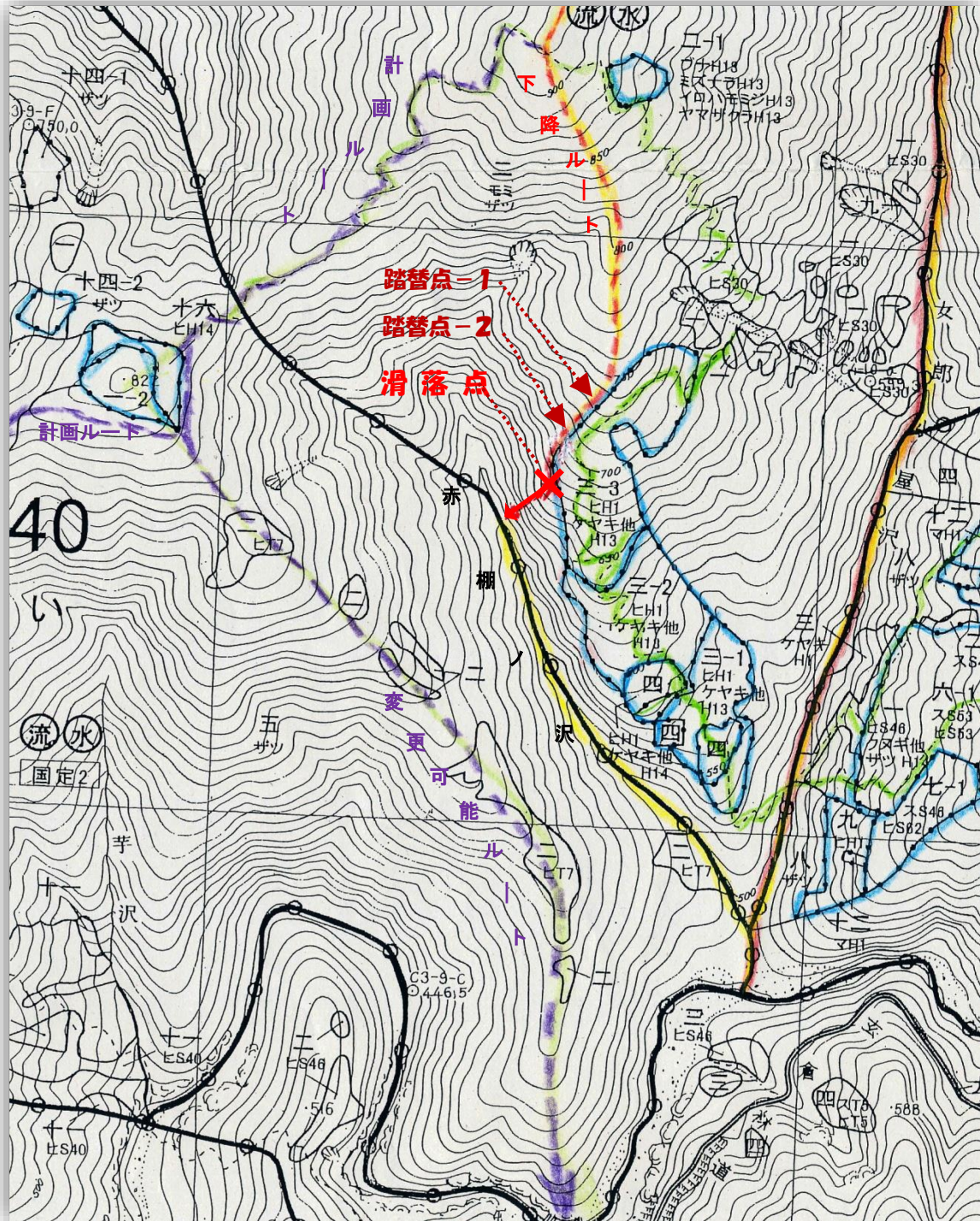


#### 4. 現場検証による考察

ここまで、受領資料からの考察はさておき、真相の理解は現場に立ってみると良くわかる。12月16日（水）快晴、松田警察署山岳救助隊の誘導により、警察官とともに計6名で本件滑落現場に立ってみた。

【受領詳細地図に滑落現場を書き込んだ図】

—— 踏み跡  
—— シカ柵





玄倉川を渡り、女郎小屋沢と赤棚ノ沢を分かち尾根に取りつく。土の急斜面にかすかに残る踏み跡を九十九折に登り、シカ柵の扉をくぐってシカ柵内へ侵入。登るにつれて赤棚ノ沢側は切れ落ち、シカ柵の外側は登降できる状態にない。「シカ柵」は人の行動が可能か、否か、の「境界線」となっている。もはやシカ柵の外側は、登山行動領域でないことが明確に理解できた。(P-47：写真)

#### 滑落現場に到着 (P-10：滑落断面推計図：参照)

下の写真では、滑落方向の急峻さが表現されていないが、ロープを用いた懸垂下降でしか降りられない崖である。下山下降方向も急斜面であり、自立歩行は出来ず、シカ柵や木の枝につかまりながらの下降となる。滑落点では馬酔木(アセビ)を迂回しなければならず、T女は細い枝をつかんで支点とした。その時枝が折れ、「あっ」と言って仰向けで滑落。(白色面は石英閃緑岩のザレ)



折れた枝





馬酔木の折れた枝は前頁写真のとおり、芯が腐食していて粘性がなく、ボキッと切断されている。丹沢では太い幹でもこのように輪切り状に折れた老木がいたるところに点在し、西丹沢ではその中に人が入れるほどの倒木もある。

シカ柵を潜り、滑落地点の上部から下降方向を見下ろした。実際は写真写りよりも急峻で、立つことはできるがホールドがなく、「クライムダウンできない」。赤矢印の谷へ投げ出される感覚で、シカ柵につかまれば下降できる。(↓写真)

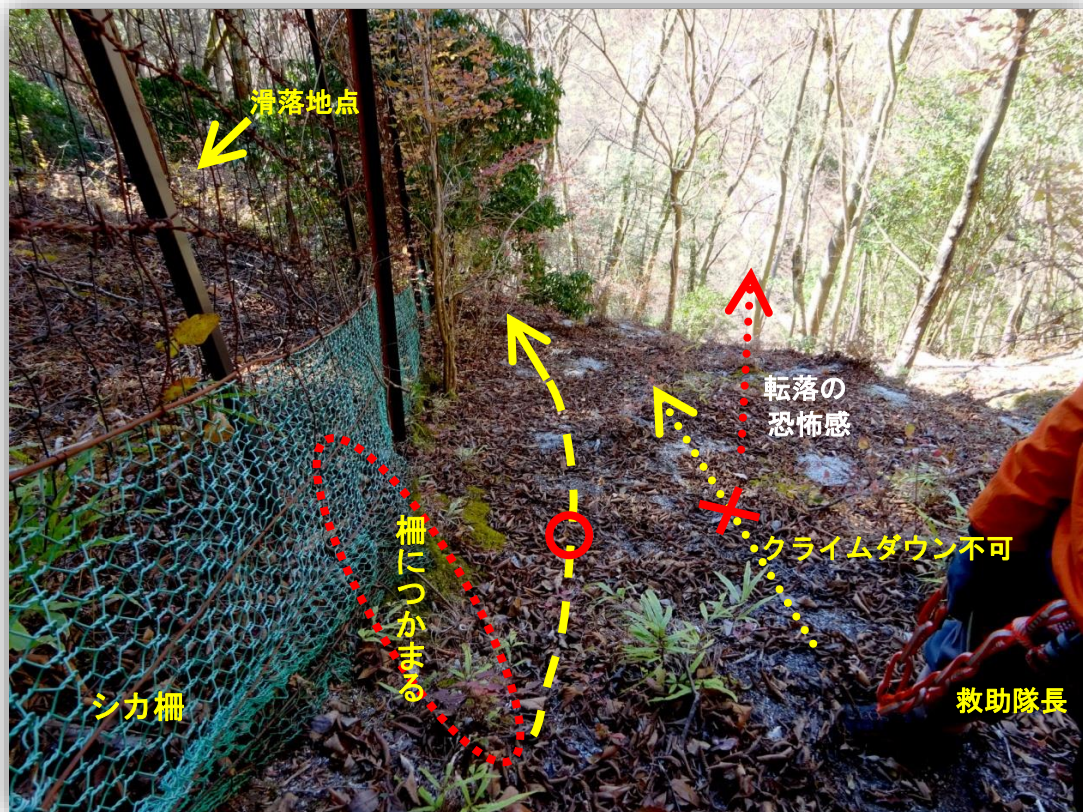
調査日の12月は落ち葉が積っている。「事故事案書」にある現場写真も同様に、落葉は見られる。落葉の下は、石英閃緑岩の岩屑(ザレ)で覆われ、粒状となった岩屑は滑り、アルピニストでもクライムダウンできない事を実感した。

もしアルピニストが下るならばロープを使い、懸垂下降で安全に下ることはできる。当然ながら、インストラクションで指導するルートでないことは、明確である。どうしても下降するならば、当然ながらロープで確保し、シカ柵につかまりながらスタック(一人づつ)でロープ確保すれば、下降できる。

本件は「滑落危険性を顧みずロープ確保無しで下降したことにより、落ちるべくして落ちた」と実感した。さらにその先はもっと急峻になり、「登山インストラクションにおける危険な下降路選択」であったことが明確となる。

事前踏査なく当該ルートに導いたインストラクターの判断は、理解できない。

そもそも事前に、一度ならず数回登下降し、コースの全容を把握した後に顧客案内することが、山岳登山ガイドの本分である。「登るより、下る方が難しい」ことの認識は「登山の常識」であり、本件は典型的な遭難事例といえる。





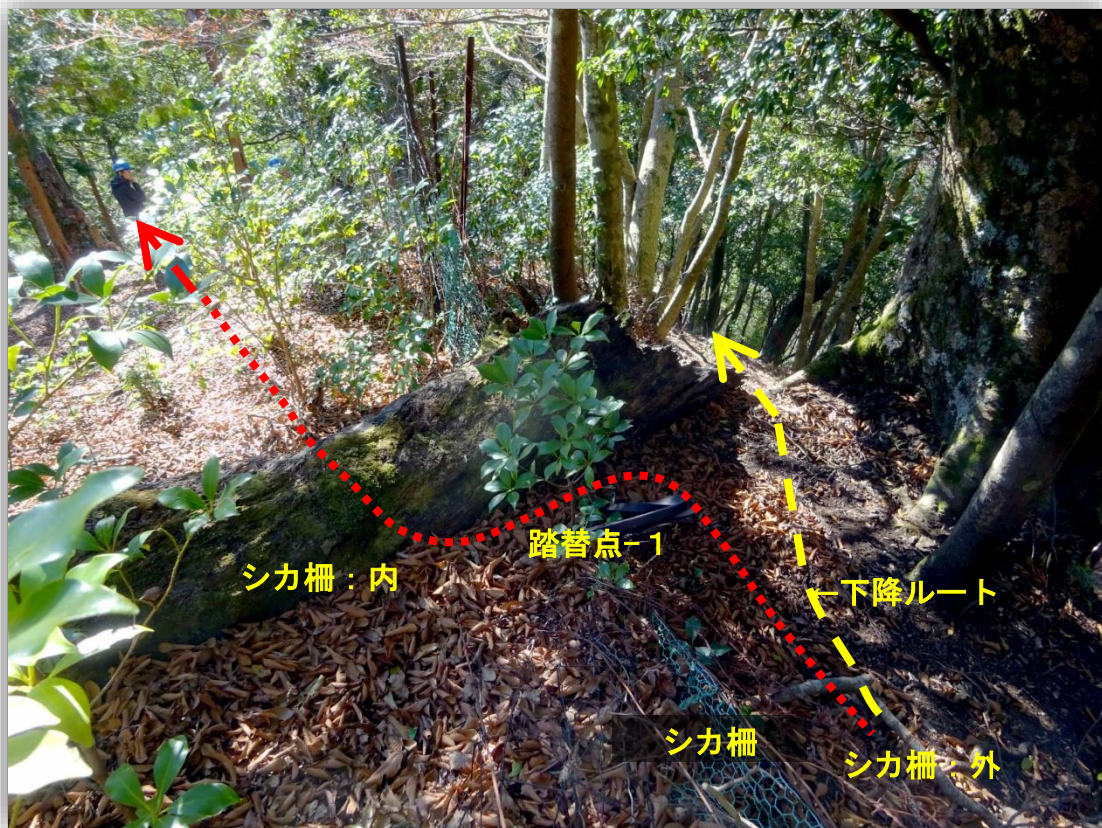
雨山峠付近から西丹沢一帯に広がる「石英閃緑岩」は、一見「花崗岩」と見間違えをするが、深成岩の同類であり、長年自然の中で露出すると「白い砂粒状」となり、その上に乗ると「滑る」。右の写真は今回現場で採取し、ハンマーで砕いたものであり、小片は指先で割ることができた。長年風雨にさらされると丸みを帯び、より滑りやすさが増すので、登山者にとっては危険な存在となる。



当該下山コース一帯も傾斜が急になるほどに岩が露出し、表面は「白色なザレ」で覆われている。

滑落点からさらに上部へ登ると、シカ柵内の尾根路へと侵入可能な「踏替点」が2か所ある。一般登山道や踏み跡では、シカ柵に設けられている扉を通過するが、当該パーティは独自に下降してきたので状況判断は不可欠である。

下降を始めて第一に顕著なのが、下の写真で「踏替点-1」とした倒木による柵の破損個所である。ここまでさほど困難なく下降してくると、その雰囲気のまま直進したのだろう。黄色破線で示す方向へと進んだ。事前に踏査し、知ったルートであればその先の危険を承知しており、この地点でシカ柵内に入り安全を確保するはずである。地形図も尾根状となり、より安全は理解できる。

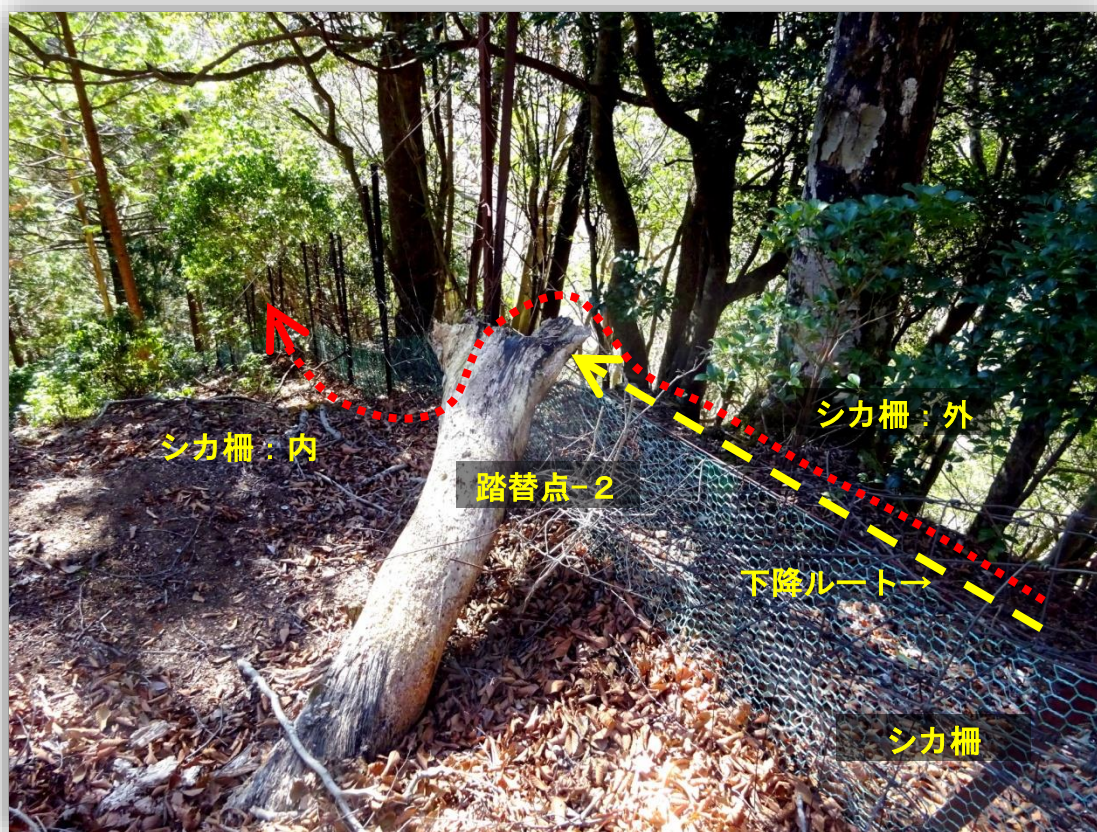




「踏替点—1」を見過ごしても、下の写真に見る「踏替点—2」がある。周囲の地形を観察して判断すれば、ここでもシカ柵内へと入り込むことができた。その判断ができず、ここでも黄色い破線の通り「シカ柵外」を直進し、滑落現場の急斜面へと至る。地形図を読み、現場地形を確認してルート判断する講習目的なのだから、この地点でシカ柵内の尾根路を下れば安全度が高まる判断ができなかった「A氏のインストラクター能力はきわめて低い」といえる。

一方この写真の先からは、急斜面となっている。危険度が増したことを察知し、少し登り返すだけでこの「踏替点—2」へと戻ることができた。戻る意欲がないほど疲労・消耗していたのか？ 日没時刻が迫り、焦っていたのか？

これら一連の状況判断は、「山岳登山ガイドにあってはならない一連の判断ミス」が明らかである。かつ、有償ガイドにあっての過失責任は、なお重い。



(左) 赤柵ノ沢側は急斜面に切れ落ち (右) シカ柵内は登・下降できる。





### 赤棚ノ沢左岸滑落斜面（下の写真）

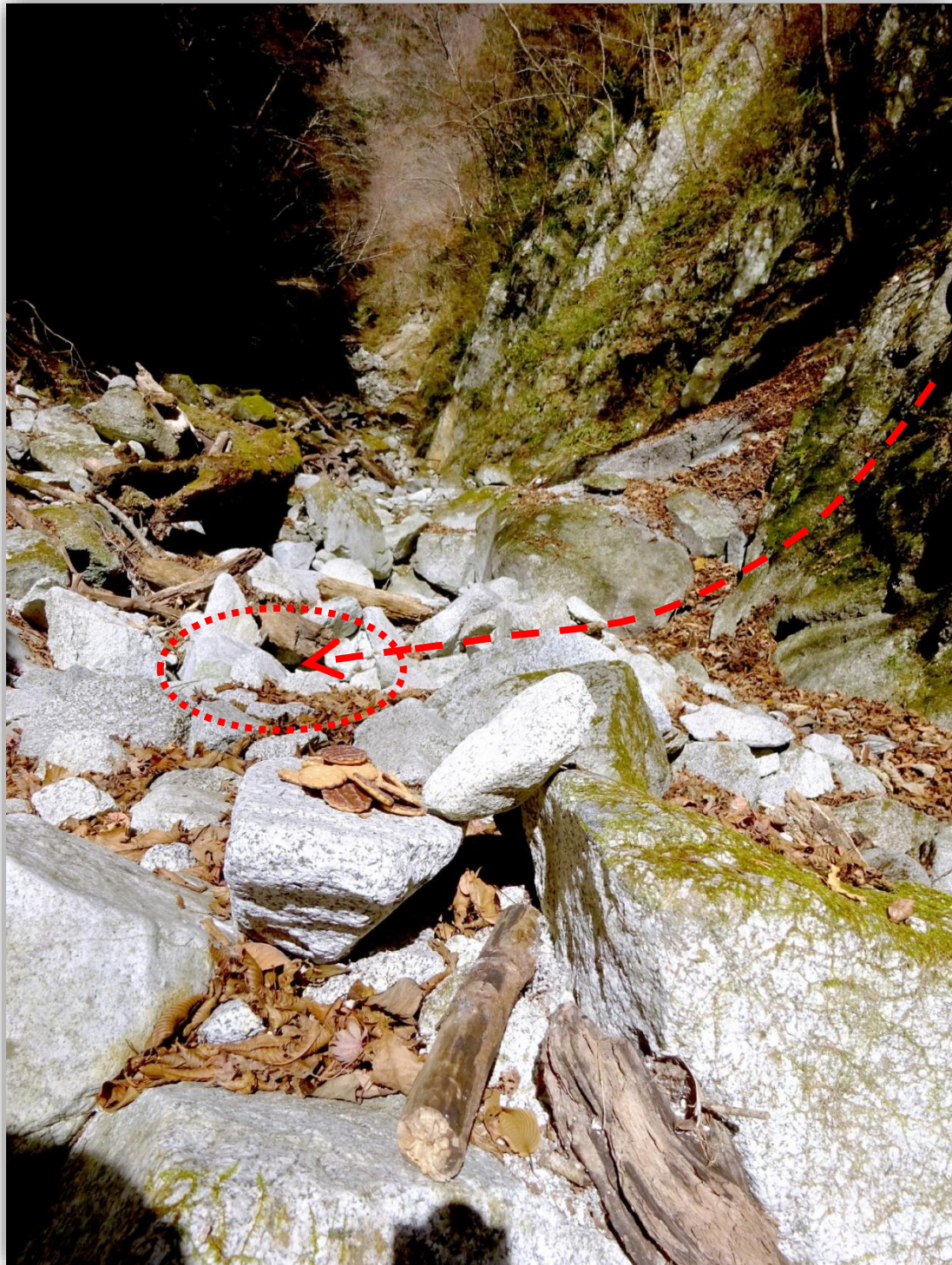
「事案書」によれば、「T女は“あっ”とあって背中側から滑落」とある。その表現は「仰向けで頭から転落」と理解できる。滑落点から45m下でザックが発見され、以降は空身で落下したことになる。谷底直上は写真の通り急峻な崖であり、頭部から落下したことによる頸椎骨折頸髄離断で死亡は理解できる。





**赤棚ノ沢滑落場所（下の写真）**

両岸切れ落ちた狭い谷底であるが、谷底そのものの傾斜は緩い。





## 5. 本件滑落死亡事故への考察 のまとめ

本件滑落死亡事故は、登山インストラクター業務中の事故であり、より上質な山岳登山ガイドであれば、未然に防止できた事案と認識する。低資質な登山インストラクターにより、起こるべくして起きた本件事案と理解できる。

その原因は、当該登山インストラクター及び当該所属協会における、山岳登山ガイド業務及び登山インストラクター業務に対する知識と認識の低さ、山岳登山の実力不足にある。さらに当該協会の無責任体制は、登山愛好者へさらなる弊害を重ねるおそれがあることを、本件死亡事件事案考察から指摘できる。

当該登山インストラクターの業務評価を整理すると、以下となる。

- ① メンバー編成過程にともなう、業務目的変更を自覚できない実力不足。
- ② 計画時間を大幅に超え、パーティの実力不足を把握できない認識不足。
- ③ 登りの遅延に対し、その原因・理由を把握できない実力不足。
- ④ 未知なルートを強引に下降し、不適切な状況判断を重ねた、低資質で実力不足な当該登山インストラクターによる業務上過失とその責任は明確。
- ⑤ 当該登山インストラクターを資格認定し、有償登山インストラクター制度を社会に展開させている、日本登山インストラクターズ協会の社会的無責任体制へ注意喚起。

さらなる根本原因には、車とネット社会になった現在の登山の在り方、つまり安易に危険な山中奥深くへと踏み込める「**空気（情報）**」が満ち溢れている。その空気をさらに増幅させている「**登山の情報化と産業化**」への傾倒は、文明進化の必然でもあるが、他方、登山者の変質と登山商品化を招いている。

本件事案は随所で指摘したように、山を畏敬し、真摯に登山と取り組み、当該山岳を踏破する相当技量をもっていれば、起こりえなかった事案である。

他方、事故発生に故意性はなく、死亡者自身も危険を認知する間もない一瞬の転落事故であったことは、「**加害～被害**」の相対的人間関係からでなく、「**インストラクション業務上の過失**」がアルピニストの視点から認められる。

登山において、滑落という予期せぬ一瞬の蓋然性があることを認識せず、その防御態勢業務（アンザイレン）を凶らなかつた、当該登山インストラクターの予見不足による業務上過失は、アルピニストの視点からは明瞭である。

また、登山インストラクター業務を社会で有資格化し、審査・認定証を与え、その信頼の下で有償登山インストラクション業務をおこなう当該協会の在り方は、本件対応無措置、無関心においても社会的信頼性を失わせ危険である。

ましてや、本件当該登山インストラクター自身が、資格認定する側の理事であることは、生命に係る山岳登山ガイド資格の信頼に対し、社会的信頼を失わせるものとなり、業務制限等を法的に課す必要性が認められた。

## 第3節. 本件事案背景への考察

### 1. 日本の山岳登山ガイドの成り立ち

ヨーロッパ・アルプスは4,000m級であり、緯度も高いことから岩・雪・氷で構成された山岳に登ることが主たる「登山」であり、早くから「ガイド登山」が普及していた。「登山ガイド」は職業として定着し、ガイド組合も結成され、レスキュー体制、保険制度等の整備が進んでいる。

日本人で最初にスイスのガイドとなったのは加藤滝男氏。私より2歳年上のクライマーであり、アイガー北壁直登ルート初登攀のリーダーであった。

8,000m級山岳を要するヒマラヤでは、初期の開拓者がヨーロッパ人であったことから、原住民たちは登山サポートの役割、つまり荷揚げ要員であった。

ヒマラヤ登山が半世紀以上を過ぎた今、地元住民（シェルパ族）たちはエベレスト登山をガイドできるまでに成長し、山岳ガイドとした職業となっている。

私達が1974年からおこなったヒマラヤ岩壁登攀において、シェルパは「高所ポーター」として雇用し、技術指導を加えながら高所への荷揚げを担当した。

日本の山は3,000m級であり、岩・雪・氷が少なく、必ずしも登山ガイドを必要としないで登ることができる。

日本の近代登山において、初期の山案内人（ガイド）はアプローチにおける道案内役であり、登山ガイドではなかった。

戦後の登山ブームで育った私達世代前後において、前記の加藤滝男氏のように、ヨーロッパ・アルプスの岩壁登攀が盛んとなり、ヨーロッパの登山ガイド組合に倣ったガイドシステムを、日本に導入する機運が芽生えた。

そして1971年4月に設立されたのが「日本アルパインガイド協会」である。戦前・戦後の岩壁クライマー集団、「第二次ロッククライミングクラブ（第二次RCC）」メンバーが軸となり、加えて麻布高校山岳部出身の橋本龍太郎氏（第82、83代総理）を初代会長としている。第二次RCCは1973年秋、エベレスト南西壁登攀をおこなったが、その登山隊の総指揮は橋本龍太郎氏であった。エベレスト南西壁は8300m余で断念となり、一般ルートの東南稜から秋季初登頂したのが加藤保男氏（加藤滝男の弟）であった。この時節が、日本登山界の黄金期であり、「アルピニズムとは、より高く、より困難を目指す登山」によって、世界の岩壁初登攀を目指していた。私もその端くれであった。

その後、国際山岳ガイド連盟加入のために組織統合され、2003年には「社団法人日本山岳ガイド協会」へと移行し、2012年からは内閣総理大臣が認証する「公益社団法人日本山岳ガイド協会」となっている。現会長の谷垣禎一氏は総理になれなかった自民党総裁であったことと、麻布高校山岳部で橋本龍太郎元総理の後輩でもある。また谷垣氏は東大山の会OBでもあり、私が2003年以來17年間師事した中村純二・東大名誉教授は、東大山の会の大御所であった。かつ第1～3次南極観測隊員でもあり、第3次越冬で南極犬タロ、ジロと過ごした「南極物語」の主人公でもある。中村先生は2020年10月、97歳で永眠された。

日本登山界の黄金期が過ぎると、登山で死の世界に突き進むような「アルピニズム」は登山史上の限界を迎え、「より楽しさ」を求める多様かつ大衆的な「ガイド登山」、「ツアー登山」へと変遷していった。

そのような社会風潮の中から生まれたのが、本件当該の「日本登山インストラクターズ協会」であり、さらに登山のスポーツ性を強調した「スポーツクライミング」諸団体である。スポーツクライミングは、2021年東京オリンピックの競技種目となった。そのために「公益社団法人日本山岳協会」は組織変更し、「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会」へと統合・改変した。

21世紀の登山現象は、登山の本質にある「自然に対峙する人間の生と死」の厳しさを置き去りとして、「楽しさを安易に求め、かつ、お金で容易に代替できる登山産業」へと変遷している。つまり、「山岳登山の産業化」である。

その最たる形態が「ツアー登山」となり、新型コロナウイルスへの3蜜対策は、今まさにこの産業化された登山様式を遮断している。衣・食・住を自ら背負った20世紀型登山への原点回帰を、新型コロナウイルスは暗に促している。

本事件における山岳登山ガイド事業者たる有償「登山インストラクター」にみられる「山岳登山ガイド業務意識の低さ」は、登山界ばかりに限らない現代の文化現象でもある。現代文明進化と文化変容の中に見られる、SNSを含めたデジタル社会における人間力の必然な変質は、家畜化現象（総合人間学会）、ロボットミー現象（拙著）等々、現代社会（ホモサピエンス）の主課題である。

公益社団法人日本山岳ガイド協会では、次項の通り資格認定をおこなっているが、法律に基づく国家資格では無い。「山岳登山ガイド」の国家資格は現在無いが、国民の基本的な人権に直接触れる資格にて、きわめて慎重でありたい。

主たる山岳ガイド資格は次項に示したが、「国際山岳ガイド」資格を頂点として、日本の山岳登山ガイド資格の中核は、「公益社団法人日本山岳ガイド協会」が自認している。法律で縛られない任意団体であるため、以下乱立状態にある。

本件に係る「日本登山インストラクターズ協会」への考察は、新たな項目を立てて考察するが、本件が社会問題を提起したことは、別項で述べる。

## 2. 主要山岳登山ガイド関係資格

### (1) 国際山岳ガイド連盟

- ・国際山岳ガイド

### (2) 公益社団法人 日本山岳ガイド協会

- ・自然ガイドステージⅠ
- ・自然ガイドステージⅡ
- ・登山ガイドステージⅠ
- ・登山ガイドステージⅡ
- ・登山ガイドステージⅢ
- ・山岳ガイドステージⅠ
- ・山岳ガイドステージⅡ
- ・国際山岳ガイド
- ・インドアクライミング・インストラクター
- ・スポーツクライミング・インストラクター
- ・フリークライミング・インストラクター
- ・スキーガイドステージⅠ
- ・スキーガイドステージⅡ

### (3) 公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会（日山協）

- ・山岳指導員
- ・山岳上級スポーツ指導員
- ・山岳コーチ
- ・山岳上級コーチ
- ・スポーツクライミング指導員
- ・スポーツクライミング上級指導員
- ・スポーツクライミングコーチ
- ・スポーツクライミング上級コーチ

### (4) 社団法人 日本アルパインガイド協会

- ・マウンテン・ガイド
- ・アスピラント・ガイド
- ・アルパイン・ガイド

**(5) 日本登山インストラクターズ協会**

- ・登山インストラクター

**(6) 東京都山岳連盟**（日本山岳・スポーツクライミング協会傘下）

- ・トレックガイド
- ・サミットガイド
- ・エキスパートガイド

**(7) 長野県**

- ・信州登山案内人

**(8) 国家資格**

- ・第1～4級アマチュア無線技士
- ・気象予報士
- ・救命救急士
- ・医師
- ・看護師、准看護師

**(9) 日本赤十字社**

- ・赤十字ベーシックライフサポーター
- ・赤十字救急法救急員
- ・赤十字雪上安全法救急員Ⅰ
- ・赤十字雪上安全法救急員Ⅱ

**(10) 消防本部**

- ・普通救命講習Ⅰ～Ⅲ 終了
- ・上級救命講習 終了



### 3. 日本における登山団体の位置づけ

次頁に図解するよう、日本国内における登山団体は一元化されていない。古代から人々は山を神の住む領域として崇め、畏敬し、信仰の対象であった。日本の山は低山なるがゆえに、山岳信仰の中で「修験」思想が芽生え、山中を踏破する「山岳修験道」がおこなわれた。槍ヶ岳の初登頂は修験者の幡隆上人により1828年に成された。国内戦乱が収まった江戸時代になると文化の華が開き、庶民の山岳詣でがおこなわれた。「富士講」、「大山講」といわれた「講」は、案内人に導かれ、宿場に泊まり、現代における「ツアー登山」に類似する。

日本に近代登山が持ち込まれたのは、明治期に来日した西洋人によるもので、イギリス人のウォルター・ウエストーンは代表格となる。彼らの近代登山に刺激されて出来たのが「日本山岳会」であり、日本最古で最初の登山団体である。「日本山岳会」は1905年（明治38年）に設立され、個人加入でありながら全国に支部組織を構築した。登山を通して自然を科学的に理解するヨーロッパ流なアカデミズムの下、学生や学者や研究者が活躍し、単に「山岳会」で通用した。

戦後、日本国憲法公布にともなう個人意識の高まりと基本的人権尊重の下、勤労社会人が余暇価値を求めて山を登りはじめ、「三人寄れば山岳会」といわれたように、登山者集団は乱立した。1955年、社会人山岳団体は全国組織として「全日本山岳連盟」を立ち上げ、日本山岳会と並び立った。1960年、日本山岳会は全日本山岳連盟傘下の東京都山岳連盟に組み込まれ、新たな統一組織として「日本山岳協会」となった。1963年には「日本勤労者山岳連盟」が立ち上がり、独自に全国組織を展開させた。1968年には文部省（文科省）所管の社団法人日本山岳協会となり、2013年には内閣総理大臣認証の公益社団法人日本山岳協会となる。翌2014年、日本山岳会も公益社団法人日本山岳会として独立。2020年予定の東京オリンピックに際し、日本山岳協会とスポーツクライミング協会が統合され、「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会」となる。

つまり登山全国組織としては、公益社団法人日本山岳会と公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会の双頭体制であり、前者はアカデミック、後者はスポーティな体質を帯びた、異なる性格の全国組織といえる。

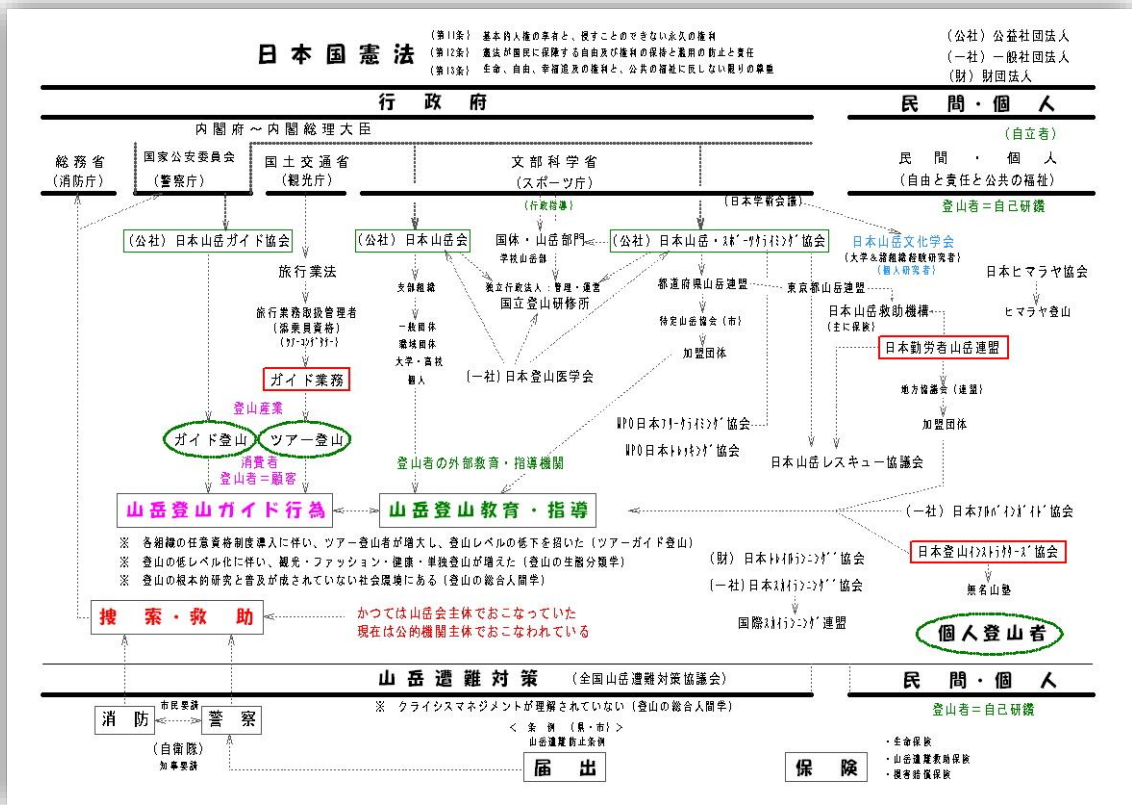
それに加え、終戦直後1946年に始まった「国民体育大会（国体）」に山岳部門が加わった。第1回の展示参加に始まり、山岳は非得点競技としてオープン種目であった。1950年、第5回国体からは文部省所管となり、第10回国体からは都道府県主催となった。1964年の東京オリンピックを前にし、1961年に「スポーツ振興法」が成立し、山岳は1980年（栃木大会）から天皇杯を競う得点種目に加わった。2002年（高知大会）からは、縦走とクライミングに種目が分かれ、2008年（大分大会）では縦走が廃止され、ボルダリングが加わって、

スポーツクライミングとして得点種目となる。2011年、スポーツ振興法は廃止され、新たに「スポーツ基本法」へと衣替え。さらに2015年、文科省の外局として「スポーツ庁」が設置され、スポーツは国民体育の基軸となった。

このように、山岳登山は国体種目に組み込まれ、文科省（文部省）→ 日本スポーツ協会（日本体育協会）→ 日本山岳・スポーツクライミング協会（日本山岳協会）と学校教育に組み込まれてきた経緯があり、「登山はスポーツである」が定説となっている。しかし「山岳遭難～死」が身近にある「登山」を単純にスポーツと割り切って良いのか、その疑問を投げかける人は極めて少ない。

1968年、国際スポーツ・体育協議会（ICSPC）の「スポーツ宣言」の中に、スポーツの定義がある。「スポーツとは、遊戯の性格を持ち、自己または他人との競争、自然の障害との対決を含む運動」、としている。確かに登山の概念を含むように見受けられるが、登山は自然の障害に敗れた場合に最悪、死者となる。登山は他のスポーツと違い、敗者が死に直結する特殊性があり、この事実を認めるところから「真の登山」は出発する。この視点から、「登山はスポーツである」との定義は適切でなくなる。21世紀の現代、観光開発の波は山岳にも押し寄せ、「山岳ツアー、山岳登山ガイド」が産業として定着した。そして山岳遭難は公助に頼り、登山者自らの自助相互扶助体制構築努力に欠けた現況にある。

## 日本における登山団体の位置づけ



## 4. 山岳登山ガイド と 登山インストラクターの違い

ガイド (Guide) やインストラクター (Instructor) は英語表現であり、その語源を確かめれば、おのずから異なった意味と機能であることが分かる。

「ガイド」とは、案内する、先導する、手引きする、支配する、左右する等、状況判断をしながら目的への最良を選択して導く、「リーダー」機能を意味する動詞であり、その役割を果たす人を指せば名詞表現となる。ガイドにおける主たる機能は、「状況判断とその責任」にあることが理解できる。

同類な機能として「パイロット」 (Pilot) がある。動詞としては、水先案内する (船舶)、操縦する (航空機)、最前部で障害物を押しよける (汽車) 等があるが、登山用語としては使わない。「パイロット」は「ガイド」と類似機能であるが、「先頭に立って切り開く」ヨーロッパ的リーダーシップそのものに近い。

他方、「インストラクター」とは、指導する人、指導員、指示する人、教示する人、と当該人を呼称する名詞であり、動詞にすれば「インストラクション」

(Instruction) となる。インストラクションを日本語表記に置き換えると「教育」が当てはまり、国家、集団、組織等が制定する教科書 (テキスト) や教育内容 (カリキュラム) に基づいておこなわれるため、「学校や塾」として存立する。また仕事やスポーツ、趣味等でも多様に存立し、任意な資格制度を設けて指導者 (先生) を認定し、一定レベルを確保して「先生と生徒」の関係を構築。

では、「山岳登山ガイド」の特殊性を考えると、航空機のパイロットに類似しているのに気づく。つまり、一団の全生命を預かり、「状況判断とその責任」を負う「最高責任・権限者 (トップリーダー)」であること。山岳自然に分け入る登山と、宇宙空間を飛翔する航空機の世界は、人知で図り知れない必然の交差 (偶然) があり、その安全確保 (Fail safe) には二重、三重を期している。

それゆえ、トップリーダーの判断は一団の命運を左右する「重い責任」がともない、十分な訓練と教育の後に客観的試験を経て取得する「資格」により、そのリーダーの資質を表示している。

他方、「登山インストラクター」の特殊性はいかなるものか。前記のようにインストラクションは指導・教育する行為であり、登山者の自立を促している。また教育する場所は、安全を確保した領域内となる。「インストラクターは冒険者でない」とするように、未知な領域の中を「ガイド」する行為でないことを明確に表現している。しかし登山における山岳自然は安全領域ばかりでない。この認識錯誤がガイドとインストラクションを混濁させる。「登山はスポーツである」と認識してきた「登山界の問題」同様に、今も曖昧なままである。

## 5. 日本登山インストラクターズ協会への考察

当該協会は、23 頁、56 頁の「日本における登山団体の位置づけ」において底辺の位置にあり、登山内容、技量において、レベルが低い。また、以下で考察するよう、組織理念も混濁している。当該協会が自主認定している「登山インストラクター」なる資格をもって、死亡事故がともなう登山ガイドやインストラクションを有償でおこなって良いのか、本事件考察では「否」となる。

### (1) 協会の目的と理念への考察

日本登山インストラクターズ協会は、2013 年 4 月 1 日から協会活動を開始したと SNS 表示されている。検索してみたが、協会規約・定款類は見つからなかった。会則は「編集中」と表示され不明であるが、フェイスブック・アカウントをもっていない私には、検索できないのかも知れない。

会員相互の連絡はフェイスブックでおこなわれ、フェイスブック・アカウント取得が会員の条件とされている。

そこで現在公開されているフェイスブックのホームページ (HP) を見ると、以下が確認できた。以下は要旨 (第 3 節 7 項：引用資料等) P-72～79：参照

#### < 目 的 >

- ① 自立した登山者の育成 (?)  
(登山インストラクター自身の目的)
- ② 自立した登山者の育成ができる登山インストラクターの養成 (?)  
(協会の目的は登山インストラクター育成ではなく、資格認定のはず)
- ③ 安全登山のアピール (OK)

#### < 組 織 >

- ・ 理事長 ～ 岩崎元郎
- ・ 理 事 ～ 後藤真一、金沢和則、松浦寿治、松本善行、水谷智彦、水上宏一郎、安村淳、佐田一郎 (事務局長)、大津洋介 (事務局)

#### < 会 員 > 入会条件

- ① 登山インストラクター資格認定者
- ② 理事の推薦を受ける
- ③ その他、損害賠償保険の加入など (フェイスブック・アカウント取得)



ネット公開されている2000年作成の「日本登山インストラクターズ協会について」によると、以下のもう少し詳しい内容に行き当たる。(以下要旨)

< 目的 >

- ① 登山インストラクターの資格審査～認定～付与（理事長）
- ② 登山インストラクターの相互扶助
- ③ 登山インストラクターの社会的認知と地位向上

< 資格認定基準（案） > （詳細内容は省略）

- ① 登山経験～5年以上
- ② 技術習熟度・体力
- ③ 知識～登山全般、救助・救急法、ガイドニング
- ④ 救助・救急トレーニング
- ⑤ 人間性
- ⑥ ガイドニング実習

< 教育機関 > 無名山塾

- ・無名山塾により教育・実習をおこない、所定単位満了すると合格証が発行され、登山インストラクター認定申請ができる。

**(2) 協会と教育機関・無名山塾を混濁**

フェイスブック HP 記載の前頁：目的 ①、②は、協会としての目的から逸脱している。登山道を自立で歩ける登山者の育成や、登山インストラクター資格取得までへの育成を図ることは、登山インストラクター自身の業務であるはずで、協会業務ではないはず。

本頁、上記、2000年作成の「日本登山インストラクターズ協会について」における協会の目的は、① 資格審査・認定・付与、② インストラクター相互扶助、③ 社会的認知と地位向上とあり、こちらは認定有資格者で構成する協会目的として適う。

② の相互扶助の中核は「相互研鑽と遭難対策」であり、「諸情報を共有」することにより、登山インストラクターのさらなる能力向上が図れ、強いては ③ の社会的責任を果たせることにつながる。

登山インストラクター自身の業務はサービス業として、個人事業者たる登山インストラクターが受講生に対して登山指導する有償業務をおこない、そ

の教育機関として「無名山塾」が位置づけられているのは合理的である。しかし認定登山インストラクター個々が会員となって組織する協会業務と、登山インストラクター自身の業務とは異なり、この区別が明確でない。

この「登山インストラクターズ協会」と「登山インストラクター業務」との違いを混濁させていることにより、登山インストラクター自身の認識錯誤を生み出しているのではないか。この錯誤によって安易な SNS 公募へと繋がり、さらなる山岳登山ガイド業務領域（沢・岩・雪・氷≒危険領域）と登山インストラクション領域（登山道≒教室）業務を拡大させてしまう。

登山インストラクション領域であるならば、安全性の高い一般登山道やゲレンデ等において、リスク・マネジメントを図りながら行うべき業態となり、本件の遭難領域（急峻な沢筋下降）へは踏み込まないはずである。その区分けを意識させるためには、「登山インストラクション業務制限規定」を設けるべきである。

「山岳登山ガイド業務」であるならば、最悪死に至るクライシス・マネジメント領域への業態となり、本件死亡事故となった領域以上に厳しい山岳環境へと踏み込むのだから、登山インストラクションよりももっと高い山岳登山ガイド業務能力が求められる。

本件死亡事故は「登山インストラクターが山岳登山ガイド領域に入り、クライシス・マネジメント（ロープ確保）を図らないまま下降を続け、受講生が滑落死亡」となった、業務認識錯誤がもたらせた、必然な結果といえる。

登山インストラクターを自称する中で、山岳登山ガイド行為と登山インストラクション行為の違いを認識できず、二つの異なった機能を認識せぬまま危険領域を下降させた、当該登山インストラクターA氏のガイディング認識錯誤による業務過失が招いた、起こるべくして起きた事件と理解できる。

加えて、「登山インストラクター」という言語の中に、登山の本質的な厳しさと、人間性への優しさを求める、相反した「両刃の剣」なる性質を包み隠す、レトリックが読み解ける。素直に、「登山インストラクター」なる呼称はやめて、「協会＝山岳登山ガイド組織」、「無名山塾＝登山教室」と認識を別ければ、真摯に山岳自然と向き合う自覚が生まれるはずである。

### (3) 協会の社会的責任

協会理事でもある当該A氏の本件死亡事故業務において、協会としていかなる対応を図ったのか、全く見えない。事故を検証、整理し、再発防止のためにいかなる対策、改善を図るか、さらに登山インストラクター相互で情報

を共有し、我が身として振り返り、より安全をめざすフィードバック機構が全く見えない。山岳遭難事故においては、一連の顛末を整理し、反省、報告、再発防止対策を図るまでが、登山インストラクターなる個人事業者と、個人事業者が集まった協会組織が果たす「社会的責任」といえる。

協会の目的とは、個人事業者たる各登山インストラクターの個人能力を集約し、事故発生事案における相互連携支援体制の確保（遭難対策）と、次なる教訓へと情報共有することにあるが、実際は当該インストラクターまかせである。協会の資格付与業務に対する、業務遂行監査責任実態が見えない。

自然事象の必然と偶然（人間には危機）に対応する人間の弱さを補うために、登山者は組織を必要としている。自然への畏敬とともに、自然は時に牙をむくのであるから、非日常の山岳に分け入る登山者は楽しむだけでなく、山を畏敬し、謙虚に山と取り組むことが不可欠である。失敗した時にこそ、組織の相互扶助が必要となる。当該協会には、この認識が欠落している。

#### （４） 山岳登山ガイドの責任の重さとクライシス・マネジメント

山岳登山ガイドの有償性と無償性を論ずる前提には、「登山とはいかなる行為か？（なぜ山に登るのか？）」という考えが基礎となる。単純に言えば、「登山とは、山に登ること（そこに山があるから！）」といえる。

登山行為は重力に逆らって登るから、重力以上の仕事量（エネルギー）を発揮する。重力に抵抗するエネルギーを失ったとき、重力に則って登山者は落下する。急斜面や冰雪面であれば滑落や転落、岩壁であれば墜落となる。その際、最悪は死に至り、死の手前であっては負傷、骨折を招く。いずれもが生命にとってマイナス作用を及ぼし、人間の負債となる物理現象である。

つまり、登山には危険がともない、その危険に対していかに防御を図るかという手段において、自力のみならずパートナーを得ることは合理的手段確保となる。また逆の面もあり、パートナーに引き込まれて負債を招く逆効果もある。そのパートナーの種別において、**山岳登山ガイドなる業態**が存立し得ることとなる。（有償、無償に関わらず）

「**有償**」であることは、ガイドと顧客との間に山岳登山能力格差があり、顧客は対価を支払ってガイドの能力を担保とし、自らの不足分を埋め合わせることができる。またガイドの資質によっては、「**無償**」で担保を提供する場合もある。つまり、ガイド行為を生計の糧に組み入れていれば「**有償ガイド**」となり、ガイドの自己満足（自己愛）や人間性への無償な愛（他者愛）がある場合は、「**無償ガイド**」の場合もある。

しかしいずれの場合においても、山岳の危険地帯へ踏み込むわけであるから、自然と人間との間におけるリスク・マネジメント（損得勘定）やクライシス・マネジメント（死の回避）は、いかなる場合も不可欠である。山岳登山ガイドならば、常にクライシス・マネジメント（取り戻すことができない事象への対処～死の回避）能力を磨いておく必然がある。

この二つのマネジメントの違いと理解は、未だ社会的認知が遅れているが、死に直結する登山においてこそ重要であり、第2章で展開する。

本件において谷筋急斜面への下降は、アンザイレンしてロープ確保を用いることがクライシス・マネジメントであるが、当該登山インストラクターにその意識と措置は見当たらない。ガイディングの有償、無償以前における登山インストラクターの資質において、当該協会及び当該登山インストラクター（A氏）は低いレベルにあることを、本件の経緯は証明している。

つまり、山岳登山ガイドと言わず、登山インストラクターと呼称しながら、実際は山岳登山ガイド業務（有償案内）をおこなっているレトリックな背景がそれを示し、クライシス・マネジメントを凶らない「登山に対する認識の甘さ」が、本件死亡事故の遠因といえる。

山岳登山ガイド業務は顧客を案内する「サービス業」であることに違いは無い。しかし山岳領域では危険度が高いがゆえに、顧客は「安全確保のサービス（担保）」を求めるわけであるから、「その生命への責任の重さは、対価をもって金額で表しきれない」極論となる。

しかしいかなる人間にあっても、「無限責任」を負えるわけではなく、民主主義社会、資本主義社会においてはその限界認証として、顧客との間で「山岳登山ガイド契約」が必要となる。

1978年、私たちのヒマラヤ登山にあり、登山隊は雇用シェルパとの間で、「雇用契約書」を結んだ。契約は義務でなく、当時からマネジメント意識を持っていたからである。またネパール政府の登山規則に基づき、シェルパー一人ひとりの「遺言書」を作成し、シェルパはサインや拇印を押して確認し、ネパール政府へ提出していた。さらに緊急用ヘリコプター代金をエージェントにデポジットし、飛来要請の通信方法を確認し合い、万一の緊急事態に備えていた。生命保険も含め、クライシス・マネジメントの実例である。

日本の山岳登山ガイドと顧客の間で「遺言書」までは不要としても、ガイドと顧客の意識と、責任の限界を明確にさせる「契約書」を取り交わす必要が、改めて提起される。故意に山岳自然へ踏み込む、人間のマナーである。



本件においてはフェイスブックを活用していることから、ガイド契約のフォーマットを作成・用意する業務こそが当該協会の役目となる。契約は口頭でも成り立つが、クライシス事象（死）をとまなう登山にあつては事後証明ができないから口頭契約は不適切であり、デジタル社会にあつてはデータの保存と共有をおこなうべきである。

とはいえ、人が山を登る自然行為は憲法で保障する「基本的人権」の行使そのものである。その人権に制限を加える要因は、公共の福祉に反する「遭難」を生じた場合となり、この面から規制を加えるべきとなる。

1967年に施行された「群馬県谷川岳遭難防止条例」は登山界に大きな衝撃を与え、大きな議論を巻き起こしたが、現在では9県へと波及した。これら条例は禁止規定でなく、届け出義務であるから、人権制限に当たらない。

そして今、デジタル文明におけるSNSの普及は、「登山の質」に大きく影響を及ぼしている。ガイドと顧客の関係はもちろん、ガイド相互においても初めて出会ってパーティを組む。トムラウシ山遭難の事例がそうであった。

## 6. 考察の最後に

本件にみられる低レベルの登山インストラクターとその協会のごとく、安易で無責任な登山ガイド行為は、インターネット社会にあつても登山の原点に立ち返り、真摯な取り組みで改善することが、文化享有資産となる。

本件死亡事故は「なかったことに・・・」は戻せない。

まず、最初に事実を認め、「死」というクライシス事象を含む「山岳登山」にあり、「だから山を止める！」ではなく、クライシス事象を適切にマネジメントする能力を育むことこそが、山岳登山ガイドの資質と実力であり、それぞれ登山者の自立を促すことになる。

「たのしいから！」とする表面と、「失敗すれば死に至る」裏面、両刃の剣であるからこそ、「なぜ山に登るのか？」とした人間文化の多様な答えが潜んでいる。知的生命体＝人間、だからこそ味わえる素晴らしい文化享有資産である。

一度、死の瀬戸際まで赴いた老アルピニストとして、また凶らずも山で死んでしまった岳友たちに代わり、さらに本件で死亡してしまったTさんに対しても、贖（はなむけ）となるよう「されど山登りの素晴らしさ」を後世に伝えたいと願う。

## 7. 引用資料等

令和2年6月18日

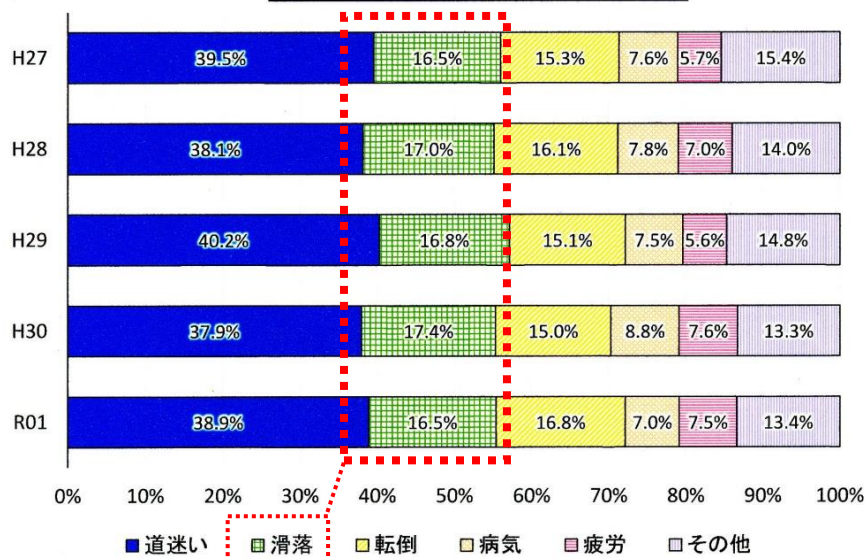
### 令和元年における山岳遭難の概況

警察庁生活安全局生活安全企画課

表4 態様別山岳遭難者

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
	人数	人数	人数	人数	人数	構成比
道 迷 い	1,202	1,116	1,252	1,187	1,142	38.9%
滑 落	501	498	524	544	485	16.5%
転 倒	467	471	469	468	492	16.8%
病 気	232	229	232	276	205	7.0%
疲 労	172	204	175	237	219	7.5%
そ の 他	469	411	459	417	394	13.4%
転 落	107	108	100	100	88	3.0%
悪 天 候	70	18	18	39	15	0.5%
野生動物襲撃	43	42	63	18	62	2.1%
落 石	25	16	13	11	10	0.3%
雪 崩	17	8	65	5	9	0.3%
落 雷	1				3	0.1%
鉄 砲 水		2				0.0%
有 毒 ガ ス						0.0%
そ の 他	128	146	116	149	135	4.6%
不 明	78	71	84	95	72	2.5%
合 計	3,043	2,929	3,111	3,129	2,937	100.0%

態様別山岳遭難者構成比の推移



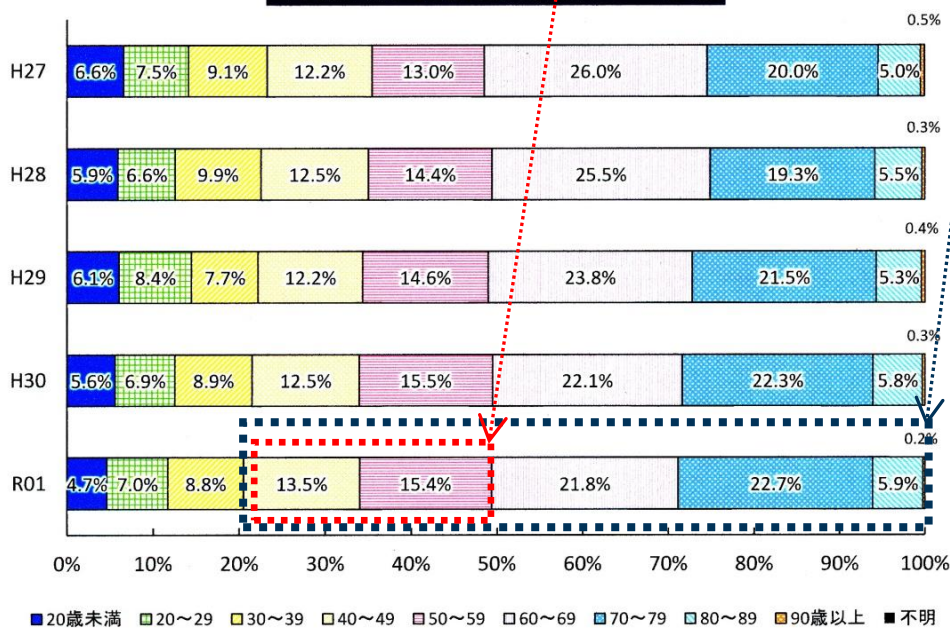
- 7 -

令和元年における山岳遭難の概要 (警察庁)

表5 年齢層別山岳遭難者

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
	人数	人数	人数	人数	人数	構成比
20 歳 未 満	201	174	189	176	137	4.7%
20 ~ 29	228	194	261	216	207	7.0%
30 ~ 39	277	291	240	280	258	8.8%
40 ~ 49	372	366	378	390	396	13.5%
50 ~ 59	397	421	455	486	451	15.4%
60 ~ 69	791	746	741	692	640	21.8%
70 ~ 79	609	565	669	698	668	22.7%
80 ~ 89	151	161	165	181	173	5.9%
90 歳 以 上	14	10	13	10	7	0.2%
不 明	3	1				0.0%
合 計	3,043	2,929	3,111	3,129	2,937	100.0%

年齢層別山岳遭難者構成比の推移

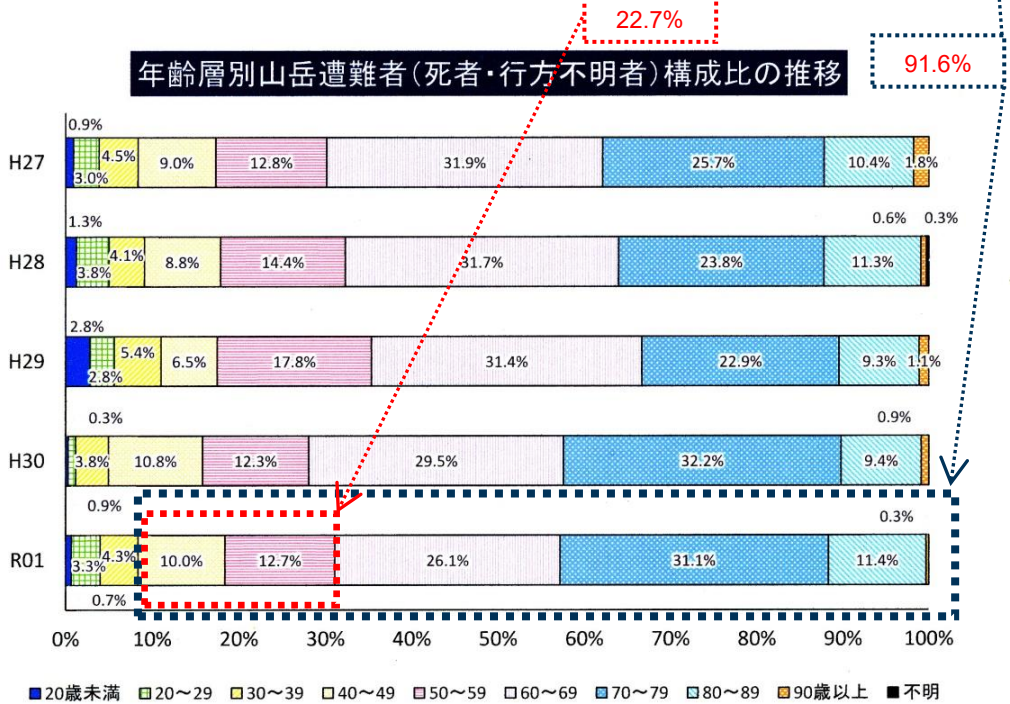


令和元年における山岳遭難の概要 (警察庁)



表6 年齢層別山岳遭難者(死者・行方不明者)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
	人数	人数	人数	人数	人数	構成比
20 歳 未 満	3	4	10	1	2	0.7%
20 ~ 29	10	12	10	3	10	3.3%
30 ~ 39	15	13	19	13	13	4.3%
40 ~ 49	30	28	23	37	30	10.0%
50 ~ 59	43	46	63	42	38	12.7%
60 ~ 69	107	101	111	101	78	26.1%
70 ~ 79	86	76	81	110	93	31.1%
80 ~ 89	35	36	33	32	34	11.4%
90 歳 以 上	6	2	4	3	1	0.3%
不 明		1				0.0%
合 計	335	319	354	342	299	100.0%



記録ID: 1862288

全員に公開


沢登り

丹沢

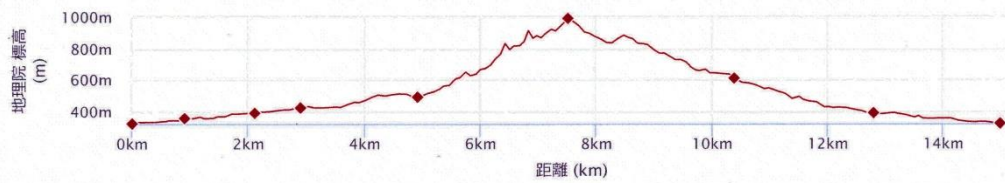
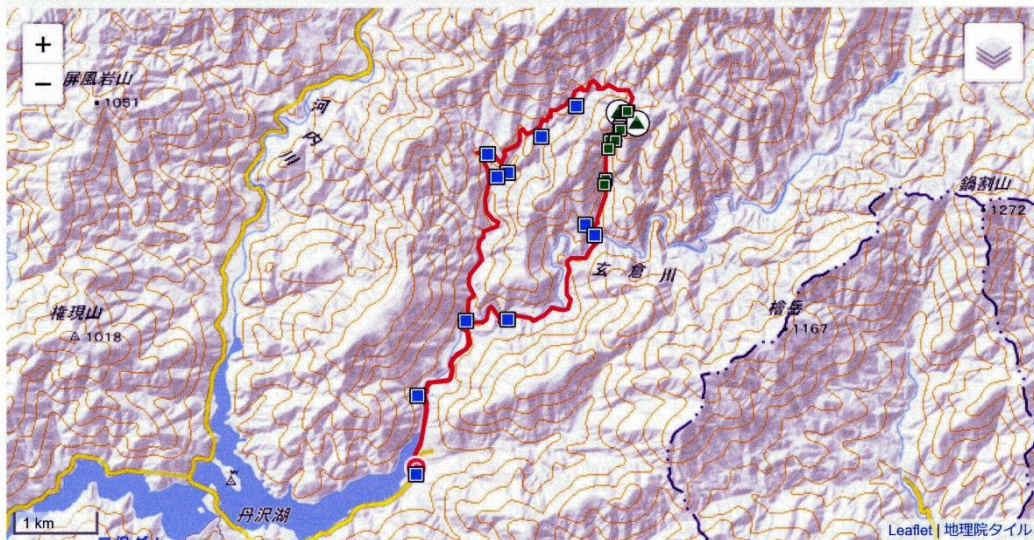
## 女郎小屋沢

20拍手



日程	2019年05月24日(金) [日帰り]
メンバー	 junZ(CL), その他メンバー1人
天候	晴れ
アクセス	利用交通機関 車・バイク <a href="#">経路を調べる(Google Transit)</a>

### 地図／標高グラフ



● グラフを拡大

## 歩くペース 0.7~0.8 (速い)

※ヤマブラ掲載の「山と高原地図」標準コースタイムを「1.0」としたときの倍率（全コースのうち59%の区間で比較） [\[注意事項\]](#)

### コースタイム [\[注\]](#)

表示切替:

日帰り 山行 8時間48分 休憩 20分 合計 **9時間8分**

**S** 玄倉駐車場 06:58 07:10 大野山沢合流点 07:25 小川谷出合(白井平)  
07:36 玄倉林道ゲート 07:37 08:07 女郎小屋沢 08:21  
13:22 女郎小屋乗越(女郎小屋ブッコシ) 13:24 15:05 西丹沢県民の森駐車場 15:08  
15:39 小川谷出合(白井平) 16:04 玄倉駐車場 16:06 ゴール地点 **G**

コースタイムの見方: [歩行時間](#) [到着時刻](#) [通過点の地名](#) [出発時刻](#)

[過去天気図 \(気象庁\)](#) [2019年05月の天気図 \[pdf\]](#)

### 写真


[スライドショーで見る](#)



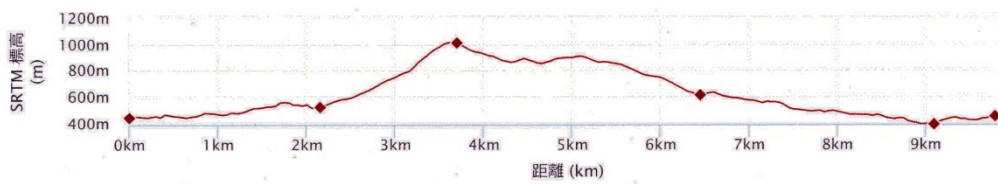
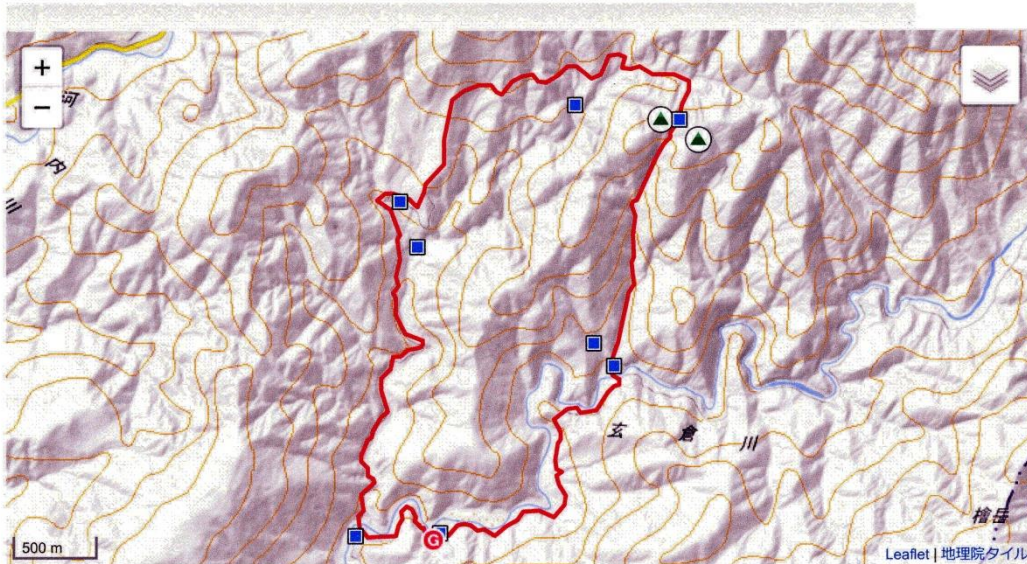
記録ID: 41035 全員に公開 沢登り 丹沢

### 西丹沢/玄倉川水系 女郎小屋沢 (沢登り講習)

5拍手 

日程	2009年06月20日(土) [日帰り]
メンバー	 kamog(CL), その他メンバー3人
天候	晴れのち曇り
アクセス	<a href="#">利用交通機関</a> <a href="#">経路を調べる(Google Transit)</a>

#### 地図/標高グラフ



 グラフを拡大

#### コースタイム [注]



6/19  
22:00渋沢駅=玄倉（幕営）

6/20  
06:00起床  
06:45玄倉発=  
玄倉林道ゲート07:05  
07:11女郎小屋沢出合下降ポイント  
07:15女郎小屋沢出合7:45  
野猿棚  
16:30女郎小屋乗越  
17:15東沢  
17:45小川谷廊下終了点堰堤  
20:30玄倉林道ゲート

コース状況/  
危険箇所等

★沢登り講習会情報

<http://mt-farm.info/>

女郎小屋沢（丈量小屋沢）

■遊行グレード：2級

登攀系の沢で滝登りはそれなりのクライミング力が必要。

ご注意）当ルートはバリエーションであり、沢登り技術、読図技術をマスターし、

装備も万全を配している方向きです。

一般登山のみの方はご遠慮いただき、同様のルートを行こうとする場合は

ベテランと同行されるとか、必要な技術を講習等でマスターして下さい。

また2012年まで玄倉林道工事により、小川谷廊下や県民の森方面へ向かう

仲ノ沢林道（立間大橋）分岐の先から玄倉林道隧道へは歩行者含め立入禁止となりましたので、林道を使うアプローチはできません。したがってこの沢へのアプローチは実質厳しい状況です。

ファイル

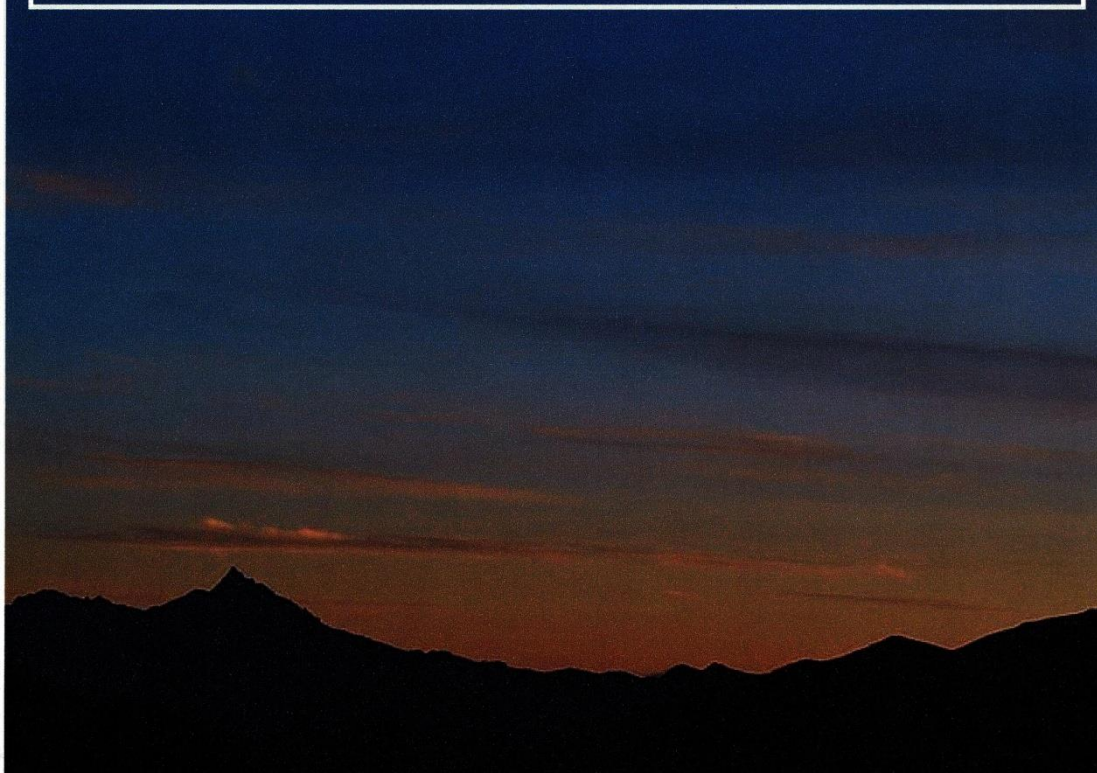
[20090620jorougoyasawa.xls](#)  （更新時刻：2009/06/17 23:50）

過去天気図（気象庁）

2009年06月の天気図 [[pdf](#)]

# JMIA

## 日本登山インストラクターズ協会



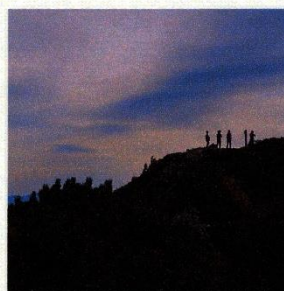
### CONCEPT

## 安心・安全登山を目指して

日本登山インストラクターズ協会（JMIA）は以下の3つの柱を目的として、2013年4月1日より活動を開始しました。

- 自立した登山者の育成
- 自立した登山者の育成ができる登山インストラクターの養成
- 安心登山のアピール

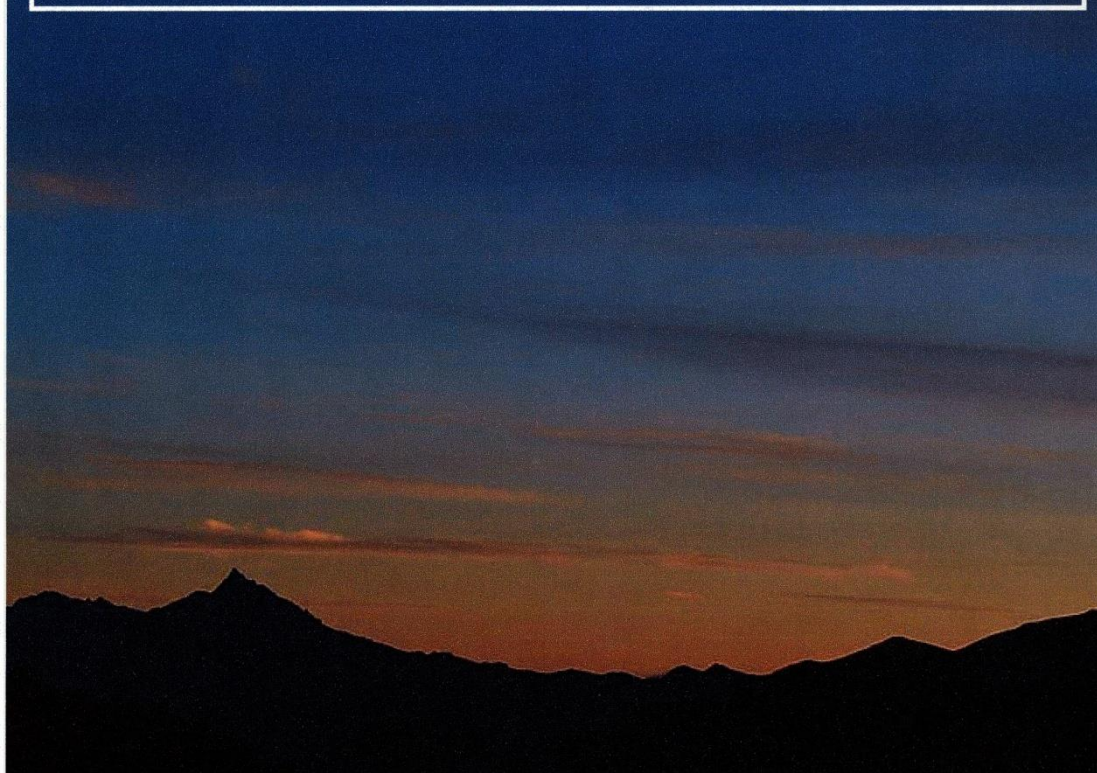
趣旨に賛同いただける方はどなたでも入会できますが、登山インストラクターの認定は別に定める資格認定基準をクリアしている事、理事の推薦、その他（損害賠償保険の加入など）が必要となり





# JMIA

## 役員・会則



### OFFICERS

## JMIA 役員紹介

JMIAの役員を紹介いたします。

理事長 岩崎 元郎	無名山塾
理事 後藤 真一	マウントファーム登山学校
理事 金沢 和則	無名山塾本科登山学校
理事 松浦 寿治	登山教室 Tim Tam 登山教室
理事 松本 善行	無名山塾本科登山学校



理事 安村 淳

マウンテンゴリラ登山学校

理事 佐田 一郎（事務局長）

理事 大津 洋介（事務局） 無名山塾・こぐま自然クラブ

事務局所在地 連絡先

〒195-0072 東京都町田市金井2-19-35

TEL 090-8518-6076 FAX 03-6745-2673 (WebFAX)

MAIL [jmiasec@gmail.com](mailto:jmiasec@gmail.com)

## CONSTITUTION

# JMIA 会則

JMIAの会則です。編集中

## 日本登山インストラクターズ協会

日本登山インストラクターズ協会は、登山インストラクターの認定を行う組織。日本山岳ガイド協会とは異なる山の資格を認定している。

登山学校「無名山塾」の主宰である岩崎元郎氏によって立ち上げられた団体。

### 資格

登山者の育成を行う「登山インストラクター」として活動ができるようになる。

### リンク

- [一般社団法人 日本アルパインガイド協会 公式サイト](#)

### 全登録者：3人



ppsakiqq



alt-native



kamog

## 資格／保険の種類

### 登山インストラクター

所定の資格認定基準を満たした人に理事の推薦等を条件として与えられる。

日本登山インストラクターズ協会認定の登山インストラクターとして活動ができるようになる。

### 登録者：3人



ppsakiqq



alt-native



kamog

※本ページ記載の情報は調査時（2018年9月）時点のものです。最新の情報は各組織の公式サイトをご覧ください。

JMIA

JMIA 日本登山インストラクターズ協会  
@JapanMountaineeringInstructorsAssociation

ホーム

基本データ

写真

レビュー

イベント

投稿

コミュニティ

いいね!

シェア

メッセージを送る

アカウントを忘れた場合

### 基本データ

編集を提案



### その他の連絡先情報

✉ [jmiasec@gmail.com](mailto:jmiasec@gmail.com)

🌐 <http://jmia.moon.bindcloud.jp>

### 詳細

#### ① 基本データ

自立した登山者の育成、登山インストラクターの養成、安心登山のアピールを目的としています

② 中高年者ばかりでなく若い人たちも含めて登山者が増えているようです。登山者の増加は喜ばしいことですが、山岳遭難事故の増加という問題も数多く出ています。事故の増加にストップをかけるには、登山の基本を学び、登山の危険を認識できる自立した登山者の育成が必要だと思えます。トムラフシヤ万里の長城での事故を例に引くまでもなく、ツアー...

#### ③ 設立日

会長: 深野稔生 理事長: 岩崎元郎 理事: 後藤真一、村岡由典 夫、余沢和則、松浦善治、松本善行、水谷知彦、佐田一郎

JMIA 日本登山インストラクターズ協会のその他のコンテンツをFacebookでチェック

ログイン

または

新しいアカウントを作成



# 日本登山インストラクターズ協会

(2000/1/12)

日本登山インストラクターズ協会（略称 J M I A）にこついて

事務所 東京都豊島区南大塚 1-53-8 撰事務所内

TEL03-3942-0087 FAX03-3942-0392

本会は、認定する登山インストラクターが、安心して登山ガイド又はインストラクション活動ができるよう、相互扶助することを目的とした団体です。

プロとして通用する登山インストラクター及び登山リーダーの育成も目的とし、無名山塾を教育機関としています。そうした活動を通じて、登山ガイド及びインストラクターの社会的認知と地位向上もめざしています。

本会入会には、登山インストラクターとして認定されていることが条件となります。

登山インストラクター認定には申請する時点で、(1)登山経験、(2)技術習熟度・体力、(3)登山全般・救助・救急法に関する知識、(4)救助・救急法のトレーニング、(5)ガイドング実習及び人間性などについて、別に定める認定基準を満足していることが必要です。

## <登山インストラクター資格認定基準（案）>

### (1)登山経験

5年以上の登山経験を有し、5年以内の山行日数が150日以上であること。幅広い経験であること。目安として、

#### 1. 無雪期一般コースからの登山50日以上（テント泊10泊）。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1)日本アルプス・八ヶ岳クラス         | 10座 |
| 2)奥秩父・上信越・百名山クラス        | 10座 |
| 3)丹沢・奥多摩・比良・六甲クラス（近郊の山） | 20座 |

#### 2. トレーニングを含む無雪期バリエーションルートの経験50日以上（テント10泊、ピバーグ5回）。

- |             |       |
|-------------|-------|
| 1)ゲレンデ（5ヶ所） | 20回   |
| 2)岩登り       | 15ルート |
| 3)沢登り       | 15ルート |

#### 3. トレーニングを含む雪山登山50日以上（テント泊15泊、雪洞5泊）

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1)ゲレンデ（雪上技術、アイスクライミング、富士山・笛吹川など） | 15回 |
|----------------------------------|-----|

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| 2)日本アルプス・八ヶ岳クラス | 10座 |
|-----------------|-----|

- |                  |     |
|------------------|-----|
| 3)奥秩父・上信越・百名山クラス | 10座 |
|------------------|-----|

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 4)積雪のある近郊の山又は山スキー | 10座 |
|-------------------|-----|

※山スキーの山行日数計上は15日を上限までとする。

(2)技術習熟度・体力

1. 歩行技術・体力

無名山塾で指導する歩幅を小さく、静荷重静移動による登り下りがきっちり体得できていること。

1) 20Kgの負荷で蓑毛を出発点とし、丹沢表尾根から大倉尾根への縦走が問題なくできる。

2) 夜間6時間以上を含み、連続18時間以上行動できる(50分行動、10分休憩)。

2. 岩登り技術

1) 3級の岩場を登山靴でリードできる。

2) 必要なロープワーク(結び方、名称、プロテクションのシステム、セルフビレー・ランニングビレー・パートナーの確保、懸垂下降など)が習得されている。

3. 雪山・スキー技術

1) ピッケルワーク(滑落停止、耐風姿勢、2点確保)が習得されている。

2) アイゼンワーク(フラットフット、フロントポイント)が習得されている。

3) ダブルアックス技術が習得されている。

4) 雪山のロープワーク(ダイナミックビレーなど)が習得されている

5) 斜滑降・キックターン・シュテムクリスチャニアが習得されている

(3)登山全般・救助・救急法・ガイドングに関する知識

机上講座に36テーマに渡って出席、レポートを提出のこと。レポート提出で1単位、合計36単位が必要。特別に設定された(朝日カルチャーセンターなど)養成講座受講生は、レポート提出が免除される。

(4)救助・救急法のトレーニング

1. 救助講習は、夏の一般コース及び岩場・沢の救助訓練10日以上、雪山の救助訓練5日以上とする。無名山塾登山学校のプログラム参照

2. 救急法の講習会を1回以上受講しておく。

(5)人間性

登山ガイドやインストラクターは冒険登山家ではない。サービス業であることを認識し、明朗、快活、協調性があり、リーダーシップに富んだ人であること。

(6)ガイドング実習

20日以上とする。但し、I～Vに合格した人は、資格取得後でも良い。

無名山塾講習会の受講を重ね、(1)～(5)又は(1)～(6)の基準を満足した人には認定基準合格証が発行されます。合格した人は登山インストラクター認定を申請することが出来ます。

プロの登山ガイド又はインストラクターとして3年以上活動している人で当該活動を主催する代表者の実力証明があれば、特例として資格認定を申請できます。

登山インストラクターの資格は理事会の承認を経て理事長が認定します。資格を取得し、日本登山インストラクターズ協会に入会すると日本山岳ガイド連盟認定トレッキングガイド（山岳ガイド）として推薦されます。

<入会手続き>

入会届、身上書、登山インストラクター認定証（コピー）、日本山岳ガイド連盟入会申込書、山歴書の提出と、入会金30,000円、年会費12,000円、賠償責任保険料1万円の合計52,000円振込みで入会届が受理されます。

入会金等の振込みは

東京三菱銀行大塚支店 <普通> 0962043

口座名：日本登山インストラクターズ協会、会計阿河祐子（アガユウコ）  
以上

日本登山インストラクターズ協会

会長 深野稔生

理事長 岩崎元郎

| [岩崎元郎文書集トップ](#) | [無名山塾ホームページ](#) | [月刊岩崎登山新聞](#) |

↳ アクセスできません

2002 Company name, co.,ltd. All rights reserved.



# トムラウシ山遭難事故 調査報告書

平成22年3月1日

トムラウシ山遭難事故調査特別委員会

### 3人編成パーティのロープワーク

(作表：田中文夫)

状態		3人編成時のロープワーク		所要時間	講習登山	ガイド登山	記号
登り	危険でない	ノーザイル		同時連続	○	○	A
				同時連続	○	○	B
	少し危険	コンテイナーユアス		同時連続	○	○	C
				同時連続	○		D
	危険	スタツカット		①+②	○基本	○基本	E
				①同時	○	○	F
				①+②	○		G
				①+②	○		H
下り	危険でない	ノーザイル		同時連続	○	○	a
				同時連続	○		b
	少し危険	コンテイナーユアス		同時連続	○	○	c
				同時連続	○		d
				同時連続	○		e
	危険	スタツカット		①+②	○基本	○基本	f
				①同時	○	○	g
				①+②	○		h
				①+②	○		i
エベレスト等		極限状態においては自己責任でロープを結ばない場合もある					

## 第4節. 考察への追加意見

### 1. ガイドが危険個所で待機を指示することについて

- ・山岳自然環境は日々刻々変化しているため、山岳登山ガイド行為にあっても、顧客を待機させてガイドのみによる先行ルート探査は、まれにあり得る。危険個所で顧客を待機させるには、まず顧客の安全確保を確認した後に先行探査に赴く。安全確保の対策については、次項2. に述べる。
- ・顧客を待機させて先行探査を要する場所とは、本件において、当該ガイドが何らかの「危険や不安を予知」したからにはほかならない。その「危険」とは次第に傾斜が増して滑り易い岩盤の足元での滑落であり、「不安」とはシカ柵がどのように、どこまで続いているか、であろう。

つまり、シカ柵につかまっていなくて滑落しそうな急峻な岩盤の上で、未踏査なるがゆえに先行き下降への「不安と危険」を感じたのである。

警察官とともに現場検証してみると、具体的に本考察は実感できた。

- ・そこで顧客に「待機指示」を出して先行探査する場合、顧客にシカ柵や灌木にセルフビレイを確実に取らせていれば、安全確保を図ることができた。
- ・しかしそれ以前に本件では、そのようなガイドの未踏査危険認識場所において、ロープ確保なく顧客を単独行動させているガイドこそが「危険行為」に該当する。

危険認識したならば真っ先にロープを結び、セルフビレイを取り、安全確保を図った後に先行探査すべきである。ロープを結べば、自らセルフビレイ動作が図られたであろう可能性は、登攀者の習性から考えられる。

- ・本件事案においては、ロープ、セルフビレイデバイスを携行しながら下降時に使用していない。「危険個所で待機を指示」する意味は、当該登山インストラクター自身がそれなりに「危険認識」を得たからと考えられる。そこで「顧客の下降動作を一時停止させ、安全確保を図った」つもりだろうが、停止・待機させただけでは安全確保にならなかった。つまり停止位置の足元は石英閃緑岩ザレ（崩れ）の急斜面であり、滑落危険個所であった。そこで顧客がグリップした馬酔木の小枝が折れ、滑落してしまった。だがアンザイレンし、セルフビレイを取っていればシカ柵か馬酔木の根本で止まり、滑落死亡事故には至らなかった。

このような危険場所でロープを結ばず単独行動させているガイドこそが、山岳登山ガイドの危険行為に当る、と考える。



- ・待機指示とともに顧客にセルフビレイを取らせ、確認した後に先行探査すべきところであるが、それもおこなわなかった結果において滑落したことから、危険個所における当該ガイドの「危険予知能力レベルが低い」ことを示す。山岳登山ガイドレベルの危険個所において、登山インストラクション措置が不適切であったことを実証している。

## 2. 危険個所で待機する際の安全対策

- ・危険個所状況によりさまざまであるが、「滑落、墜落」が予見される場所では必ず「セルフビレイ」を取り、安全確保を図るのが山岳登攀の基本である。そのために携帯しているのが「セルフビレイデバイス」である。
- ・セルフビレイの方法や装備はさまざまあり、状況に応じ臨機応変に対処する。セルフビレイデバイスがなくても、メインロープを使ってセルフビレイを取る簡易方法もあるが、本件当該パーティはセルフビレイデバイスを装着し、容易にセルフビレイをとることができた。
- ・危険個所での安全対策は「ロープワーク」そのものであり、山岳登攀（3点支持によって登る行為）における基本中の基本技術である。本節. 7 項 (2) P-91 で「基本的なロープワーク」を述べる。

## 3. 未踏査場所でガイドが顧客から離脱先行して状況確認する行為

- ・山岳登攀で気心知った対等な仲間パーティならば、リーダーが先行探査することは良くある。しかし「山岳登山ガイド」や「登山インストラクター」が自身の未踏査場所にガイドイングすること自体、資格設定範囲を「逸脱した行為（業務）」といえる。山岳登山ガイドイングは事前の踏査を経た、既知のコースで実施すべき資格設定にある。冒険登山ではない所以である。
- ・既知の登山ガイド設定レベルのルートでも、自然の多様な変幻（雨・雪・霧・雷・地形変化・錯覚・等々）が生じる場合がある。その時は、顧客に安全確保できる場所で待機させ、ガイドが離脱先行してルート確認する場合がある。特に霧（ガス）の中では幻覚、幻想、幻聴、錯覚、等で道迷いは多々あるが、安全確保できる範囲内での先行行動となる。

- ・山岳登山ガイド設定レベルにあっても、未踏査領域をガイドイングすべきではない。しかし、いかに既知のルートであっても自然条件の変化で錯誤が生じ、先行探査する場合はあり得る。

危険個所においては、ロープを結ぶこと、セルフビレイを指示・確認すること、その上で確実に意思疎通できる範囲内での離脱先行探査となり、山岳登攀にあってもしばしば生じる。

## 4. 滑落危険場所に対する危険認識の基準

滑落の危険を察知することは、当該場所の自然条件、当該者の力量・体調等々複合要因からなり、客観的危険認識基準の定義は困難である。

「山岳登山領域のすべてが危険地帯」と認識して取り組むことが、「登山の基礎認識」といえる。

その基礎認識こそが「登山」と「山岳スポーツ」を隔てる境界であり、拙著『登山の生態分類（学）』に論証・整理してある。

「危険認識、危険意識は主観として察知するので」、本節. 6 項 [山岳登山における「危険認識」の基準] の中で大枠な基準分類と考察を加えた。(P-87)

### (1) 通常登山の場合

- ・仲間同士がパーティを組み、危険場所を通過する場合、当該危険への担保は平等であり、その責任は当該者個々の「自己責任」と考えられている。
- ・通常登山で危険個所通過にロープ確保を用いる場合、一人の滑落者のためにパーティ全員が引き込まれて滑落する場合がある。特に岩壁登攀においての滑落・墜落で引き込まれ、共に死亡した例は多い。(友人でもいた) しかし事件として訴訟にまで発展した事例は知らない。登山界においては、「自己責任の範疇」と理解されているからであろう。そして「死への感性と刹那さ」から、小説として表現された事例は、西欧文学に多い。
- ・日本で有名な小説は、井上靖の『氷壁』がある。1955年、前穂高岳東壁で墜死したナイロンザイル切断事件をモチーフとして、友情と恋愛とロープ切断にまつわる相関を描いている。ナイロンザイルは岩角の摩擦熱で熔融切断され、確保できなかつた実例がモデルになっている。

### (2) 有償ガイド登山の場合

- ・顧客がガイドを求める主たる要因は「安全確保への担保」であり、その対価として「ガイド料金」を支払う仕組みとなり、「ガイド業務」となった。

初登頂、初登攀を目指した 20 世紀「アルピニズム登山」の時代が過ぎ、山岳ツアー登山や観光登山が普及している 21 世紀において、「山岳登山ガイド業務」は「山岳ガイド産業」として成立するようになった。昨今、多くのガイド登山がおこなわれているが、自然事象に対応できる人間力の差異（実力）により、ガイド業務実態は多種多様で混沌(ピンチ)状態にある。

- ・山岳登山ガイド業務に法的統一基準は無く、処々ガイド団体ごとに任意な主旨概念をもって「ガイド資格認定基準」を定め、運用している。

その中では「山岳の危険認識内容」を細かに定めているわけではなく、対応は当該ガイドの自主判断にまかされている現状にある。生死が関わる山岳登山ガイド行為でありながら、厳しく危険認識の内容を吟味、検証、論証した機会は極めてまれで、なおかつ統合整理、理論化されていない。

山岳登山ガイド業務が定着しなかった日本の山岳事情は、前記(1)「通常登山の場合」における「自己責任論」が常態化しており、不毛な領域にある。そのため、ガイドの「危険認識レベル」の差異は大きい。危険認識レベルの低い山岳登山ガイド、登山インストラクターが導く山岳危険地帯登降は、「未必の故意」や「不作為」に類する遭難事故を増長させる。

- ・一般論では、公益社団法人日本山岳ガイド協会の資格分類が、危険認識の大枠な基準に相当する。それぞれの危険度に対応したガイド資格に区分、分類、認定し、適応範囲内でガイディングするが、監査体制はない。

2009 年 7 月の北海道・トムラウシ山遭難事故のように、「実力不足なガイドの判断ミス」により、8 名が低体温症で亡くなった。

山岳自然を相手に、人（協会）が人（ガイド）を資格認定しても、山岳は人の資格に関わりなく、山岳自然として存在している。このように、山岳自然条件を踏まえた登山内容と、山岳登山ガイドの実力不相応な判断力との「相関ミスマッチング」により、山岳遭難は無くならない。

- ・有償ガイド登山にあつては、前記(1)「通常登山の場合」の「自己責任論」からでなく、山岳登山ガイドとして培った自主・自立・人格者として「ガイド業務上の危険判断」となる。

つまり、顧客の意思・意見を受け取り、顧客の意向に沿って満たすサービス業とは一線を画さなければならない。ガイド自身の人格（総合力）をもって主観的・客観的・知見で事象を捉え、予知・予見を加えた後に、「合理的な危険判断と回避措置」をとることが安全確保となる。

それは航空機の安全運航を一身に務めとする「航空パイロット」と同じ、「顧客の生命を預かる重い任務を負った業務」なのである。

21 世紀のデジタル世代に入り、「他者の生命を預かる重い任務たる業務」の視点からは「法制化」が視野に入るが、人類文化としての山岳登山を研鑽し、慎重に見極めなければならない。



## 5. セルフビレイ実施の効果について

結論から述べれば、滑落危険地帯登攀における滑落防止措置として、「セルフビレイとロープワーク確保は、必須不可欠措置」である。

- ・後述7項「危険への対処」の③における3点支持（登攀技術）において、滑落防止のためにとる「セルフビレイ」、「ロープワーク」は、登攀の安全確保を図る主要技術と装備であり、ホールド確保（手掛かり、足掛かり）により身体バランスを図ることともに、「登攀技術そのもの」といえる。
- ・常に滑落、転落、墜落の危険をとまなう危険個所の登攀において、確保者や待機者を岩・雪・氷や樹木と身体を緊結し、確保者や待機者の滑落、墜落を防御する唯一な固定点が「セルフビレイ」となる。

ビレイ点を掛け替える操作においても、常に先行ビレイ点を先に確保し、次にそれまで使っていたビレイ点を外し、慎重な操作をおこなう。

- ・セルフビレイは、確保者が独立した確保点として固定するものであり、万一行動者が滑落、転落、墜落して確保者がロープで引きずられても、確保場所から引きはがされないように固定するのが、セルフビレイ要件となる。

固定点が外れると、滑落・転落・墜落者とともに確保者も引き込まれる。固定点がハーケン（岩の割目に打ち込む金属板）の場合は滑落衝撃荷重でハーケンが抜ける場合があり、引き込まれて死亡したケースは数多ある。

また、雪の固定点は衝撃が加わると破壊しやすいが、岩壁での空中落下ほどの衝撃はない。丹沢では、樹木の幹や根本を固定点とする場合が多い。

- ・確保技術の習得には訓練と経験を要するが、顧客が山岳ガイドの安全確保をおこなう義務・任務はないが、山岳登山ガイドが登攀している間や先行探査している中で、「セルフビレイ」、「ロープワーク」は自ずと生じる。顧客待機は当然ながら生じ、顧客自身が滑落・転落・墜落しないためにセルフビレイを取ることは基本動作である。山岳登山ガイドは顧客のセルフビレイに対し、指示と確認は主要なガイド業務となる。

その意味は、ガイドは失敗を許されないが、顧客の失敗はあり得ることとして、常に危険を予知・予見しながら事前に対処を講じ、顧客の安全と生命を預かる厳しい業務であることへの自覚と責任のことを示す。

- ・セルフビレイ技術、装備は多種多様であり、状況に応じてさまざま応用活用するが、ここでは省略する。

※1969年6月、前穂高岳北尾根屏風岩東稜にて、トップの空中墜落を止めた経験がある。トップ墜落の衝撃で、確保していた身体はロープで引き上げられ、セルフビレイが効いて止まった。もしセルフビレイがなかったら確保者も岩壁から引き剥がされ、一緒に墜落死亡となっていた、私の実体験がある。

## 6. 山岳登山における「危険認識」の基準

山岳登山行為における「危険箇所」及び「危険」の定義はない。つまり登山で立ち入る「山岳」は非日常的な自然界であり、あらゆるところに「危険」が存在するので、「山岳＝危険地帯」といえる。

山岳に立ち入る登山者の「危険認識」は主観に基づくが、その主観は個体各自が主体的に生み出す意識の断片（awareness アウェアネス）であり、広く他者にも同様に認識されることにより「客観」として定着される。

山岳危険認識の中で客観的に説明しにくい一つに、「**第六感とされる感覚**」がある。例えば、①この斜面は雪崩が起きそうだ、②この場所では滑落しそうだ、③この雲行きは悪天候になりそうだ、等々。身体の五感センサ（視覚、聴覚、臭覚、味覚、皮膚感覚）に加えて、根拠に乏しい「予感」がする。危険地帯で緊張・集中するほどに「予感」は鋭さを増し、通称「**第六感**」という。

危険行動体験が多いほどに、第六感は研ぎ澄まされる。

予感を論理的に思考した結果は、「予見」となる。特に山岳登山行為における第六感の対象は「**雪崩と滑落**」にある。第六感には個体差が大きく、「**感じる人、感じない人**」があり、程度の差も個々それぞれ異なる。したがって個体差による感覚の違いは、理知的に議論を交わしても、かみ合わない場合が多い。

過去半世紀以上私が山岳登山を継続する中で、「**第六感**」は生き残るために尊重している。それは動物的人間本能感覚であり、合理的、論理的には説明し難い。しかし現在も生きて残されていることこそが、動物的人間本能感覚を尊重してきた証しではないかと考える。

「**危険認識の内容と程度**」は登山者の「**諸能力**」に応じて異なり、「**危険認識**」の差異はさまざまなレベルに分けられる。このような「**危険意識・認識**」に細かな基準を設定することは不条理と考え、むしろ大枠の傾向区分が適していると考えられる。

そこで、大枠な区分を「**危険認識基準**」として、以下に提示する。

- I. 生命の危険を感じるレベル（失敗すれば、死ぬかもしれない）
- II. 傷害の危険を感じるレベル（死なないけど、損傷するかもしれない）
- III. 危険と感じないレベル（正常な範囲内で、大丈夫だろう）

山岳登山の「**危険因子**」はさまざまあるが、おおむね以下を示してみる。転倒、滑落、転落、墜落、落石、雪崩、雷、水流、気温（低体温症、熱中症）、強風（風速1mで体感温度-1℃）、地吹雪（ホワイトアウト）、毒蛇（マムシ等）、毒虫（蜂、ブヨ、ヒル、ダニ）、獣（熊、イノシシ）、有毒ガス、etc.

## 7. 危険への対処

本件に係る場所の「危険要因」としては、滑落、転落がある。それを防御するにはまず「身体的登山技術」を要し、次に「ロープワーク」がある。

身体的登山技術には以下があり、ロープワークの例は第3節. 7項「引用資料」(P-81)と、本項(2)「基本的なロープワーク」(P-91)に示した。

- ① 1点支持（歩行技術）＝ 片足接地（一般登山道）
- ② 2点支持（登高技術）＝ 片足接地・片手支持  
（土の急斜面、岩・雪・氷の緩斜面）
- ③ 3点支持（登攀技術）＝ 両足接地・片手支持 & 両手支持・片足接地  
（岩・雪・氷の急斜面・垂直・オーバーハング）

上記の「身体的登山技術」には足の置き方から体重移動の方法に至るまで、細かな要点をマスターする必要がある、そのことは山岳登山の基本動作である。その上でなお危険を防御するためには登山用具を用い、主に「登攀用具」と呼ばれる一連の器具（ロープ、ハーネス、カラビナ、スリング、etc.）がある。

以上の分類を本件場所に当てはめた適応行動は、前記 ③3点支持（登攀技術）の領域における「下降行動」となり、登るよりも難しい行動である。（生命の危険を感じるため、3点支持の登攀技術とロープワークを要する場所）

「下降行動」は「登高」や「登攀」で上へ登るよりも難しく、とくに横断下降（トラバース下降）は重心移動が最も難しく、滑落・転落を生じ易い。

山岳遭難において、「道迷い」に次いで多いのが「滑落」であり、滑落の多くは下降行動中に谷へ滑り落ちるケースである。（本件同様）

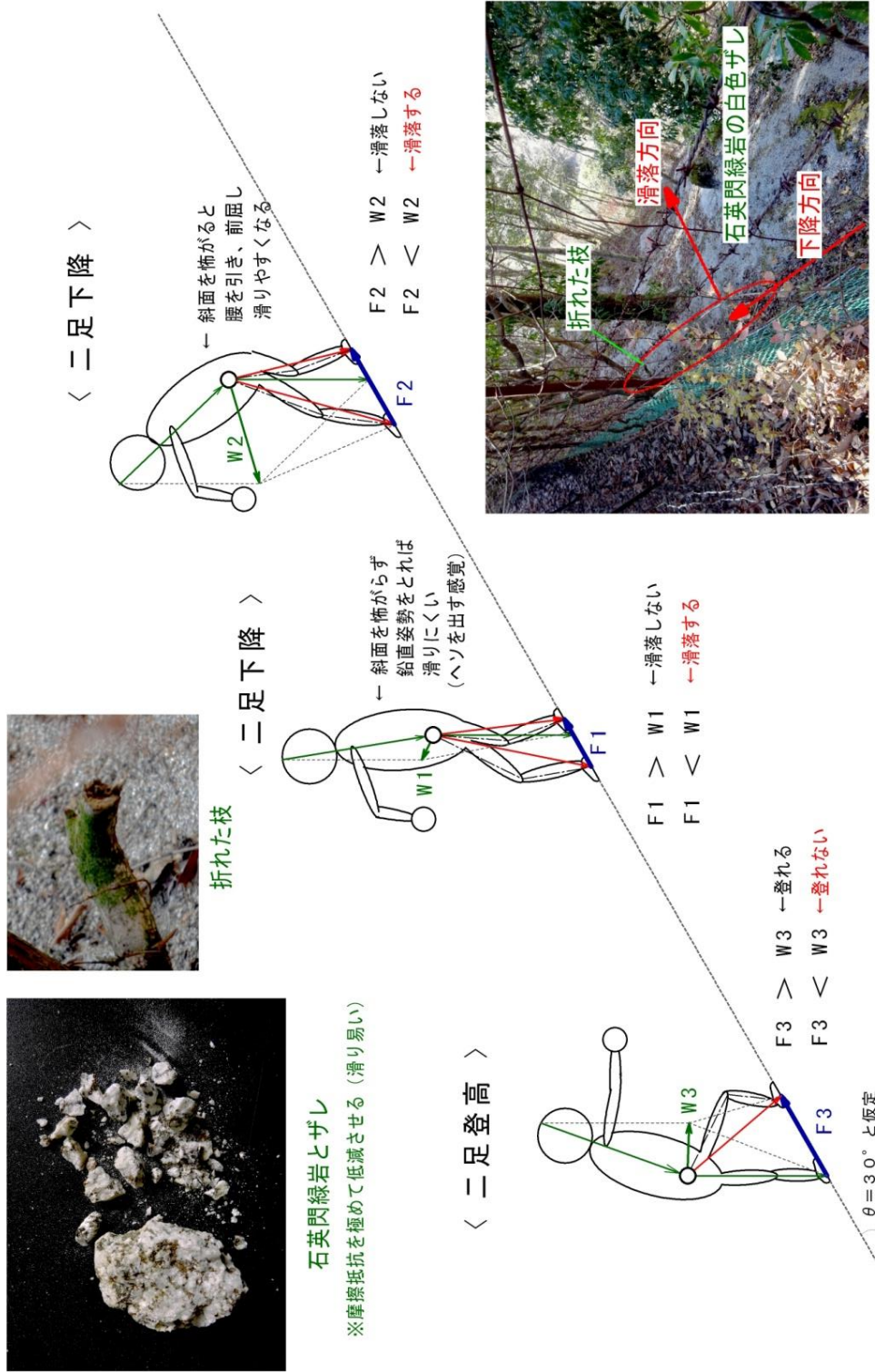
つまり、下降時は滑り落ちる方向へと重心移動をおこない、身体バランスを図る難しさとともに、重心移動が滑落方向に合致する物理現象に重なる。

滑落しないためには重力に従い鉛直方向に体重をかければ良いのだが、岩斜面の横断下降では極めて難しい。なぜならば横断下降は、垂直移動と水平移動を合成した重心移動で、バランスを図る身体の柔軟性と、身体をねじってもぶれないフットホールド技術を要するからである。さらに下降斜面に接地する靴底の摩擦力（フリクション）で移動重心を支えるが、石英閃緑岩の砂粒状に覆われた斜面では、フリクションが効かないで「滑る」。それゆえに上記 ③3点支持の登攀技術を要する。しかも石英閃緑岩はホールドに乏しい深成岩である。

この技術判断は、経験豊かなアルピニストや山岳登山ガイドが現場に立てば、すぐに直感する。本件場所は登山インストラクターがインストラクションする場所ではなく、山岳登山ガイドがガイディングする場所である。

どうしても下降したいならば、ロープ確保するか、懸垂下降がある。

(1) 基本的な登降姿勢





30° くらいの斜面までなら二足歩行（1点支持）で登下降できるが、足元の土質・岩質と靴底との相関摩擦力が小さいと、「滑り（スリップ）」が生じる。

前頁図のような、傾斜度 30° 程度で土の斜面ならば、二足歩行での登下降は可能である。さらにストックで補助支点を加えれば、バランスを取りやすい。

また、雪崩で磨かれた谷川岳一ノ倉沢や幽ノ沢のスラブ（一枚岩）下降ならば、靴底のフリクション（摩擦）だけで十分登下降することができる。

（「谷川岳一ノ倉沢衝立スラブの傾斜と岩質」：P-29）

しかし本件のような流水や雪崩の無い石英閃緑岩地帯においては、表面のザレ（岩屑）がコロの役割を果たし、フリクション（摩擦）が効かないので滑落の「危険性大」となる。経験豊富なアルピニストや山岳登山ガイド、山岳救助隊員がその場に立ってみれば、「滑落の危険」はすぐさま体感する。（P-45 写真）

本件滑落死亡事件はまさに上記の現場であり、滑落危険性の理解は、前頁図の [ 二足下降：  $F1 < W1$ 、及び、 $F2 < W2$  ] を体感する。

本件滑落者＝T女の靴底はビブラムソール（Vibram 社：イタリア）であり、古くから登山靴底に採用されている、グリップ力（摩擦力）に優れた製品である。しかしザレのない岩場ならばその効力を発揮するが、石英閃緑岩のザレでは、いかなるソールであっても有効でない。特に溪流シューズに多いフェルト素材になれば、水が無い乾いた場所ではビブラムソールよりも滑り易くなる。

二足下降におけるもう一つ重要な要因は、「怖い！」と感じた時の歩行で、「腰が引ける状態」になりやすい。（前頁図解、右上の図）腰が引けると身体は前屈し、より滑る方向への重心移動となり、なおさら滑落しやすい態勢となる。

「怖い！」と感じても、図解中央図のように、鉛直に立ち上がれば、滑落方向への重心移動が小さくなり、滑落しにくい状態を確保できるが、ザレた岩の斜面では歩けない。（土斜面、雪斜面、アイゼン装着の軟氷斜面なら可能）

いずれにしても登降は、足元の土や岩が滑りにくい状態であることが前提であり、岩盤表面が砂粒状のザレ（崩れ）の上では、どんな姿勢であっても滑落の危険が大きく、何らかの措置（固定ロープ、固定チェーン等）を要する。

つまり、本件滑落現場付近の状態は、前頁図解の写真に示した通り、石英閃緑岩のザレ地帯であり、二足歩行にとっては「危険地帯」である。インストラクションであるならば、当然にエスケープすべき地帯。強引にも下降するならば、3点支持の「登攀技術」を駆使する地帯であり、当然ながら確保用ロープワークは必須な危険地帯である。

それらの判断は、経験豊かなアルピニスト、山岳登山ガイドならば直感する。

## (2) 基本的なロープワーク

ガイドイングにおける「危険への対処」で最も基本技術は、「ロープ確保」である。日本のガイドは「一見、易しそうにみえるところでのロープ確保を避ける傾向にある」が、ヨーロッパのガイドは徹底している。「危険個所通過」では必ず「ロープ確保」をおこなう。日本とヨーロッパアルプスでは山岳の構成要素（岩・雪・氷・土・等）の違いはあるが、危険への認識と対処は同じ。

丹沢の尾根でロープ確保をおこなうパーティは見かけないが、私がかねてから初心登山者同行の場合に安全確保で実践している。その実施例は後述の第5節「登山における安全確保実例（ロープ確保）」に7例を示した。（P-99～106）

ロープを結ぶ判断基準は、第1章、第4節、6項における「I：生命の危険を感じるレベル」及び「II：傷害の危険を感じるレベル」で積極的に使用する。

つまり初心者同行の際に、「初心者は予期せぬ過失を生じ得るもの」、という蓋然性を常に意識しているからである。有償ガイドイングならば、初心者とは顧客を意味する。

本件滑落現場は上記を理解した上で、ガイド自ら「危険個所」と認識し、山岳ガイド業務範囲としたるロープワークを必要とする場所である。ましてや登山インストラクターが山岳登山ガイド行為をおこなう場所でない。

登山インストラクターが第一に取るべき措置は、以下 ①である。

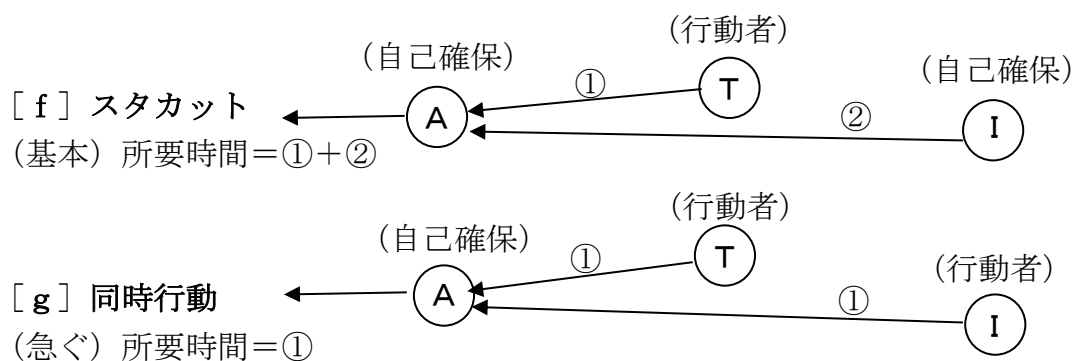
① エスケープルートへの転換

② ダウンクライム（下降）するならばロープ確保は必須

緊急措置でダウンクライムするならば、そのロープワークは第1章、第3節、7項：「3人編成パーティのロープワーク」（P-81）に示した。

危険個所をスタカットで通過する場合は、同上ロープワーク記号の「**f**」、同時行動の場合は「**g**」となる。（下記に図解再表記）

「**g**」の同時行動は「**f**」よりも危険が伴うが、日没間際の時間短縮が図れる。万一滑落を生じても、樹木が多い地帯であるから樹木に引っ掛かり、谷底まで転落して死亡事故に至ることは無い、と考えられる。



## 8. ガイド業務の区分

日本の山岳は古来、狩猟・採取、山岳宗教・修験の場であり、近代になって科学探索の場となり、現代ではスポーツ、観光の場となって国民幅広く立ち入っている。それらの行為は国民一人ひとりの基本的人権の行使であり、法律で規制することには憲法で定めた「**基本的人権の自由**」に抵触する。

他方、日本の山岳は中緯度、低山であるため、生活上の多様な関わり方が古来存在する。多様な関わり方に類し、「**山岳登山**」も幅広く多様な分類ができる。それらの山域を案内する「**山岳登山ガイド**」の適応資格区分も、多岐にわたる。拙著『**登山の生態分類(学)**』では、「**登山**」を13項目に分類している。

(第2章. 第1節. 1項 <登山と山岳スポーツの分類表>P-110: 参照)

### (1) 公益社団法人 日本山岳ガイド協会

公益社団法人日本山岳ガイド協会は公益社団法人として最も適切な区分をおこなっており、以下の資格分けがある。この区分は「**危険度の範囲**」へ対応したものと見え、それらの危険に適切対処できる「**能力別区分**」を表す。

したがって設定資格範囲内のガイディングを忠実に運用すれば、理論上は資格能力以上の「**無謀なガイド業務**」はおこなわれないことになり、不慮の遭難事故はおおむね防げるはずである。

#### < 設定資格 >

- ① 自然ガイドステージⅠ・・・無雪期の里山、山地、高原ガイド
- ② 自然ガイドステージⅡ・・・四季にわたる里山、山地、高原ガイド
- ③ 登山ガイドステージⅠ・・・国内無雪期の整備された登山道ガイド
- ④ 登山ガイドステージⅡ・・・国内四季の整備された登山道ガイド
- ⑤ 登山ガイドステージⅢ・・・前記Ⅱの外に、  
積雪期営業小屋利用の易しいコース・ガイド
- ⑥ 山岳ガイドステージⅠ・・・通年の国内山岳縦走路の岩稜コース・ガイド
- ⑦ 山岳ガイドステージⅡ・・・季節を問わず全ての山岳ガイド、インストラクション
- ⑧ 国際山岳ガイド・・・国際山岳連盟加盟諸国の山岳全エリアのガイド
- ⑨ インドアクライミング・インストラクター
- ⑩ スポーツクライミング・インストラクター
- ⑪ フリークライミング・インストラクター
- ⑫ ⑬ スキーガイドステージⅠ (⑫)、Ⅱ (⑬)

#### < 設定ガイド領域 >

## (2) 日本登山インストラクターズ協会

日本登山インストラクターズ協会は任意団体として資格認定をおこなっている。当該協会の主旨概要から理解すると、資格要件は以下。

### ◎ 登山インストラクター <設定資格>

- ・ 登山道において、自立した安全登山ができる登山者を育成する資格。
- ・ 冒険的登山の技術レベルよりも人間性を重視し、多様な分野で自立的に活動できるように育成する「指導・教育業務（インストラクション）」。

## (3) 設定資格能力とガイディングのミスマッチは「業務過失」を招きやすい

山岳への関わりは多様であるが、山岳登山行為の「危険度認識」に応じてガイド業務資格設定区分を定めている「公益社団法人日本山岳ガイド協会」の分類は適切といえる。資格区分を定め、能力適合する領域・内容を特定している。

他方、本件当該資格認定機関である「日本登山インストラクターズ協会」においては、山岳登山行為の「危険度区分認識」に触れておらず、「安全登山」と「冒険的登山よりも、人間性重視」という、抽象概念で一括りにしている。

「自立した安全登山」がおこなえる領域として「登山道」を設定していることから、ルートファインディング（自らルートを見つけ出す）が求められる危険度の高い、沢登り、岩登り、積雪期登攀はインストラクション業務領域外と理解する。

加えて「冒険的登山の技術よりも、人間性を重視」という思想を加えると、なおさら「登山道」に重みが増す。ここでいう「登山道」とは多くの一般登山者によって歩かれ明瞭となった「登山用の路」を示すのだろう。踏み跡もなく、ルートファインディングを要する山岳登降は「登山道」と言わない。この「登山道」を自立で歩ける登山者を育成する業務資格が、「登山インストラクター」の業務目的と理解できる。未知・未踏や「登山道」が無い、沢・岩・雪・氷の山岳斜面や稜線を経て峰々を登るフィールドは、登山インストラクターの業務資格設定領域外・・・との理解に至る。

沢・岩・雪・氷の山岳斜面や山稜に顧客を引率する業務者を「山岳登山ガイド」と称して資格統一を図れば、業務領域錯誤は無くなって適切な運用を図ることができる。この考えに沿って資格区分をおこなっているのが、「公益社団法人 日本山岳ガイド協会」であり、「登山インストラクター」なる呼称によって「山岳登山ガイド」領域での運用を図れば、本件のような業務錯誤を招き、遭難事故誘引の原因となる。



設定資格とその業務安全は、上記による資格認定者がその範囲を厳守しているか、否か、に係る。この資格設定条件と業務行為とがミスマッチした場合に人為的な危険度が増すことになり、「業務過失」が生じる。それゆえ通常は認定機関によるチェック機能、「業務制限規則や監督・監査」部門を要しているのだが、山岳フィールドにおける「監督や監査」は実施が難しい。不特定顧客の生命に係る重い業務ゆえに、組織として「業務制限規則等」を設けてオーバーワークを自主規制し、規則違反の場合に課する「措置処分や罰則」は不可欠なはずであるが、実際は無い。この曖昧な業態をこれまで享受してきた山岳登山ガイド業界、登山インストラクション業界であったが、いざ実際に関与してみると理論上も倫理上も、この業態を国民の目から厳しく見直す必然を痛感した。

ある有資格者が設定業務範囲を超えた場合、危機対応で適切な措置を下せない場合があるかもしれない。経験不足にともなう業務者の危機管理能力以上の判断に迫られ、不適切な業務判断と対処が成される場合が・・・あり得る。

山岳自然の中では、「生死を分かち喫緊な判断」が往々にして存在する。そのための資格設定であるのだが、設定資格の業務制限以上の領域で実施した場合、それを監視、停止、処罰を課す仕組みは、無い。

山岳登山ガイドや登山インストラクターにあっては、自主規律（倫理）による自己規制しかなく、法的にも野放し状態である。しかも本件のように山岳登山方法論上およびガイド倫理上は「業務上過失致死」が明瞭であっても、法的に起訴されない。山岳登山ガイドにレコーダーごとき監視カメラを義務付けることは技術上可能な時代であっても、それを論ずる背景に至っていない。なぜなら、山岳登山ガイド従事者側からは決して言い出さないだろうし、**20**世紀登山思想は性善説の上に成り立っていた山岳登山ガイド業務倫理であったから。では 21世紀山岳登山ガイド業務倫理にあっては・・・必要となるのではないか？

本件から鑑みると、法や規律、監視や監査のないこれまでの自由な山岳登山に、網に目のような法やカメラ監視等は、人間の自由を求める権利に逆行する。しかしその自由を味わう行為は、生命に対する“両刃の剣”である。21世紀の今、「生命保全を担保する山岳登山ガイド業務」は、「業務能力の制限や監察」を必要とするほどに、業務・業種の多様化にともなう能力不適合をきたしている。

山岳登山行為は、登山者、山岳登山ガイド者、登山インストラクターらがいかなる登山様式で対峙しても、「死の危険」を完全に排除することはできず、クライシス・マネジメント（死の回避手順）を容認しなければならない世界。たとえ冒険的登山でなくても、一般的登山道であっても、山岳自然の様々な危機・危険の全て免れることはできない。

より高度な山岳登攀になるほどに、登攀者のクライシス・マネジメントは真

剣になり、意識してその対策を図る。また、より高度な体験を経ることにより、「危険と困難」の状況判断が、より明確に理解できるようになる。

本件の登山インストラクターは、当該協会が設定する業務領域（登山道）では無い険しくて危険な西丹沢の沢を登り、登山道でない急峻な沢筋尾根の岩場を下降し、当該協会が資格設定している業務範囲を外れた場所で、インストラクターたる危険回避業務（ロープ確保）を提供することなく、受講者の滑落死亡事故を招いている。ましてや当該登山インストラクターは日本登山インストラクターズ協会が資格認定する側の理事でもあった。

つまり、登山インストラクターの資格設定教育業務領域（登山道）を超えた危険領域（沢筋尾根岩場の崖淵）において受講者が滑落死するという、資格設定内容と提供インストラクション業務（実体はガイドイング）はミスマッチしており、結果として受講者を死に至らしめた。このことは山岳登山における「顧客の生命確保」を登山技術と状況判断で指導・提供すべき業務にあつて、「業務上過失致死」以外の何ものでもない。

低いレベルの指導者からは、より上位な「危険のレベル判断」は適切にできず、「危険個所の回避・退却判断業務」にミスマッチが生じると顧客を危険にさらす。その結果、本件登山インストラクターに見られるように、高度な山岳登攀経験者が立って危険を察知した岩盤斜面を、ロープ確保無しで受講生を下降させ、その途上で滑落死亡事故が発生した現実となる。

本件登山インストラクターの実力が低きゆえに危険認識が無かったのであれば、日本登山インストラクターズ協会の資格認定制度とは、危険な存在となる。

滑落受講生は不慮の事故死として「自己責任」に帰着され、当該ガイドが負うべき「ガイド業務責任」を自覚できないならば、再発事態を招く可能性は残されたままとなる。

ここでは「ガイド」と「インストラクター」を混雑させて記しているが、そもそも「危険場所」に安全を担保して引率する行為は「ガイド業務」であり、それがインストラクターであっても「インストラクション（教育・指導）」ではなく、「ガイドイング（引率）」である。「登山インストラクター」と呼称して「山岳登山ガイド」業務を実施することの危険を、本件は如実に証明している。

本来、山岳ガイドイングにおける危険回避技術・知識・経験・危険予知能力等は、資格に関わらず山岳自然を踏破（冒険）する「実力の世界」である。しかしそのような山岳世界にあつても、「生命に係る山岳登山ガイドの実力」を分類・整理（基準化）し、実力に見合った業務内容で山岳登山ガイドを実施するならば、不幸なミスマッチ・ガイドイングによる死亡事件は低減されよう。

それが実力に見合わない危険領域に顧客を導入案内すると、本件登山インス

トラクターのような自覚無き不慮の死を招いてしまうこともある。

日本山岳ガイド協会分類「⑥ 山岳ガイドステージⅠ」以上の実力レベルから本件を俯瞰すると、以上のことが理解できる。さらに、日本山岳ガイド協会が、「自然・登山・山岳・国際」に分類している意味は、「ガイド業務」の領域、内容、困難度を如実に区分している。登山ガイド業務相当に、登山インストラクターが無自覚で山岳登山ガイドをおこなう**ミスマッチング**が、本件のような「**業務過失**」を招いたといえるが、法的判断からは処罰できない「**不起訴処分**」裁定で終結となったが・・・果たしてこのままで良いのだろうか？

それではいけない！・・・と思い、本稿をまとめ直している。

## 9. ガイドの注意義務

山岳登山ガイド業務における「**注意義務**」は、山岳危険地域で安全担保を業務とするガイドングの「**主たる責務**」である。しかし注意義務を果たしてもなお、高度な山岳登山内容となるにつけ、予期せぬ自然危険事象に遭遇してしまうのも、自然と人間との相関である。

また、前項 8 (3) に記した、ガイドの危険回避能力と危険事象とのミスマッチング領域においては、**些細な過失が死亡に直結**してしまう。山岳登山ガイドとはそのような自然領域における危険業務であることの自覚が不可欠。

ガイドングにおける資格設定と実務者能力とのミスマッチは、ガイドの「無意識」の中でおこなわれてしまうことが多く、それはそれで仕方がないとするガイド心理であるならば、「**未必の故意**」を招く。他方、ガイド者が意識していたとしても（予知・予見）、回避義務を怠れば「**過失**」を招く。

### (1) 危険を予見する可能性

- ・既知のルートであれば、おおむねの危険は予見でき、想像力を働かせて計画段階で対応準備を図ることは定石である。
- ・登山目的、日程、メンバー編成、コースの把握、食料・装備、下山コース、エスケープルート等々の計画により、危険個所での対応を事前にイメージしておくことは、ガイド業務の基本である。

- ・本件の計画段階において、未踏査の尾根を下降ルートに選定しているが、地形図から読み解けば、さほど困難なルート選定ではないと考えられる。  
問題は、日没時刻に追われてさらに予定下山ルートを変更し、最短距離を狙ってシカ柵に沿い、これまた未踏で急峻な赤棚ノ沢上部側面をトラバース下降した、予期せぬコース変更判断にある。
- ・アルピニストや山岳登山ガイドならば、地形図を見ただけで当該下降コースは急峻な谷の側面をトラバース（横断）下降する難しさを理解でき、滑落の危険性が大きくなる予見は、普通にできる。

◆ 滑落現場に立った実感においても、起こるべくして起きた「蓋然性」を確信した。たとえ馬酔木の小枝が折れなくても、そのまま下降を継続すれば、些細なスリップや身体バランスの乱れで、滑落の蓋然性を容易に予見できる。その「危険回避措置としてロープ確保は不可欠」であり、そのことを「予見できないガイディング」であるならば、前項に記したミスマッチングによるオーバーワークであり、業務過失を生じた間接原因となる。

登山インストラクターが、より高度な山岳ガイド領域に踏み込み、危険予知能力の低さから危険の存在を認識できず、危険回避措置たる「ロープ確保をおこなわず」顧客受講者が滑落死亡に至った、典型的滑落死亡事例である。

## (2) 危険の回避義務

- ・「最悪、死に至る」山岳登山ガイド、登山インストラクター業務を有償でおこなうことには、より重い「危険回避義務と責任」が課せられる。だれにでも簡単にできる業務でなく、相応の能力を要することから、「憧れの職業」ともいえる。求められる能力の高さからは「ヒーロー」に見立てられることもあり（もてる）、欧州文学では山岳小説となって情念を掻立てられる。
- ・山岳登山ガイド業務は法令に則った業務で無い日本の現状から、作為義務、不作為義務は生じないだろうが、「顧客の生命を担保する職能」からは、法令義務よりも重い「倫理上での危険回避義務と責任」を自覚する～20世紀型岳人の不文律があった。（20世紀の登山家）
- ・危険回避措置には、以下の方法がある。
  - ① 退却（戻る）・・・退却の方がより危険な場合もある
  - ② 迂回（エスケープ）・・・常に念頭に置く必要がある（奥の手）
  - ③ ロープ確保・・・危険個所通過の能動的な安全確保手段（定石）
  - ④ ビバーク（緊急露営）・・・悪天候、夜間、等（緊急避難措置）



### (3) 危険回避の可能性

- ・ 本件の背景には、日没時刻に追われた心理的な「焦り」が読み取れる。
- ・ 女郎小屋沢遡行で計画より 2 時間余遅れて乗越に到着。日没まで 2 時間半となる 15 時 15 分の時点では、未踏な予定下山コースを変更して、より安全を期する危険回避方法には、以下があった。
  - ① エスケープルートを選択・・・檜平コース（下山経験あり）
  - ② ビバークの選択・・・ツエルト、コンロ、水を所持していた
  - ③ シカ柵内への侵入・・・侵入できる踏み変え点（倒木）が 2 か所あった
- ・ しかし計画通り下山コースの未踏な尾根を選択して進行。  
計画では 3 時間で玄倉川に降り立つが、その前に日没時刻を迎えてしまう。そして計画通り下山するが、予定よりもさらに時間がかかり、時間短縮の意図で最短距離をめざしてさらなる未踏な枝尾根に侵入し、シカ柵に行き当たる。
- ・ シカ柵沿いに下降するが、土の斜面は次第に岩（石英閃緑岩）が露出する急峻な斜面となる。そのまま下降できるか登山インストラクターが先行探査を試みる中で、顧客 T 女が滑落。  
しかし滑落以前の段階で、シカ柵沿い下降中に 2 か所の踏替点（倒木）があり、戻って「シカ柵内へと侵入回避行動 ③」を図ることが可能であった。  
(P-46、47：写真参照)
- ・ つまり、上記 ①、②、③、と三つのケースで危険回避の可能性があった。

本件に鑑みれば、上記いずれの危険回避措置もとられていない。

危険を予知・予見できない低レベルの登山インストラクターが生んだ、資格設定領域以外の危険領域を下降し、インストラクション（教育）業務よりも高度な判断を要する山岳ガイドイング（未踏査ルート引率）業務をおこなった mismatching の結果、インストラクション業務を超える山岳登山ガイド業務判断が下せなかった「業務上過失」は、明らかに読み取ることができる。

## 第5節. 登山における安全確保実例(ロープ確保)

— 以下全て私の無償ガイド実施例 —

### 1. 槍ヶ岳山頂の登攀(山頂直下)

2017.08.



夏の槍ヶ岳、肩から山頂まで登山者は列を成し、待ち時間が多い。主要部分には鎖が固定され、一般登山者はロープ確保無しで登っている。

(右の写真 → )

そのような中、案内者は被案内者をロープで確保しながら登る。

(ヘルメットは不着用)

日本のガイドはこのような場所でロープを結ぶと「恰好悪い」と嫌う。しかし危険個所でロープ確保が欠かせないことは、高度な登山を経験することにより会得していく。

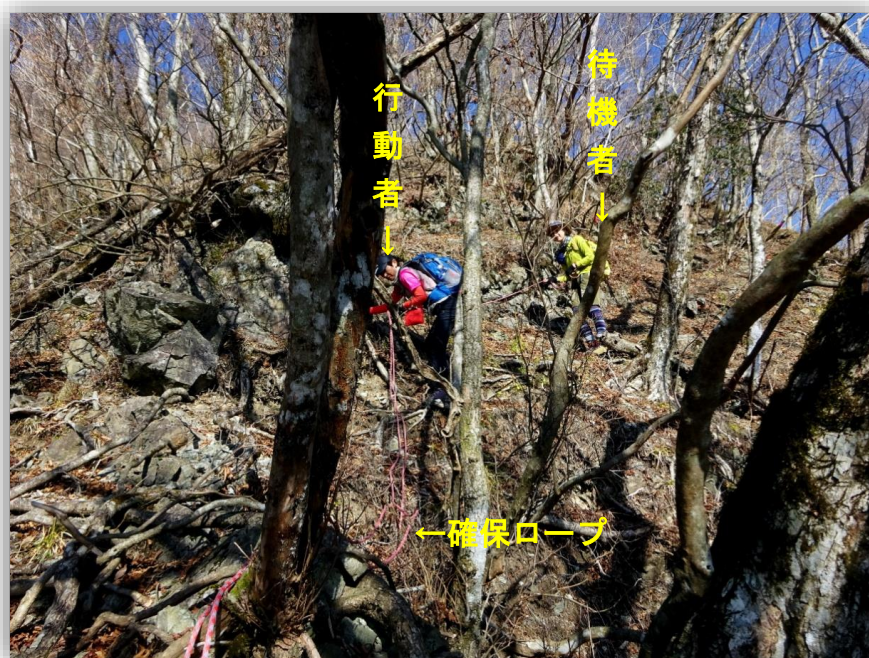




## 2. 丹沢バリエーション尾根の下降（木ノ又尾根）

2018.12.

表尾根の木ノ又小屋から下る「木ノ又尾根」の核心部は、(↓写真)のような下りのトラバース（横断）がある。滑る方向に体重移動するため、些細なことで滑落を生じる。そのためにロープ確保で安全を図る。もし滑っても、樹木を支点に短距離の滑落で済み、死亡事故には至らない。2点支持領域なので、セルフビレイは取っていないが、一人ずつ行動する、一対二の確保方式。





### 3. 丹沢崩壊岩場の登攀（鍋割山稜・地獄ザリ）

2020.04.

半世紀前には 100mの岩壁であったが崩れ、アルプスのような広大で開放的な岩屑（地獄ザリ）が広がる。かつては2ピッチ半の岩壁登攀をおこない、八ヶ岳や谷川岳の岩壁登攀へのトレーニング場としたところ。



崩壊岩壁基部を斜上に登り、植林帯へ至る。（一対一の確保方式）



←行動者

←確保ロープ



#### 4. 表丹沢の沢登り（本沢左俣）

2020.04.

（一対一の確保方式）

岩場には「順層と逆層」があり、「順層」はホールド（手掛かり）を得やすく、登りやすい。

「逆層」は体重を支えるホールド（手掛かり）にならず、難しい。逆層の場合は、靴底とつま先、身体バランスを併せたフリクション（摩擦）で登る。

本沢・左俣は「逆層」の谷で、見た目よりも難しい登攀となる。灌木にセルフビレイ（自己確保）を取り、案内者が先導。上から下の被案内者を確保する。

下（↓）の写真個所を下降するなら懸垂下降（アップザイル）となる。







（一対一の確保方式）

被案内者を先に下らせたほうが、もし滑落しても損傷は少ない。

上部の案内者は下降状況を把握でき、滑落しそうな場合はロープを引き締め、落下をくい止めることもできる。被案内者が後から下降すると、もし滑落した場合に落下距離が大きくなり、損傷を拡大するので不合理となる。



## 6. 積雪期 表丹沢尾根の登・下降（烏尾山仲尾根）

2020.01.

（一対一の確保方式）

気温 $-3^{\circ}\text{C}$ 、風速 $\approx 15\text{m}$ の中を登り  
同一ルートを下降する。

細尾根から谷側へ滑落しないよう、  
先行案内者がロープで確保。（ $\rightarrow$ ）

登りの足跡が残っているので、  
被案内者を先に下らせ、案内者  
は上からロープで確保。（ $\downarrow$ ）

※ 滑落は上から下に落ちる物理  
現象であるから、上の者が下  
の者を確保するのが合理的。





## 7. 事件当日の表丹沢・源次郎沢を登る

2020年3月21日（快晴）

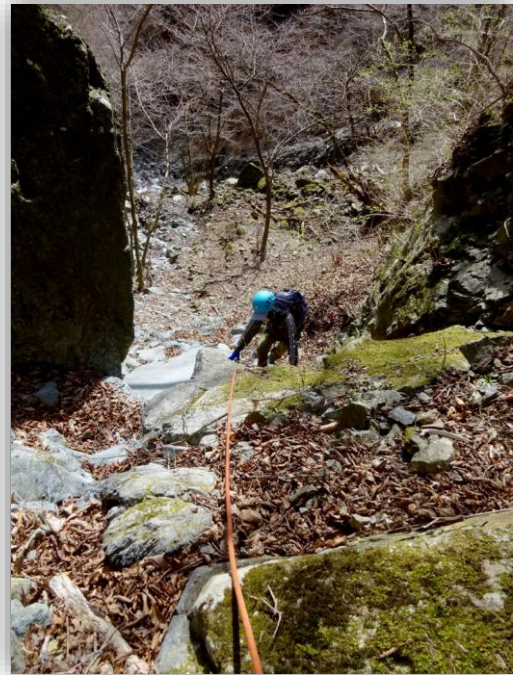
F 1



F 3



F 5



F 4



F 5



F 6





F 6 (見下ろし)



F 7



F 9 (見上げ)



F 9 (見下ろし)



F 10  
高捲



# 第6節. その他資料

## 1. 報道

NHK 「おはよう日本」 7:45頃  
TVK 13:27

新型コロナ ニュース 受信料の窓口

NHK NEWS WEB 2021年(令和3年)3月8日 月曜日 文字サイズ 小 中 大

神奈川 NEWS WEB 横浜放送局 トップ

### 登山滑落死で案内役を書類送検へ

03月08日 06時47分



去年3月、神奈川県山北町の山中で登山中の46歳の女性が滑落して死亡した事故で、警察は、案内役だった男性が危険性のあるコースを通る際に安全管理を怠ったとして、8日、業務上過失致死の疑いで書類送検する方針を固めました。

去年3月、神奈川県山北町にある丹沢山系の山の尾根で、神奈川県秦野市の46歳の会社員の女性が登山道から滑落して死亡しました。捜査関係者によりますと、当時、民間の団体が認定する「登山インストラクター」の59歳の男性が女性のガイド役を務めていて、警察が詳しく調べたところ、予定より遅れたため事前の計画を変更し、危険性があるコースを通っていたことがわかったということです。

その際、男性はザイルを使うよう指示するなどの安全管理を怠っていたということで、警察は、こうしたさまざまな対応が事故の原因になったとして、8日、男性を業務上過失致死の疑いで書類送検する方針です。

これまでの調べに対し男性は「亡くなったことに責任を感じている。女性の技術を過信して、対策を怠っていたかもしれない」などと話しているということです。

シェアする ?  

### 神奈川のニュース

登山滑落死でガイド役を書類送検 3月8日 13時00分 NEW

首都圏の大手私鉄 新卒採用減へ 11時24分

ひったくり容疑逮捕男性 不起訴 12時38分

神奈川県 119人感染 死亡なし 3月7日 18時16分

県と病院 病床確保で取り決め 3月7日 10時21分 動画

首都圏人出 宣言延長決定後も増 3月7日 16時26分

心筋梗塞手術までの時間増加傾向 3月7日 12時10分

神奈川のニュース一覧へ戻る

### 全国のニュース

総務省 谷脇氏が10万円余 巻口氏が4万円余の違法接待 中間報告 12時45分

新型コロナ ワクチン第4弾が成玉 1割 これまでで最多99万回分 11時19分

米韓合同軍事演習始まる バイデン政権発足後初めて 11時57分

新型コロナワクチン 自衛隊 医療従事者への優先接種始まる 12時11分

“核のごみ”処分場「概要調査」前の住民投票条例可決 寿都町 12時32分

東電強制起訴 2審で裁判官の現場検証を要望 遺族の代理人ら 12時59分

スイス 公共の場で顔覆うこと禁止するが国民投票 賛成多数 10時23分

全国のニュースを見る

NHK おはよう日本 7:45  
共同通信 12:29  
TVK 13:27



## 第2章 これでもいいのか…山岳登山ガイド業務

### 第1節. 山岳登山の本質から考える

#### 1. 山岳登山は両刃の剣

もうすでに古くなってしまった流行語、「山ガール、山ボーイ、(山ジーヤ)、(山バーヤ)」を生んだ現代登山の大衆化は、戦後の高度経済成長時代の登山ブームに次ぐ、新たな登山ブームを招きました。前者を「**20世紀登山ブーム**」と呼べば、後者は「**21世紀登山ブーム**」といえようか。

「**20世紀登山ブーム**」の特徴は、高度経済成長社会の中で「より・・を求め」文明発展パターン同様、登山においては「より高く、より困難なルートから登るアルピニズム」という、上向き精神思考と「初記録」獲得が主流でした。

2 頁後の<登山と山岳スポーツの分類表>に示すよう、「自己統合型登山」が中核を成し、衣・食・住を背負って登る自己完結方式。それら自立アルピニストの情報交換を促す山岳雑誌は活発に展開、販売されました。(『岩と雪』等)

私はこの流れの世代であり、地上最高峰のエベレストが登頂された後でも、より困難なヒマラヤの岩壁で初登攀ルートを試みていました。

しかし文明は時間軸に則って移ろい、人が求める価値の意識も移ろいます。特に21世紀文明はそれまでの連続的「アナログ文明」から、瞬時刹那的「デジタル文明」へと移行し、人々の思考や精神の変化に大きく作用しています。

「**21世紀登山ブーム**」の特徴は、デジタル文明社会の中で、登山者は「表現者から消費者」へ移行したことです。山岳登山はすべからず「産業に組み込まれ」、「登山者=消費者」と化し、山岳登山は「趣味の消費の多様化現象(何でも有り)」となります。

多くの消費登山者はアプローチの交通機関に始まり、山岳登山ガイドに引率され、山小屋に宿泊する。もはや衣・食・住を背負って登った「自己完結型登山」は希少価値となり、産業依存した「消費者登山」へと移り変わりました。

日本の登山者人口推計は、「レジャー白書」(公益財団法人日本生産性本部:発行)に、年度ごとに推計されています。2009年には1,230万人を記録しますが、東日本大震以降のレジャー自粛ムードもあり、2016年は680万人と半減しまし



た。(レジャー白書 2018) あくまでも推計値ですが、日本国民の約 10%~5% に相当する登山者数です。そのうちの 4 割以上が、60 歳を超える高齢登山者。平均寿命も年々更新され、60 → 65 歳定年退職以降の健康保持に、「山岳登山」はとても適した活動といえます。しかしその反面では心身の老化にともない、一歩踏み外すと転落・滑落死亡事故となり、疲れ果て安全地帯まで戻れない。等しく、山岳危険領域で活動しつつも、自己保全意識に欠ける。

“山岳登山の喜びと脅威は両刃の剣”である山岳登山の本質に思い至らず、未防備な行動は他者依存、公助依存が助長されます。

一方「山岳登山」は、「国民体育」としても印象づけられてきました。国民体育が国民体育大会となり、登山も得点競技種目にスポーツ化された。「国民の健康と福祉の下で文化を享受し、生涯をどのように過ごすのか・・・」という本質論において、「登山は健康に生きるための文化的基礎」となり得ます。しかしスポーツ体育面が強調され過ぎ、精神文化面で果たす役割が疎かになります。

それゆえに、国民生活基盤の一つとして「山岳登山」を学校教育の中に取り込み、「総合人間力」を鍛える良い機会なのですが、山岳危険を取り除けないために、教育関係者は山岳「教育登山」を躊躇してしまう。

日本は、地震・津波・火山噴火・風雪水害等々、自然災害列島。これら「自然災害」に対しては、「人工的防御設備」を設けて防御を図ります。他方、自然事象の変化をより正確に把握し、「自然事象とともに賢く生き抜く生活スタイル」もあります。

自身の山岳登山生死体験を経てみると・・・諸行無常。自然をありのまま受け入れる心のゆとりは、いかなる知識の蓄積よりも、体験して得た知恵が教えてくれます。古来の優れた賢者は自身の知恵を思想、宗教に昇華してきました。生体験の知恵を後進者育成支援に役立つなら・・・とは、**余計なお世話!**

津波から逃げて山へかけ登る日常感覚、緊急露營生活、集団生活におけるリーダーシップ&メンバーシップ&パートナーシップ、忍耐と自省の心、緊急時にロープ 1 本で懸垂下降できる技術、救助ロープの応用技術、等々、山岳登山で得た技術・知見を災害時に応用できます。これら山岳登山の「非日常的体験」は、災害時等の「非日常的現実」を乗り越える免疫力を養ってくれます。

しかし現代の消費型登山は山岳に「日常性」を持ち込み、「非日常的体験」を失っています。つまり山小屋の宿泊は当たり前となり、その山小屋に求めるものは日常生活を延長した快適さ。極端ではホテル並みの施設・食事。自然保護と名打つ登山道整備は、丸太と石敷の舗装階段路。そんな山道ばかり歩いていると、災害の被災地など歩けません。日常体験領域と非日常体験領域を分け、登山は山岳の非日常体験の中で人が生きることの意味や知恵や知識・技術を学べる環境整備こそが、21 世紀社会に役立つ・・・とは、20 世紀人（老人）のお節介。

## ＜登山と山岳スポーツの分類表＞


拙著：『登山の生態分類（学）』 2016年8月より


登 山	自己 統合	アルパイン登山	A-0	超人形	メスナー、山野井	
			A-1	単独形	単独登山	
			A-2	複数形	パーティ登山	
			A-3	企画事業形	選抜対価登山	
			A-4	企画公募形	応募有償登山	
			A-5	交流形	任意無償登山	
	趣味 の 展 開	レコード登山	B-1	記録更新形	〇〇記録	
		メモリアル登山	B-2	記念顕彰形	〇〇記念登山	
		コレクション登山	B-3	収集蓄積形	7大陸、百名山等	
		ヘルス登山	B-4	健康希求形	自主健康登山	
		ツーリズム登山	B-5	観光引率形	企画形観光登山	
		ファッション登山	B-6	社会風潮形	流行登山	
		ワンダーフォーゲル	C-1	鑑賞自立形	山嶺巡行登山	
トレッキ ング	アルパイン・トレッキング	C-2	鑑賞自立形	自立形山岳巡行		
	ツーリズム・トレッキング	C-3	観光引率形	企画形山岳巡行		
山 岳 ス ポ ー ツ	ク ラ イ ミ ン グ	ボルダリング	D-1	ロープなし	高さ5m以内	国体
		トプロープ・クライミング	D-2	トプロープ形	12m以上のハング	
		リード・クライミング	D-3	スポーツ形	12m以上のハング	国体
			D-4	トラッド形	ナチュラル・プロテクション	
	ラン ニ ン グ	トレイルランニング	E-1	山野を走る	自然の路面、高低	
		マウンテンランニング	E-2		登下降	
		スカイ・ランニング	E-3		標高2,000m以上	
		ウルトラランニング	E-4		42.195km以上	
		ポッカランニング(駅伝)	E-5		荷を背負う	
	歩 行	ウオーキング	F-1	山野を歩く	〇〇ウオーキング	
		ハイキング	F-2	山野を散策	〇〇ハイキング	

「登山」と「山岳スポーツ」は、一線を画して考えることが大切。

「登山」は生涯教育を含めた「国民生活の基盤」となり、日常生活で発生する様々な障害(ストレス)に耐える、「総合人間力」を育むことができます。「登山」は、生涯教育課程において「登山学」となり、「山岳スポーツ」とともに、バランスのとれた心身へ鍛えることに役立ちます。

「山岳スポーツ」は、種々競技種目となりますが、すでに山岳領域を抜け出し、アーバン・エンターテイメント・スポーツ(都市享受型スポーツクライミング)へと進化しています。

前頁 < 登山と山岳スポーツ分類表 > において、「赤線 」で区切った上部、「登山やトレッキング」においては死の可能性を排除できないこと。下部の「山岳スポーツにおいては死の可能性があってもコントロール下において安全を確保して競技する」という「意識の違い」は決定的に異なった存在。

つまり「死線」意識の有無を、設定区分「」が表しています。

自然の中でおこなう自由で主体的な山岳登山行為は憲法で認められている個の自由権であり、公共の福祉に反しない限り、その自由なふるまいは保障されています。山岳登山における最先鋭は「アルピニズム」と称し、「より高く、より困難なルートから登る」として、世界の山頂や岩壁を踏破してきました。その際、死亡者も多数生じてきましたが、リーダーが刑事罰を負う、山岳刑事事件にはなりません。なぜならば、あえて危険と困難に立ち向かう山岳登山は、自身の自由な意思と自己責任の範疇であり、故意や未必な故意、不作為はあり得ず、友情・献身・無償な愛の世界・・・だったからです。

しかし世界の峰々が登りつくされ、主要な岩壁登攀もほぼ終焉し、アルピニズムは新鮮な「初登頂、初登攀」を求める対象を失い、衰退しました。それに代わって台頭してきたのが「山岳スポーツ」形態であり、その極め付きは2021年東京オリンピックで競技種目となった「スポーツクライミング」となります。

「スポーツクライミング」は山岳自然を離れた都会の人工壁を登ることにより、本来の山岳自然を登る「登山」とは、別な分野となりました。街中や室内の規格化された人工壁を登り、観客席を設けて応援するショースポーツ、エンターテイメントへと変身。2021年にはオリンピック公式競技種目として実施されました。オリンピック種目を主管するために、2017年4月「公益社団法人日本山岳協会」は名称と組織を変え、「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会」となりましたが、果たしてこのままで良いのだろうか・・・？

また1905年に日本で最初につくられた山岳会、「日本山岳会」は2012年に「公益社団法人日本山岳会」へと移行しました。

上記二つの公益社団法人は内閣総理大臣認可であり、内閣府とともに文部科学省とも深く関わっています。山岳自然の科学的解明や理解とともに、情操教育



や社会体育面からも、山岳は学究・教育のフィールドであり、その中で活動する指針として「登山学」は位置づけられます。

また「国民体育大会（国体）」は文部科学省、開催都道府県、日本スポーツ協会の三者共催。2011年に施行された「スポーツ基本法」の政府主務官庁は文部科学省であり、その下に2015年「スポーツ庁」が設置されました。

それらの勢いは国会内で超党派議員連盟（最高顧問：谷垣禎一）を結成させ、「国民の祝日に関する法律」を改正して、2014年「山の日」を制定、2016年施行となりました。山岳を「スポーツと文化」の両面から振興する施策です。

これらを総合的に把握・研究できる機関には、「日本山岳文化学会」があります。

単独行以外で登山を安全に上手くおこなうためには、リーダーを要します。そのリーダーの立ち位置は、おおむね次の三つの立場に分けられます。

- ① 自立登山者集団における自立登山リーダーの立場（自立登山リーダー）
- ② 顧客を引率する山岳登山ガイド業務の立場（山岳登山ガイド）  
※不特定登山者の生命を保護する面から、**国家検定資格が必要**
- ③ 山岳自然教育現場における山岳教育実習業務の立場（登山インストラクター）

## （１） 自立登山リーダーの立場

これまでの自立登山者集団は、「三人寄れば山岳会」と揶揄したように、山岳会、同好会、愛好会、〇〇クラブ、〇〇グループ等々の多様な一次集団をつくりました。そこから順次上位集団へと構造化させ、全国組織や世界組織に至るまで、ピラミッド型ボトムアップ組織（社会）をつくっています。

個人山行であれ、集団山行であれ、「自立登山」においては、主体的行為とした自主、自立、自己責任、自己負担を原則でおこなわれています。個人山行を除き、複数人で山行をおこなう場合は、以下のように特性が異なるリーダーが必要とされます。

- ① 仲間内の力関係から、自ずと決まるリーダー（自然発生リーダー）
- ② 集団や組織内基準で決まるリーダー（組織型リーダー）
- ③ 集団成員内から選出されたリーダー（選出型リーダー）
- ④ 信頼されたリーダーの下に集まるメンバー（人格型リーダー）

「自立登山リーダー育成」は一つの教育過程でもあり、国民体育大会山岳部門や国立登山研修所などで育成プログラムを実施しています。

これら自立登山リーダーは「山岳登山ガイド業務」と異なり、任意集団における指導的立場として、その指導責任に「故意、未必の故意、不作為」が無い限り法的責務がともなわない、自立任意集団における指導者の立場。つまり権利や義務に縛られない、趣好の仲間内リーダーとして性善説に基づく立場。

## (2) 山岳登山ガイド業務の立場

「顧客を引率する山岳登山ガイド業務の立場」を職業として有償化すれば、「山岳登山ガイド業務」となり、通称「プロガイド」と呼ばれています。

日常社会の職能業務にあつては種々の「資格」や「免許」に基づく「業務規程」がもうけられ、その規程に則った「業務規則」により、様々な業務制限を課し、業務の安全・安定実施に向けた種々のコントロールがおこなわれます。自動制御でいうところの、「フィードバック」機構です。

しかし山岳登山にあつては自然条件の多彩な変容の中で、一律で細かな「規則、規定」の制定は実質不可能です。そこで経験則に基づいた大枠で要因データを集約していけば、顧客安全確保を目的とする「山岳登山ガイド業務原則」をまとめることは出来ます。

この原則を著しく外れたガイド業務をおこなった事故の場合においては、「業務上過失」を法的に問えるのではないかと、との考えからです。そのことは、登山者生命を預かる山岳登山ガイド業務の重責にあればこそ、重い法的責務を負わねばならない自覚と覚悟を促すからです。

本稿第1章で「有償登山インストラクターの業務上過失致死事件」を取り上げました。不適切な山岳登山ガイド業務判断の結果に「顧客滑落死亡」を招いた、「業務上過失致死事件」の具体事例を論じました。警察は「書類送検」したものの、検察では「不起訴裁定」となり、終結しました。

しかしそれで一件落着・・・で良いのだろうか？

検察裁定の限界を読み取り・・・意見諮問された有識者（20世紀アルピニスト）として、さらなる考察を加えるのが、本稿第2章の目的です。

そこでまず気づいたことは、山岳登山ガイド業務を実施する上で、業務制限を明確にして安全を担保する諸原則、諸規則、諸規定が無いことでした。その根本原理として、「山岳登山産業」に組み込まれた「山岳登山ガイド業務」の立場から一般登山者の生命を護るためには、産業活動を規制する「山岳登山ガイド法」の制定や、内閣府に「登山庁」の新設を提起するものです。

## (3) 教育実習業務の立場

学校教育課程の中に高校山岳部があります。2017年3月、栃木県高等学校体育連盟主催の「春山安全登山講習会」において、那須温泉ファミリースキー場ゲレンデ周辺の雪崩遭難で、生徒7名と引率教諭1名が死亡。そして、引率教諭3名が2022年2月に「業務上過失致死傷容疑」で在宅起訴されました。

この引率教諭の職能業務は「学校教育法」諸規則による「教育実習業務」の一

環であり、「山岳登山ガイド業務」ではありません。これらの教諭において3月の雪山へ引率したことが「山岳教育実習業務」であるか、「登山インストラクション業務」であるか、「山岳登山ガイド業務」であったのか・・・その引率業務判断については係争中でもあり、本稿で述べる範疇にありません。しかし、民事訴訟の影響を受けていることに間違えはなでしょう。つまり学徒途上で未来を断ち切られた被害者を想う、ご親族らの憤りが解消されていないからです。

本件に戻り、「登山インストラクター」を和文解釈すると「登山教師」、「登山師匠」となり、「山岳教育実習業務の立場」に重なります。

教育行政を司る文部科学省は「教育基本法」の下に、「学校教育法」以下様々な法律・政令・省令・規則を定めています。諸法令に則り、「教員免許」や「教育職員免許」等の免許制度があり、その中に「山岳登山免許」はありません。

本件当該登山インストラクターは「〇〇〇〇〇登山学校」を自営しています。しかし学校教育法 第134条に定める「各種学校」ではありません。何ら法規制や主務官庁への許認可、届け出、報告、監査を要しない、全く自由で野放し状態の自称「登山学校」。経営事業収入がありますから、所得税法にもとづく税務申告と納税義務が法的関わりでしょうか。

このように、登山学校教育者（登山インストラクター）と称しながら、学校教育法に縛られず、何ら法的資格を得ることなく、無届、無認可、無許可、無監査にあり、生命の危険保護を担保する実態としての「山岳登山ガイド業務」をおこなって良いのか？ ましてや有識経験者ならば当然に予知・予見できる危険な状態において、何ら防御対策（ロープ確保）を凶らず、その結果に受講者（顧客）の滑落死亡を招いても、検察不起訴裁定となった事実。

このように教育（インストラクション）と称しながら死の危険性を排除できない山岳領域において、予知、予見できずに防御対策を講じること無く受講生滑落死亡を招いた山岳登山ガイド業務が野放しでおこなわれた実態は、もはや看過できるものではありません！！

#### （4）そして

古くから、そして今も、登山指導者の間には「未組織登山者」という言葉がありました。半世紀前に流行った格言、「三人寄れば山岳会」というものもありました。組織上の原理・原則・必要性から成り立った組織論ではなく、「類は友を呼ぶ」ごとく、共振、共鳴、共感、同調者の集まりであり、その中にいると個々の心強さや安らぎを感じられる「居場所」になっていました。



「個人よりも、集団ありき」な、日本社会の在り方ともいえます。一言でいえば、「飲み仲間」、「同じ穴のムジナ」。

欧米の個人主義社会と異なり、集団帰属順応意識が強い日本社会で発せられる「未組織登山者」発言には、次のような潜在意識が潜んでいると考えます。

- ・「登山者が集まって組織を成すのは当然である」・・・仲間意識、集団主義
- ・「組織に加わらない登山者は論外で、蚊帳の外」・・・仲間外れ、ミソッカス
- ・「登山の安全を図るために登山者組織は必然」・・・お上目線、帰属主義
- ・「組織の中で学習、指導、訓練を経て育つ」・・・義務教育、親分子分  
・・・と。

21世紀の情報化社会において、SNSは海洋面に似たフラット型情報プラットフォームを世界規模で展開させています。その海洋面での情報発信者は等しく「点」となり、ある集団組織でさえ「一つの点」でしかなくなりました。つまりSNS上では個人も組織も同等な「一発信者」として、「点」な存在となります。

そして今SNS社会にあつては、ウェブ(Web)上の架空共同居場所の中で同調します。初対面であっても待ち合わせ場所で合流し、一緒に登山を臨む時代。山岳登山者組織論なんて・・・なんのその・・・**個の時代！・・・点の時代！**

何か不都合が起きれば山上からスマホでSOS・・・公営救助隊が飛来する。

**21世紀型山岳登山者・・・これでいいのか！！**

かつて古代都市国家「アテナイ」のように、主権者たる「市民」は自ら討議を重ねて諸制度をつくり、運用していました。しかしこれらの制度を下支えしていたのは「奴隷」で、奴隷の「人権」は無視され、家畜並み労働力の扱いでした。闘争心に優れた奴隷は「剣闘士」にされ、その生死を賭けた戦いは市民の娯楽対象となります。この「剣闘士」は職種となり、報酬として生存権を得られた「プロフェッショナル」の始まりといえます。「剣闘士」は「奴隷」身分であったことから、「プロフェッショナル」という職種は西欧の貴族社会の中で卑しい身分とされます。

1896年、フランスの教育学者＝ピエール・ド・クーベルタン男爵が中核となり始まった「近代オリンピック・ゲーム (Olympic Games)」。1925年に制定された「オリンピック憲章 (Olympic Charter)」の中で、長きにわたりプロフェッショナルの参加を排除し、純粋アマチュアスポーツ者のみに参加資格を与えてきました。「スポーツは貴族のもの」とされた「アマチュアリズム」は、やがて共産圏国家が庇護する「ステートアマチュア」や、資本主義国の企業イメージをアピールする「コマーシャルアマチュア」を産み出します。

オリンピックでの成果は国民意識高揚や企業イメージアップに反映され、国家や企業が益々庇護サポートします。その効果の大きさは、「オリンピック産業」と化します。1974年、ウイーンのIOC総会において「オリンピック憲章のアマチュア規定」が削除され、プロ選手も参加して現在に至ります。

もはや近代オリンピックは「世界最大スポーツ産業」と化し、「世界NO-1（金メダリスト）」の証明が価値をもたらせる「21世紀スポーツ産業文明」へと移行しました。その結果、「参加することに意義」を見出した「アマチュアリズム」における、多様で寛容な個性と知性を尊重する「文化フェーズ」は薄れ、「ヒロイズム文明」が強調されます。

近代オリンピックでは長きにわたって「アマチュアとプロフェッショナルの身分差別意識」があったように、「未組織登山者」という発言の裏に私は、「アマ・プロ問題」同様な差別意識を、半世紀前から感じ取ってきました。

私が「登山におけるアマ・プロ問題」に気づき、論文発表したのは1973年、山岳同人雑誌『山岳展望 第17号』へ寄稿した「社団法人日本山岳協会への批判」です。当時のヒマラヤ登山申請の過程で、プロ登山家は登山隊長になれないという、日本山岳協会の「海外登山推薦規定」がありました。この規定は憲法第13条の「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」、及び、第31条の「法定手続きの保障」に抵触する、という批判論旨でした。

つまり本稿を論ずるにあたり、「組織ありき」の立場からでなく、「一登山者」の立場から論ずることは、「まずは個の尊重があり、組織は個が生きるためにどのような在り方がよいのか？」を問う手順となるはず。

そのために、私がこれまで所属していた文部科学省傘下の学術団体、「日本山岳文化学会」と「総合人間学会」を辞し、いずれの組織にも所属しない、自由な立場で、今、論じています。

山岳自然に対峙する、「一登山者」の視点です。

「山」は今、心身を山岳自然の中で鍛える古来の「山岳修験」の場ではなくなり、心身を山岳自然に開放しながら山岳環境に同調・賛美する、「山岳観光産業」の場へと変遷しています。それも、一人でなく、集団で！

「アルピニズム」は自然の摂理に抵抗する「山岳登攀」の場でした。現代は抵抗よりも同調マインドが多数を占める文明変遷となり、その結果は進歩・向上でなく、ホモ・サピエンスの劣化を招き、消滅の危機さえ感じるに至ります。

人間（ホモ・サピエンス）個々の力は山岳自然に敵うべくもなく、山岳自然が荒れ狂えば、登山者はひとたまりもありません。登山対象とする山岳自然にあつては、つねに「デス・ゾーン（死の領域）」にいることの自覚が不可欠。

**20世紀のアルピニスト達は**、自らの意思と意欲と覚悟をもって、細心の対策を講じながらデス・ゾーンに挑みました。それでも「死」から免れることはできませんでした。「生と死の両刃の剣」の中にこそ「生の実感」を感じ、宗教、思想が芽生え、生涯自己教育となる道程を見出しました。

**21世紀の今**、産業化された山岳自然環境において、アルピニストの危険察知感性を失ってしまうところに、サービス産業と化した「山岳登山ガイド業務」の「業務過失」が生じやすく、危険さえ予知・予見できない未熟な「業務錯誤」を産み出す原因になっていることへの危惧がぬぐえません。

## 2. 山岳刑事事件の不起訴裁定を考える

検察統計調査・検察統計によると、「刑法犯\_\_過失傷害\_\_業務上過失致死傷」における起訴、不起訴、起訴率は、以下となっています。

2020年	起訴=259人、	不起訴=754人、	起訴率=25.6%
2019年	起訴=280人、	不起訴=701人、	起訴率=28.5%
2018年	起訴=263人、	不起訴=785人、	起訴率=25.1%

刑法、第38条、第1項には「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」とされ、「故意」による処罰を定めています。

また同条、第3項には、「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。」とされ、「未必の故意」による「罪」も定めています。

そもそも「山岳登山ガイド行為」に直接関係する法律がないために、「故意」や「未必の故意」でないかぎり、刑法で「そのガイド行為」を処罰することはできないと理解されます。

一方で「山岳登山ガイド業務」を対象とすれば、刑法、第211条には、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させて者も、同様とする。」とされ、「業務上過失致死傷罪」が規定されています。

「業務上過失致死傷罪」の事例として、以下をあげてみました。

## (1) 業務上過失致死傷罪の事例

### 1) 一審：有罪、二審：棄却 (北アルプス 白馬岳)

2006年10月、日本アルパインガイド協会「上級登攀ガイド」の資格者が「有償登山ツアー」を実施し、5名の女性登山客(53~66歳)を引率。北アルプス白馬岳・白馬山荘手前において強風・ミズレ・吹雪等で歩行困難となり、顧客4名が低体温症で死亡。

過失判断の前提となる予見の可能性について、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性で足り、それ以上に、現に生じたような著しい天候悪化(南岸低気圧発達)の可能性は予見の対象とはならない」として、当該ガイドの過失を認め、「業務上過失致死罪」として一審で有罪、二審で上告棄却。

「民事訴訟」では当該ガイドが解決金=6,500万円支払うことで和解成立。

### 2) 不起訴裁定 - 1 (北アルプス 大日岳)

2000年3月、文部省(現:文部科学省)「登山研修所」主催の「大学山岳部リーダー冬山研修会」研修中において、北アルプス大日岳山頂付近の巨大な雪庇が崩落し、11名が転落。内、研修生2名が行方不明となり、その後死亡が確認された。

主任講師と担当講師が「業務上過失致死罪」容疑で書類送検。

主任講師は日本でも屈指の登山家として信望を得ており、日本山岳会京都支部による署名嘆願書提出活動もあり、「不起訴裁定」となる。

同上は「山岳登山ガイド業務上」の「過失」ではなく、文部省「教育指導業務上」における予見できなかった「事故」と受け止めることができます。

山頂付近の雪庇(せっぴ)崩落の予知は大変難しい。しかし3月という時節を併せ考えると、雪庇崩落、全層雪崩等、山岳入山者は十分に注意しなければならない時期でもある。しかし予見はできても予知は難しく、回避義務を課するとするならば、入山禁止措置となる。

経験則によれば、その場に立ち入った感覚(第6感)から、“ピン”と予感する場合がある。その時は潔く中止したいが、論証はできない。

同上の遭難死亡事故概要は斎藤惇生氏により、『北アルプス大日岳の事故と事件』として2007年9月に出版されている。(ナカニシヤ出版)

<参考> : 本稿4頁に掲載する「P29南西壁」写真において、垂直に千m上部の氷河が崩落した予知は、誰一人感じることができなかったケースである。なぜならば事故発生4年前の春季、横浜山岳協会登山隊として全く同じ場所に



テントを設営し、約 40 日間を過ごした経験がある。登山隊員の間では「最も安全な場所」との認識を共有していた。しかし山岳自然事象に絶対不変は無い。宇宙の膨張にともなって地球環境は絶えず変化し、人は自然を完璧に把握することができない。

### 3) 不起訴裁定 - 2 (大雪山系 トムラウシ山)

2009 年 7 月、公益社団法人日本山岳ガイド協会傘下のツアー会社が主催した「ツアー登山」において、北海道大雪山系トムラウシ山での悪天候の中、ツアーガイド 1 名と顧客 7 名が低体温症で死亡した「事故」。

「ツアー登山」として旅行代理店が企画・主催したものであるが、日本山岳ガイド協会傘下の会社であるため、公益社団法人日本山岳ガイド協会は事故調査委員会を設け、2010 年 3 月、『トムラウシ山遭難事故報告書』をまとめている。

(P-80: 「引用資料等」: 同書の表紙のみを挿入)

旅行会社主催により、所管官庁は国土交通省となり、同省観光庁が主管する「旅行業法」の下で「旅行業務取り扱い管理者」の責任において「ガイド業務」は実施される。しかし直接携わった札幌営業所に同上責任者を長期間配置していなかったことが発覚し、「旅行業法違反」として、本社営業所は「業務停止命令」処分となった。

他方、北海道警察本部は、旅行会社社長とガイド 3 名 (1 名は死亡) を、「業務上過失致死」の疑いで書類送検。

8 年越しの立件となったが、「嫌疑不十分」で「不起訴裁定」となった。

## (2) 本件、不起訴裁定を考える

本件の滑落死亡事故において、当該登山インストラクターの「故意及び未必の故意」は認められないため、刑法、第 38 条の「罪」に当たらなくなる。

当該登山インストラクターは「〇〇〇〇〇登山学校」を自営しながら、実際は継続的に受講生を有償で、沢登りや八ヶ岳等の山岳登山等に引率している。「登山学校」と称しているが学校教育とは異なる、「山岳登山ガイド業務」を営んでいる実態を SNS に公表している。

本件で沢登りを「有償インストラクション」した事実は、「登山道」をインストラクトする業務範囲外に当たり、「山岳登山ガイド業務」であったことは否定できない。「登山インストラクター (教育・指導者)」と称しても、第 1 章に示した通り、未踏査な山岳の危険地域を引率している事実は、「山岳登山ガイド」であり、その行為は「山岳登山ガイド業務」そのものである。

このことにより警察は、刑法、第 211 条に規定する「業務上過失致死事件」として「書類送検」した。

では、何をもって「業務上過失」であったかを論じたのが、本稿：第 1 章を構成する。しかし「山岳登山」においては、「ガイド業務での安全確保義務」を細かに規定する「山岳登山ガイド業務規程」はなく、危険予知～回避は「現場判断」の実態にある。この「危険予知～回避現場判断」は、以下の経緯を経る。

① 危険の予知・予測 :

・経験則を加味し、理性+感性+予感=複素的に予知・予測

② 顧客の適応能力判断 :

・顧客を観察～総合的に理解～最適判断

③ 危険回避手段の選択・適応判断 :

・最適対応手段を選択・判断～顧客へ説明～実施

山岳危険個所を通過する場合、まずは危険を予知・予見し、顧客の適応能力を見極める。危機対応手段の幾通りかを予測し、その中から最適対応手段を決める。回避義務はその手段の一つであり、積極的ロープ確保義務もその手段の一つとなる。山岳登山ガイドは自ら責任を負って判断し、顧客に説明してから実施する。

しかし本件では、最初の「危険予知・予見」が成されていない点にある。何も対策をとることなく下降を続け、その途上で顧客の一人が滑落してしまった。

「危険個所」と認知していないから、「回避手段」をとらない。しかし実際は 2 足歩行で降りられる場所でなく、シカ柵の金網につかまる 3 点支持でなければ下降できない「滑落危険個所」。その途上でシカ柵に絡んだ馬酔木（あせび）を迂回した時、つかんだ馬酔木の小枝が折れ、顧客は「転落～死亡」。

この「危険認識のギャップ」を検察庁がどのように判断するかにより、「過失」認定が左右される。つまり「危険認識」は法理論体系からでなく、「山岳下降手段」における「危険を認知する感性」の感度問題へと帰着します。

**登攀体験をもたない検察官にとり、これら一連の判断が可能か、否か？**

それゆえに警察から依頼されて「登山有識者意見書」を提出し、検察官現場見分にも立ち合い、検察支部で詳細説明。しかし担当検察官は「上司が・・・」と自主解釈できず、結果は・・・「不起訴裁定」。

**山岳有識者からみれば一目瞭然な「業務過失事実」は、実体験なき法曹からすれば「法的犯罪構成」に当てはまらず、起訴する法的根拠に欠ける。**

**山岳死亡事故が明らかな業務上過失によって生じても・・・罪にならない！**

**この矛盾は・・・なぜか？**

**山岳登山ガイド業務を規制する法規がないから・・・との結論が導かれます。**

では山岳登山ガイドにとり、業務規制諸法令が必要か・・・と問えば、法令で規制されるよりも、故意や未必の故意がない限り自らの体験で判断したほうが自由度は高く、罪にもなりにくい現状が良い・・・となることでしょう。

しかし、それでいいのか！！

業務上過失致死の被害者は死亡していることから、被害者本人からの「刑事告訴」はできません。かわりに第三者が犯罪の事実を申告し（告発状）、犯罪者の処罰を求める意思表示をしても、刑事罰を科すべきか否かを判断する「刑事訴訟」は、検察官だけによって「起訴」されます。

したがってキーポイントとなるのは、「検察官の理解と判断の質と量」にゆだねられます。特に山岳事故は物証に欠け、証言や映像、写真、図解、気象データ、実験データ等による状況説明となります。「第六感」や微妙な感性に基づく状況判断は、形式上の合理的説明になりません。

他方、被害者親族等が、刑事訴追と並行して「民事訴訟」をおこしていれば「起訴猶予」でなく、「起訴裁定」に近づいたことでしょう。

検察官は生身の人間であり、その限られた業務権限から被告に「罪」を認めさせることに対して、慎重であらねばならないことは良く理解できます。

一方でまた、「罪」を見逃すことにより、再発するかもしれない可能性を残します。「自由」を尊重する人間社会の中で、不完全な人間相互の関わりもまた、矛盾を含んだ不完全な現実相関であるからです。

半世紀以上にわたり山岳登攀をおこなってきた私からみれば、本件の不起訴処分がもたらせる山岳登山ガイド及び登山インストラクター業界の緩みにつながらないか・・・危惧が残ります。

山岳危険地帯で顧客の生命を預かる山岳登山ガイド業務は、飛行機操縦パイロットや医師に類する重い責任を背負っているはず。旅行業法下のツアーガイドとは、異なる！！

### (3) 山岳登山ガイド業務を法制化

森羅万象な自然界の中、人と自然が織りなす相関において、「登山の安全確保規程」は定めようがありません。だが「経験則」を積み重ねて会得する知恵は、「安全確保規程」の上位概念「安全確保原則」として整理することはできます。

その「安全確保原則」を会得した「案内人（ガイド）」を審査し、「公認山岳登山ガイド」と認定する国家機関が必要になります。生命に関わる資格であるからには、やはり「国家専門機関」がそれに当たるべきとなるはず。

そのためにはまず、「山岳登山ガイド業務」を法制化しなければなりません。

第1章に示した、日本登山インストラクターズ協会における、<登山インストラクター資格認定基準（案）>を見ると、登山者の生命を預かる「山岳・登山ガイド業務執行者」としては、認定登山レベルが低い。同協会が定めるレベルは「一般山岳会のリーダー」レベルであり、顧客たる不特定登山者（受講者）の生命を預かる「職能執行者レベル」でない。本件はこの組織が認定した「登山インストラクター」による有償ガイド業務であった。しかも当該登山インストラクターは協会の理事でもあったことから、当該協会は、登山者生命を預かる公共業務執行能力（職能）が低い次元にあるといえる。

「業務上過失」を裁定する検察官検事らはおおむね登山の素人であり、登攀経験に基づく登山の「安全確保原則」を知る由もありません。もし仮に「山岳登山ガイド業務安全確保規程」があり、細かく「ロープ確保規定」等が定まっているならば、その規定に準拠して検察官は「業務上過失認定」の裁定を下すことができることでしょう。

以上の考察から、国民の5～10%を占める一般登山者の保護制度、つまり社会制度として「山岳登山ガイド業務の法制化」を図る時節を迎えています。

その為には山岳界主導でなく、国民生活主導となる内閣府に「登山庁」を新設して主務官庁とし、「山岳登山ガイド業務安全確保原則」に則り、「山岳登山ガイド法」を制定する。さらに法に則り、次項の「諸原則、諸規程、細則」等をまとめるのが良いとの考えに至ります。



### 3. 山岳登山安全確保諸原則を考える

#### (1) 山岳登山ガイド業務安全確保原則(草案)

- ① 山岳登山ガイド業務は、山岳危険の状況下で顧客の安全確保義務を負い、危険注意義務、危険予知・予見義務、危険回避義務を怠るところに業務上過失致死傷罪が生じる。また、山岳自然には予知・予見義務範囲を超越した不慮・不測事象もあり、その場合は免責される。
- ② 滑落、転落、渡渉等、死傷のおそれがある場所で、ガイドはロープ確保やセルフビレイ等による適切な措置で安全を確保する。
- ③ 低温、強風、着衣の濡れ等で低体温症を予見する状況下にある時、ガイドは前もって防雨、防雪、防風、着替え、退却等の適切な措置を図る。
- ④ 雪崩や落石、落雷等の発生を予見し、事前に回避を図る。遭遇してしまった場合、その場で取り得る最大限の防御措置を講ずる。
- ⑤ 積極的ロープ確保を要する登攀ガイドの場合、顧客は原則 2 名以下とし、それ以上になる場合はパーティを分け、当該顧客人数に応じて安全確保体制が図れるサブガイドを就ける。
- ⑥ 岩稜や雪稜等、安全保護的なロープ確保を要する場所の顧客は 3 名以下とし、それ以上になる場合は当該顧客人数に応じて安全確保体制が図れるサブガイドを就ける。
- ⑦ ロープ確保を要しない一般登山道をガイドする場合の顧客は 5 名以下とし、それ以上になる場合は当該顧客人数に応じて安全確保体制が図れるサブガイドを就ける。
- ⑧ 顧客の疲労、疾病等が顕著になった場合ガイドは速やかに、前進、退却、迂回(エスケープルート)、緊急露營(ビバーク)を判断する。万一緊急事態に陥った時は、遅滞なく救助要請をおこなう。

以下は未検討：

- (2) 山岳登山ガイド法
- (3) ロープ確保規程
- (4) メンバー編成規程
- (5) 契約履行規程
- (6) 免責事項細則

## 4. 登山庁の創設提言

「登山」は自然を介し、その人（個）なりの実情に応じて実行することができる最適な身体活動といえます。しかし登山の難しさは、登山についての知識と経験がない人（個）にとり、「何が最適なのか」が分からない自己矛盾性（パラドックス）にあります。誰でも、どこでも、誰とでも、自由に山を登ることはできますが、反面で山岳の自然は登る人間側の諸事情に関わらず、等しく在る自然環境。登山において「絶対安全は無く」、自然災害、つまり「遭難死亡・傷害事故」等への対処が最大な課題。

この課題を低減するには、二つの面からの努力が必要になります。

**第一には**、事故を招かぬよう心掛ける安全登山知識の普及。（教育）

**第二には**、万一の事故に対処できる救難救急救命搬送体制の備え。（制度）  
そのためには、社会体制として組織の最適化が重要になります。

日本の登山者人口は 2009 年の約 1,250 万人をピークに、2011 年は東日本大震災の影響があり、2016 年では約 680 万人へと半減してきました。2019 年からは世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響もあり、運動不足解消のために日帰りできる低山は増加。日本総人口に占める登山人口の割合は、最大で約 10%、最小で 5%の間にあります。高年齢登山者の遭難が増加。

現状の登山者全国組織は大別すると以下の 3 つに分かれ、所属する登山者を「**組織内登山者**」と呼んでいます。

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| ① 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 | 約 46,650 人（2019 年） |
| ② 公益社団法人日本山岳会             | 約 4,800 人（2021 年）  |
| ③ 日本勤労者山岳連盟               | 約 25,000 人（現在）     |

計＝約 76,450 人

「**組織内登山者**」は登山人口のたった **1 %程度**であり、日本の登山者は組織にこだわらず、自主的に山を登っていることがわかります。

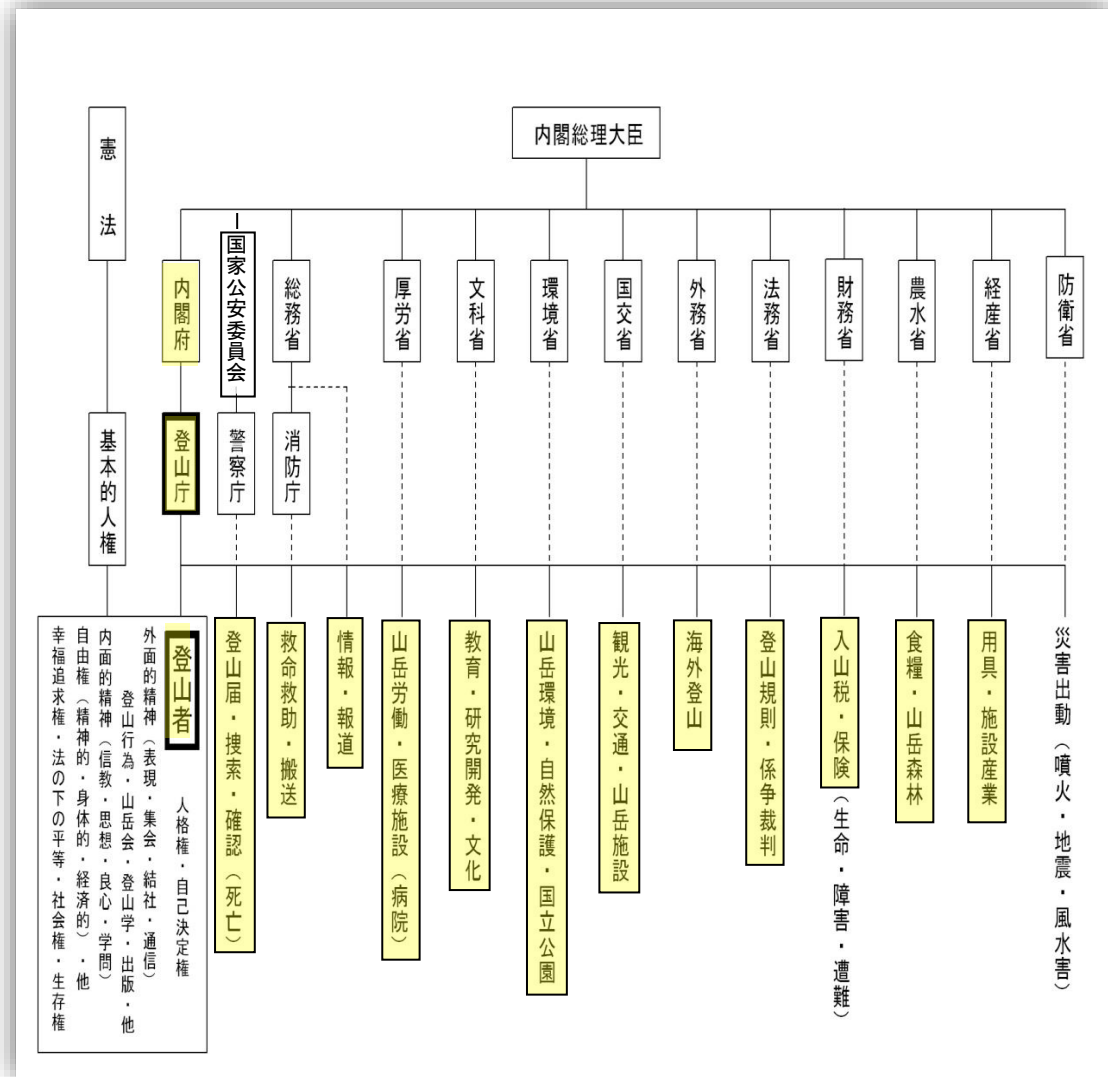
この事実があるにもかかわらず、組織登山者側からは一般大衆登山者のことを「**未組織登山者**」と呼び、区別しています。この呼び方に差別の意識があることは、前記した通りです。

現在でも「**未組織登山者**」という発言は多く、認識は変わっていない様子。

そもそも、日本の**登山者の 99 %は未組織登山者**であり、その登山者を指してわざわざ「**未組織登山者**」と位置づける必要はどこにあるのでしょうか。大多数の一般登山者こそが「**登山者**」であり、あえて「**未組織**」を被せるところに、「**組織ありきの集団優先国民性**」が透けて見えます。

# 登山庁創設構想

拙著『登山の生態分類（学）』より



国民体育（内閣府、文部科学省）を競技化し⇒ 国民体育大会（日本体育協会）⇒ 国体山岳競技（日本山岳・スポーツクライミング協会）⇒ スポーツクライミング種目という構造の中から、行政意識を強めた山岳部門の統轄意識が見えてきます。

第2章、第1節（P-110）に記したよう、「登山」と「山岳スポーツ」の間には「**—**」が引かれます。その一線こそが、「**死線**」です。「登山は死の可能性を排除できないが、山岳スポーツは死の可能性を制御して死さない条件設定の下で人と人とが競技する」ことの違い。

スポーツクライミングは2021年東京オリンピック種目に取り入れられたように、年々競技人口は増加していますが、まだ一般登山人口の5%~10%程度で、組織内登山者の6.5倍以上に相当します。

※ スポーツクライミング競技人口の推計≒50.2 万人  
登山人口に比べると 4%~7 %程度

<http://mickipedia.blog113.fc2.com/blog-entry-82.html>

本論では「未組織登山者」という差別用語を批判し、「登山者」は単に自然人たる「登山者」とします。

「組織内登山者」という言葉を用いたい組織ならば、組織内だけで用いる分には構わないでしょうが、いかなる意味が付与されることだろうか。

まずこの「登山者」意識から出発し、登山者のための啓蒙や教育、相談、指導、技術訓練、安全対策、遭難対策、登山保険、等々。そのための主務官庁は内閣府に「登山庁」を設けます。登山で培った総合力は人間力を高め、文化国家としての平和持続にとり、有用な意識づけがおこなえるはず。

それら活動原資として「登山税」、「入山税」に類する納付は、すでに静岡県と山梨県で「富士山入山料」（富士山保全協力金）がおこなわれています。

2015年10月1日から「スポーツ庁」が開庁され、2016年8月11日から「山の日」として国民の祝日が制定（2014年）されました。しかし登山の本質的関連領域としては「登山庁」のほうが、はるかに心・技・体の統合を図れると考え、「登山庁創設構想（案）」を提唱してみました。

「登山庁」と「登山税」あるいは「入山税」をセットにして統合し、法制化を図るべく「21世紀登山」の時代に至っています。

## 5. 山岳登山ガイド業務資格の統一

第1章. 第3節2項 (P-53、54)、「主要山岳ガイド関係資格」に示した通り、各任意団体は独自に資格設定をしています。

それらの呼称は、ガイド、インストラクター、指導員、コーチ、案内人、等様々な表現がなされています。それぞれ呼称の違いは、業務領域、業務内容の違いをそれぞれの呼称に反映した結果からでしょう。

本稿で問題とする「山岳登山ガイド業務」資格とは、有償で顧客を山岳登山ガイドするために必要とする国家資格のことを指します。



「山岳登山には死の条件を排除できない」という大原則を認めるならば、第2章. 第1節. 第1項 (P-112) で述べた、② 山岳登山ガイドを職能とする業務資格は、国家検定資格が必要とした指摘です。

それ以外の ① 自立登山リーダー、③ 山岳教育実習業務指導者においては各々任意組織の資格につき、ここでその資格を述べるものではありません。

また、「登山」とは異なる「山岳スポーツ」も同様です。

第1章. 第4節. 8項 (1) P-92、に示した公益社団法人日本山岳ガイド協会の分類は多岐にわたるため、本稿では「山岳登山」にしぼった資格提言をするものとなります。

資格の細分化は資格認定条件と実際との錯誤、乖離を招くので、大枠区分の方が適切な資格対応が図れるものと考えます。

「大は小を兼ねる」がごとく、山岳登山においては過大な実力があればこそ、規定領域の中でより安全な運用が図れるということになります。

本稿では、国家資格として、以下の種別へ統一することを提唱するものです。

- ① トレックガイド . . . 山麓巡行ガイド
- ② 登山ガイド . . . 無雪期の山岳登山ガイド
- ③ 山岳ガイド . . . 全ての山岳登山ガイド
- ④ 国際山岳ガイド . . . 国際山岳ガイド連盟認定ガイド

上記の資格検定審査基準については本稿で論じるところではありません。

## 第2節. 山岳登山のリスク&クライシス・マネジメント

### 1. 失敗に学ぶ

20年ほど前、『失敗学』というジャンルがクローズアップされました。命名者は立花隆氏(1940~2021)で、2002年には『非営利活動法人 失敗学会』が設立されています。会長は『失敗学のすすめ』の著者、畑村洋太郎東京大学名誉教授です。工学・経営学などを網羅的に含み、「失敗は成功の基」となりうるよう、失敗のヒューマンエラーを前向きに捉える分野です。その分析により失敗要素を最小化し、あるいは除去して、成功を導き出そうとするもの。

i P S細胞の発見で2012年ノーベル医学・生理学賞受賞の山中伸弥・京都大学教授は、失敗を重ねた末に、生命概念の見直しを迫る人類史上の一大発見と実用化への道を切り開きました。これらのことは、「失敗に学ぶ」直近の最も良い例となります。しかしその中で実験マウスの生命は、当然のごとく無批判に操作されています。人間優先思想の隠蔽を、人類は胸に刻む必要を忘れてはなりません。生物はみな、自らの生命持続のために他の生物を食べる、食物連鎖の必要悪を隠蔽しています。

山岳遭難における失敗は、「取り返しがつかない」結果に陥ることが多々あります。つまり「死亡事故」。この場合、失敗した当人にとっては、もはや「取り返しがつかない」カタストロフィ(断絶)。一方でそれは、他者にとっての貴重な事例提供となります。そこにもし、ヒューマンエラーの要素が見つければ、近年は責任者の刑事責任を問われる裁判事例も生じています。

『失敗学』におけるヒューマンエラーについても、当然ながら刑事責任を負う場合があります。しかし一般的な社会システムでは、状況作為判断者(責任者)と被害者は、同一場所にいないことが多々あります。つまり判断者(責任者)は現場おらず、報告データに基づいた遠隔間接判断となるのです。その場合には、伝達ミス、確認ミス等のヒューマンエラーと、情報システムエラー等の装置不備や故障等、メカニカルエラーがさらに加わります。

山岳事故のヒューマンエラーの場合は、行為判断者と被害者が同一環境の下にある場合がほとんどです。つまり判断者自身も被害者と同じ危険な環境にあり、その中での直接的判断となりますからチェックや代替がかなわず、多くの場合「取り返しがつかない結果」を生じます。

山岳遭難の場合、「取り返しがつかない」ということは「死」を意味し、死は生に「後戻りができません」。

それゆえに山岳遭難死亡者は「失敗に学ぶ」ことができません。

「失敗に学ぶ」体験となれるのは、山岳遭難事故から生還し、死ななかつた場合となります。その他の場合は生還者の体験や遭難の事例から、教訓として「学習」する間接体験になります。そして遭難原因の分析からは、同じことを繰り返さないための教訓や判断理念を導くことができます。

私自身は本書「はじめに」の記述と写真のごとく、ヒマラヤ遭難体験の生還者として、その体験とともに学んだことを参考に、以下に整理してみます。

## (1) 失敗の種類

失敗には起こるべくして起こる**必然的**な失敗と、全く予期できない**偶発的**な失敗とがあります。(偶発的=ある必然な系と別な必然な系とが、偶然に遭遇)  
また、取り返しができる失敗と、取り返しのできない失敗があります。

### 1) 原因による失敗の種類

- ① 必然的な失敗 = 起こるべくして起こる失敗 ~ 蓋然的な普通の失敗
- ② 偶発的な失敗 = 全く予期できない偶然な失敗 ~ 予見不能な遭遇

### 2) 結果による失敗の種類

- ① 取り返しができる失敗 = 失敗から学習し次なる成功の糧となる失敗
- ② 取り返しのできない失敗 = 死や破壊等の復元できない原型喪失の失敗

### 3) 責任が伴う失敗

- ① 責任を負うべき失敗 = 必然な失敗 ~ 結果を予見できる (有責)
- ② 責任を負えない失敗 = 偶発的な失敗 ~ 結果を予見できない (免責)

## (2) 判断と責任の限界

山岳自然環境の中にあり、「人間の系」は「自然の大系」に含まれている。自然の中でおこなう、人間の意識が生み出す行為の判断と責任は、部分(人間)から全体(自然)を判断するという、パラドックスにあります。

それゆえに、人が自然現象を見極めて判断する場合、その判断には部分(自己)としての認識限界がともないます。このように、自然の中で行為する人間判断の認識限界を認めれば、自己として認識できる責任は**必然的に限界**をとまうこととなります。つまり、誰がその立場にあっても、それ以上の判断と自己責任を負えない「**限界点**」があることを認めなければなりません。この限界点を「**絶対**

**的限界**」としてみます。

他方で人間は、意識・無意識に拘わらず、自ら限界を感じる事が常です。自らのコンディションや周囲との相関からその限界点の変動しますが、日常環境の中で「もうだめだ」と思っても、まだ絶対的限界までには余力があります。自己認識では耐え切れない思いで限界を感じても、まだ気づけない余力幅を残している。この感覚から意識する限界点には振れ幅が大きく、個々異なります。これを「**相対的限界**」と呼んでみると、「**絶対的限界**」へ至るまでには、およそまだ1/3程度の余力を残していて、人間の動物的自己保存本能とも云えます。それでないと誰でもが、すぐに「死」んでしまうからです。

### 1) 絶対的限界 (客観的限界)

自然の系において復元不可能な状態に移行する点。数学的にはカタルフィとも呼ばれ、以前と同じ状況に戻れない臨界点、破滅点。

例＝死、破壊、消滅、絶滅、破局

### 2) 相対的限界 (主観的限界)

個々の感覚の中で感じる限界点。

前記 1) に至らぬ範囲内で限界認知感覚領域は変動するが、まだ復元可能領域にあり、以前の状況に戻ることができる点。

例＝もうだめ・・・もう死にそう・・・といった個体の限界感覚

**相対的限界** (主観的限界) 点は、訓練や経験を重ねるほどに幅を広げ、絶対的限界点へと近づきます。それゆえに訓練を積んだ人ほど絶対的限界点までの余力が少なく、いざ限界を感じた時は絶体絶命のピンチとなってしまいます。例えばエベレスト下山中に遭難事故が多い。(高度障害は時間遅れで発生も加味)

「**相対的限界**」には、自信、経験、訓練、努力といったヒューマンファクターにより、限界の認識レベルが変動します。それゆえに、判断する者とされる者との相関においては、**責任**と**義務**が発生する場合があります。日常環境における一般的登山行為は、2) の相対的限界領域での活動となり、相関が「**業務契約**」であれば、当然に**契約履行責任**と**義務**が生じます。

しかしより高度な登山行為では、1) の絶対的限界領域への対応を前提に対策を講じる場合があり、その責任と義務は、個々の登山者が負う場合もあります。

エベレスト商業ガイド登山の場合、自然環境は絶対的限界の中にありながら、登頂を請け負う契約条項の中に当然、絶対的限界状況に陥った場合の免責事項として含まれることとなります。つまり **8,000m** から上の世界は「**死の世界**」と称し、人間生体の絶対的限界領域にあるので、自らの判断で自らを守るほかに手立てがない世界を意味します。

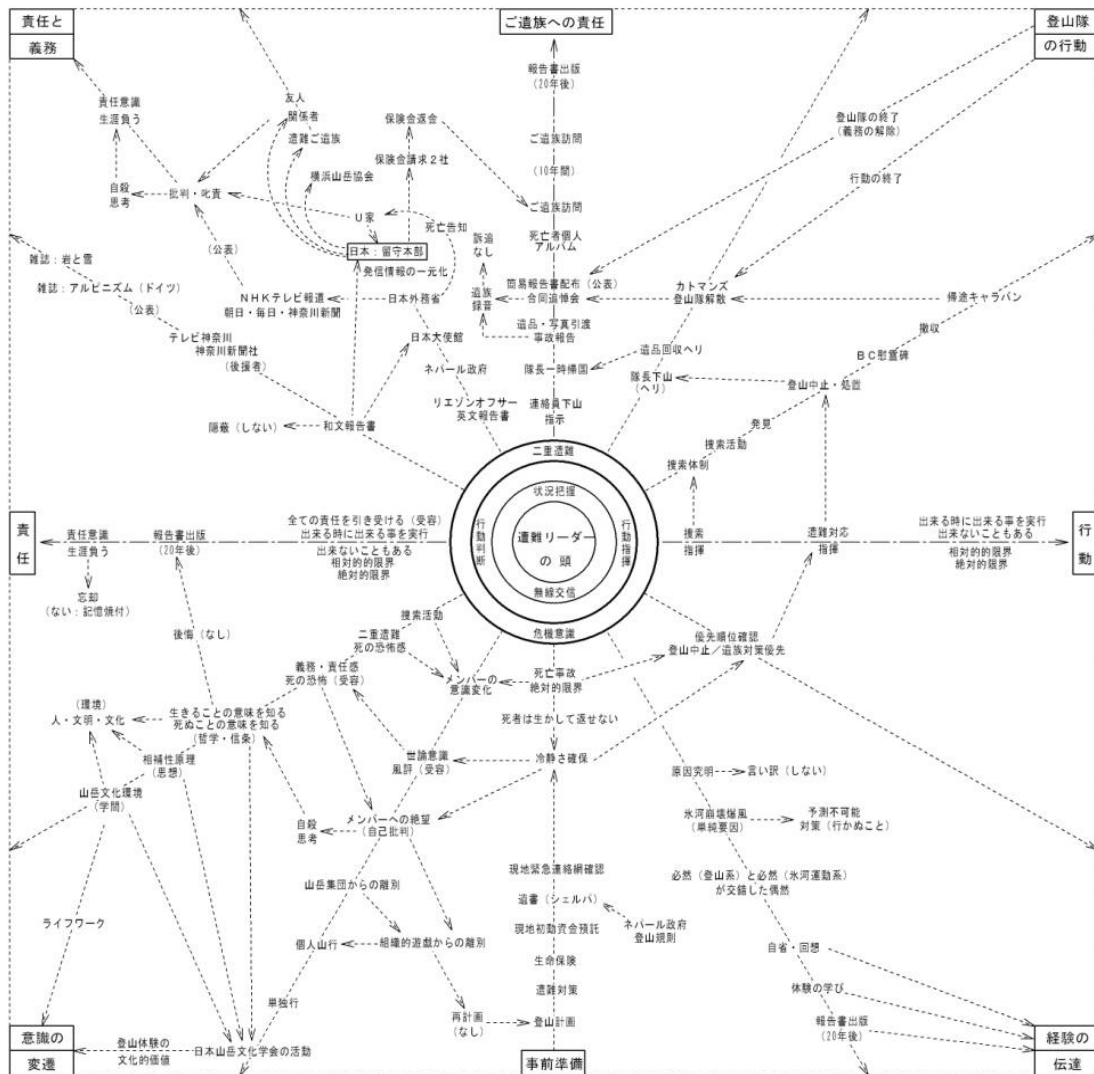


これらのことは一般的生命保険や損害保険においても、自然災害等における免責事項が特記されているのと同じことです。

1978年 P29 南西壁登山において、すでに私は上記のことを意識していました。つまり 1) の絶対的限界状況となり死者を出しましたが、死者は生きて返せない。そこで次なるステップとして、実際にできることのベストは何か、と即時に判断を切り替えることが出来たのです。

以下の系統は、その時私の思考回路の再現です。（拡大してご覧ください）

### 遭難時リーダーの思考系統



失敗学会において、「失敗時の社長の頭」というブロック図がありました。失敗した時に、トップ・リーダーが何を考えていたかを系統的に表現したブロック図です。

それを参考にして書いたのが前図です。円の中心軸に近いところは短期的な思考判断、円から遠のくほどに中・長期となりますが、各ベクトルの長さは時間軸を反映していないので、座標点の時限はそれぞれ異なっています。ここでは、思考の順序と相関性を読み取っていただければと思います。

(※A4 → A3 版拡大コピーにて判読可能)

## 2. 登山の安全性と危険性

「登山の安全性」とは「登山の危険性」を正面から受け止め、その対策を講じることに尽きます。極論を述べれば、登山はおこなわないことこそ安全であり、そのことは「予防原則」から導かれます。しかしそれでは、登山が否定されてしまう。それでも登る登山の魅力とは、いったい何だろうか？

答えは、1924年6月エベレスト初登頂をめざしながら死んだイギリスの登山家、ジョージ・マロリー（1886～1924）の名言とされる以下にとどめます。

*Because it's there.* = そこに（エベレスト＝世界最高峰）があるから

安全登山とは、山岳自然において出来る限りの危険を予知・予見し、出来る限りの防御対策を図ることに尽きます。そのことは「登山者の第一条件」。

また遭難した場合を想起し、事前に意識・学習・対処しておくことも大切。私のヒマラヤ遭難体験は、事前に意識・学習・対策を講じておいても、それでも避けられない偶発的遭難を招いた。しかし事前に備えていたからこそ、その場にあっても冷静に対処出来ることを学んだ。また事前に問題意識が高かった隊員は冷静さを保ち、低かった隊員は自我にこもり自己主張を強めたのも事実。

### (1) 山岳遭難予防原則

- 1) 危険な行為はしない
  - 2) 危険な場所へ立ち入らない
  - 3) 危険な仲間を避ける（近づかない）
- ※ 結論＝山へ行かない（危険は避けられない）

### (2) 山岳登山の危険性

- 1) 登山の危険と困難は紙一重（背反性、両刃の剣）
- 2) 登山はあえて困難（危険）な行為をする（不合理、抵抗の美学）
- 3) 登山はあえて困難（危険）な場所へ立ち入る（冒険心、克己心）
- 4) 登山はあえて困難（危険）を仲間と共有して楽しむ（パートナー）

※それゆえ：不合理な抵抗の美学が人を山へ向かわせる

- 5) 山岳登山行為は危険要因を含む（十分条件：普遍性）
- 6) 山岳遭難対策は登山の第一要件（必要条件：独自性）

### (3) 安全登山要件

- 1) 登山者自身が危険性を自覚し責任を負う（覚悟：自己責任）
- 2) 登山者自身で対策を講じる（安全対策：個の限界）
- 3) 一人だけの遭難対策は限界があり、相互扶助が必要（組織の原点）

### (4) 組織的対応（遭難対策＝安全対策）

仲間の確保、啓蒙、普及、学習、指導、訓練、体制、規制（法）、資格制度、相互扶助、救助隊、保険、遭難対策基金、山岳利用税（入山税）、山小屋、救急救命体制と連絡網

### (5) それでも登山から危険は除き得ない（自然の摂理）

## 3. 登山の失敗に学ぶ

私はヒマラヤ遭難死亡事故を体験し、偶然にも生還してきたことから、失敗を糧として多くのことを学ぶことができました。死亡してしまった仲間の隊員3名にとっては、もはや「取り返しがつかないこと」です。偶然にも生還した私には、彼らの分も含めて「学びを取り戻すこと」が使命となりました。

死者を生かして呼び戻すことではなく、遭難の体験から得た教訓を社会へ還元して生かすことが、「取り戻す」ことの意味です。具体的な「物」として社会へ還元することではなく、体験から得た「心の問題」、「心の在り方」、「その後の自身の生き方、考え方の考察（自省）」等を、社会へ提示することにほかなりません。この主観的テーマをどれだけ客観性と統合し、総合人間学の一端として表現ができるか「哲学的努力」となります。

日本山岳文化学会で論文発表もおこないましたが、その意図は伝えきれません。文部科学省傘下の学術団体として、その論文に科学的表現を求められても、心や感性の表現は科学で網羅できるものではありません。心や感性は形が見えない「虚」の領域だからです。

そこで思いついたのが、数学的複素数（実数 + 虚数）を三次元ベクトル表現

する『環境の複素的な世界構造＝意識・文明・文化』でした。(P-209)

さらに論文調文体を離れ、自由な表現へと移行してみました。学術論文としてではなく、体験・報告 ⇒ 論考・考察を三次元(立体)的にまとめる「複素(数)表現」です。さらに時間軸を加えた四次元表現にすれば『物語』となり、一つの歴史表現になります。

失敗して気づく、様々な問題があります。その根底には「意識と無意識」の関連にある「体験 ⇒ 気づき ⇒ 人間脳と心」の問題があります。もはや登山や個別学問の領域をはみ出した、学際と体験を重ね合わせた「登山の総合人間学」領域となります。

### (1) 登山の文明史は、失敗を乗り越えてつくられる

登山の進化はスポーツ同様、ある目標を設定して乗り越えていきます。それは「記録」として残され、一つの記録は次々と新たな記録に塗りかえられていきます。その記録は後戻りすることなく前へ進む一方向性であり、登山の文明史要素となります。

しかし自然と対峙してきた登山様式はスポーツ競技と異なり、一つの失敗で死を招く可能性を含んでいます。登山者は常に、絶対的限界を見据えながら、相対的限界を乗り越えてゆく中で、楽しみを求める行為者でもありました。その証拠は、これまでもの登山史や文献に積み上げられ、ことさら立証しなくても公知の事実となって、様々な文献に残されています。

その中でも特に、スイスアルプス、アイガー北壁初登攀の歴史は顕著です。「魔の山」と言われ次々と犠牲者を出しながらも1938年、ヘックマイヤー、フェルク、ハラール、カスパレクによって初登攀されました。それ以降も遭難者は絶えませんが、人はある面、征服欲にかられます。困難であるほどに立ち向かっていく、自我の主張と自己確認の欲求を満たそうとします。裏を返せばまた、生きていることへの自己証明でもある。その行為は誰かが止められるものではなく、危険を承知していながらも自己責任をもって行為することで、生きていることの証を体感する輩でもあります。その行為は、自己への究極な問いかけ。

このような登山の激しい「文明的自然欲求」が、初登頂、初登攀、さらに様々な記録を打ち立て、登山の歴史をつくってきました。そこに至るには、幾多の失敗(死)を乗り越えてつくられたのが、登山の文明史といえましょう。

文明史への参加は、社会環境がもたらせる世論の中で“人類初”としたような、無意識な中でも形成される「絶対評価」への願望となります。しかし文明史的登山目標は科学の発見、発明ほどの深い分野になく、地上最高峰のエベレスト初登



頂でほぼ終わります。

その結果 20 世紀末、ほとんどの登山課題は究められ、人類の課題を乗り越えながら進化を促す登山目標は、見当たらなくなってきました。その課題（目標）というものは、人類史における「進化の課題」を意味しますが、現代においては人類の歴史的課題から、ヒトの個たる「個人史的課題」へと移行しています。

つまり、登山の文明史観からすれば「山は死んだ」ことになり、「文明史観的登山は終焉」となります。

そこで登山を「個人史的課題」として取り組んでみると、個々、人としての楽しみを享受する「登山文化」が展開され、尽きることのない人間欲求のままに、多様な展開が続けられます。

## (2) 登山の文化史は、失敗から学ぶ

人間欲求の多様な積み重ねが「登山文化史」となるわけですが、文明史との大きな違いは、「意識的選択（こだわり）」をおこなう個々、人の欲望、欲求の発露が文化を展開させることにあります。

次なる時代はその多様化した「人の心の進化」がエネルギー源となりますから、その登山成果は個人の中に位置づけられることになります。しかしこのことは誰にでもできることではなく、できる人にしかできない。つまり一般大衆にとっては常に方向を指し示してくれるリーダーを必要とし、それを伝える種々な情報（オピニオン：Opinion）が価値創造をおこなっています。

北極、南極、エベレストを地球「第1の極、第2の極、第3の極」とすれば、これは一つの文明史指標となります。そして次なる「第4の極」を人それぞれの【心への探求】にあるとすれば、その心を満たそうとする行為の中に無限な目標が見出されます。

時空を超えて宇宙を思考する人の心は小宇宙に例えられ、未だ解明しきれない神秘さが残されています。個々が目指す発見・探究・向上等の目標は、人それぞれの心に宿り、地球「第4の極」とした【人の心への探究】となります。

しかし個人的欲求なるがゆえに比較するパラメータ（変数）は同一性を失い、序列化が困難となり混沌を招きます。その性質は文明史の中へ位置付けるのではなく、個性を尊重価値とする「登山の文化史」の中で整理、位置付けることが妥当になります。

登山ばかりでなく、山岳に関わる全てを整理して「山岳文化」としてまとめあげることの意義は、文明的進化・発展の一方向的な価値に対し、多様な存在へと

導く欲求のアクセルやブレーキ、ハンドルに当たる調整機能を果たせるものと考えます。

【地球第4の極、人の心への探求】において、個の成功や失敗がもたらす「体験・報告 ⇒ 論考・考察、他者への共鳴、共感、同調」が及ぼすそのことを「文化」と捉え、人間社会での多様な存在を理解し、共有できることが文化の果たし得る役割となります。

失敗（死）を繰り返してもなお登山が繰り返されている事実は、合理性だけからでは理解できない、人間情動の不可思議さです。その過程や成果への共鳴は、次なる登山への動機となって立ち現れ、登山文化は継承されていきます。

成功や失敗に学ぶことは、様々な作品や生き様に次元を変え、過去から現在へと積み上げられ、未来への動機付けとなって登山の文化史を成す。そして成功よりむしろ、失敗に学ぶことの方が多い。なぜなら、人の感性は身近で大切なものこそ、「失ってみないと気付かない大いなる愚かさがある」から。

・・・とは、ヒマラヤ登山を通して気づかされた、「心の宝もの」です。

では、登山の失敗から何を学ぶことができるのでしょうか。

- ① 次なる成功への方策提言（失敗要因を取り除く）
  - ・体験から学ぶ成功への方策
- ② 自然を受容する心（非日常的体験）
  - ・非日常体験から学ぶ日常の気づき（心）
- ③ 生きることの意味を知る（死を考えるとすることは：実存の哲学）
  - ・非日常体験から得る諸相の限界

これらは山岳体験だけに囚われず、文化一般諸相を含みます。しかし山岳の非日常領域体験からは、日常としての一般諸相へ（文化）どのように取り込むことができるのでしょうか。

例えば日常生活における特殊な体験・・・；  
つまり身近な人の死や災害と直面した場合など、日常生活の中で起こり得る「絶対的限界状況」において発揮することができます。さらにまた日常生活の中でも、絶対的限界と相対的限界との見極めが容易となり、「心のゆとり」を保つことができます。

それゆえ、有るがまま平静な心を保ちつつ、日常を過ごすことが可能となり、私がヒマラヤ遭難から得た、生きることへの知恵です。

## 4. リスク&クライシス・マネジメント

自然大災害、原子力発電所事故等は、その規模・内容において比較すべき対象となりませんが、山岳遭難事故への対応、対処においても、それらミニチュア版としての同質性があります。

「クライシス・マネジメント(Crisis management)」は第二次世界大戦後の東西冷戦、核開発競争時代における国家安全保障が中心課題とされた危機管理手法として、「リスク・マネジメント」を含む危機管理概念とされます。その起源は第一次世界大戦における戦線拡大や、甚大な被害防止にあるとされますが、クライシス・マネジメントは巷（ちまた）聞き慣れない言葉です。

「リスク・マネジメント(Risk management)」は一般的危機管理概念として普及し、国家からあらゆる企業・組織等における安全・安心・防犯・防災から、個人の人生設計、家族の安心設計、山岳遭難対策等々、あらゆる分野におよぶ。

「クライシス・マネジメント」の中に「リスク・マネジメント」が包含されるように、「リスク」と「クライシス」の判断概念は曖昧であり、そのために待ったなしの危機管理事象（クライシス）において、対処を誤らせる事例が頻繁に生じます。

本節、第1項で述べた「絶対的限界」と「相対的限界」の区分概念を適用することにより、危機管理における「クライシス・マネジメント」と「リスク・マネジメント」を峻別し、即座に判断・対処することが重要です。

この区別概念による危機管理対応の違いを認識しておくことは、危機管理者（リーダー）に迅速な最適判断をもたらせることとなります。

### (1) クライシスとリスクを区別

「クライシス(Crisis)」と「リスク(Risk)」はともに、危機や危険を対象とする同類な用語です。その対象範囲は、世界、国家、地域、地区、組織、個人、その他様々な枠組みに分かれます。それら枠組みが特定された領域の中で、様々な危機管理や脅威管理手法が図られます。さらに地球環境保全に至っては、宇宙の中で人類の日常的地球環境管理が問われます。

危険や危機の進行中において、マネジメント統括者（リーダー）の意識と決断は、危機の進行を止めるか、破綻に導くか、重要なターニングポイントとなります。危機発生の時限において、リーダーは即座に、以下二つを峻別判断しなければなりません。

- ① クライシス・マネジメント (トップ・リーダーが下す判断)
  - ・ 臨界点を超えると元の状態に戻らない、緊急事態判断 (トップダウン)
  - ・ 例 = 死亡、破滅、国家破滅、原子力メルtdown (カタストロフィ)
- ② リスク・マネジメント (セカンド・リーダー以下が下す判断)
  - ・ 上記以外の危機事態で元へ戻すことができる中で最適解を求める判断
  - ・ 判断レベルのボトムアップ構造 (組織的、機構的)

危機管理への対応と対処、決断の意識レベルは、この二つを明確に区別することにより、随時適正な危機管理対応を図ることができます。

これまでの一般的な理解において、「クライシス・マネジメント」は危機発生直後からの対処法が中心となり、「リスク・マネジメント」は事前に危機の内容を把握・特定し、発生頻度、影響度等を評価した後に対策を講じる、予防分析が中心と考えられてきました。

しかしこの概念区分は対象とする危機や危険を象徴的に取り扱うものであり、それに対処する危機管理者(リーダー)自身の人間的特性には触れていません。危機管理における最大の問題点は、判断者自身の人間特性によるリーダーシップの発揮にあると考えることが、この論考の主旨です。

危機管理者は危機対処へのリーダーであり、日常における危機への対処意識と自覚、心情や思想・哲学、それらを個と組織にどのように適用、訓練させるか、リーダーシップの判断基準訓練(意識づけ)が欠かせません。

そこで新たな危機判断基準概念として、危機事象の段階における「相対的限界事象」と「絶対的限界事象」との対処区別を導入し、次頁の図に示す即時決断、最適判断をもって対処することが、危機への負担を最小化するものと考えられます。

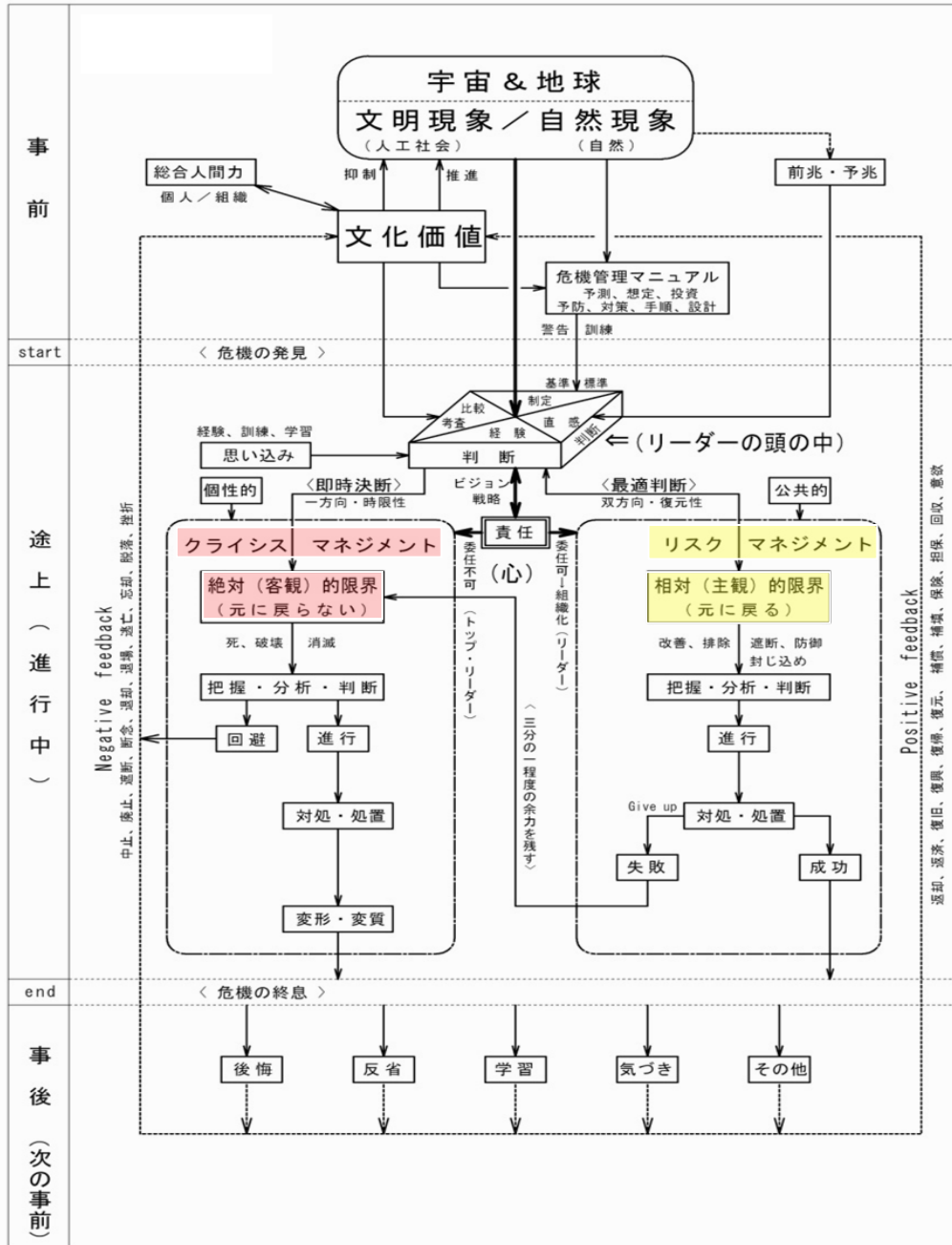
その意識づけは学習と訓練を重ねることにより、リーダーたる自覚と最適判断意識の質の向上をめざし、危機事態へ冷静な対応ができるよう備えておくものです。

「リスク・マネジメント」において危機(リスク)管理者は、段階的な責任分担により組織化することができます。組織化は担当者の個性に左右されにくいメリットがあり、通常はマニュアル化されます。危機の事象が相対的限界領域にある場合、個の自主判断は難しいケースが多くあり、マニュアルや規則によって判断しやすくなります。

「クライシス・マネジメント」においては絶対的限界領域にあることから、即時な判断が求められ、危機管理者の人間的特性に係ってきます。事の重大さにより、即時の判断が歴史的決断となる場合もあります。



## 危機管理のリーダー意識



これまではリスク分析によって危機内容が把握され、マニュアル化によって危機対応が体系化されてきました。全ての危機がマニュアル通りであるならば、危機管理者の判断は不要となり、全てがコンピュータ・システムでAI対応可能となるはずですが。

たとえば国際宇宙ステーションやイージス艦のように、コストを度外視すれば、ほとんどの領域でコンピュータ化が可能となります。自動車さえも自動運転

技術が実施される現代の科学技術は、日進月歩の進化を辿っています。

ある事象は、コンピュータ・プロトコルに則って、危機管理マネジメントの判断を AI が実行してくれます。万が一のトラブルに対しては、フェイルセーフ (Fail safe) という設計手法に基づき、宇宙ステーションや航空機、高速鉄道のように、幾重ものバックアップ機能を組み合わせて安全を図ります。

しかしそれであっても、技術を運用する人の側のヒューマンエラー、素材疲労による部分破断、材料耐久性能のミスマッチングや人知の気づかぬ小さなエラーが積み重なり、より大きな危機や災害を招く要素は除き得ません。

巷 (ちまた) 知られる「ハインリッヒの法則」は、“1 件の重大な事故や災害の裏には 29 件の軽微な事故や災害があり、さらにその裏には 300 のヒヤリ・ハットする事故や災害に至らぬ気づきがある”と説明しています。

経験則からまとめた類似に、「マーフィーの法則」もあります。

むしろ現実での重大危機対処は、マニュアル通りに展開されることの方が少ないものであり、リーダーの資質に係ります。

### これまでの リスク & クライシス・マネジメント 概念

	リスク・マネジメント	クライシス・マネジメント
目的	予防	対処
対象	発生前	発生後
段階	把握・特定→評価→対策	予防→把握→評価→検討→発動
評価の尺度	発生確率×影響度	再評価
人間的特性	対象外	対象外

### 提起する リスク & クライシス・マネジメント 概念

	リスク・マネジメント	クライシス・マネジメント
領域	日常的	非日常的
事象の限界	相対 (主観) 的限界	絶対 (客観) 的限界
状態	元に戻れる	元には戻れない
マネジメント	危機負担を最小限化 (マニュアル、規則、定款、契約、その他)	危機回避又は新事態への対処 (論理的意志)
判断者と責任	段階的責任者 (判断)	最高責任者 (決断)
人間的特性	公共的 (組織・集団)	個性的 (歴史的な個性)

特に自然要素に左右される計画遂行の危機管理は、常に自然がもたらす人知の気づかぬ事象に遭遇し、思いもよらぬ危機を招きます。

従来 of 危機管理はいずれも【元に戻る】ことを前提としています。

新たな提起では、【元に戻らない】絶対的限界を初期に分別することにより、緊急度に応じた許容時間意識を明確にさせるものです。その許容時間により、判断と対処の内容や手法が変わります。

戦場や大規模災害等におけるトリアージ (triage: 優先度を決定して選別) は、すでに救命救急現場で活用されています。この場合、元に戻らない (例えば: 死亡) 場合は後回しにされ、元に戻る (例えば: 重症) 方が優先されます。

原子力発電所原子炉のメルトダウンには、元に戻せない手段をとったとしても進行を止めなければ、限りなく大きな被災となり、生命の危機を拡散してしまい、リスク管理の手順を踏む時間的なゆとりはありません。

危機管理者は、危機事象のリスクとクライシスの区別を真っ先に判断すべきで、その直観力や経験、論理的洞察力が求められます。

「クライシス」事象は、限られた時限内に判断して対処しなければ、もう元へと戻れない一方向的緊急性があります。判断が遅れるほどに、事象は限界点に達し、元に戻れなくなる。それゆえ、その時限、その事象における最高意思決定が必要となり、「クライシス・マネジメント」はトップ・リーダーの責任と権限をともなった判断となり、委任・委託・代行ができません。

「リスク」事象は、それよりも許容される時限の範囲が長く、元の状態へ戻れる領域にあるため、判断に必要な双方向的検討が許されます。相対的限界を超えても、復興や復元、補償等で元の状態に近づけることが可能なことを見究める。それゆえ、「リスク・マネジメント」では段階的に管理者を定め、構造的、組織的に責任と権限を委任・委託することが出来る。行政府組織や会社は、その代表例となります。

「クライシス・マネジメント」や「リスク・マネジメント」においても、「絶対的限界」と「相対的限界」を日常的に意識し、訓練することにより、様々な危機に対し咄嗟に出合っても、適切な判断ができるようになります。日常生活において危機の意識付と訓練は、いざその危機に直面した場合でも、一瞬の戸惑いの後に、すぐさま冷静な対処を可能としたのが、ヒマラヤ遭難体験でした。

トップ・リーダーは常に、重大で緊急度の高い「クライシス・マネジメント」への意識づけと、全ての危機をも受容する心の訓練が不可欠となります。さらに大切な心構えは、「クライシス・マネジメント」への責任と決断から【逃げないで正面から受け止める心 (腹を据える)】が肝要。

日常生活においては「リスク・マネジメント」領域がほとんどで、「クライシス・マネジメント」は稀です。そのことは、日常生活領域における危機管理を「リスク・マネジメント」とし、非日常領域における危機管理を「クライシス・マネジメント」に分ける意識付けは、より区別しやすくなります。

この二つの概念を明確に分け、意識付けと準備を整えることにより、危険や危機に立ち向かうリーダー判断がよりの確におこなえる経験は、ヒマラヤ遭難体験で実感したところです。

要素や規模によりその対処法は異なります。マネジメントの構造も、地球規模～国家規模～地域規模～特定組織内規模～小規模～個人規模と異なります。しかしその本質的危機特性は同類であり、リーダー意識の本質も同類となる。

現代のグローバリゼーションは地球規模で展開されており、自由意思にもとづく自由競争社会は、その「リスク・マネジメント」や「クライシス・マネジメント」においても、自己責任、自己負担を基礎とし、それぞれの構造、構成、組織における危機管理者（リーダー）が背負うこととなります。

山岳遭難の場合、トップ・リーダーを含め全員が現場にいる場合がほとんどで、リーダーが被災者になると、リーダーシップの不在が生じます。

**3.11 福島第一原子力発電所事故**においても、菅直人総理大臣（当時）が現場へ乗り込み、指揮を執りました。もしその時、原子炉のメルトダウンから原子炉爆発が生じた場合、どうなるでしょうか。総理大臣が欠けた場合には、副総理 → 官房長官等の委譲順位は定められていますが、行政府の最高責任者としての総理大臣は、原発事故現場へ直接乗り込むべきではありませんでした。

軍隊組織にあっては、この点が特別に重要です。太平洋戦争にあって **1943** 年、前線視察に赴いた山本五十六元帥海軍大将は、ブーゲンビル島上空で撃墜戦死となりました。以来日本軍太平洋艦隊は敗退を繰り返し、**1945** 年の敗戦へと続きます。

行政府等の組織形リーダーシップは、組織の指揮命令系統に則っておこなわれるので、遅滞、歪曲、漏れ、妨害、隠蔽、遮断、等々の「情報伝達障害」を招きやすい欠点があります。「情報伝達障害」は、リーダーシップ欠如に等しく、リーダーの指示、命令欠如は「取り返しがつかない状況を招く」可能性を秘め、極めて希に起こる大きな危機に対し、組織型上位下達方式のリーダーシップは十分に機能しません。

これら危機のレベルや範囲とともに、組織から個人までを対象とする様々な分野、領域での危機管理マネジメントが設定されるにしても、その運用上のトラブルまでは読み込みにくいものです。



現代社会は文明進歩に伴う人工都市が肥大化し、総合的・統括的に全てを把握できなくなり、「判断の質」の低下(情報エントロピーの増大)を招いています。そのことはさらに、「総合人間力」の低下をもたらせることとなります。

文明肥大化社会のマネジメントは、組織分散しなければ機能できなくなりました。そのトップ・マネジメントに「神」を利用することは、もはや現代社会で出来ません(「神は死んだ」：ニーチェ)。

万能でない人間の「個の限界」を見据えなければならない現代社会においては、「トップ・リーダーの総合人間力」は益々重要な役割を担っています。トップ・リーダーの見識、覚悟、決断力は、文明と文化の歴史を踏まえた、理性の明晰さと感性の多様性を含んだ【総合人間力】が滲み出します。リーダーシップの決断を伝える言葉や文字は、人類へのメッセージでもある。しかし現実には、そのような「人間(リーダー)」が実在しないこともまた、理解しておかなければなりません。

他方、コンピュータ・テクノロジーの目覚ましい発展は、ビッグデータ蓄積とともに人工知能(AI : Artificial Intelligence)が人間の判断を上回る能力を獲得してきました。しかし総合人間力と AI との比較考察は、本稿でおこなうことではありません。

## (2) クライシス・マネジメント

「クライシス・マネジメント」は、ある危機状態が元の状態へと戻らず、新たな事象へ変移する臨界点＝絶対的限界領域における危機管理マネジメント。

それは日常領域から非日常領域へ移行する境界点であり、極めて重大かつ迅速な判断が求められます。戦争で国家が失われるか否かの境界点、空想的地球防衛、軍事侵略や放射線被曝、大規模災害等が思い浮かびます。

登山としては遭難死亡事故等、生命を失う危機は「クライシス・マネジメント」となります。

非常時における抑止や防衛、反撃から攻撃、制圧の手段には、軍隊を動員する組織的「クライシス・マネジメント」があります。いずれの場合も対処出来なければ、国家や地域は破壊や崩壊となり、人々は多くの生命を失う絶対的限界領域に至ります。

「クライシス・マネジメント」は、危機が進行する中で絶対的限界点へ至る手前での判断・対応となります。また、防ぎようのない大規模自然災害においては、事後処理の判断・対処となります。それら事象は絶対的限界を過ぎると変形・変質し、もう元へは戻れません。この日常から非日常特異状態へと移行する「クライシス・マネジメント」は、トップ・リーダーの責務。

### (3) リスク・マネジメント

「リスク・マネジメント」は、まず想定される危機の事態を掌握し、その発生頻度と影響度を評価し、いかに避けられるか、いかに被害を最小限に抑制できるか、いかに復元復興できるか等々、予防回避措置と復元回復対策との相対的比較検証考査プロセスでの判断となります。想定される危機の結果と対策を把握し、相対的限界領域事象を比較検証しながら、相対的バランスを図ることへのマネジメント。また、「リスク・マネジメント」の領域を超えてしまう復元不可能となる場合には、前記の「クライシス・マネジメント」へ即刻移行することになります。

#### 1) 日常的リスク・マネジメント

日常的なリスク・マネジメント業務には生命保険、損害保険、賠償保険、貸借担保融資などの金融面や警察、消防、救命救急、防衛等の緊急措置対応があります。日常生活において常に発生する「リスク・マネジメント」は、社会機構や社会制度に組み込まれます。生命、財産を脅かされる緊急措置には警察、消防、救急医療等、社会の公共機関が対応。リスクに対する経済的担保には各種保険があり、個人や法人等の危機意識と負担能力に応じた任意加入となります。

一方ではまた、薄く広く負担して支え合う、公的制度もあります。これらのリスクは、発生頻度が高いがゆえに社会制度化されており、激甚的なクライシスとは異なってきます。

これら「リスク・マネジメント」は「**相対的限界**」の領域内にあり、生命、財産の喪失を除けば、自己の責任と負担能力に相対的に依存する、自己判断領域です。事前に予測・想定・回避措置を促し、予防、対策を図ります。

「リスク・マネジメント」ではそれらの手順を定め、設計し、訓練や警告によって危険や危機に備えます。危機を乗り越える対処により、もっと良い事態へ改善するか、もっと悪い事態へ進行するか、取り巻く環境による相対的限界領域の中では、各々の判断となります。

このメリットとデメリットとの相対性の中から、いかにデメリットを抑制してメリットを引き出すかというマネジメントは、「相対的限界領域内」においての判断。このマネジメントは、「クライシス」に至らぬ判断の後、主観的に感ずる限界領域までが対象となります。人が主観的に感ずる限界にはまだ余裕が含まれており、絶対的・客観的限界へ至るには、多くの場合およそ **1/3** 程度の余力を残しています。

それゆえ、「リスク・マネジメント」は主体的行為をおこなう全ての人々の判断意識の最初にあり、別な表現では損得・利害・得失の計算・打算となる。このことは、誰でも普通におこなう日常的マネジメントで、意識しておこなうか、無

意識のうちにおこなうか、人それぞれ。

このように「日常的リスク・マネジメント」はリスクの内容を分析し、シミュレーション（損得勘定）をおこない、その手法モデルを提供するのが、乱数、確率、行列、サンプリング、検定等の統計数学です。

## 2) 山岳遭難リスク・マネジメント

日常一般的な危機管理に対し、蓋然性が低い山岳遭難危機管理はどのような役割を担うことが出来るのでしょうか。

日常性の危機管理と山岳遭難危機管理とでは、その本質を異にします。任意な自主活動である山岳遭難危機管理は、自己責任、自己負担が基本原則。

一方、日常生活にともなう危機管理においては、必ずしも自己責任、自己負担の基本原則が相当とは限りません。日常の社会生活の中においては、病気、事故、事件、火災等、誰にでも起こりうる、ごく普通の身近危機が様々潜んでいます。それら日常起こりうる身近危機への対応は、広く浅く人々が支え合う公的社会制度を確立し、皆が参加することにより負担軽減を図っています。日常の小さな負担を蓄積し、罹災した者の危機へ充当する、相互扶助を社会制度として組み入れるものです。

さらに自然災害や原子力災害、戦争のような、日常生活者の意図しない強制的罹災をこうむる場合は、社会の総力をもって罹災生活者保護や被災予防、防御対策等を実施しなければなりません。この事態においては、リスクとクライシスが混在してきます。

昨今の山岳遭難においては、警察や消防機関に救助・搬出依頼する場合はほとんどです。入山の届け出、救命救急や検死など、法律や条例で定める行為もあり、公共機関の関与が当たり前と思いき、その費用負担も公共機関が負うもの、と思いついでいる昨今の登山者像があります。

この現象は山岳登山が日常生活の中に組み込まれた「レジャー」になったことに起因します。かつては「意を決し、山岳危険地域に踏み込む覚悟をもって」山岳登山に向かっていたましたが、もはや今は・・・そんな時代では無い！と。

2011年5月15日、山岳（漫画）映画「岳（ガク）」を妻（大学山岳部OG）と一緒に鑑賞してきました。様々なシーンで間違いや不整合が指摘できます。漫画（？）と割り切ってしまうえば、映画そのものは景色がきれいで面白いものでした。しかし山岳遭難救助が警察行為の正規な業務と認識されやすいシナリオに、私は登山者が山岳に向かう心情に、大いなる危惧を覚えたのです。

「なぜ山に登るか」を考え続けた 20世紀登山者たちは、山岳遭難危機管理を公共が負担すべき性質のものとは考えませんでした。個々の山行は個別限定的な個人の行動であり、自己負担、自己責任は当然な範疇と考え、それに対応する

登山者集団（山岳会等）をつくって担保していました。

その理由は遭難者自らが自己避難、自己脱出、自己遺体搬出できるわけがなく、仲間に依存せざるを得ないからです。そこで必要となるのが、遭難弱者を補う山岳救助搬出組織ですが、20世紀のアルピニズム世代は、山岳会（部）や同人グループ、同好会等の一次集団をつくり、組合や連盟、協会等のさらなる上位団体組織が形成されました。今もそれら団体は残されています。

山岳人集合の**第一義**は、同好の仲間集団における共同行為者（パートナー）の確保と情報交換。**第二義**は、危機管理と遭難対策相互扶助にある、と考えていました。

**山岳遭難危機管理**、その本質は個別限定的な自己責任の特性を持っています。

しかし現代、多くの登山道では登山者ととともに、山々を走り抜ける山岳スポーツ愛好者も共存しています。「登山はスポーツである」とした戦後の登山界を含めると、もはや「山岳は運動場」となり、「たかが山登り」の領域。

登山者の自己責任はもとより、難しいことは考えない「何でもありの山岳運動場」。自己責任をカバーするために、仲間や組織による相互扶助体制の考えなど持ちません。インターネットで仲間を募り、現地で合流して仲間を組み、適度に楽しんで・・・帰る。そんな時代になっています。

そしていざ困った時は携帯端末機器で安易に、救助や救急出動を要請します。山岳登山者の自覚は無く、遭難対策保険もなく、「リスク・マネジメント」なんでもちろん無い。簡単にスマホから警察・消防機関へ依存する現状。

これらのことが常態化し、行政機関や登山関連事業者等は登山者に、登山届けの提出や、携帯端末機器の携行を呼びかけています。この一面だけを考えると「されど山登り」とした登山の本質を極めることなぞ・・・何のその！

遭難救助が公共常態化するほどに、行為者（登山者）が行為（登山）に向かう質の低下を招きます。そして、相応の負担は地方自治体にのしかかる。遭難出動経費は税金でまかなわれ、非納税者（行政区域外）たる不特定登山者へ使われることに対し、納税住民が納得できない思いの発言は多々あります。

任意で自由な登山活動である危機管理と、日常社会生活における危機管理との相違は、「遊び（趣味）と生活（文明）」の蓋然性をもって分けることができます。遊びは任意な自由意志から成り、自己責任の範疇。日常生活での危機対応は必要不可欠であり、公共の負担は必然のこと。

遊びと生活のリスク・マネジメントが「日常性」の中で「公共」へ依存している現状は、「遊ぶ人（登山者）」の自己責任意識を失う効果となっている。



#### (4) 危機管理者への考察

「クライシス・マネジメント」よりも判断に困るのは、相対的限界領域における「リスク・マネジメント」です。様々な領域において情報が混乱し、状況把握は勿論のこと、判断基準や指揮・命令系統もあいまいになりやすい。判断の価値基準も多様となり、それらに係るリスク調整は容易ではありません。

しかし限界点までにはまだ余裕があるのだから、冷静に優先順位を考慮して対処できるはず。現実の切羽詰まった危機状況を目にすれば、過大なプレッシャーがのしかかり、冷静でいられないのが普通。

この「心理的な初期問題」に対し、登山の危機体験は心に少しのゆとりを与えてくれます。経験の蓄積は、腹を据えるのに時間をかけません。要諦は「腹を据え、覚悟を決め、無私な心境に、素早くなり切ること」にあります。

トップ・リーダーはまず、予見を持たずに全てを受容する心の在り方が肝要。次にこの危機が、「クライシス事象」か「リスク事象」かを、即座に判断できる危機管理能力です。例え「クライシス事象」であっても訓練していれば、一瞬の動揺の後にすぐに心の落ち着きを確保できるもの。ヒマラヤ遭難体験で、私はそのことを実感した。

危機でありながら危機でないと最初から「予断」を持つことは、以後の対処を誤った方向へ導きます。その「予断」は、危機の実態を自己の解釈に都合良い部分だけを拾い集めて構成し、真実の全体像を見失わせてしまう恐れがあります。

「予断」の意識を強く持つと、不都合な真実が見えなくなり、聞こえなくなり、危機の本質を歪曲させてしまう。それゆえに、予断の思惑と異なった危機があることへの気づきを遅らせ、結果に過ちを生じてしまう。

相対的限界領域においては、特にこの「予断」が介入しやすいのですが、絶対的限界領域では予断が介入する余地などありません。客観的危機事象が相手ですから、成すべきことは明確であり、判断も難しくありません。

「クライシス・マネジメント」は種々万別。リーダー自らが意識的に腹を括って決断し、即刻対処すべき特性をもっています。トップ・リーダーの弁明は危機に際して不要であり、危機の全てに責任を負う受容の心（腹を括る）こそが、その責務を果たせます。

トップ・リーダーはその時、出来ること、出来ないこと、の境界を冷静に素早く判断し、決断することにあります。客観的に出来ないことを出来ると言って空手形を切ることは、その場しのぎでしかありません。後々の結果を、さらなる不幸に陥れてしまう可能性が大きくなるばかりですから。

## (5) 21世紀・・・登山は変わった

登山の本質は「趣味・娯楽・遊び」の範疇で、自己責任、自己負担が基本。

「趣味・娯楽・遊び（文化）」は、人がよりよく生きるために必要な、生存の十分条件を満たす実存的なもの。人々はより良く生きたいがために「文化」と称して欲望の享受を普遍化してきました。

一方で「生活の持続（文明）」は、生存の必要条件。「登山」は人々が生存を続けるに当たり、必要不可欠条件ではありません。

20世紀登山者は「衣・食・住」を背負って登りました。自己責任、自己負担の社会風潮から、山に登りたいと思った若者は山岳雑誌から山岳会募集広告を見て入会。山岳会はピンからキリまで色とりどりでしたが、その中で訓練・学習して登山を会得していきました。

山岳遭難にあつては、まず所属山岳会が中心となって捜索救助体制を整え、併せて友好山岳団体の支援も受けて出動し、所轄警察署と連携を図りながら現場活動をおこなっていました。雪崩で行方不明になった場合は地元の協力や、幅広く友人たちを動員して捜索。それら捜索費用がかさみ、「山で遭難すると家がつぶれる！」という風潮、巷の噂話さえありました。

そのために、日本団体生命保険（株）が生命保険をベースとして、山岳遭難捜索費用担保特約とした、いわゆる「山岳保険」を発売したのは、1960年代でしょうか？ 今、手元にある資料としては、1970年代当初の東京海上火災保険（株）の遭難捜索費用担保特約付・普通傷害保険があります。保険金＝50万円、捜索費用＝100万円、掛け捨て年間費用＝3,000円、とあります。

また当時、山岳遭難捜索で民間ヘリコプターを飛ばすと、1時間当たり30万円だったと記憶に残っています。ましてや警察、消防には山岳遭難救助ヘリコプターは無く、特別なコネクションから知事を動かして自衛隊ヘリコプターを飛ばした某山岳会の記憶が残っています。

したがって 20世紀登山思潮は公共に依存することなく、自前で遭難対策をおこない、法手続きにおいて警察や消防が関与していました。

1967年1月1日施行された「群馬県谷川岳遭難防止条例」の際、山岳界は一大騒動が巻き上がりました。この条例は「遭難防止」を目的とし、危険地区へ立ち入る場合の「登山届」の提出義務と、冬山期間中（12月1日～2月末日）は「登山しない努力義務」と、特殊な条件下での「登山禁止」を定めています。罰則として「3万円以下の罰金」を定めていますが、危険地域を登る覚悟で来ている登攀者にとって罰金3万円は「自らの生命」と比較するべくもなく、自己責任の覚悟をもって冬の岩壁に挑んできました。20世紀登山者は、青春の情熱の捌け口として山岳登攀がうってつけな舞台であり、命を落とした者も多い。

しかし 21 世紀は、人類文明が大転換を果たし、人間脳も大きく変わります。文明を推し進める「**情報技術**」において、20 世紀までの「**連続性 (アナログ) 思考**」は、21 世紀に「**瞬時・離散性 (デジタル) 思考**」へと変化します。このアナログ信号技術からデジタル信号技術への移行は脳の思考過程へ作用して、人間の「**思考過程 (ロジック)**」を根本的に変えるものとなります。

デジタル信号による仮想空間利用技術は、感性を司る人間能に虚構を埋め込み、バーチャルとリアルの違いが困難な認知作用を働きかけます。人間の認知作用は、五感全ての信号が統合された結果の虚像ですから、もはや 20 世紀の哲学的「**実存**」が意味を失う時代となってきました。

20 世紀までの「アナログ思考」は、原因から結果を想定し、その過程を連続的に組み立てていく「**物語性**」でした。

21 世紀からの「デジタル思考」は、最初に結論を想定し、それに必要な要素を集めて組み立てる「**論理手順 (プロトコル)**」に従っていく。一握りのプロトコル (Protocol) 創作者に、大多数の消費者は従順に従っていく。

さらに私が提起する 21 世紀からの「複素思考」は、「**アナログ思考 (+ i)** デジタル思考」となります。「ある物語」の中に、その時々瞬時要素を取り込み、**新たな空間時限の「大きな物語」**へと創り出していく思考法。

この複素思考から「**21 世紀登山ブーム**」を考察すると、もはや山岳の世界は日常生活の延長となり、日常性を司る**公共の関与**に従順な登山者群が見えてきます。もはや山岳の世界は大気空間的なロマンが消え去り、人間脳内でイメージするバーチャル世界へと一気に飛翔してしまう！！

21 世紀登山者は、住と食を山荘・山小屋に依存し、身の回りの安全確保を山岳登山ガイドに依存し、対価を支払って相殺します。そしていざピンチに陥った時にはスマホから公共機関へと連絡して依存する。

背負う荷物は軽くなり、特別に訓練しなくてもアルプス登山が可能な時代。登山は重力に逆らって登る、「**抵抗の美学**」が成せる自己確認では無く、山岳自然に同調して自我を消し去る「**同調の美学**」に浸れば幸せと感じる人間脳。

しかしそこで、悪天候に急変すると耐え忍ぶことなく、簡単に遭難を招いてしまう。遭難を避けるためには山岳登山ガイドに対価を支払い、なんとか山荘までを頑張ります。山荘・山小屋はホテルのように改修、改築、新築され、個室、風呂、フルコースの食事・・・おもてなし等のサービスを提供。

それが良い、悪い・・・と批判を展開するのが論旨ではありません。

今や日常社会生活の延長で山を登る時代となり、警察、消防、行政等、公共機関の介入は既成事実となりました。

もはや山岳は非日常的ロマンを求める世界でなくなり、日常を延長したリアル世界を楽しむ交友の場にもなりました。山小屋での飲酒と美食は、街中と異質の自然の中での味わいを増します。

文化芸術的感性よりも、**文明生活延長**の快適サービスを受け取り、**金銭対価を支払って享受する時代**・・・なのですから。

名ある山稜の登山道整備も同様。

山岳遭難リスク・マネジメントもまた、対価を支払い「山岳登山ガイド」サービスに守られ、登山者自らの自衛措置や心構えを欠いています。

そしてもし、サービス提供者に瑕疵が生じれば、訴訟・裁判を起こします。

しかし本件のように、登山ガイドの顧客死亡事件となっても、よほどの故意や未必の故意が証明できない限り「刑事罰」は問われない時代。

それらはいずれも・・・「たかが山登りの世界」

本項は 20 世紀アルピニストの戯言・・・「されど山登りの世界」を懐かしむ。この時代錯誤の違和感は・・・もう戻らない「アルピニズム・クライシス」。

日本山岳会、日本山岳・スポーツクライミング協会や勤労者山岳連盟は、かねてから遭難対策を図っていますが、組織内登山者が対象。不特定多数な一般登山者に対する遭難救助搬出は対象外。

21 世紀登山ブームの主演になっている「たかが山登り」の登山者に対してはむしろ、山岳（漫画）映画「岳（ガク）」そのものを適用するのも一案。

それに輪をかけ、山岳映画主人公やヘリコプター・パイロットのような人物像を組織化し、「危機管理庁」（アメリカの FEMA のような）の下に本格的山岳遭難救助機構を編成するのも一案かも知れない。

テレビ画面に映し出されるリーダーの総合人間力は、経験と知識を積んだ視聴者からは容易に見破られるもの。リーダー自身の経験がなくても、絶えざる日常の危機管理意識を磨くことにより、判断力、決断の時を察知する洞察力を磨くことはできます。

冒険者、探検者、研究者、その他、前例なき事象に挑戦している人々は、未体験な不安をバネに絶えず危機管理意識を磨いている人達です。

さらに登山は有料化し、コースに応じた「登山料（入山料）」を徴収する。遭難救助や捜索はたとえ公的機関となっても有料化し、登山者皆保険制度を法制化する。ついでに検死業務や死体運搬の諸法令も見直すと良い。



# 第3節. 登山と山岳スポーツのちがい

【表-2-1】 現代登山と山岳スポーツ等の生態分類表 (左側)

大分類		中分類		小分類		大分類		中分類		小分類		大分類		中分類		小分類							
位相	属性	位置	性質	目的	種別	属性	位置	性質	目的	種別	属性	位置	性質	目的	種別	属性	位置						
山岳環境に関わる 「人(意識)・文明・文化・時間」環境 (人間の諸能力の自立展開)	文化的欲望 (社会性)	対自然・精神性	対社会	登山	登山	文明の敬求 (実存性)	対自然・精神性	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山				
						自己統合 (対上性) アルビニズム	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						社会貢献	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						趣味の展開	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						主観性の主観性 (対相) 感性の享受価値	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						主観性の主観性 (対相) 感性の享受価値	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						主観性の主観性 (対相) 感性の享受価値	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						主観性の主観性 (対相) 感性の享受価値	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						主観性の主観性 (対相) 感性の享受価値	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						主観性の主観性 (対相) 感性の享受価値	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						主観性の主観性 (対相) 感性の享受価値	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
						主観性の主観性 (対相) 感性の享受価値	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山
山岳スポーツ (運動性)	文化的欲望 (社会性)	対自然・精神性	対社会	登山	登山	死を排除	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山				
						身体諸能力の自立開放と展開 (活動敬求)	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	
						競技・競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	
						非競技・非競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	
						非競技・非競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	
						非競技・非競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	
						非競技・非競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山		
						非競技・非競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山		
						非競技・非競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山		
						非競技・非競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山		
						非競技・非競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山		
						非競技・非競争	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山	登山		

制作: 田中 文夫 (日本山岳文化学会 総合人間学研究会)



## 1 . 登山の種別

元来「登山」は、衣・食・住を自ら背負って山へ登り、無事帰宅するまでの道程を指して「登山」と呼んでいました。

山菜やキノコなど、山の食料調達はできるものの、近代登山にあつてはそれさえもなくなり、山では水の補給をおこなう程度とし、自前で衣・食・住を運びました。その過程において登攀技術、炊事技術、生活技術（テント生活）、地理・気象知識等々を磨きます。登攀技術は登山の半分程度で、残りの半分は生存に与つての基礎技術や知識となるべき、生活の知恵。

濡れた木でも焚き火を起し、石を三点に置けば釜戸となります。狭いテント生活は、習慣のちがひによる我が儘や思いやりの葛藤が、日常生活への教訓にもなります。約50年前、私が社会人山岳会に入った頃でも登攀技術とともに、生活技術の訓練と意識づけは大切な要素として受け継がれました。

現代、登山者の多くは山小屋を利用しています。それが良い、悪い、という視点から述べるものではありません。衣・食・住を自ら背負わない登山を「登山」と思い込んでいる現代社会思潮に対し、「何と、貴重な体験を失っていることか!」、という残念な思いがあります。

旧来の登山様式が備えていた、山岳体験による自己練磨の素晴らしさは、近年の自然災害被災においても役立ったはず。自然災害ばかりでなく、日常生活の中で生じる非日常事態（アクシデント）においても、その技術や心構えは役立ちます。

文明の進化は登山の多様化を促し、多様となった個の文化的解体をもたらせ、総合人間力の低下につながった。

登山の多様性を論ずる前に、まずこの現実を確認しておきたいと思います。

登山及び登山者についての多様性は、「生物多様性」に似た行動様式や行動への動機づけ等による様式～形式～種別～類型と、系統分類が考えられます。

これまでの登山は、登山形態分類がおこなわれていましたが、それらの人間的特性に踏み込み、系統整理されたものまでは見当たりませんでした。

さらに「登山＝スポーツ」（登山は生涯スポーツである）と考える、戦後日本登山界の潮流に対し、異論を唱える者は極々少数でした。加えて、日本の登山界を掌握してきた、文部科学省 ⇒ 日本体育協会 ⇒ 日本山岳協会の行政ルートは勿論、行政系列に属さない日本山岳会や日本勤労者山岳連盟にあつても、同様な認識の下で世界の山々を登っています。

しかし本論においては「登山＝スポーツ要素を含んだ生涯自己教育」と考え、「登山＝スポーツ」を乗り越えていこうと考えるものです。



そのためには「登山 / トレッキング / 山岳スポーツ」と類型区分をおこない、自らの登山位置を確認できるようなGPS機能（Global Positioning System＝全地球測位システム）を果たせたら・・・との試みでもあります。

身体行為が登山の主体であるわけですから、登山にともなうスポーツ要素を排除する考えではありません。登山は単純に山に登るそのことを主目的とするので、山ではない海岸の岩壁や屋外・屋内人工壁を登る「スポーツクライミング」は、登山と別ジャンルとして扱う考えが、登山の本質論から導く提言となります。

同様に山嶺、山麓を駆け抜ける「スポーツランニング」や、心身の健康スポーツをめざす「ウォーキング」も別ジャンルとし、クライミング / ランニング / ウォーキングを合わせて「山岳スポーツ」として括る試みとなります。

これらは登山の分類同様、様式～形式～種別～類型として分類整理することができます。

しかし本論において、トレッキングと山岳スポーツの詳細は、ここで述べないこととし、登山のさらなる生態分類のみを考察対象とします。

**登山の分類は、一人の登山者の属性を決めるものではありません。**

一人の登山者にあっても、その都度の山、ルート、登り方、季節、パートナー等々のケースに応じ、多様な登山をおこなうからです。つまり登山者個人を属性分類するのではなく、登山生態の分類となります。

個としての登山者が、いろいろな山に、多様な登山をおこなうことを整理・分類するのであり、その一つ一つを生態分類して捉え、整理すると、その都度の登山者の位置づけが理解しやすくなると考えたわけです。

この立場は、登山者を登山組織の一員と見るものではありません。多様な登山ができる個が先にあり、どのような登山をおこなうかによって、適正組織の必要性が生じるという捉え方です。旧来の「まずは、組織ありき」でなく、「何のために、組織が必要か」、と考える視点からの論考です。

## **（１）これまでの登山や登山者組織の分類**

従来の登山や登山者組織の分類をみると、次のような分け方があります。

### **１） 登山の分類**

#### **① 様式別の視点（登山様式）**

- ・ 軽登山 ・ ・ ・ ・ 日帰り登山
- ・ 小屋泊登山 ・ ・ ・ ・ 小屋に泊まりながら複数日の登山



- ・ テント泊登山 . . . . . テント持参による複数日の登山
- ・ 雪山登山 . . . . . 積雪のある山への登山

② 習熟度の視点 (登山レベル)

- ・ 初級登山 . . . . . 特別訓練しなくても普通の人ができる登山
- ・ 中級登山 . . . . . 基礎レベルを習得し、応用段階における登山
- ・ 上級登山 . . . . . 自主判断、自立対応できる人達の登山

③ 難易度の視点 (登山グレード)

- ・ 初級登山 . . . . . 安全度が極めて高い登山
- ・ 中級登山 . . . . . 予期せぬアクシデントを含み得る登山
- ・ 上級登山 . . . . . 生死に関わる内容を含む登山

④ 対象別の視点 (登山形式)

- ・ 無雪期縦走 . . . . . 無雪期の山稜を縦走
- ・ 積雪期縦走 . . . . . 積雪期の山稜を縦走
- ・ 無雪期登攀 . . . . . 無雪期の岩壁登攀
- ・ 積雪期登攀 . . . . . 積雪期の岩壁、氷壁、雪壁登攀
- ・ 沢登り

⑤ 国別の視点

- ・ 国内登山 . . . . . 日本国内 (特に名前を付さない)
- ・ 海外登山 . . . . . 日本以外 (海外遠征登山)

⑥ アマ・プロの視点

- ・ 職業登山 . . . . . プロ (対価報酬)
- ・ 趣味登山 . . . . . アマチュア

2) 登山者に関する全国組織

① 全国組織の視点 (登山者として)

主に日本山岳協会とそれを構成する下部組織、都道府県・山岳連盟、市町村・山岳協会という、全国組織の中でおこなわれています。以下の分類は日本山岳協会の運営組織として、初期段階からあったものです。

- ・ 組織内登山者 ;
- ア) 文部科学省⇒日本体育協会⇒日本山岳協会⇒都道府県山岳連盟⇒市町村山岳協会⇒各山岳会、各種登山グループ⇒登山者

- イ) 新日本スポーツ連盟⇒日本勤労者山岳連盟⇒各地方連盟⇒  
 地域・職場・学校等の各山岳クラブ・山岳会⇒登山者  
 ※ 「組織内登山者」という言葉の使用の裏には、「差別意識が隠  
 蔽されている」というのが本論の指摘。
- ・ **未組織登山者** ・ ・ ・ ・ 上記に加入していない個人登山者  
 ※ 「未組織登山者」という言葉の使用は、「不適切である」というの  
 が本論の指摘。

② **公益社団法人 日本山岳協会** (47 都道府県山岳連盟が正会員)  
 一般団体、職域団体、大学、高校の 1,248 団体、49,481 人 (2014.04  
 現在)

日本の登山界を統轄する組織 (HP より)

下部組織 ⇒ 都道府県山岳連盟 ⇒ 市町村山岳協会  
 ⇒ 各、山岳会、山岳グループ ⇒ **登山者**

上部組織 ⇒ 日本体育協会、日本オリンピック委員会、国際山岳  
 連盟、国際スポーツ・クライミング連盟、国際山岳スキー  
 連盟、アジア山岳連盟、日本ワールドゲームズ協会

③ **日本勤労者山岳連盟** (現在約=650 団体、25,000 人) HP より  
 地域・職場・学校等の山岳会・クラブ等が団体加盟

下部組織 ⇒ 地方連盟、地方協議会 ⇒ 地区連盟 ⇒ 各、山の  
 会・クラブ ⇒ **登山者**

上部組織 = 新日本スポーツ連盟

④ **公益社団法人 日本山岳会** (32 支部 5,083 人) 2013.03 現在  
 日本を代表するアルパイン・クラブ (HP より)

下部組織 ⇒ 各支部 ⇒ 団体・個人 ⇒ **登山者**

上部組織 ⇒ 東京都山岳連盟 ⇒ 日本山岳協会

### 3) 登山を支える機関等 (若干古いデータ)

- ① 国立登山研修所 ・ ・ ・ ・ ・ 文部科学省
- ② 公益社団法人 日本山岳ガイド協会 ・ ・ ・ 認定山岳ガイド職能組織  
 (内閣府)
- ③ 日本山岳レスキュー協議会 ・ ・ ・ ・ ・ 日本山岳協会、日本勤労者山  
 岳連盟、合同組織
- ④ 日本ヒマラヤ協会 ・ ・ ・ ・ ・ ヒマラヤ登山研究団体

- ⑤ 日本山岳文化学会・・・山岳文化の学術研究団体
- ⑥ 日本山岳レスキュー協会・・・認定山岳ガイドのレスキュー技術指導組織
- ⑦ 日本山岳サーチ・アンド・レスキュー研究機構・・・山岳レスキュー研究団体
- ⑧ 日本山岳救助機構・・・個人・団体会員相互扶助組織、東京都岳連連携
- ⑨ 全国山岳遭難対策協議会・・・行政機関連携  
文部科学省、環境省、警察庁、気象庁、消防庁、公益社団法人日本山岳協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所、山岳遭難対策中央協議会
- ⑩ 日本登山医学会・・・登山者の安全を医学知識の普及によって守る

#### 4) 山岳スポーツに関する全国組織

- ① 特定非営利活動法人 日本フリークライミング協会  
(現在約=1,600人) HP (2015)  
・賛助会員；個人、家族、地方協会（現在5協会）会員、団体会員  
・団体会員；クライミングジム、社会人山岳会、学校山岳部、有志団体
- ② 日本トレイルランニング協会  
地域協議会（10） ⇒ 地区協会（45） ⇒ 会員  
・一般会員 ・団体クラブ会員 ・賛助会員
- ③ NPO 法人 日本トレッキング協会  
・正会員（個人、団体）・特別法人会員（法人）・友好会員（個人）  
・賛助会員（個人・団体）・家族会員（家族）
- ④ 日本スカイランニング協会  
・国際スカイランニング連盟

#### (2) 登山の新たな分類

本論においては、登山、トレッキング、山岳スポーツを大別し、次頁の【表】に示しました。これまでの考察により、【表】分類の特徴は、登山、トレッキング、山岳スポーツと、大きく三つに分けたことです。従来は全て山岳に含まれ、山岳=登山という認識でした。

※詳細分類は P-151、152 の 【現代登山と山岳スポーツ等の生態分類表】

【 現代登山と山岳スポーツ等の生態分類 】

登 山	自己 統 合	アルパイン登山	A-0	超人形	メスナー、山野井		
			A-1	単独形	単独登山		
			A-2	複数形	パーティ登山		
			A-3	企画事業形	選抜対価登山		
			A-4	企画公募形	応募有償登山		
	趣味 の 展 開		A-5	交流形	任意無償登山		
			レコード登山	B-1	記録更新形	〇〇記録	
			メモリアル登山	B-2	記念顕彰形	〇〇記念登山	
			コレクション登山	B-3	収集蓄積形	7大陸、百名山等	
			ヘルス登山	B-4	健康希求形	自主健康登山	
			ツーリズム登山	B-5	観光引率形	企画形観光登山	
			ファッション登山	B-6	社会風潮形	流行登山	
	ワンダーフォーゲル	C-1	鑑賞自立形	山嶺巡行登山			
トレッキ ング		アルパイン・トレッキング	C-2	鑑賞自立形	自立形山岳巡行		
		ツーリズム・トレッキング	C-3	観光引率形	企画形山岳巡行		
山 岳 ス ポ ー ツ	クライ ミン グ	ボルダリング	D-1	ロープなし	高さ 5m 以内	国体	
		トップロープ・クライミング	D-2	トップロープ形	12m 以上のハング		
		リード・クライミング	D-3	スポーツ形	12m 以上のハング	国体	
			D-4	トラッド形	ナチュラル・プロテクション		
	ラン ニン グ	トレイルランニング	E-1	山野を走る	自然の路面、高低		
		マウンテンランニング	E-2		登下降		
		スカイランニング	E-3		標高 2,000m 以上		
		ウルトラランニング	E-4		42.195km 以上		
		ボッカランニング（駅伝）	E-5		荷を背負う		
	歩 行		ウォーキング	F-1	山野を歩く	〇〇ウォーキング	
ハイキング			F-2	山野を散策	〇〇ハイキング		



本論は登山の生態を傾向別にとらえ、種別分類をおこなったものです。一人の登山者においても、その都度の登山内容によって登山種別が異なり、一人であっても多様な登山展開をしているという理解です。例えば今週はアルパイン登山へ出かけますが、来週はツーリズム（観光）登山へ出かける、というような登山生態の多様な展開です。

**登山生態に適する人間的特性**は、あらかじめ定性的に分類することができます。その特徴を「人間的存在の位相」から分析し、次に「主たる行為の形態と、要素（物的空間、心的空間）」へと種別化します。さらにそれら特徴に適う、山頂、山稜、岩壁コース等は、あらかじめ特定できます。今日はどの山、どのコースを登るか、その「**選択の動機づけ**」は様々ですが、選択する動機特性により、あらかじめ山頂、山稜、岩壁コース等は絞られてきます。

登山への動機づけ意識調査を実施する場合、「ある場所」を特定することにより、すでにその山、そのコースを選ぶという「**バイアス**（特徴の顕著な傾向性）**がかかっている**」こととなります。その場所、そのコースを選んだという、動機のバイアスを考察し、どのような補正を加えるかが必要となるはず。そうでなければ調査結果の傾向は、おのずから推察可能となります。その調査場所までを、どのような動機で登って来たかをより正確に整理・分析・分類するためのバイアス論考基礎として、本論の定性的・質的分類が役立つものと考えられます。

山やルートを決める「**自己決定権**」は、日本国憲法で定める基本的人権における主権であり、心理学研究における「**自己決定理論**」の中で、動機づけ因子の相関を「**相関係数**」を用いて数値化した研究方法があります。

また『**登山行動に関する社会心理学的研究**』においては、二次元平面座標上（x、y）に動機因子をプロット表現する手法を用いています。

特定な山、特定なルート上にいる登山者の、登山動機相関は特定な結果となるでしょうが、その結果から登山全体を網羅する帰納法による一般化、普遍化は、必ずしも登山全体の「**真**」を説明するものでありません。より全体の「**真**」に近づくためには、本節巻頭に提示した【別表-2-1】+【別表-2-2】=【**現代登山と山岳スポーツ等の生態分類表**】から演繹的推論を交え、個別特定場所の調査・統計と混合理解することが、より正確な実証になるものと考えます。

以上の考察は今後の研究テーマとして、課題の提起に留めておきます。

以下【別表-2-1】+【別表-2-2】=【**現代登山と山岳スポーツ等の生態分類表**】についての概要を簡略説明します。

## 【 A-0, 1, 2, 3, 4, 5 】 アルパイン登山

20世紀の日本登山界においては、「アルピニズム (Alpinism)」という言葉が流行りました。

本来の意味はヨーロッパ・アルプスにおいて、狩猟や信仰でなく、単に「アルプスに登ることを目的とする登山」のことをいいました。ヨーロッパ・アルプスの登山は初登頂の時代が過ぎると、より困難なルートを進むようになります。1880年代から活躍したイギリス人登山家 A. F. Mummery (ママリイ) は登山を純然たるスポーツとみなし、「登山の真髄とは登山者の修練と技術によって種々の困難と闘い、それに打ち克つ喜びである」とし、「そのためにはより困難なルートを求めて挑み、心身両面における極限を追求しようとした」、登山思潮。

この思潮は「ママリズム (ママリイズム)」と呼ばれ、アルピニズム (アルプスに登る) の代表的思潮となりました。

この考えは戦後の日本の登山界にも浸透し、「日本のアルピニズム」となって「より高く、より困難を目指す登山思潮」が定着しました。

これを実践して活躍したのが「第二次RCC」のメンバーたちでした。彼らは情緒的要素を捨て去り、スポーツと割り切って圧巻の成果を残します。

この思潮に対する批判の声は聞こえませんでした。私は疑問を感じて小論を書きました。アルピニズムそのものを批判するのではなく、「登山=スポーツ・アルピニズム」を登山の粹組みとした思潮への疑問を呈したものです。

実際、私自身の登山内容はアルピニズムそのもので、「より高く、より困難を目指」丹沢の沢登りから、ヒマラヤ岩壁登攀までを実践したわけですから。

現代の登山は形態や形式の面において、社会的意味をもつ初登頂・初登攀による限界を目指す登山形式がなくなりました。エベレストが登頂された1953年以後の登山において、「山は死んだ」と『パイオニアワーク論』を書いた本多勝一氏 (元:朝日新聞編集委員) は、京都大学山岳部をやめて探検部を創設します。しかし本多氏の考えは、外面的形式への着目 (社会情報的: Journalistic) であり、登山者の内面性を探求する視点 (哲学的: Philosophic) ではありません。

「アルピニズム」を純粹に追求する方向性は二つ考えられます。

第1は「人類」の視点から。(社会性: 有限~限りある)

第2は「個」の視点から。(実存性: 無窮~果てしない)

地球環境の中にあり、第1の視点「人類」には、「有限」が付きまといまふ。それが本多氏の述べる「山は死んだ」発言となり、限界点を述べました。地上の最高峰エベレストが登頂されたことにより、高さへの挑戦は終わった (死んだ)。

第2の視点「個」からは、人類が世代交代の代謝を繰り返しながら継続する個体代謝の中で、個体は常に生と死を繰り返しています。新たに生まれ、そこから成長する個体にとっては、初めての環境体験を繰り返すことが可能です。新たな個体にとっての向上心や探究心、冒険心は、世代が代わるごとに質（条件）を変え、量（単位）を変えて繰り返し実践することが可能。エベレスト初登頂以後から登山を始めた私たち世代にとっては、第2の「個の視点」においてこそ、「アルピニズム」の無窮な実践が可能でした。この視点は世代代謝により「限界がなく」、いつの世代においても有効な手法と考えられます。

このように現代、「アルパイン登山」の“アルパイン”には、「アルピニズム＝ママリズム」の思潮が反映されており、内面的な向上心を登山体験によって自己統合しようとする、実存欲求の向上性（文化的）と自己記録更新性（文明的）が含まれます。

その中でも定性的な違いにより、以下の形態へ分類整理することができます。

- < A - 0 > 超人形** ・ ・ ・アルピニズムを単独で超人的におこなう登山  
自己責任、自己負担の下、一人で登り、訓練とともに超人的な行動能力を発揮しつつ生還を果たす登山。  
代表的登山家＝ラインフォルト・メスナー、山野井泰史
- < A - 1 > 単独形** ・ ・ ・アルピニズムを単独でおこなう登山  
自己責任、自己負担の下、一人で登り、順次ステップ・アップする向上心をもった登山。
- < A - 2 > 複数形** ・ ・ ・四季にわたり高度な山岳登攀、登頂を目指す登山。  
自己責任、自己負担の下、パーティを組んで登り、自分やパートナーにとり順次ステップ・アップする向上心をもった登山。
- < A - 3 > 企画事業形** ・ ・ ・〇〇主催（後援、協賛）〇〇登山  
事業の一環としておこなう登山。  
大規模から小規模に至るまで多様な企画を持ち、企画に見合った外部の資金調達を得、成果をもって対価とする。成功の確率を高めるため、選抜やスーパースター等の強力メンバーを選び抜き、事業成功の確実性を担保する。責任は事業主催者にあるが、選抜等の条件づけにより、強化を図る一般的な組織形登山。

< A - 4 > 企画公募形 ・ ・ ・ ○○公募（企画）○○登山

堅実と見込む企画者（社）へ対価を支払って参加し、企画者（社）側のリードによって目的達成を図る登山。応募登山者は自らの登山に集中できるが、責任範囲は契約事項等により、海外の場合は、相互理解の意思疎通が難しい場合もある。

< A - 5 > 交流形 ・ ・ ・ ○○ガイド登山（有償 / 無償）

○○コーチング登山（有償 / 無償）

事業として有償な場合、事業でない任意無償な場合があり、ガイドやコーチ、講師となり、同行登山者への安全確保やアドバイス支援をおこなう。同行者の登山意識や技術レベル向上を図り、お互いの交流によって登山の成果を共有する形態。有償の場合は契約責任を生じるが、無償の場合は自己責任、自己負担が原則となる。

【 B - 1 】 レコード登山 ・ ・ ・ ・ ・ 記録更新形

アルパイン登山と形態・形式的には重なる部分もあるが、単に登ることだけが目的でなく、様々な記録の特定条件を設定し、その結果における「記録達成（更新）」を主目的とする登山。

○○最年少登頂、 ○○最高齢登頂、 ○○女性初登頂（初登攀）、 ○○最短時間登頂、 ○○単独○○登頂（登攀）、 ○○厳冬期○○初登頂（登攀）、等々諸条件を特定した記録達成をめざす。

【 B - 2 】 メモリアル登山 ・ ・ ・ ・ ・ 記念顕彰形

登山形態・形式は多様となり、単に登ることだけが目的ではなく、様々な記念や顕彰の特定条件を定め、その成果による「記念、顕彰」を主目的とする登山。

○○記念（顕彰）登山、 ○○周年記念登山、 ○○歓迎登山、等々

【 B - 3 】 コレクション登山 ・ ・ ・ ・ ・ 収集蓄積形

登山の特定事項を収集、蓄積することを主目的に登る登山様式。  
ヒマラヤ 8000m 峰全山（無酸素）登頂、 7サミット（7大陸最高峰）登頂、  
日本 100 名山登頂、 ○○○○名山登頂、 等々



#### 【 B-4 】 ヘルス登山 ・ ・ ・ ・ ・ 健康希求形

登山を通じて、健康保持や健康確認を主目的とする登山。

〇〇市民登山、 〇〇学校登山、 〇〇職場登山、 〇〇健康登山、 等々

#### 【 B-5 】 ツーリズム登山 ・ ・ ・ ・ ・ 観光引率形

山岳組織に属さない、多くの一般登山者の登山形態となっている。企画会社の企画登山（カタログ登山）から選択し、対価を払って参加する。引率ガイドのリードにより、カタログ明示目的内容を実施する登山。責任範囲は約款によるが、裁判となるケースも近年は出現。海外登山はもとより、今やエベレスト登山までもがこの範囲に含まれる実態にある。

次のファッション登山同様、大衆化は日常性を山岳に持込み、山岳施設整備は非日常的な山岳自然を日常化させ、消費産業構造化を促進させる経済文化現象。

#### 【 B-6 】 ファッション登山 ・ ・ ・ ・ ・ 社会風潮形

社会の流行（風評）に乗っておこなわれる大衆登山。山岳自然の非日常的危機に弱い。一般社会の日常性を山岳に持ち込み、山岳施設整備は非日常的な山岳自然を日常化させる。ファッションブル、山の食グルメ化、山岳施設整備（トイレ、登山道、ホテル並み）等々、消費産業構造化を促進させる経済文化現象。

#### 【 C-1 】 ワンダーフォーゲル ・ ・ ・ ・ ・ 鑑賞自立形

「渡り鳥」を意味するドイツ語で、山嶺を気ままに渡り歩くような登山形態。戦後の学校教育活動に組み込まれ、山岳部ほどの厳しさがないゆるやかな登山形態で、男女混成グループとして人気を得た。現在では高校、高専部活動でインターハイ競技はあるが、大学にワンダーフォーゲル部が残る程度に減少。

しかし現在は低山縦走登山などにより、ワンダーフォーゲルの思想性をもたない、スポーツ・ファッション的な気軽さで復活している。

## 2. 登山の方向性

2013年6月から毎週一回程度、私は表丹沢歩きに復活しました。丹沢を9年間にわたって歩いてみると、登山者の様変わりを目にします。山スカートは当たり前、積雪のある冬でさえ、山スカート姿を見受けます。山ガールならぬ、タイツに半ズボン姿の高齢男女の姿も当たり前となり、一様にストックを両手に携え、大倉尾根へと向かいます。

「山ガール」という言葉が流行ってから、ずいぶん時は過ぎました。エベレストの女性初登頂者＝田部井淳子さんの造語ということは、以前に新聞報道で知りました。山ガール、山ボーイ、山ジーヤ、山バーヤ、・・・・デジタル時代の造語には、4文字熟語が並びます。

この多様化は近代技術の特徴、「軽・薄・短・小」そのものを表現しています。アナログ時代であったなら、とても手にして操作できないスマートフォンは、まさに「軽・薄・短・小」技術の代表。さらに腕時計形のウェアラブル端末のよう、「軽・薄・短・小」技術はますます進化しています。

この文明進化の方向性は、誰にも止めることができない人類の性向。人類の文明史観は、時間軸の流れと同一方向に向かいます。さらにデジタル技術により、人類は時間を切り刻み、余分な時限空間を圧縮する技術さえ取得しました。しかし時間が過ぎる方向性の制御技術は、未だ獲得できていません。つまり肉体を伴った人間個体として、過去や未来へとワープする、時限制御技術までは取得できていません。

それゆえに時々刻々の出来事は時間の進む一方向に継続し、その都度の記録は歴史として残されます。もし、ドラエモンのドコデモドアがあったとして、任意な時限空間へと人体がワープすることができるなら、人類の世界観は全く異なったものとなるのでしょうか。

人間の「意識の世界」においては、虚空時限空間を任意に思い浮かべることができます。人体で統合される人間意識はすべからず、各種の人体感覚センサ(目、耳、鼻、舌、皮膚)によって変換された信号が、脳を中心とした信号統合機能によりアウトプットされた「パターン認識効果」です。確かに実在を反映してはいるものの、全て脳機能が統合した「信号効果」でしかありません。

量子物理学では、宇宙の全エネルギー構成において、人間が見、知ることのできる物質はたったの5%未満であり、残りは目に見えず感じることのできない暗黒エネルギーや暗黒物質で構成されているとしています。(『宇宙になぜ我々が存在するのか』、村山斉、講談社、2013)つまり、人類が科学的、客観的根拠として証明する「物質」は、宇宙のたった5%未満な存在でしかないということ。

量子物理学では、量子の確率的位置変位をもって事象の予測、説明をしますが、

人間が確認できるたった 5% 未満の「物質によって宇宙を説明すること」は、未だ不完全な宇宙認識領域といえます。宇宙の諸現象を科学として捉え、客観的に説明することの限界、その気づきは、現代知性の課題となっています。

逆説として、だから科学の進歩はこれからだ、ということもできます。さらに、目に見えない世界を含む人間の意識思考統合は、科学の実証限界を超えた意識機構、認知・創発システムの信号により、形而上的に統合されているという、再認識が必要となります。

## (1) 複素的視野から示す登山様式

本論で提起する思考法が『環境の複素的な世界認識構造』です。細かな説明は省略するとして、その構造を P-209 に示します。

電気技術者や量子物理学者は数学の「複素数」を駆使して計算、理解、説明をします。「複素数 = 実数 + 虚数」です。「実数」は目に見え、数えることができる数のこと。「虚数」は目に見えず数えることができませんが、そこに虚な数 (imaginary number) として当てはめるとうまく説明することができる数のこと。虚数記号は頭文字をとって、「i」(アイ) で表します。電気技術者が扱う「i」は電流記号を示しますので、電気技術者は虚数記号を「j」(ジェイ) とします。

実数 (X, Y) と虚数 (Z i) をベクトル表示すると P-209 のように三次元空間として表現ができます。X, Y の二次元平面は、目にみえ、数えることができる「現実の物質世界」を表します。目に見えず、数えることができない意識 (虚) の世界は Z i 軸方向の「虚な意識世界」を表します。この物質世界 (X, Y) と意識世界 (Z i) を三次元に組み合わせた世界を「複素的世界」と仮称しました。

目に見える「物質世界」と、目に見えない「意識世界」を組み合わせた「複素的世界認識」は、目に見える実相社会を数値で評価する実数軸と、目に見えない虚な社会をバーチャルリアリズムとして可視化させるデジタル技術によって、虚数軸の世界までをも認識表現の対象として取り込むことに成功しつつある現代です。しかしデジタル技術のみが先行し、人の意識世界をバーチャル認識として理解する一般論は、未だ不毛な段階にあります。

現実と意識の現象世界を電気現象理論からフラクタルに論理構造を着想し、それが人間の脳内統合機能として意識の中でおこなわれることは、理解することができます。しかし文系の人々にとっては、なかなか理解しがたい思考法だと思われます。「複素的世界認識」では、X 軸方向を「文明」とし、Y 軸方向を「文化」とし、Z 軸方向を「意識」とすると、現実のあらゆる現象をこの空間内に位置づけて理解することができそうです。

登山様式を複素的世界認識同様にベクトル表現してみたものが、次頁の【登山様式のベクトル表現】となります。X 軸方向を「文明度（進歩）」、Y 軸方向を「文化度（趣味）」、Z 軸方向を「統合意識（価値）」とします。X—Y 軸平面二次元要素を合成するベクトルは、目に見える形での現実社会を表します。さらにZ軸方向の個人意識によって統合され、個人的評価意識（価値）となって自らの価値認識となります。個人意識が集合したところに社会意識が同期・同調・共鳴・共振により合成された澱み（部分集合）が生まれ、社会風潮が生み出されます。いわゆる「世間の空気」です。

## **A 群** アルパイン登山、レコード登山

このスタイルは「進化と統合」の方向性が強いことを特徴とし、より客観的なパフォーマンスにより、その評価価値を知らしめる傾向を表します。

進化の方向性は、その時代の社会的要請や自己の根源的欲求の発露という、明確な方向性と強い理念が支えます。個の欲求と社会的要請がマッチングする明確な方向性は、確たる理念や強いリーダーシップとなって表現される。例えば戦後の高度経済成長社会と、より高くより困難な登山を求めたアルピニズムとの、特性マッチング（同調）がありました。

日本を飛び出し、アルプス、ヒマラヤの山々で初登頂や新ルートの初登攀など、平和を象徴する華々しい20世紀登山の黄金期。しかし地球が備える自然の有限さは、地球環境問題同様、登山様式にあっても例外ではありません。社会が要請する客観的登山評価には、終わり（限界）があるのです。

人類のパイオニアワークたるアルピニズムには、その終焉の必然性も同じパッケージの中に含まれていました。しかし個人的評価となる個の意識の局面にあっては、それぞれの人生という一つのサイクル（周期）が終わると、次なる新たな生命の人生もまた、別な人生のサイクルとなり、一人ひとりの個における「より高く、より困難を目指す登山（アルピニズム）」は存続し得ることになります。つまりアルピニズムは、人類のマクロな総体から、個のミクロな局面へと相移転することにより、その理念を引き継ぐことができます。つまりアルピニズムの変質。同様に「レコード登山」においてもその記録の意味は、もはや人類の記録としてではなく、個体としての記録へと相移転されます。

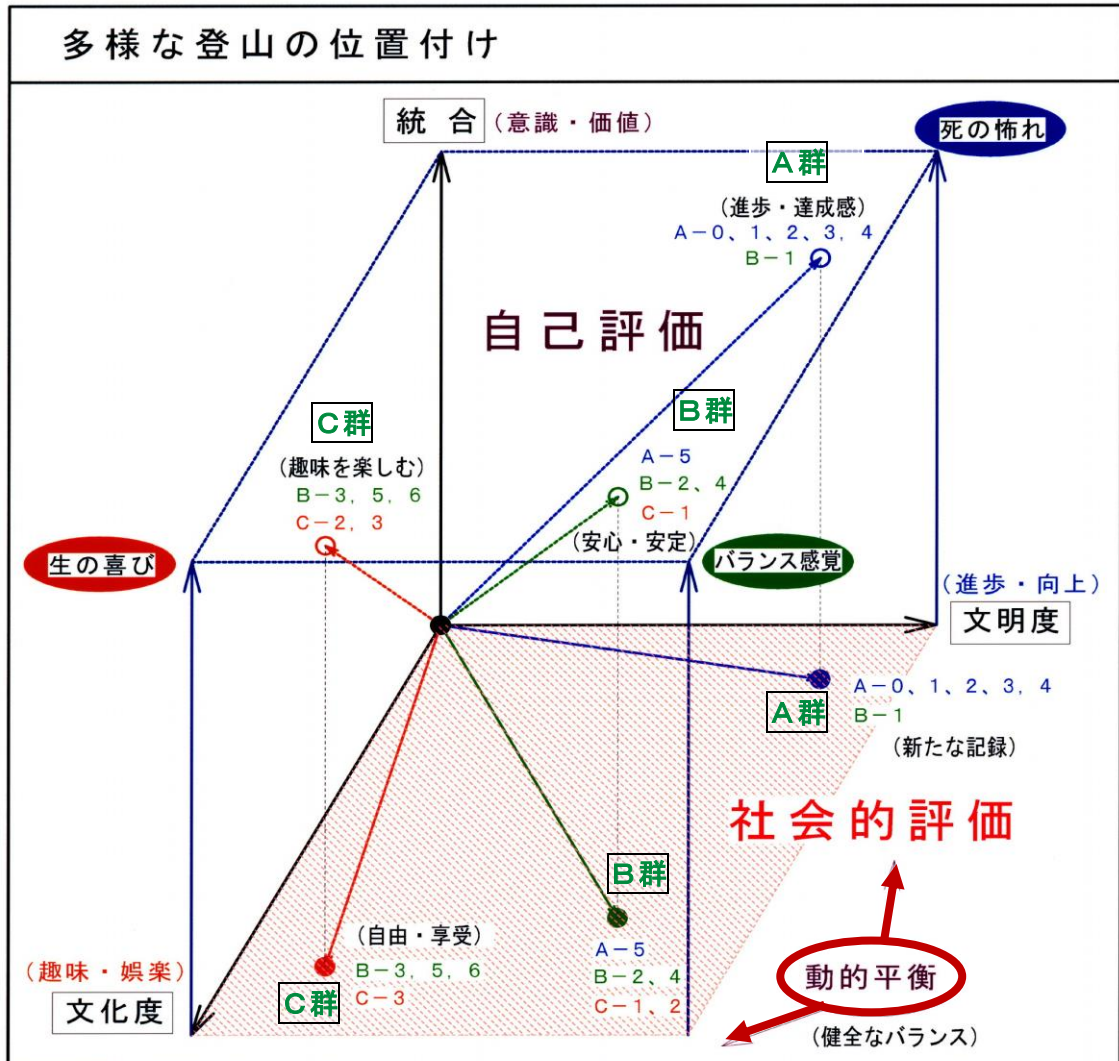
アルピニズムの実践には、「ステップ・バイ・ステップ」という段階を経て、それぞれの限界へと挑む手順がありました。その積み重ねの努力の中から、人が自然と対峙して切り抜けてゆく経験と知恵が獲得できました。最初は弱かった者が次第に強くなり、やがて自然に対峙できるまでの経験や知恵へと「進化」していきます。その特性はまさに、人類が生き抜く方向性そのものと重なる。 それゆえに進化の概念は、文明ベクトルと方向性が合致する。



### 【 登山様式のベクトル表現 】

登山様式	要素ベクトル	スポーツ様式
<p>アルパイン登山 A-0 A-1 A-2 A-3 A-4</p> <p>レコード登山 B-1</p>	<p><b>A群</b></p>	<p>競技 スポーツ</p>
<p>アルパイン登山 A-5</p> <p>メモリアル登山 B-2</p> <p>ヘルス登山 B-4</p> <p>ワンダーフォーゲル C-1</p> <p>アルパイントレッキング C-2</p>	<p><b>B群</b></p>	<p>レジャー スポーツ</p> <p>レジャー ウォーキング</p>
<p>コレクション登山 B-3</p> <p>ツーリズム登山 B-5</p> <p>ファッション登山 B-6</p> <p>ツーリズムトレッキング C-3</p>	<p><b>C群</b></p>	<p>レジャー スポーツ</p> <p>レジャー ウォーキング</p>

## 【登山様式の総合ベクトル表現】



種別	様式	危険度	形式	代表例
A-0	アルパイン登山	大	超人形(ソロ)	ラインフォルト・メスナーの登攀
A-1			単独形(ソロ)	(初) 登頂・登攀・踏破
A-2			複数形(ハ⁰-テイ)	(初) 登頂・登攀・踏破
A-3			企画事業形	〇〇(初) 登頂・登攀・踏破
A-4			企画公募形	〇〇公募登山、ガイド登山
A-5			交流形	ガイド登山(有償/無償)、登山教室
B-1	レコード登山	中	記録更新形	〇〇条件付(初) 登頂・登攀記録
B-2	メモリアル登山		記念顕彰形	〇〇記念・顕彰登山
B-3	コレクション登山		収集蓄積形	7サミット、日本100名山、〇〇△名山
B-4	ヘルス登山		健康希求形	市民・学校・職場・高齢健康登山
B-5	ツーリズム登山		観光引率形	〇〇ツアー登山(ガイド付)
B-6	ファッション登山		社会風潮形	社会風潮(山ガール・山ボーイ)
C-1	ワンダーフォーゲル	小	鑑賞自立形	高校インターハイ、大学ワンダーフォーゲル
C-2	アルパイン トレッキング		鑑賞自立形	〇〇トレッキング(ガイド無し)
C-3	ツーリズム トレッキング		観光引率形	〇〇ツアートレッキング(ガイド付)

## **B 群** メモリアル登山、ヘルス登山、ワンダーフォーゲル

このスタイルは、客観と主観のバランスをとる方向性を帯びたパフォーマンスによって、その評価価値を知らしめる傾向を表します。

このグループは社会的にも個人的にも、進歩や趣味を極度に主張するものではなく、両者のバランスを図る安定志向の中に、新たな価値を認めようとするものです。

## **C 群** コレクション登山、ファッション登山、ツーリズム登山

このスタイルは「趣味」の方向性を強くし、主観的なパフォーマンスによってその享受価値を知らしめる傾向を表します。

主観的な趣味の領域ですから、それぞれ個の選択枝は他者相関性がありません。多様なあり方は確たる理念や統一性に欠け、リーダーシップも不要となるからこそ、混沌とした何でもあり状態となります。

一つの登山には、一つの物語として完結させるだけの知識、技術、経験、マネジメントが不可欠。しかし「趣味登山」にあっては、アルピニズムの順序だった手順による知識、技術、経験を積み重ねた知恵の領域は、省かれます。登山とならぶ他の趣味もあるし、登山は日常生活の中で一つの生活リズムの変化でしかありません。そのような大衆登山者にとり、最も手軽に活用でき、煩わしさを省けるのが、商業企画登山への参加となります。

今、21世紀登山ブームは、まさに現代の経済産業成長社会の一翼を担っています。余暇とお金と意欲があれば、特別な知識、訓練、経験の積み重ねがなくとも、日常生活の延長として容易に山岳自然環境を楽しむことができる。

登山者は専門ツアー会社の多様な企画の中から、好みのコースを選択。山岳情報の提示（TV、インターネット、雑誌、新聞、カタログ、パンフレット）、用具の調達案内、交通アクセス、山岳コース案内（ガイド登山）、宿泊・交通手配等々、登山者自身は暇とお金を用意すれば、簡単に参加することができます。

登山の大衆化とは、この一連の流れが消費産業構造化され、経済成長社会の文化現象として推進されます。登山者は趣味を享受することにより、物資とサービスの消費者となり、それを提供する産業界やサービス業界も一体となり、文化生活の消費需要者となります。今まさにエベレスト登山でさえこの流れの中にあるといわれ、21世紀登山の主流となっています。

他方で20世紀アルピニストから見れば、自然を通して培う人間力の成長にとり、一連の産業化は人間と自然の間に壁を設け（人工化＝文明）、自然に対峙する人間の弱体化を促すものだ、との理解。

仲間の生死をともなった、また自身も死の淵から生還した限界体験を経てみると、消費者登山の魅力は感じません。ただ消費するだけの趣味の世界から、人間文化のいかなる価値を生み出せることでしょうか。「エントロピー増大の法則」は、消費に使われたエネルギーは再使用できないので、ただただ**廃棄物**と化して溜まるだけになることを示します。

**C群**にある山岳遭難事故は、交通事故に出会うような意識の持ち方。まさか自身が遭難すると思って登山する人はいなくなり、山岳遭難事故に対処する事前の準備と心構えがありません。その分デジタル端末から救助要請をし、公共救助隊の助けを待つ。20世紀アルパイン登山やレコード登山のように、安全限界と危険領域を事前に意識して対処する、ハードな登山形態とは違った意識。



以上の説明は定性的に述べたものであり、調査統計による数値実証説明する量的研究と統合し、新たな説明を試みる必要があります。それら研究は別として、ここでは入口となる概念を示すだけに止めます。

## (2) トレッキング

「トレッキング」は山登りが目的でなく、山を眺望し、山岳自然を歩き巡ることを指しています。「ヒマラヤ・トレッキング」、「アルプス・トレッキング」、目的の山域名を付した「〇〇トレッキング」は数え切れません。

例えば「エベレスト・トレッキング」の一例では、エベレストの山麓を歩きますが、トレッカーは私物の衣服と貴重品しか背負わず、その他の案内・衣・食・住はガイド(シェルパ)とポーター(運搬)によって運搬、設営、用意されます。トレッカーは「サブ」と呼ばれ、まさに大名の物見遊山。私自身も若き頃、某企画会社のヒマラヤ・トレッキング・ガイドを3回おこないました。

勿論自前で行なうトレッキングもあり、大名の物見遊山ばかりと限りません。

類似な行為としては江戸時代後期に始まる物見遊山と通過儀礼を兼ねた「講(こう)」があり、今は世界遺産となった富士山を巡る「富士講」や、丹沢・大山に詣でる「大山講」は古来、名高いものでした。「講」は修験道の精進でなく、信仰巡礼や物見遊山＝**観光**とした、苦行でなく楽しみを味わうためのツアー。

「講」や「修験道」は、それ自体で独自の発達と研究が成されており、近代登山と異なる別ジャンルに整理、理解されています。

※講の通過儀礼＝小泉武栄、『登山と日本人』（角川ソファ文庫、2015年）



### (3) 山岳スポーツ

「山岳スポーツ」における「スポーツ・クライミング」は、2021年実施の東京オリンピック競技種目となりました。もはやスポーツ・クライミングは山岳自然環境とは別な人工壁により、登攀力（クライミング）を競う純粋スポーツ。難しいオーバーハングのクライミングに失敗し、墜落しても、生命の安全は確保され、ルールに則って競技し、観客の声援を受けるショースポーツ。

生死を媒介とする両刃の剣のようなアルピニズムの「山岳自然登攀」と、スポーツ・クライミングの「人工壁登攀」は全く別なフィールド。スポーツ・クライミングは、登山の単純な定義「山に登る」と全く別な分野。「登山」と一線を画す「山岳スポーツ」は、別な「界」分類となります。

スポーツ・クライミングの登攀技術は、アルパイン・クライミングに類似していますが、似て非なるもの。山岳の岩壁・氷壁・雪壁を登るアルパイン・クライミングの危険度に比べ、安全を確保して屋内外の人工壁を登るスポーツ・クライミングは全く別世界。「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会」は2021年東京オリンピック終了後、ふたたび分離・独立してそれぞれが独自の「界」を再構築し直すことこそ、登山の社会的意義を啓蒙できるはず。

本論では、「山岳スポーツ」として独自の分岐、分類を試みっていますが、「登山」でないことから、本論の考察対象からは除外します。

しかし現実の山岳自然において、登山と山岳スポーツの場は共用し、山道や山稜をランナーは駆け抜け、そこには登山者も歩いています。

他方では、岩壁の確保支点整備と称し、電動ドリルで岩壁に穴をあけてボルトを埋込み、安全性を確保した上での「スポーツ岩壁登攀」がおこなわれています。

アルピニズム登攀でコンプレッサー・ドリルが初めて使われたのは1970年、パタゴニアの針峰、セロ・トーレです。イタリアのクライマー、チェザレ・マエストリは1,600mの岩壁に約400本の埋込みボルトを打込みましたが、完登はなりません。別なクライマーによって完登され、「コンプレッサー・ルート」と名付けられます。

1970年代日本の岩場においては、コンプレッサー・ドリルの使用は登攀モラルに反するとして、誰も使いませんでした。日本の岩壁では、登るための埋込みボルト使用を最小限度に自己制限します。埋込みボルトの取り付けは、穿孔キリ（ジャンピング）の頭をハンマーで叩きながら回し、少しずつ岩に孔をあけます。その孔にエキспанション・ボルトを差込み、ボルトの頭を叩くと孔の中で先端が開いて岩に固定されます。クライミングとは別な腕力、体力を要するため、ある面で職人技と言われます。

今では建設現場で、後施工アンカー方式が多用されています。コンクリート壁や天井面に充電式携帯ドリルで穿孔し、その孔に目的に適う各種、各サイズのホールインアンカーを打込みます。これと同じ用具を用いて岩壁に穿孔し、リングボルトを埋め込めば、容易に堅固な確保支点を作ることができます。しかしかつて日本の岩壁で、電動ドリルを持って登る20世紀アルピニストはいませんでした。

谷川岳は「魔の山」といわれ、2012年までの遭難死亡者数は805名といわれます。その中でも特別に顕著なのが、一の倉沢の岩壁登攀です。

私が熱中して登っていた1970年代にあって、埋込みボルトは最小限度に抑えられ、人工登攀はハーケンを中心としたものでした。リス（岩の小さな裂け目）に打込むハーケンの支持強度は一様でなく、ガッチリ固定されるものから、体重をかけると抜けてしまうものまで、様々。ハーケンに全体重をあずけ、もし抜けてしまった場合は墜落となります。同様に不確かなハーケンが抜け、確保者も一緒に引きずられて墜死するケースが、ままありました。

私は一度だけ、リングボルトのリングが知恵の輪のように外れ、墜落したことがあります。それは厳冬の谷川岳一の倉沢滝沢リッジのドームで、オーバーハングを乗っ越す時でした。約10mの墜落でしたが、雪の吹き溜まりの基部へ落ちたため、ショックもなく、全くの無傷。ちなみにフリークライミングの本番で、私は一度も墜落したことはありません。

固定ボルトは、一定の強度確保が期待できます。しかしキリで人為的に岩に穴をあけるわけですから、自然（リスやクラック）を利用することにならず、人工登攀（アーティフィシャル・クライミング）と呼び、クライマーはその使用制限に対して一線を画していました。なるべく人工的手段を使わずに登るのが、アルピニズムの精神（モラル）だったのです。

山岳における「スポーツ・フリークライミング」は、それら人工的手段を使わない身体能力だけで登ることを旨としています。さらに「リードクライミング」



【日本アルパイン・ガイド協会 facebook より】

における確保用支点には堅個なボルトを複数打込み、リードの途中にも堅個なボルト支点にカラビナをセットし、ロープを使った落下制動により墜落を止めます。確かに安全性は格段に増し、谷川岳の墜死事故は激減した様子。

この「スポーツ・クライミング」と「アルパイン・クライミング」の違いは何かを考えると、たかだか「感性(モラル)の違い」程度でないかと思われま

す。「アルパイン・クライミング」は自然に敗れた場合の「死を受け入れます」。

「スポーツ・クライミング」はそれら自然の脅威たる「死を受け入れることなく、安全確保としての施設整備やルート整備を積極的、人工的におこないます」。

スポーツ・クライミングでは、人工支点の整備（固定ボルト等）、落下安全装置の設置（グラッシュパッド）、トップロープ・クライミング方式導入（上部からロープで確保）等々です。

アルパイン・クライミングで「死を受け入れる」ためには、哲学や思想、宗教心や芸術美感性等々、「精神文化要素」が多くを占めます。

「死を排除」する「スポーツ」にあっては、肉体パフォーマンスの鍛錬と直感、結果の記録性が重要なテーマとなります。また肉体パフォーマンスの最適化は、科学的合理性と訓練によって助長することができます。つまりスポーツは文明と同じ位相にあって、ひたすら進歩、向上、発展、進化を目指す一方向性分野と理解できます。

アルパイン登山、レコード登山も同じような位相にありますが、大きな違いは、「死を受け入れた上での行動（アルパイン・クライミング）」なのか、「死を排除した行動（スポーツ・クライミング）」なのか、の差異に帰着しそうです。

#### （４）アルピニズムと死生観の弁証法

太平洋戦争後、荒廃から立ち直ろうと皆が努力した日本の戦後社会の中で、戦争の死の重さを背景として、「死生観の弁証法」が成り立ちました。以来 70 年余が過ぎる昨今から未来へかけて、親 → 子 → 孫へと 3 世代の家族代謝がおこなわれています。その過程において、「死生観と生きることの意味」は、大きく変わってきました。

特に **21 世紀の文明変化**は、18 世紀以来の産業革命以上に当たる、大きな社会・産業構造変化をもたらせる「**デジタル電子情報化革命**」となっています。その考察は随所でおこなっていますが、本項においては「アルピニズム」を「死生観の弁証法」から、「電子脳」に至るまで考察してみることにします。

**21 世紀の日本社会**は、平和希求憲法の下で「人の死を遠ざけて」います。再び戦争を仕掛け、殺したり、殺されたり、人為的死の文明こそは遠ざけるべき

ものですが、その反面で「人の死を遠ざける文明・文化」を培いました。

多くの人々は老衰の死期が迫れば病院へ隔離され、高齢期にあつては家族から引き離されて特別養護老人ホームへ隔離。親の衰退とともに子へ引き継ぐ代謝（世代交代）により、家族は継続されてきましたが、21世紀の家族は隔離により、この過程を遮断させています。そのような「人間の死を身近に感じない」ことにより、逆説的に「生きることの意味や、生きていることの実感」を失ってしまった。「生と死の断絶、そして生の実感過程」こそが、「死生観の弁証法」であり「生きていることの意味」を知ることができる実存的な在り方。

終戦翌年に生まれた私自身の今に至るまでが、まさに戦後70年余そのものを生きてきたことに当たります。そんな私が青春のニヒリズムに感化されていた時、しがらみの濃い家族の継続は邪魔な負担に感じ、子を産み・育てることに賛同できませんでした。まだ自分自身が生きることの意味も分からず、ただ生きることへの不安を感じ、生きていく中で心の余裕もありませんでした。

青春期で最も恐れたのは、「死の恐怖」。そんな時私は、18歳から登山を始めました。最も怖いはずの「死」と背中合わせなアルパイン登山を始め、山岳自然を通した登山行為の中で、「生死の対話」を繰り返します。初めて谷川岳一ノ倉沢の岩壁を登った時、食べ物は喉を通らず、自然の脅威に慄きました。

そんな私でも、体験を重ねるほどに山岳脅威に適応します。山岳脅威を乗り越える体験の積み重ねが生きる自信となり、振り返る楽しさと、緊張から解き放たれた安堵な心を味わうようになります。

そのような体験を10年積み上げた28歳の時、初めてヒマラヤ岩壁登攀に出掛けるまでに成長します。さらに32歳の時、ヒマラヤ大岩壁の氷河崩落遭難事故の中で吹き飛ばされ、「生死の審判」を受けます。結果、私一人だけが生きて残され、死んでしまった2名の仲間をヒマラヤ山中に埋葬し、1名は未だ行方不明のままです。

この審判がどのように下されたのか、今もって私にはわかりませんが、そこに「神」を持ち出して語る神性を、私は持ち合わせていません。私は神性よりも、量子物理学から導かれる「不確定性原理」に着目し、遭難での生死は「登山の必然な系と、自然の必然な系とが、偶然に出会ってしまった結果」と理解しました。そして「死」は恐れるものではなく、「死ぬときは死ぬ、死なないときは死なない」という単純な、「生と死の受容原理」を受け入れました。

結果、理性と精神の安定を保てることを今も実感しています。

しかしこの論法は、生と死の極限状態から生還できた場合の論理です。またこの経験は一種、重度な麻薬の享楽とも似ています。戦場の兵士が戦闘の極限状態を体験した後に帰還し、その後「心的外傷後ストレス障害 (PTSD)」に陥るケースにも、良く似ています。日常生活における、非日常体験と共存の問題。



共存のためには、「なぜ?」、「何のため?」を問い続ける興味と、事前の学習から得る推論（演繹）とが統合された、哲学的確信を要します。

死を媒介とした「死生観の弁証法」は、ニーチェが「超人」を導く普遍的原理であっても、日常社会での適用は刺激的過ぎます。しかしながら、極限の非日常体験は、日常社会の精神に「心のゆとり」を生み出すことも事実です。

そのことがまた、自然のあらゆる偶然性を受け入れられる【受容の精神】を生み出し、【精神のゆとり】を育くむことといえます。

この貴重な体験を経た私は「死を媒介とした、アルピニズム登山に含まれる死生観の弁証法」に気づき、その結果として【受容の精神】と、【精神のゆとり】に気づきました。

次に述べる、【意識の経験学】といえます。

弁証法的手法は古代ギリシャ（BC450～BC350頃）において、ソクラテスの「問答法」や、プラトン、アリストテレスによる「弁証術」がすでにあつたといわれます。

その後ドイツの哲学者ヘーゲル（1770～1831）により、「テーゼ＝正、アンチテーゼ＝反、ジンテーゼ＝合」へと定式化されます。

「ヘーゲルの弁証法」には、二つの面があるとされます。一つは「意識の弁証法」とし、意識は己の性質（自己インピーダンス）に則って、己が保持する「真・有」意識と知識とのズレを修正しながら、自然の存在のありのままの本質や法則性を概念化する学知を高めていく、「意識の経験学」といわれます。

もう一つは「弁証法（的）論理学」であり、前記の「正、反、合」三段階の定式化です。

「意識の経験学」は、先に述べた私自身の体験から、本論を展開させていることでもあります。

「弁証法（的）論理学」は「死を媒介した、アルピニズム登山の生の弁証法」となり、以下の三段階へと定式化できます。

正（命題）＝死の領域における登山者は ⇒ 存在者としての死は必然

反（反命題）＝自然の中で死に抗して主体的に生きる ⇒ アルピニズム登山（死に直面して生き抜く心技体と知性による抵抗は、生の最大な充実感が得られる）

合（統合）＝偶然を受容し、生の充実感性を得る＝自然の真理を受容し自己統合と自己確認（生きることの意味を知り、偶然も受容する）

以上は、ヘーゲルによる意識の経験学とその論法を真似た標記です。

「アルピニズム登山を通じた生の充実感性」とは「死」を介在させた身体と意識、知性、理性、感性によって人間統合を図る、実存的意識です。

その生き様は、「神は死んだ」とするドイツの実存哲学者、ニーチェ（1884～1900）がいう、「ニヒルな人生を克服すべく、自ら確立した意思により、個人主義を乗り越えるべく至高者となる」、つまりニーチェがいう「超人」に近づこうとする努力の方法論となり、その実践的登山者を「スーパー・アルピニスト」と言い換えることができます。

さらにプロイセン（現・ドイツ）出身のマルクス（1818～1883）は、「唯物弁証法」を提示します。「弁証法的に運動する物質が、精神の根源である」として、人間機械論的な発展概念を導き、科学万能、共産主義革命を導きますが、共産主義社会「ソビエト連邦（1922～1991）」の解体により、存在は薄れました。

私は青年期のころに、『弁証法の諸問題』（武谷三男、勁草書房、1966年）、『続・弁証法の諸問題』（武谷三男、勁草書房、1966年）や、『人間機械論』（N. ウィーナー、みすず書房、1969年第20刷）を読みました。しかし弁証法とアルピニズムが結びついたのは、2013年に中村純二先生（東京大学名誉教授）が「東京大学山の会」の祝賀懇親会でご挨拶された文書をお手紙と一緒に送っていただき、拝読したときでした。その文書にはヘーゲルという名前やアルピニズムという言葉は出ていませんが、「東京大学山の会」の登山変遷を、「正・反・合」に位置づけて述べられます。ヘーゲルの弁証法を念頭に論じられていることは一目瞭然ですが、この「正・反・合」の三段階構造は、「アルピニズム」そのものではないかという直感的理解でした。

究極な登山の中で「死」を超克する「スーパー・アルピニスト」は、まさにニーチェのいう「超人」となり、超克の過程こそが弁証法と同じ、正＝アルピニズム＝死の領域、反＝登攀＝死を否定する行為、合＝生の充実感、であることに気づいたのです。

ニーチェの「超人」思想は、一般大衆を「畜群」と称してそれを超越しようとする、「自立意思」を強調するもので、先鋭的な登山者には馴染みませんが、一般大衆登山者に馴染む考え方ではありません。

他方、経済・政治優先社会の中では、一握りの大富豪や独裁者を許容する論理を含んでいることにも気を付けねばなりません。

あえて大衆文化に反骨を示す「変人」の出現は、物質文化で平準化されている省エネルギー社会の中で、極々少数者となります。この社会的マイノリティな存在を、経済優先グローバル資本は切り捨てていきます。グローバル経済は世界の

富を偏在させ、上位たった 1%の富裕層の合計が、それ以外 99%の人々の富を上回る状況をつくっている（2016.07.14 朝日新聞報道：バニー・サンダース米上院議員のNT記事抄訳）。富裕層の資本に踊らされ、大衆はひたすら低賃金で働かされ、働く職業さえも得ることができない者は、アルコールや麻薬で自我を失って時を過ごします。

戦後 70 年余を過ごし、平和にドブプリとつかった今の日本社会の中で、あえて「死」を介在させる「弁証法的アルピニズム」は、大衆文化となって定着するわけがありません。

「アルピニズムは、死んだ（本多勝一）」と理解できる素因です。

「変人」の一人、小泉純一郎・元首相（在任：2001.4～2006.9）の「郵政民営化選挙（2005.9.11）」では、自説の主張を 正 と位置づけ、反対する勢力を「抵抗勢力」と決めつけて 反 と位置づけ、正 反 二極対立を煽りました。圧倒的多数を得た小泉政権は 正 の体制を再構築し、破れた 反 の勢力は圧倒的弱者、少数者となって勢力を削がれます。合を失った結果、正 ~ 反 を結ぶ中間的勢力が抜け落ちてしまい、正 の強権的政治が始まりました。

現在のソーシャル・ネットワーク（SNS）における「いいね」の一押しを統計処理し、ランキングに位置づける手法も同様です。

情報の深層にあって表現しえない複雑で微妙な真理が欠落し、SNS でつながる人々をパターン化した「畜群」に分け、その「群れ」の中でランキングを競います。いわば「コップの中での嵐」であり、コップの外の異なった「群れ」との関係性はありません。

このことは SNS に限らず、あらゆる統計ランキングについてもいえます。

特に「スポーツ」は、都度のゲーム結果にポイントを付し、ポイント数の多少でランキング順位を定めますが、別なゲームとの相関はありません。

そのことは「登山」と「山岳スポーツ」を区分した主旨の一つでもあり、「登山」には弁証法が適していますが、「山岳スポーツ」に弁証法は合わず、グローバリズムのランキングが適しています。その最高峰が「オリンピック・ゲーム」。

選挙は民主主義体制を築き、運営（行政）する現代社会の最良手段であるわけですが、問題は多数決による 49%以下の「反対勢力とどのように対峙するか」が重要です。

反対勢力を弱者として切り捨てるか（=死）、他方、弁論会議（議会）によって反対意見を尊重しつつ合意形成努力が図れるか（=合）、弁証法三段階定式による 合 の形成努力は、民主主義社会を維持できる最善な方法であるはずですが、圧倒的多数を得てしまった権力は、この真理を忘れてしまい、選挙という手段に

よって民意の多数を獲得した **正** の正統性ばかりを主張します。

昨今の国会は討論（ディベート）によって自論の正しさばかりを主張しています。**正** **反** の数を数え、**合**への議論（学び合う）を経ることなく、過半数獲得をもって成立とする。会議本来の目的である「国民の代表が集まって **正** **反** 議論し、その上で**合**とすべく意思決定（採決）をおこなう営み」という機能の中で、異なった意見を学び合う「**合議**」が欠如しています。**正** の主張と **正** の数で意思決定をおこない、対立する **反** の意思との弁証意見を反映した **合** の形成努力がありません。つまり、過半数以上の正統性をもって、過半数以下の **反** を切り捨てる二元論にほかなりません。

この現象を顕著に助長させたのが「**小泉郵政選挙**」であったという指摘です。

<b>討 論</b>	(debate) : 論破により自己主張の正しさを論証する方法。異なった意見の持ち主が議論を戦わせ、互いに主張の正しさを論証する営み。
<b>議 論</b>	(discussion) : 多様な意見を学び合う方法。異なった意見の持ち主が集まり、お互いの意見を語り合うことにより、多様な意見があることを学び合う営み。
<b>会 議</b>	(meeting) : 関係者が集まって相談し、意思決定をする営み。

**正**・**反** 二者択一手法は、コンピュータ信号の「**0**」か「**1**」かの二進法に由来し、中間的曖昧さや雑音を反映しない明確な情報となります。討論（ディベート）から採決という手法は、議論（ディスカッション）を省いた一極（**正**）採択となり、対極（**反**）を切り捨てる政権運営手法です。その結果 **正** という体制側への一極集中を煽り、弱者、少数者となる抵抗勢力は **反** として切り捨てられたままとなります。

宇宙には物質と反物質の対称的存在があり、**正**（物質）・**反**（反物質）が打ち消し合って消滅してしまうのですが、そのうちのたった**5%**未満が打ち消し合うことができずに、「**物質**」（**正**）として宇宙に残されたと、物理学は説明します。

このたった**5%**未満の「**物質**」を **合** とみなし考察すれば、**合** の中には宇宙原理でも打ち消しえない、多様な存在があることに気づくはず。この多様な存在こそが**5%**未満の「**物質**」であり、「**人間らの生命体**」もその中に含まれます。

宇宙真理の対称性と **正** / **反** 自己消滅から考察すれば、**正** / **反** の対極からではなく、**合** における**弁証法的統合こそが物質的実在をもたらせ、人類も文明と文化によって生命の営みを継続している**と考えられます。



政治体制を例にすれば、独裁制や一極専制でない、民主主義と弁証法です。しかし現在、この民主主義と弁証法が、世界で破綻をきたしています。

民主主義を代表する代議員制度の間接民主主義体制は、今や代議員が「民(個)」を代理するものでなくなり、経済産業社会や地域利得の「群れ」を代理するようになりました。結果、民の心は群れ(リーダー)の決定と乖離し、民の心のむなしさばかりを助長します。民の政治的無関心は、アナーキー(無政府主義)で無抵抗な、無気力社会=畜群、を助長させてしまいます。

他方で電子情報技術(コンピュータ、SNS)は、手の平に乗せた端末器を指先で操作し、電磁波や光ケーブルによって世界の多様な情報へアプローチできます。人新世層にとり、ウェブでつながるネットワーク・コミュニケーションは、絆という 合 の手段を簡単に得ることができます。しかし平準化社会で生育した人新世層の人々は、検索により知識は豊富に得られますが、体験をともなつた認識と知恵でないために、情報に隠されて表しきれない深層までを読み解くことができません。検索で得られる情報には、正 と 反 の中身が乏しく、弁証結果の 合 においても、電子文明の特徴である「軽・薄・短・小」の傾向を反映させています。電子文明の虚相世界(バーチャル・リアリティ)からは、スーパー・アルピニストの生命をかけた決断、判断、その体験がもたらせる人間的統合力(腹が座る)の力強さという実存力が育ちません。

「超人」をその単純な言葉のとおり理解すれば、大衆と異なる「スーパーマン」という、異次元な存在者となります。大衆と超人との落差における文化的価値は、大衆が望む商業価値に比例し、大衆の多様な欲望を叶える商業化は、落差の大きさに比例した交換価値を生じることになります。

交換価値を持たせることを拒み、純粋に実存の道から超人を目指すアルピニストならば、「神は死んだ」現代社会の中で、もはや超人存在の社会的意味を失ってしまいます。ニーチェがいうニヒリズムの克服を純粋に希求するアルピニストは、「登山と山岳スポーツ等の生態分類表」の生態的種別 <A-0> に示す「超人型」のアルピニストに相当します。しかし「社会的評価の下でのアルピニズムは終わった」のであり、「実存価値によるアルピニズムは細々とでも存続することが可能」ですが、大衆社会での商業価値は低くなる。

そもそも現代先進国の資本は、より自由な活動ができるグローバリゼーション社会において、資本主義文明は大量生産をおこない、大量消費を促し、そのギャップは大量廃棄物となって環境資源を浪費し、環境破壊を促します。

中国古典に登場したという 経・世・済・民とは、[世を経(おさ)め、民を済(すくう)]が簡略化され 経済 になったといわれます。資本主義社会では、交換価値の差益が資本に組み込まれ、その資本力の差が更なる差益を生み出し、

資本は廻るほどに差益を累積します。

やがて資本は民の労働対価とかけ離れ、それ自身があたかも群れの実在であるかのような、虚相の実在＝**法人**（会社等）と化し、**疑似主権者**（法人）となって法律に定められ、その権利を獲得します。法人の実相は、法に定める人（個）と同じ位置付けを超え、その群れの数、経済力、施設規模の大きさ等々、法に定める人（個）の権利や位置や評価価値を無視できるほど、はるかに肥大化してしまいました。

「アルピニズム登山」の究極が、自主・自立・自己負担・自己責任の下で、人間（人）の超克を目指すのに対し、「ツーリズム登山」は資本で群をつくった法人（会社等）に企画・運営され、登山者は委託・依存・主催者責任の下で相応の対価（参加費）を支払います。つまり、「**自由人の主体的実践**」であったアルピニズムは消え去り、「**羊の群れ**」のようなツアー登山が盛況なこんにちの登山は、エベレスト山頂を含む山岳の世界を、資本にとっての産業会場となっています。産業に組み込まれた登山者は、人工環境のなかでの遊戯者（ホモ・ルーデンス）と化した、まさに消費者そのもの。

民の生活や大衆の欲望を満たす良き選択とは、他者より「**ちょっとだけ**」優越性をもたせた差別化の中においてこそ、安心して美意識を感じるといわれます（『**美の哲学**』岩山三郎、創元社、1966年）。極端には不安を覚え、中庸な中で安心を感じずる人の意識は、自ら「**ニーチェ的超人**」を望む意識づけはなく、それゆえに「**現代的超人**」との落差の価値を、**金銭交換商品**（サービスを含む）を得ることによって埋めようとします。「**現代的超人**」とは、情報操作で創り上げられた虚相の「**スター**」であり、オリンピックで金メダルを獲得した「**世界一の記録保持者**」、ノーベル賞に輝く「**選ばれた人**」が挙げられます。今や「**実存的超人**」が活躍できる世界は、無くなったといえます。

「**天国に一番近い男**」と呼ばれ、世界中の山々を少人数、無酸素、単独登攀などで今も登り続ける山野井泰史氏（1965- ）は、近著、『**アルピニズムと死**』（山と溪谷社、2014.11）で次のように述べています。

- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・ 山での死は決して美しくない。でも山に死がなかったら、単なる娯楽になり、人生をかけるに値しない。（P-93）
  - ・ 能力の限界を超えないように計画し、また実践してきたのです。（P-132）
  - ・ 限界のように思えて一線を越えた瞬間は表現できないほどの喜びがありますが、大幅に限界を超えてまで生還できる甘い世界でないことを知っているつもりです。（P-132）
  - ・ 限界線から一步踏み出すたびに、生命が躍動した。（P-182）

- ・ 登山ブームは「楽しむだけ」の登山者を生んだ。ネット上には無数の「山」があふれ、メディアはこぞって気楽な山を紹介する。……略……僕は彼らを非難するつもりはまったくない。むしろ大いに自然に触れ、山を楽しんでもらいたいと思っている。それにしても……、アルピニズムは失われつつあるのだろうか。「どこまでやれるのか」は必要ではないのだろうか。古典的な考えかもしれないが、僕はいつまでも限界に向かう道を忘れないでいたいと思っている。(P-183)
- ・ 生命体として、いつかはどこかで僕らも消滅する運命です。(P-184)
- ・ 結局、なぜ僕は死ななかったのでしょうか。それは若いころから恐怖心が強く、常に注意深く、危険への感覚がマヒしてしまうことが一度もなかったことが理由の一つかもしれません。さらに自分の能力がどの程度であり、どの程度しかないことを知っていたからだと思います。二つ目の理由は、山登りがとても好きだということです。……略……いつ何時でも、山と全身からの声を受け取ろうと懸命でした。……山が与えてくれるすべてのものが、この世で一番好きなのです。……だからこそ、今まで生きてこられたのかもかもしれません。(P-184～185)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

引用が長くなりましたが、この著書の中に「スポーツ」という言葉が登場しないのが、印象的です。山野井氏は「登山」と「山岳スポーツ」を、無意識の中にも分けている考え方が読み取れます。つまり「アルピニズム登山」は、「死の恐怖心と向き合う」ところから始まるといえます。他方、「山岳スポーツ」は「死の条件を人為的に制限」することから始まる、といえます。

## (5) 山岳スポーツと死の排除

前記のごとく、

「山岳スポーツ」は「死の条件を人為的に制限」することから始まる。

様々な安全対応規則や会場設定をおこない、参加者の安全確保のために参加資格条件を特定することもある。チェックポイントに係員を配置して状況確認したり、参加者の異常発生によっては途中リタイアさせ、安全確保の収容施設を設けたりします。

つまり、山岳自然というフィールドの中で、行動する会場や危険なコースの安全確保を図るために、係員を配置し、人工的に施設を整備し、安全性の確保をおこなう管理体制をとります。参加者は最初から死の危険を危惧することもなく、対人競技に没頭できます。

遭難を否定しきれない「登山環境」に対し、「山岳スポーツ」における「死の条件を人為的に制限する環境」は、明らかに登山と異なる領域であり、登山とは別な「群」、別な「世界」を形成するものです。それらの意識構造、条件設定、行為内容、競技結果が及ぼす文化的価値、等々の検証は、本論の対象でありませんので、概要のみを P-151【別表-2-1】、P-152【別表-2-2】 に示します。

「山岳スポーツ」は、「競技スポーツ」と「レジャースポーツ」に分けられます。

P-167【登山様式のベクトル表現】における **A群** のように、競技スポーツはアルパイン登山、レコード登山、と要因ベクトルは同じ方向を向いています。つまり、「進歩・向上性」を大きな特徴とし、その結果の「記録順位」を重視します。

他方、レジャースポーツは **C群** のように、コレクション登山、ファッション登山、ツーリズム登山、と要因ベクトルは同じ方向を向きます。つまり、「趣味の享受」を強く表現します。

また「ウォーキング（山岳歩行）」は **B群** のように、メモリアル登山、ヘルス登山、ワンダーフォーゲル等と、要因ベクトルは同じ方向を向きます。進歩と趣味のバランスを図り、「健全さ」を維持しようと心掛ける「動的平衡」な行為といえます。

このような分析は、登山そのものに直結するものではありませんが、日本の低山においては登山と山岳スポーツのフィールドが重なるために、相互の関係性を把握、理解する必要があります。

「登山と山岳スポーツのちがい」については、次頁の第3項とします。

### 3. 登山と山岳スポーツのちがい

19世紀の「スポーツ」概念は、『戸外でおこなわれる競技的性格を持つゲームや運動をおこなうこと、及びそのような娯楽の総称』を意味するとされます。

巨大建築が可能な現代では、19世紀の「戸外」という条件は当てはまりません。現代は大規模屋内運動場、球技場が建設され、多くのスポーツ種目が屋内競技化されています。クライミング競技のボルダリングは、屋外、屋内双方で実施されますが、その規模は屋内仕様が当てはめられています。

その他のスポーツ要件については、遊戯性、競争、対決、運動、等々、妥当なところですが、だからといって「スポーツ」の下位分類に、「登山」をまるごと収めることには無理があります。「登山」に含み得る人間力の統合性は、「登山にはスポーツ要素を含む」という、スポーツの上位概念であることが、本論の主旨です。

登山への動機分析を理解すれば分けられますが、動機の多様性が登山の多様化を招き、その多様化は人間がそなえる多様な諸能力の証であり、山を登る行為の中へと実践、統合されていきます。つまり登山は、身体的スポーツ諸要素と、知的な理性諸要素と、情緒的感覚諸要素の統合行為、であるからです。

身体的スポーツ諸要素は身体表現により、目に見え、速さ＝距離 / 時間、長さ、高さ、重さ、得点、勝敗、等々の客観的数値データにより、比較、競争、序列化、を公正、公平に理解、判断できる、客観的実相の世界といえます。

知的な理性諸要素は目に見えませんが、身体的スポーツ要素を感知、比較、判断、予測等をおこなう知性、理性による合理化機能であり、その効果は身体に作用して、実相世界を進化させる表現となります。加えて知的欲求本能に適応するか、否か、努力の過程と結果とのバランスによって、さらなる実存的創造のエネルギーを蓄積させます。

情緒的感覚諸要素は、好き/嫌い、美しい / 醜い、快 / 不快、楽しい / つまらない、という  /  二元論とともに、さらに「どちらともいえない・・・」という曖昧で中庸な感情等々の、主観に基づく意識。

そもそも情緒感覚とは、個性を個性たらしめる個体感覚として人それぞれ異なっており、目には見えないが感ずることができる個体の特性として、主観的虚相の世界といえます。虚相であるがゆえに位相の異なりがあり、同じ土俵（同相）の上で相対的に、比較、競争、優劣序列分布化することが困難な、空間的



差異（位相のずれ＝土俵が違う）があります。公正、公平に酌量すべく、共通となる物差しや基準が設定できず、質的差異（異相）を量的差異（同相）へと変換することはできません。

しかし視点を代えれば、最大、最小、平均、というグルーピングと統計手法により、情緒的感覚分布傾向を同期化させることは可能です。体操競技やアーティスティックスイミング、フィギアスケートのように、感覚要素も含めて数値化（ポイント）する手法です。しかし基準の物差しが無い以上、数値化された値は近似値であり、絶対値ではありません。

本来、**情緒的感覚諸要素**は質的・量的に計測する物差しがなく、比較単位の絶対性に欠けるため、全てに理解され、納得されることのない「主観」として扱われ、学問や科学の「客観的基準」に向きません。

しかし多様で複雑な関係性を取り上げる「**複雑系の視点**」からは、それら個体の特殊性を複素次元（空間）にそれぞれを位置づける（プロット）ことにより、個体の質的・量的特異性をベクトル表現させることができます。それらは、比較、序列化する性質のものでなく、どの空間に存在するかを表現する、指標となります。P-167【**登山様式のベクトル表現**】、P-168【**登山様式の総合ベクトル表現**】がその例です。

「ハイキング」の目的は山を登ることではなく、山岳自然の中を歩くことです。「トレイルランニング」の目的は登山でなく、山岳自然の中を走り抜けることです。「スポーツ・クライミング」の目的は、登攀行為が似ていても、室内や海岸でもおこなわれる人と人との対人競技です。

これら共通点は、身体運動による空間的自由な解放感を楽しむこと。それらの身体体験を「**山岳スポーツ**」として括り、「**登山**」とジャンルを分け、「登山」と「山岳スポーツ」は別な「群」であることを認識するものです。

## (1) スポーツの社会性

「**死の断絶**」は精神性が大きく関わり、多様な文化・芸術様式を生み出しました。自然の中で安全を担保し、死生観を伴わない身体的行為へ展開させると、その行為は「スポーツ」と呼ばれる「界」へと収斂されます。（スポーツ界）死生観を強く感じる登山（アルパイン）と、死生観の薄い登山（ファッション）との比較は、その位相空間を別にするため、同列に比較することはできません。しかし、死生観をとまなわないスポーツだけを考えてみれば、会場を人工施設化することにより競技条件を均質・均等化し、競技者の心身適応能力に絞った競

技、競争、習熟度等の数値化をおこない、比較、序列化するスポーツ競技種目として展開できます。条件の人工的均等化です。

では「**スポーツの定義**」とは、いかなるものとなるでしょうか。まず私が考える定義を、以下に示します。

【**スポーツの定義（私案）** = 安全を担保した環境の中で心身をもって、自己と自然と対峙し、あるいは自己と他者との競技・競争をおこない、その記録の結果をもって自己の存在と位置づけを再確認する行為とその記録】

『よくわかる スポーツ文化論』（井上俊、菊幸一・編著、ミネルヴァ書房、2012）によれば、1968年の国際スポーツ・体育協議会（ICSPC）は「**スポーツ宣言**」をとりあげ、「**スポーツの定義**」を【**遊戯の性格を持ち、自己または他人との競争、あるいは自然の障害との対決を含む運動**】としています。

さらに【近代スポーツの特徴として、①教育的性格、②禁欲的性格、③倫理的な性格、④知的・技術的性格、⑤組織的性格、⑥都市的性格、⑦非暴力的性格】を強調し、【近代社会における人びとのライフスタイルにとって基本的に望まれること】をあげています。

【古代ギリシャ、ローマ時代にも「**スポーツ**」は存在していたといわれるように、広い意味でのスポーツ的な営みは、あらゆる文明において見出され、それぞれの文明や時代、社会の特徴を帯びながら、文化としての共通性をもって世界中に遍在してきたものと考えられます】と述べています。

しかし「**文明**」と「**文化**」の、概念の異なりに対する言及はなく、同義語に扱っています。文脈から読み解けば、「**ギリシャ文明、ローマ文明**」といった国家や社会という支配圏の総体を称して「**文明**」とし、法や制度、知識（哲学や科学）、芸術、遊戯など、意識に刷り込まれる個別細分化した価値（意識、無形）の総称を「**文化**」としているように読み取れます。

さらに「**スポーツをめぐる文化**」については、スポーツを三段階のピラミッド構造に分けています。最下層は「**物質文化**」としての物的用具（用具、施設、衣服等）、中間層は「**行動文化**」としての技術体系（各種目の技術）と規範体系（ルール、フェアプレイ精神、スポーツマンシップ等）、上位層は「**観念文化**」としてのスポーツ論とします。

スポーツを特徴づける中心要素としては、以下三点が考えられます。

- ① = 自然の摂理に抗する「**記録樹立と更新**」の進化向上美学
- ② = 人と人が競い、他者に競り「**勝つ**」優越心の充足
- ③ = 勝敗が決定的必然ではない、確率的な「**遊戯性**」

「**記録**」が意味する、時間、距離（長さ、高さ）、速度（距離 / 時間）、重さ、回数、等々のデジタル要素は、物理定数そのものであり、競技における客観的比較の公平・公正さを担保します。データを比較し、優劣を競い、その中で優れて

いたいとする人間の欲求が育まれます。そして「記録を求め、他者に優越したい欲求」は、人間の闘争本能と優越心を満たします。人間の闘争本能は戦争から遊戯に至るまで、様々に類別することができます。例えば、途上国に対する先進国、オリンピックメダリスト、ノーベル賞受賞等々、様々な類別優秀呼称により、優越が表彰されます。

その始源を「遊戯」に求め、その成果を『ホモ・ルーデンス』（訳本：中央公論社、1971.9）にまとめたのがヨハン・ホイジンガでした。「遊戯」の根源を探り、文化の一つに「スポーツ」を取り込んでいます。冒頭の「序説」において、【遊戯は、ここでは文化現象として捉えられる。生物学的機能としてではない。】として、「遊戯 ⇒ 文化」をまず主張しています。

ホイジンガが文化現象と生物学的機能とを分けて考えていることに対し、私は「文化現象 ⇒ 欲望の充足 ⇒ 文化」と「生物学的機能 ⇒ 欲求の充足 ⇒ 文明」として、解釈内容を加えてみたいと考えます。

部族集団生活の古代から、都市・国家・国民生活に至る現代まで、人類の闘争本能は「遊戯 ⇒ 文化」の範囲において平和裡に活用されてきました。単純に個と個がジャレ合う遊びから、統治の潤滑油（ガス抜き）に活用されるまで、知らぬ間に日常生活の中に組み込まれています。それが「遊戯」の平和な範囲（文化）を超え、相手を滅亡領域まで追い込むと、「遊戯 ⇒ 文化 ⇒ 戦争 ⇒ 文明の興亡」へと進んでしまいます。「遊戯 ⇒ 文化」の平和裡な範囲にあれば、「遊戯」の活用と尊重・充実は、オリンピック憲章に表現されるよう「戦争 ⇒ 文明の興亡」への抑止力（ガス抜き）となります。

一方で現代文化における遊戯要素の考察において、ホイジンガは【時代感覚の差は、たまたまその人が属することになった世代の差異によっているというだけのものではない。それはその人の所有している知識如何にも、おおいに依存しているのである。一般に、歴史的視野の上に立った人は、瞬間という近視眼的な視野の中で生きている人より、過去というものを <現代> <今日> というイメージとして、その心に受け止めていることが多い。(P-325)】と述べます。

「知識」は蓄えるだけでなく、蓄えた知識を活用し、歴史的広い視野で物事を考えて<現代>を把握すること、今という瞬間を<今日>と捉えて対処すること、「知識とその活用の差」によっても時代感覚の差が生じることを述べます。

このことを逆説的に考えると、「知識によって物事を考え、理解し、他者へ正確に伝えることの難しさ」、極論を述べれば「発信者の意図と受信者の理解には、両者の知識と知恵の差によって、全く同じように伝わらず、差異を生じる」ことも示しています。

それはさておきホイジンガは、【スポーツが社会機能として、社会の共同生活の中で次第にその意義を押し広げ、次々と大きな分野を、その領域の中へ引き込んでいるのである。(P-326)】、と指摘します。

ホイジンガの指摘から 40 年以上過ぎる現代において、スポーツは益々興隆をきわめています。身体の殺戮をともなう「戦争」でなく、「安全」を担保したスポーツの闘争は、オリンピックやワールドカップ競技として、国家や地域の団結と力の誇示の代理戦争でもあります。ナショナリズムを戦争へと駆り立てない「ガス抜き装置」として、スポーツは十分に機能しています。

さらに加えて、国際オリンピック委員会第 7 代会長＝サマランチ(1980～2001)は、1984 年ロサンゼルス大会から商業化路線へとかじを切ります。全世界同時テレビ放映可能な電子技術文明の中で、オリンピック競技大会は「世界同一市場」となりました。

第 5 代会長＝ブランデージ (1952～1972) がこだわった「アマチュア憲章」を、サマランチは安易に取り外します。それまでのオリンピックはアマチュアによる世界大会 (アマチュア憲章) であったものが、サマランチはプロフェッショナルの順次参加を認め、オリンピックを世界スポーツ大会の最高峰と位置づけます。種目別世界一を競うオリンピック競技は、テレビ放映に加え、インターネット・ウェブに放出されるビッグ・データにより、リアル・タイムな情報価値をもって世界市場へと拡散します。この情報に対価を込めると、オリンピック競技情報は世界最大な「文化商品 (情報価値)」となります。

オリンピックを頂点として、今やスポーツは「文化商品 (情報価値)」となりました。それを支えるデジタル電子技術は、21 世紀文化の質を根本から変革しています。加えて新自由主義なるグローバリゼーションは、国境なき世界経済を席捲しています。国境は空間三次元の地政学から成り立ちますが、電波や光は国境を飛び越え、四次元空間を自由に飛び交います。電子情報は境界のない宇宙空間同様、混沌としたウェブ上を勝手自由に動き回ります。

それで・・・人間相互の闘争本能は弱められるのか・・・？

進化への欲求と等しく、人間 (生物) を人間たらしめてきた本能、欲望と知性とのバランスを、現代の社会はもう一度正面から見直さなければならない時節にあります。人類が滅びないためには、「文明～文化～人」の意識を宇宙の進化とともに、人類環境を人工化するにあたり、知識の活用、知恵の発揮による「動的平衡感覚」が、今こそ必要な時節。

さらにホイジンガは、

【スポーツの組織化と訓練が絶え間なく強化されていくと共に、長い間には純粹な遊戯内容が、そこから失われていくのである。このことはプロの競技者と

アマチュア愛好家の分離の中に現われています。遊戯がもはや遊戯でなくなっている人々、能力では高いものをもちながら、その地位では真の遊戯者の下に位置させられる人々（プロ遊戯者）が区別されています。これら職業遊戯者のあり方は、もはや真の遊戯精神ではない。そこには自然なもの、自然な反応が欠けている。

こうして、現代社会では、スポーツが次第に純粹の遊戯領域から遠ざかっていき、それ自体の **Sui generis**（独自の）一要素となっている。つまり、それはもはや遊戯ではないし、それでいて真面目でもないのだ。

現代社会生活の中ではスポーツは本来の文化過程のかたわらに、それから免れたところに位置を占めてしまった。本来の文化過程は、スポーツ以外の場で進められてゆくのである。【P-328】と、指摘しています。

（論者注：この記述は 1970 年代以前のアマチュア優位時代の考察）

ホイジンガ世代におけるオリンピックは、アマチュア優先思想の時代でした。

1972 年、IOC 会長アベリー・ブランデー退任以降は、プロのオリンピック参加が次第に認められることとなり、次なる問題としては“過度な商業主義”が蔓延すことでした。

ブランデー時代のアマチュア区分においては、① アマチュア（文化的）、② ステートアマチュア（共産圏の国家支援プロ）、③ コマーシャルアマチュア（企業支援プロ）がありました。

アマチュアは貴族や市民の遊戯性を体現する演技者として文化的価値が高く、その貴族や市民の観賞欲を満たす格闘技等の身体競技者は“プロ”として、アマチュアよりも一段下層に位置づけられていました。

身体競技の頂点に君臨してきたオリンピック運営は、近代オリンピック創設者、ピエール・ド・クーベルタン男爵の名言【オリンピックで最も重要なことは、勝つことではなく参加することである】に代表されるよう、貴族趣味的文化性があったからです。併せてクーベルタン男爵は、【同様に、人生において最も重要なことは、勝つことではなく奮励努力することである】としますが、奴隷制を残す未成熟社会の上に立った市民の遊び目線からの、文化的スローガン（ソフトパワー）を述べているように受け止められます。

ホイジンガの指摘から 40 年以上も過ぎた現代スポーツは、競技者と指導者、さらに支援組織のチームプレーとなり、個人的アマチュア概念とは別物となっています。

各種目競技団体は国際化し、それら頂点の競技大会をオリンピック、ワールドカップ、世界選手権等々として、戦争をはるかに超えた人類社会の一大イベントになります。言葉を変えれば「イベント＝祭儀性」ともいえます。イベント結果の情報価値は競技者を離れ、送り手のメディア、受け手の市民・国民・民族、そ



それぞれの文化圏を巻き込んだ平和裡な「代理戦争」になり得ます。

もはや遊戯としての単純なスポーツではなく、文化による戦争の抑止力、あるいは闘争心のガス抜き装置ともいえます。

【スポーツを通じて世界は一つになる】や【オリンピックは単なる世界選手権大会ではない。それは平和と青春の花園である】というクーベルタン男爵の名言は、戦争に代わる平和裡なイベント（祭儀性 ⇒ 興業）として、世界のビジネスチャンスを満たします。

### 『ホモ・ルーデンス』の目次と項目ダイジェスト

- ① 文化現象としての遊戯の本質と意味；  
文化因子の遊戯、自律的範疇の遊戯、他
- ② 遊戯概念の発想とその言語による表現；  
遊戯の概念、表現、真面目、他
- ③ 文化を創造する機能としての遊戯と競技；  
遊戯としての文化、競技は遊戯、他
- ④ 遊戯と法律；  
競技としての訴訟、権利をめぐる競技、裁判と賭け、他
- ⑤ 遊戯と戦争；  
闘争は遊戯、戦争の競技性、戦争の祭儀性と闘技性、儀式と戦術、
- ⑥ 遊戯と知識；  
競技と知識、哲学的思考の発生、競技は祭祀、社交遊戯、他
- ⑦ 遊戯と詩；  
詩は遊戯の中に生まれた、文化の遊戯相としての神話、他
- ⑧ 詩的形成の機能；  
形象化、抽象概念、擬人化、詩の諸要素は遊戯機能、他
- ⑨ 哲学の種々の遊戯形式；  
哲学的対話の起源、学問の闘技的性格、他
- ⑩ 芸術の種々の遊戯形式；  
音楽と遊戯、舞踏は純粹遊戯、造形芸術と遊戯、他
- ⑪ <遊戯ノ相ノモトニ>見た文化と時代の変遷；  
古代以後諸文化の遊戯因子、他
- ⑫ 現代文化における遊戯要素；  
スポーツ、職業、芸術、科学、政治・国際政治、

“過度な商業主義”は、感性の純真さ（文化性）を損なっていきます。

スポーツの最高峰＝オリンピックはこのように、遊戯性をはるかに超えた文化のソフトパワーな存在。しかしその裏においては「純真な感性」が蝕まれる副作用もあります。ソフトパワーが秘める権力、政治力、価値等の無形な架空性（虚な世界）は「情報」となって拡散し、人々の感性と欲求を満たします。

「実相な社会」意識の中に「虚相な社会構造」が気づかぬうちに蔓延し、「複素的世界」を構成します。純粹にスポーツを目指す人々の目標は、自己又は他者との「記録の比較、更新」ですが、それは哲学的「虚無の世界」、仏教的「空の世界」ではありません。むしろ一神教や二元論のデジタルティな「全能な神の世界」に近づくことが目標（かもめのジョナサン）となります。思慮浅き世界では、「記録＝神」と錯誤されたりもします。

ホイジンガは、【古代文化の中では、競技が常に神に捧げられた祝祭の一部をなして幸をもたらす神聖な儀礼として、不可欠なものとされていた。】と指摘しているように、記録中心となった現代スポーツは、“祭祀への先祖返り”と考察することもできます。

波動は周期（サイクル）という性質を持ち、その性質は繰り返し現れてきます。文明～文化の大きなサイクル変動の中で、「スポーツは遊戯の祭祀性」から生態を変え、オリンピック、ワールドカップ、世界選手権、その他多くの国際大会となり、再び現代に神性が蘇っているとも理解できます。

しかし、「神性を得ること（かもめのジョナサン）」よりも、神性のその先にある「気づき（星の王子さま）」にこそ「文化の動的平衡力」を期待します。

## （２） 登山のスポーツ意識普及と第二次RCC

1924年（大正13年）に設立された日本初のロッククライミングクラブ（RCC）は、戦後の1958年1月に、第二次RCCとして再結成されます。

「これに属しないと一流クライマーではない」と言わしめる活躍があり、国内の未踏岩壁を登りつくし、ヨーロッパ・アルプス3大北壁（アイガー、マッターホルン、グランドジョラス）等を制覇して、日本にアルピニズムの流れを登山の中心軸に築きました。

そして『日本の岩場』という国内岩壁登攀ルート図集をまとめ、グレード評価（1級～6級）をおこないます。時の代表者・上田哲農氏は、同書巻頭へ次のように記されます。

【私たちは、現在、行為される岩登りの現実を熟慮した結果 ——「近代登山はスポーツ的要素を含む」—— という定説のもつ、あいまいな表現を拒否し、

それが人と人の競技ではないにしても、さらに一步、スポーツそれ自体の本質に近づきつつあるのが現状であり、また、これとは全く別の次元で登山という感覚から離れて、岩自体を楽しむ、スポーツそのものの岩登りが、別の人達によって誕生しつつある事実をも知っている。この二つの傾向の構成分子は、スポーツ以外のもの——古い装いであるところの情緒的要素を捨て去り、冷厳な岩そのものの上に、片方はアルピニズムをスポーツ的見地から解明しようとし、他は「新しき価値」として、その出発をスポーツから拮げたものである。RCCⅡは、前者に属する。】

（『日本の岩場 グレードとルート図集』、第2次RCC、山と溪谷社、1965年）

1967年、当時21歳だった私は「小さな批判 - RCCⅡへ - 」という一文を書きました。青年海外協力隊でラオスへ赴任する元クライミング・パートナー、H氏へ餞別の書『一ノ倉』に収録。

（『一ノ倉』田中文夫、1967年、A5版、謄写版刷、96頁、簡易製本）

（拙著『若き日の山々』2014年、私製版、A5版、162頁、再収録）

そこに……、

【果たして現代登山には、情緒的要素が不要なのだろうか？冷厳な岩そのものの上にあるアルピニズムとは、果たしてどのようなものであろうか？「スポーツ要素をふくむ」という定説のあいまいな表現を、果たして拒否する必要が現代登山にあるというのだろうか？

しかし僕は思う。彼ら（RCCⅡ）こそ、最も情熱的な人間ではないか】

……、と書いた。

さらに……；

【「近代登山はスポーツ的要素をふくむ」——それで良いではないか。そして、「ならば、それ以外にどんな要素がふくまれるのか。その間の関係は、それが僕らにとってどれほど必要なことなのか。どうして山は、僕らを呼び続けているのだろうか……」と、アルピニズムの行為を通して思索し続けたいのだろうか。捨てることなく、論証することこそ、現代登山家のなすべき道程ではなかろうか。そして山は、そんな僕らに関係なく、いつも、そこに、存在しているのだ。

僕は山に登り、哲学へと導かれた。美と芸術へと導かれた。宗教を考えさせられ、心理学も教えられた。そして今、生活の主要な一部となっている。

山登りは文明ではなく、文化の所産なのだ。そして文化は、文明によって支えられている。】

……、と。

登山とスポーツの関係は、古くて新しい問題であり、登山界では誰も真剣に考察してこなかった、古き問題。

そして前記のように **RCC II** の実績と思想が、日本登山界の主流となります。社会人山岳会が活躍し、大学山岳部は衰退していきます。1960年に日本山岳協会が発足しますが、アルピニズムとスポーツが一体となった「スポーツ・アルピニズム」は、現在も続いています。

フランスの名アルピニスト、ガストン・レビュファの名著、『岩と雪』、『星と嵐』等々では、アルピニズムに含まれるロマンを文芸作品として表現し、若かった私たちに憧憬を与えてくれました。しかし日本では、**RCC II** が切り捨てた「情緒的要素」をもって「登山」をさらに深く考究する思想は、今もって進展せず、スポーツに傾倒しています。

それから半世紀あまりを過ぎた今再び、「**21世紀登山ブーム**」となりました。1,000万人～500万人の登山者が、山々を賑わしています。高齢者から若年層に至るまで、「登山の多様化現象」は、「何でもあり」の混沌状況を呈しています。

混沌はエントロピーが高まった無秩序状態を言い表します。無秩序ゆえに自由度は高まりますが、実存的「個」が「個」の意識によって秩序を形成することは、とても至難な業。それゆえに大衆は、要約された情報（ジャーナル：Journal、オピニオン：Opinion）に頼って判断基準としますが、情報源となるメディア（media）の質と量により、個の意識は大きく作用されます。

大衆が好むとするメディアを大量に拡散（売れる）させると「ある傾向」に収斂され、そのことを利用した治世をポピュリズム (populism) といいます。ポピュリズムにおける情報（ジャーナル：Journal、オピニオン：Opinion）は、権力の裏面に隠れます。

ジャーナリズム (Journalism) の本質は、権力の自己増殖作用を監視、批判するものでしたが、ポピュリズムに一体化となった現代の情報は、政治権力ばかりでなく、経済市場（欲望のマーケット）までも広く影響を及ぼします。そのような社会の中で「多様化された個」の意識とは、パターン化された「群れ」の共通項として吸い上げられます。

「何でもあり」なのだから、少数の個性的アルピニストが、細々と存在し続けることは可能です。しかしアルピニズムが目指した「自己統合による個の確立」は誰にでも出来ることではありません。

「大衆登山者」は「山の日」を祭日（2016年8月11日施行）と定め、経済・産業社会の中に組み込まれていきます。2016年から施行された「山の日」には、「登山の原点」を考える「登山文化の日」になってほしいものです。

前記 **RCC II** 代表・上田哲農氏による巻頭言の記述、

【全く別の次元で登山という感覚から離れて、岩自体を楽しむ、スポーツそのも

の岩登りが、別の人達によって誕生しつつある事実】とした「スポーツ・クライミング」は国体種目となり、2021年東京オリンピックで競技種目となりました。しかしスポーツ・クライミングをおこなう人口は約50万人と推計され、1,000万人登山者のたった5%でしかありません。

他方、RCCⅡが目指したスーパー・アルピニズムは成長の限界を通り過ぎ、衰退の一途をたどります。加えて現在の21世紀登山は、スーパー・アルピニズムの対極となるツーリズム登山やファッション登山がその中身。

近年は大学生の卒業論文や大学教授の論文テーマとして、「登山動機の心理研究や行動パターンの調査等」が学問対象として登場しています。しかし懸念されることは、アンケート調査する場所、グループ、手法において、すでに多大なバイアスが係っていること。このバイアス調整は難問です。

### (3) アルピニズムの衰退

RCCⅡが、近代登山はスポーツの本質に近づくとしたはずのアルピニズムは衰退し、別次元なものと切り分けたスポーツ・クライミングがオリンピック種目となった半世紀後において、「アルピニズムの衰退の原因」は一体何であったのでしょうか。その答えに、かねてからの持論を述べれば、以下となります。

#### 第1

RCCⅡが中核となって展開させた“アルピニズム＝スポーツ＝登山”という関連付けにおいて、アルピニズムが目指す社会評価を受ける山は、有限世界だったから。その先には衰退がある当然な論理を欠如させていたのです。山頂やバリエーション・ルートは有限なものですから、形而下における地球環境には「限界がある」ことの、当然な認識欠如でした。

一方で、アルピニズムを個人の内面的な進歩・向上思想に取り込んでいけば、世代代謝を含めた方法論として存続することはできた。私自身、すでにこの考えで登山に取り組んできましたが、この思想は登山だけに当てはまる問題でなく、「人間の生きざま」、つまり「人生哲学」と理解していたので、「登山が好きな人々」だけにでも引き継げたらイイナ・・・と今も思います。

#### 第2

登山をスポーツの下位概念に押し込めてしまった結果によります。登山の動機は多様であり、勿論その中にスポーツ要素も含むわけですが、そのスポーツ要素の「記録性（進化）」だけを目指し、情緒要素を意識的に切り捨てたことが原



因となります。アルピニズムが含む、実存の両刃の剣（生/死）の緊張を、死を排除したスポーツ（記録）として語る論理矛盾の結果である。

一方では、身体クライミングを純粹に追及する「スポーツ・クライミング」を別次元として切り捨てましたが、「アルピニズムの記録性」と「スポーツ・クライミングの記録性」は、どこが異なっていたのでしょうか。

前者は文明論的な実存の対自欲求として、山岳自然の中で自己の展開（登山）を通して自己統合を図る、人類史的结果の記録となるはず。後者は、文化的欲望の下、社会や群れの中で即自欲求となる他者との相関（運動：競技、競争）における序列化の優位性を獲得したいと欲する、対他欲求の記録であるはず。その違いの要件が何かを考えると、「アルピニズム」は死の間に接近しつつも生還することが要件であり、「スポーツ・クライミング」は死の要件を排除、規制するルール、施設の下で人と人が競技、競争をすることの違いにあります。

スポーツ・クライミングは自ら展開を果たし、**2021年東京オリンピック**の競技種目となりました。

一方でアルピニズムは探検、冒険、開拓場所を失い、パイオニアワークを發揮することができません。そのことは**1953年**にエベレストが登頂された以降を指して、本多勝一氏が「山は死んだ」とすでに述べました。**RCC II**の展開はその後の登山ですから、彼らの主張には当然「賞味期限」が内蔵されていたことに気が付かなかったからでしょう。

### 第3

戦後日本は先進国の仲間入りを果たして文明度が上がりました。物質的豊かさの中で、非日常的な山岳環境を開発し、日常生活環境を山岳に持ち込んだことにあります。

アルピニズム登山の非日常的体験は、日常生活途上の災害や危機対応へと応用できるのですが、近年は逆に、日常生活そのものを山岳へと持込み、それに呼応する経済・産業界が追従した結果、山岳の非日常性は日常生活の「周縁」として組み込まれてしまったのです。その結果、**2011年3月11日**の東日本大震災のような自然災害においては、個々の自主対応能力が劣化しました。

代わりに行政機関を柱とした日常社会システムの中に、災害時の非日常対策を組み込むこととなります。文明社会の日常性の中に、非日常的災害対策等を組み込むことは、大いなる難題です。文明の人工的手段で予防措置を講じれば講ずるほど、環境破壊と社会コストを肥大化させます。

自然を利用して棲み分けるのではなく、自然を破壊して人工都市を造って利便さを享受する、文明の進化過程そのものの負債です。

文明進化の流れに抗すること、それが文化の文化たる役割ではありますが、日常の便利さにかまけ、現代人は文化の劣化に気づきません。

そもそも登山とは、「自然の摂理に抗して」 高きへ登る弁証法的自己統合。その過程が「文化の文化たる由縁」であったはずです。「自然の摂理に抗する」こと（登山）により、自らの欲望の浅はかさに気づくことは、人間が獲得した発達知能の果たせる「文化」という知恵による、文明進化に対抗する抑制能力となる。便利さにかまけて文明進化を偏重する現代社会の未来は、人類絶滅モードに陥っているのではないか・・・と理解することもできます。

登山におけるアルピニズムの衰退は、人類劣化の一つの証明でもあります。

今から 17 年前、2005 年を反映する 2006 年『レジャー白書』において、【レジャーの中で日常よりも非日常を楽しみたいとする人は、全体の 38.3%に留まる (P.94)】という記述があります。17 年前すでに、およそ 6 割の多数派は、日常の延長で余暇を楽しむ結果が示されていました。さらに同白書の第 2 節では、【団塊世代と「これからの 10 年」の余暇】で、以下の特徴を挙げています。

- ① 自宅よりも外で 60～70%
- ② 価格よりも感動重視 60%超、特に女性
- ③ 男性はのんびり志向 50%程度、女性の 60%以上は行動志向
- ④ 男性は仲間志向 50%程度、女性の 60%以上は仲間志向
- ⑤ 日常派は 60%以上、非日常派は 40%未満
- ⑥ 気軽な余暇志向は男性 79%、女性 65%
- ⑦ 新しい楽しみチャレンジは 33%

団塊の世代が定年退職を迎えた 2015 年、数字はともかく、傾向は全てその通りの結果を示しています。子育てと組織・管理社会の中で働きずくめから開放され、以後の人生に自己実現を図ると見るのは一般的です。しかし別な考えを述べれば、「生き方の違い（生き様）」を指摘することができます。

アルピニズム的人生とは、子育て、仕事、趣味、これら全てを自己の人生と覚悟して過ごす中で、「悔いを残さぬ時の過ごし方」に全力を尽くすこと。子育て、仕事、趣味、を分けて事に当たるのではなく、全てを一緒くたに統括した中で、それぞれの課題に向き合って挑むことの継続、それを人生と受け止める、という生き方です。アルピニズムという思想はなにも登山だけにあるのではなく、何事においても「より進歩、向上」をめざす様態は、人類進化の方向性として必然な「文明的性向」そのものです。

還暦、定年退職・・・と、確かに区切りや転換点ではありますが、そこで大きく変節するのではなく、人生は一本の竹のごとく連続の中で、それぞれの節目を通過点とみる考え方です。一本の竹は、真っ直ぐ天に向かって伸びるか、節目で大きく曲がるか、環境と人の相乗作用の効果です。志は一本の竹のごとく、節目で大きく曲がることなく、真っ直ぐ天に向かって伸ばし続けられたら幸せです。

アルピニズムにおける反骨（抵抗）への志<sup>こころざし</sup>は、なにも登山の中だけにあるとは限りません。一人ひとりの人生を貫く志は、文明が進化した現代社会にあっても、人として生きる意味を悟る文化の華を咲かせます。そのことを忘れ去らなければ、アルピニズム的生き方の中に、人類の希望が見出されるはずです。

反骨（抵抗）の手法、三段論法こそが・・・弁証法なのです。

アルピニズムの衰退とは、そのように生きる必要がなくなった人々が増えたという、文明と文化の位相変化にともなう必然ともいえます。

レジャー白書の統計からは、そのような傾向を読み解くことができます。

#### （４） アルピニズムへの希望

時の社会風潮、「高度経済成長社会」という視点に重畳して展開させてきた「**20世紀アルピニズム**」は、有限な地球環境の中で「**人類初や世界初**」という地球環境規模概念での臨界を迎え、以後は衰退に陥りました。

「**21世紀アルピニズムの希望**」を考えるならば、生命のように「**代謝の視点**」から考えることになります。人類が続くかぎりにおいて、生命の「**代謝**」は繰り返されます。1サイクルの生命個体体験は「**一世代**」となり、世代交代により次々と繰り返すことができます。

「**21世紀アルピニズムの概念**」は、個体体験という1サイクルの視点から、新たに展開することができます。その時節とは、1953年5月29日にエベレストが登られた以降なのですが、登山界での論議は深まらず、今もってこのことに気づいていません。

「**個体体験**」は主観的とされ、客観的概念を基盤とする科学的論考からは排斥されます。つまり繰り返し、だれがおこなっても、同じ結果を得られる事象を証明、説明、論理化させるのが「**科学的手法**」であり、再現できない**1回限りの個体体験**であるならば、証明不能として科学の対象から除外されます。

個体体験とするアルピニズムの成果は自己統合が可能であっても、他者関連での比較、競争は無意味となります。他者との比較競争にさらされるのではなく、多様な個性として「それぞれの人生」に向かって伸びる一本の竹のような存在であるからです。

つまり、個が多様であるならば、それぞれの人生も多様な存在であり、竹林のごとく並び立つことができます。その1本1本の竹自身は、比較、競争する対象と見ていません。このような人間的特徴をボーボワール流に表現すれば、「**女性度**」といえます。

しかしながら人間は、有形で目に見える存在になると相対的力学、つまり相対的な力関係を意識し、権力、支配、序列化（競争）等を重んじます。この人間的

特徴をボーボワール流に表現すれば、「男性度」といえます。

人間ばかりでなく、宇宙におけるあらゆる物質（質量）が相対すると、その間に何らかの力学が作用します。アインシュタインは一般相対性理論と特殊相対性理論により、その関係性を説明しました。

しかし無形で目に見えない非物質とする人間の「心」のように、信号が寄せ集まって構成・機能するその効果は「虚な世界」として、相対性理論では説明できません。心は必ずしも合理的動作の出力ばかりでなく、「抵抗や同調」、「愛や憎悪」とする非合理的選択や判断を出力する場合もあるからです。

「心」が行動に作用をする人間行動は、宇宙の合理性ばかりでない対極行動を含めた「対称性」により、安定・安寧に向かったバランスを図ります。

この「動的平衡」（『動的平衡』福岡伸一、木楽舎、2009）を図る難しさにあって、人々は個体として生存する人生に安堵することができません。多様な世界で自立し、一人でいること不安定さよりも、同類なパターンの人々と群れているほうが安寧を覚える「生物個体的弱者」です。しかし同類パターンの群れには対極となるべく「対称性」構造に欠け、その存在は「平板的」平面構成となって求心力に欠ける「烏合の衆」となりやすい。

動物が「対（雄雌）」で生きることは、「性の対称性」によりかろうじて個体代謝を継続するからです。また人間の発達した知能は実存的個体体験に踏み込み、個体の「生と死の対称性体験」により、自身が生きる意味、生きている意味、生かされている意味を知ることができます。

それらを知ることにより、他者への、「愛や抵抗」の関係性にも「気づく」ことができ、実存ばかりでない他者性、社会性が育まれます。

アルピニズム登山とは、自然の摂理に抵抗して高みへと登る行為となります。動物の一種である人間は、自然の摂理に含まれる一方で、それに抗する知能を持ち、従順と抵抗の対称性の下で、動的平衡を保つことができる心・技・体の統合存在。

経済合理性からみると無為な純粹登山行為は、心・技・体統合の動的平衡手段としてバランス調整機能を果たし、実存哲学におけるそれぞれの「解答」を示唆してくれます。登山をスポーツと割り切ることはあまりにも断片的となり、深い人生哲学を学ぶ契機を失ってしまいます。

各種スポーツ競技者も、その先には「道」があります。剣道、柔道、野球道、〇〇道、……。そのことは競技、競争と別次元の世界観を生み出しています。「道」とは、心・技・体の統合を目指す動的平衡過程の軌跡であり、その先を展望し、生の哲学を創発する愛の軌跡を導くものとなるはずで、登山をスポーツ種目で終わらせず（かもめのジョナサン）、その道の先を照らす希望への眼差しにより、自然事象の必然性と偶然性に気づき、抗する体験を経ることによって自

らの限界にも気づき、宇宙の真理を受容する、小さな哲学者となることもできます（**星の王子さま**）。

そのような登山作為が、「**21世紀アルピニズム**」（真の登山）とした、半世紀前から私の提言でした。

しかしアルピニズムは誰にでも適用できることでなく、大衆にとっては苦手な手法です。人々の性格は多様ですが、大きく二分法的性格分類をおこなうと、「**山型**」と「**海型**」に分かれます。その特徴は、**山型**=内向的・自省的性格、**海型**=開放的・外交的性格、と大雑把な表現です。この二つの気質は持って生まれた性格として、遺伝的必然とゆらぎの偶然によって生じる差異でもあると理解できます。

どちらが良い、悪い、といった相対論ではなく、双方が補い合えばより完全に近づく「相補的統合」（動的平衡）が可能なのです。お互いの感性が分かり合えないにしても、その存在意味、存在理由、存在場所は許容できるはず。相反する二つを「**対称性**」と呼べば、宇宙の物質存在の基本原理「**CP対称性**」に類似（フラクタル）した「**家族**」の存在を理解できます。

人類は文明作用（人工化）によって自然の対称性を破り、エネルギーを加えて人工物を造りあげます。そして文化も相補的対称性を破って競い、戦い、勝者の価値へと収斂します。

しかし生と死を媒介する個体体験としての「21世紀アルピニズム」は、自らの心の内の戦いですから、他者を収奪することがない平和裡な自己との戦いとなります。その途上、敗れたところには自らの「死」を許容する、危険な思想ともいえます。それゆえに、誰にでも薦めることはできませんが、適格性をもった登山者（山型）には、最高な人生舞台となり得ます。

21世紀の多様化社会の中で、未だ有効に機能し得る登山の役割であると考えられるのです。

登山はスポーツに属するのではなく、登山の中にスポーツ要素が含まれるのです。

登山と山岳スポーツは別々な「**群**」に分離し、登山の本質に文化的意義の理解が見出せるよう、登山者の位置づけを再認識することが大切。

登山のスポーツ要素（実相）と文化要素（虚相）は複素的関係を構成し、お互いが位相を違えて補完し合えば、「**21世紀アルピニズム**」の個体体験に「**希望**」は見出せることでしょう。



### [登山における弁証法]

<b>進化 = 正 ⇒ 反 ⇒ 合 への変遷</b> (中村先生の分類から)			
状 態	正	反	合
1953年5月	エベレスト初登頂(イギリス)		
20世紀後半	ヒマラヤ初登頂(8000m峰)	岩登り、人工登攀、ボルダリング(アルパインクライミング&フリークライミング)	
から	未踏の高さへ:初登頂	未踏のルート:初登攀	正・反こだわりのない
現代へ	極地法登山	速攻登攀、競技登攀	
	心技体の練磨	個人の能力・趣好	学業優先
	世界・国家目標達成の時代 単一目標(世界初)	個人目標達成の時代 多様化(自己充填・満足)	新しい世代
東京大学山の会の例	バルトロ、キンヤン、アラスカ、 チューレン	シヴリン、K7、ヨセミテ	ヒマラヤからボルダリングまで
	正・反の交流・支援 ⇒		新世代の育成
<b>進化 = 正 ⇒ 反 ⇒ 合と新 の理解</b> (田中の分類)			
呼 称	正 ⇒ 文明	反 ⇒ 文化	合と新 ⇒ 複素な世界
次 元	1次元 : 直線的	2~3次元 : 空間的	多次元 : 多次元、多局面
意 識	無意識のままに ⇒ 自然のままに一方的に進化 (科学、技術、生命、記録)	意識的に ⇒ 自然に意識的に逆らう (思想、文芸、スポーツ、遊戯)	意識と無意識の複合 身心 = 体と心 [知性(意識) + 感性(無意識)]
進化の方向	一方向な宇宙時間の中で技術 的適応が進化を図る(直線性) ~物質の性質	一方向な宇宙時間の中で同質 性が繰り返し現れる(周期性) ~波の性質	多次元世界(少なくとも4次元) を理解し、過去と未来を統合す る今(脳と身体)
評価・比較	絶対評価・比較 1局面での強者/弱者	相対評価・比較 多局面での強者/弱者	評価・比較は無意味 異なる次元・局面・世界相互の 比較は無意味
	絶対的単一要素	多様性の中で要素の条件設定	多層構造化(なんでも有り)
人間の条件	生命 : 自然の中	生命 : 自然の中	生命 : 自然 ⇒ 人為的
	自然な欲求(本能)	意識的欲望(心=理性+感性)	局所化と統合(心身と世界)
	必要条件(生存に不可欠)	十分条件(生存の付加価値)	適正条件(生存の最適化)
	探検・冒険・発明発見	開拓・開発・創造・模索	局所(部分)化と統合(全体)
	人類史観	個人史観	宇宙史観
	鳥の目(自然)	虫の目(心)	宇宙の心眼(目と心)
数式表現	実数 = a	虚数 = b i	複素数 = a + b i

## **CP対称性** ( C = charge conjugation P = parity transformation )

素粒子物理学では、左右だけでなく、上下や前後を反転させても物理法則は変わらないことになっていて、そのように空間を反転させることをパリティ変換(P)といいます。そして、左右や上下を入れ替えても物理法則に変化がないことをパリティ対称性とよぶのです。

このパリティ対称性がCP対称性のPの部分です。では、Cは何を意味するかといえば、粒子と反粒子の入れ替えのことで、電荷共役変換といいます。この変換によって粒子を反転すると、その粒子に対応する反粒子になります。つまり、C対称性が保たれていれば、粒子から反粒子に変換することができるのです。

(村山斉『宇宙になぜ我々が存在するのか』講談社、2013年、P.48)

※ 1964年にK中間子でCP対称性が破られてしまう現象が見つかった。

## **CP対称性の破れ**

「小林—益川理論」 ← ノーベル賞受賞

この理論では、クォークが3世代6種類あれば、CP対称性の破れが説明できるというのです。…(省略)…

この宇宙がはじまった直後に、粒子が生み出されると同時に同じ量の反粒子も誕生しました。粒子と反粒子はペアで生まれて、ペアで消滅するので、完全の対称性が保たれているならば、すべての粒子は反粒子とともに消滅して、この宇宙には何もなくなってしまったはず。ところが、いつの間にか反粒子はこの宇宙から姿を消して、粒子だけが残っています。この粒子だけが残っている理由にCP対称性の破れが関係していると考えられているのです。小林—益川理論は、単にクォークの数を予言しただけではなく、この宇宙に物質が残った理由を理解するためにも大切な理論なのです。(同上、P.51-52)

## 4. アルピニズムの変貌

### (1) 世界の背景から

『歴史の巨大な曲がり角』というタイトルで、朝日新聞は社会学者＝見田宗介：東京大学名誉教授（1937～2022）へのインタビュー記事を掲載しました。

「深刻な環境問題を抱えつつも、経済成長を求め続ける」—— ことに、「ならば成長をやめればよい」—— と明快な答え。  
(朝日新聞 2015.5.19 朝刊)

見田宗介氏は真木悠介のペンネームで 1971 年に『人間開放の理論のために』（筑摩書房）を出版。その理論を応用して拙論「登山学」の中で「登山者資質の構造」をまとめました。その成果を見田氏へ郵送したところ、【山登りは人間的な実践の原型のようなどころがあると思うのですが、そのような行動の中で、原理的な問題を考えておられる方に、小著がふれることができたということは、じつに愉快です。】と、返信葉書（保存）をいただきました。（1973 年 7 月）

成長の限界を見据えた世界の動きは 1968 年 4 月、世界各分野の学識経験者 100 名がローマに集い、会合を持ちました。その会合は 1970 年 3 月、「ローマクラブ」として正式に発足し、世界問題についてのグローバルな研究をおこないます。1972 年、マサチューセッツ工科大学 (MIT) のデニス・メドウズを中心とした若手グループにより、第 1 レポート『成長の限界』がまとめられます。さらに 1974 年 10 月、西ベルリンで開かれた総会に、M・メサロビッチ / E・ペステルによる『転機に立つ人間社会』が報告され、第 2 レポートとされます。

『転機に立つ人間社会 (Mankind at the Turning Point)』は、大来佐武郎、茅陽一氏の監訳による日本語版が 1975 年 2 月、ダイヤモンド社から出版されます。

当時私は、経済成長全盛の日本社会の中で、成長至上主義に疑問を持っていました。成長一色の一本道ではなく、一人一人の個性を活かす多種多様な在り方こそが、来るべき社会ではないか・・・と。この本を読み、「成長の限界」という視点をさらに強く意識づけられます。そして「成長の思想」は、「アルピニズム」の「より高く、より困難な登山」という思想と、ベクトル方向が一致。

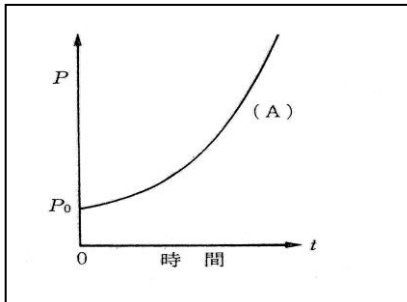
成長の特徴として、次頁の 4 パターンのグラフが提示されています。

経済成長率至上主義は (A) の幾何級数的成長となり、やがては自然資源を食

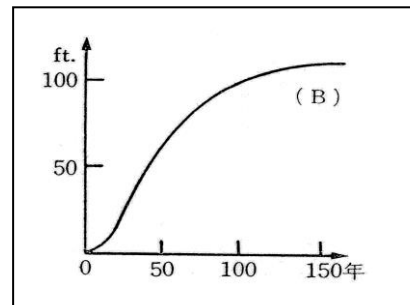
い尽し、人類相互も食い合って、最後に残った強者もまた、自然の中へと食い尽くされ滅亡することが推測できます。

(C) のロジスティックな成長は、最初は急激に成長しますが、成長につれてスローダウンし、やがて成長が止まり飽和に達します。

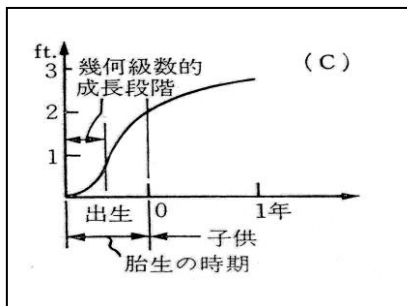
(A) 幾何級数形成長曲線



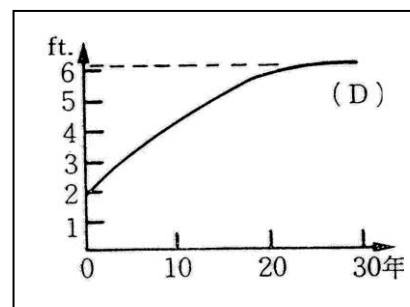
(B) 樫の木形成長曲線



(C) ロジスティックな成長



(D) 人間の成長曲線



朝日新聞記事の見田宗介氏は「(C) ロジスティックな成長曲線」を採り上げています。生物を生存に適した環境に放つと、ある時点から爆発的に増殖しますが、環境の飽和(限界)に近づくとスローダウンして安定した平衡状態に達する、という考え方です。このとき生物は環境に適応できたわけですが、「平衡状態」を持続することは至難であり、知性なき生物は、環境を食い尽くして衰退、絶滅していきます。

物理学の法則から考えると、飽和状態を持続し続けることは不可能であろうことが理解されます。宇宙の熱エネルギーを支配する二つの法則には、「**第1法則**=エネルギー保存の法則」、「**第2法則**=エントロピー増大の法則」、があります。物質は形象を変える中でエネルギーを要し、仕事量となって消費されます。消費された仕事量は再びエネルギーとして活用できず、「消費が増大」していきます。仕事量での消費は、形象を変えた物質のエネルギー・ポテンシャルを減少させ、エネルギー活力を減少させていきます。そのようにして物質は、仕事量としての消費を増大させながら形象を変え、活性エネルギーを失って平衡状態へと変貌します。活性エネルギーを失った消費仕事量のことを「エントロピー」といい、「閉じられた系の中において、エントロピーは増大する」というのが、「第

2 法則＝エントロピー増大の法則」です。

人類が活動を続けてゆく中でエネルギー消費を累積すると、地球という閉じた系の中にあるエントロピーは増大を続け、最後は平衡状態となって活動エネルギーを失うことを意味します。そのことはまた、生命（人類）の滅亡を示すわけですから、滅亡の手前で止める「成長の限界」という考え方は必然的に出されてきます。

「成長の限界」をどのように理解するのか・・・、

つまり、「生命とは何か・・・、生命現象とは何か・・・」、

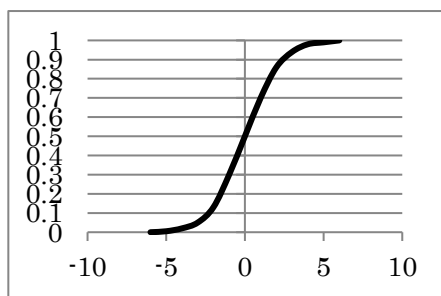
の問いに、分子生物学者＝福岡伸一氏は『動的平衡』という概念で説明します。

【生体を構成している分子は、すべて高速で分解され、食物として摂取した分子と置き換えられます。身体のあらゆる組織や細胞の中身は常に作り換えられ、更新され続ける。分子が流れる環境の中で、分子の一時的な淀み（滞留）が身体を作り出し、死してふたたび環境へと戻されてゆく。分子がかろうじて一定の状態を保ち、身体として平衡を保っている状態を、「生きている」といい、この特異な状態を「動的な平衡」と名付けたのが、ドイツ生まれの生物学者、ルドルフ・シェーンハイマー】（『動的平衡』福岡伸一、木楽社、2009）  
といます。

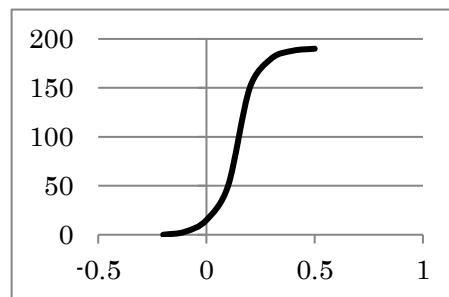
「生命とは = 動的な平衡状態にあるシステムである」とし、「生命現象とは、生命の構造ではなく、効果である」と福岡氏。

さらに福岡氏は、生命現象を含む自然界の仕組みの多くは「シグモイド・カーブ」という非線形性をとる、とされます。

【シグモイド曲線の例】



【ロジスティック曲線の例】



見田氏のロジスティック・カーブと福岡氏のシグモイド・カーブとは類似な特性を示します。右側に傾いたS字カーブで、定常値へと収斂します。

この制御を電気回路上でおこなうのが自動制御であり、帰還（フィードバック）回路によって出力を定常状態へ収斂させるよう、増幅作用（入力信号）の調整をおこなうわけですが。定常状態へ収斂する定数を環境要素に置き換えると、それぞれの要素がもつ「環境容量＝環境定数」へと置き換えられます。

「定常状態」を見定める視点には、第一に、科学による観測・実験・定量的定



性的規則性の確認は勿論のことです。第二に、定常状態を「山頂」に例えるならば、山頂を見上げ、山頂へ登り、山頂に立った人間目線からの俯瞰です。

山頂に立ち自然を「征服（勝者）」したと見るか、自然の大きさ・美しさの畏敬とともに、人間活動のたわいなさに気づいて「無限の境地（空）」となるか、さらに深く考えずに「自然とともにある（同調・共鳴・共振）」か。前者は欧米中東型（アリア系）、中間は東洋型（シュメール系）、後者は中南米・ラテン型、と大雑把な民族気質分類に例えてみました。

私は新たに、山頂から俯瞰する「複素的視点」を提言するのですが、P-209「環境の複素的な世界認識構造」に三次元ベクトル表現を試みています。

近代に始まる民主主義社会と経済成長路線の資本主義体制にあつては、魅力ある商品作りとともに生産量を増大し、コマーシャルによって消費欲望を煽ります。消費が増大するに比例して税収も増大しますから、増大した税の再配分を上乗せすれば所得が上がり、さらなる消費の欲望を満たそうとするウイン＝ウイン（Win = Win）関係となる成長政策がとられます。そこで問題なのは、「有限な環境容量の中で、無限な win=win 関係は持続しない」、という自明なパドックス認識です。

2016年、自由民主党、安倍政権は「アベノミクス」をかかげて日本経済を煽り、国民所得を増やし、消費拡大にともなう消費税率アップをねらい、まさにこの Win = Win 手法を実行しました。生活者の消費欲望を煽り、それに応える産業を拡大成長させます。しかしこの手法が適用できる範囲は、「無限な資源、エネルギー調達が可能」な外界に向かって開放された系の中で成り立ちます。しかし閉ざされた系とする地球資源には、「限界」が存在します。閉ざされた系として有限を認識する地球資源にあつては、だれもこの「限界を超える」ことはできません。（安倍晋三・元総理は 2022.7.8 選挙演説中銃撃により死亡）

一方で「虚な世界＝心」を思い浮かべてみると、人間の「欲望」はブラックホールによく似ています。思い描く欲望のイメージーションは、限界を知りません。その欲望に限りある限界を知らせるのが、「理性・知性」の役目。

人類が生存を持続する基礎的な「欲求」をベースに、より良く、楽しく、美しく、快適を求める「欲望」は、車のアクセルのようなもので、欲望を深めれば意欲は加速されます。他方、車のブレーキ役は「理性」が果たします。社会状況を見渡し、加速しすぎていけば抑制の信号を送り、減速しすぎて渋滞していれば加速の信号を送り、適正速度で走行維持を図る役割が「理性・知性」。

生活者の消費欲望を煽るアクセルを踏み続ければ、生活者が乗った車は地球の淵を転げ落ちていきます。だれでも分かるこの単純な仕組みを知りながら、だれもブレーキをかけられない「欲望」の魅力は、「一種の麻薬」とも言えそう。

アルピニズムの段階的向上心は、欲望の享樂を満たす妥当な手順となりますが、その行き着く先は「死の世界」。「死の環境に立ち入り、体験の中から死の恐怖を克服する・・・(生還)」、誰にでも勧めることはできません。自ら選んだ人のみが適任なのですが、「他者や信仰にすがりつくことのない、自由な意思で、自立、挑戦、探求する」現代社会の最良な「道」。

世界は今になってようやく、地球環境に限りあることの認識が実感されています。ローマクラブの指摘から、はや半世紀を過ぎますが、人類史の時間軸で見れば、たった今の出来事です。「欲望 ⇒ 成長 ⇒ より高く、より困難な科学的合理性追求の到達点 = 最高の価値」とする近代精神の高み(プラトーン)を維持しつつも、その結果がもたらす環境破壊と人格破壊を手前で抑制するためには、進化的向から開放された自由で豊かな感受性が培った知性をもって、最適運転へと定常化させるフィードバック回路を作動させなければなりません。

ポジティブ・フィードバック(正の帰還)をかけると、成長はより促進されてしまいます。ネガティブ・フィードバック(負の帰還)をかけると、成長は減速されます。つまり、フィードバック(制御)する要因は環境限界を見据え、無限な欲望を抑える豊かな感受性のイマジネーション(価値観)が必要です。人間が科学によってロボットミエ化される前に、地球の豊かな自然とともに生きる感受性の喜びを知性に加え、人工知能と対峙していきたいもの。

「登山」とはまさに、そんな感受性を育む始原的な行為であることを、改めて強調するところです。「たかが山登り」のスポーツに収斂させるのではなく、「されど山登り」の感受性を育み、その素晴らしさを次なる世代へと繋ぎとめたいものです。

見田氏が指摘された【日本の社会は、世代が消滅しつつある】ことへの対処として、コンピュータ上のバーチャルな世界ではなく、山岳の自然にまみれる登山体験を通した自然感受性こそが「新たな人間的感性と知性」を生み出し、次の世代へ引き継がれる「人間自己鍛錬の場」となることを期待します。

アルピニズムの絶望から希望へは、マクロな人類の視点からは終焉となり、ミクロな個の視点からは山岳自然との感受性にまみれ、培われた知性をもって人類の視野へとふたたび帰納・演繹させる希望、だといえます。

個の視点から山岳自然を通して自らを見返すことは、「哲学的思索」となります。また、自らを無に帰して自然に帰依すれば「信仰」や「思想」となります。しかし私は個と個が共鳴、共感、協調する宇宙での基本的な在りようである対称性への「同期・同調、マッチング」こそが、人間の自然な在り様と考えます。

(『同期する世界』蔵本由紀、集英社、2014)

人間の関係性で述べれば【人と人の心を結ぶ無償な愛と真・善・美】とする無

形な価値(虚な部分)において、非対称的存在を対称的關係へと動的平衡(統合)を図りつつ安定化させる、自然な人間固有インピーダンス(特性)の同期・同調に期待するのです。

つまり、「アルピニズムの変貌」は答えの出ない個々の心の変遷の中 DNA のように組み込まれ、億人億様、様々な関わり方によって表現することができますが、「生きる」そのことへの情動が、個人的アルパイン登山表現となって表出されることです。その登山行為が人間の必然と理解されるならば、21世紀アルピニズム登山には、まだ希望が残されます。

「リスクとクライシス」を乗り越える過程で、成長の実感と成長の限界(主観的限界と客観的限界)を知ることができ、幸福の実感を真に味わうことができることを知ってほしいものです。

成長の限界は二種類に分けられます。

第一は「主観的限界」で、自らの自覚によって「もうだめだー！」と諦める限界点。

第二は「客観的限界」で、自然の摂理に基づいて決められ、科学的検証により確認される限界点。

体験的感觉でいえば、「主観的限界は客観的限界のおよそ 1/3 をもって自覚される」、と感じます。例えば困難な中で「もう死にそうだー！」と思っても、まだ死んでいません。生物機能が停止し、分子交換(代謝)できなくなる生命体の死に至るまでには、まだ 2/3 程度の余裕があるのではないか。健康自覚限界を 1/3 程度とすれば、それから疾病や精神活動の低下を招き、全ての代謝機能が停止に至るまでには、まだ 2/3 のゆとりがある。そうでないと、人は簡単に死んでしまうからです。

システムチックに述べれば、疾病や活動意欲低下は死の前段階での警報信号(アラーム)であり、機械であれば部品交換すべき部位を知らせてくれます。人体の場合は、他者から部位調達すると生命倫理問題が、また調達できたとしても相互の生体適合性が適っているか、検証を要します。一方で i p s 細胞技術等の再生医療においては、どこまで、何のために、生命維持を図れば良いのか、再生医療技術の生命倫理問題等、簡単ではありません。

他方機械においては、壊れたパーツを交換するか、不都合なパッケージを交換するか、全部を新品に取り替えてしまうか、倫理不問なテクニカルな問題と、コスト・バランス(費用対効果)により、選択枝判断(設計)がおこなわれる。

「限界克服の再帰性」においては、「リスク・マネジメント」と「クライシス・マネジメント」の考え方があり、様々な意思決定の判断基準(リーダーシップ)を設定することとなります。その応用として、山岳遭難対応や、原子力発電所メ

ルトダウン等々への対処があります。

人類視点からのアルピニズムは終焉ですが、個体視点からのアルピニズムは世代とともに生まれ変わり、その様態を変遷しながら文化的生活の中で継承できます。そしてなによりも、「今を生きる！」、その時々精一杯に生きている“**生命の輝き**”が反映できるはず。**21世紀文化**がそれを失ってしまうならば、誠に残念でなりません。

## (2) 登山の弁証法的再認識

人類進化の方向性は、無意識な欲求から生じる進歩・向上指向であり、アルピニズムの方向性とマッチングするものでした。第二次 RCC は情緒を捨て去り、身体のエネルギーと技術を用い、より明確で客観的記録を求め、初登頂・初登攀を実践しました。山岳世界が無限であるならば持続できますが、有限な地球山岳自然にあっては、「**閉じた系 (世界)**」であることを否定できません。

アルピニズムの進歩・向上をめざす悟性的側面を「**正**」と定立すれば、以下の「**文脈 ①=無意識な欲求**」で述べる「**正の登山**」となります。

次に正の定立を否定する文化の側面を「**反**」と定立すると、「**文脈 ②=意識の欲望**」が取り上げられ、「**反の登山**」が多様に展開されます。

さらに対立する正・反両者を肯定的知性により統合すると、「**文脈 ③=複素な多次元世界**」にたどり着き、「**合と新の登山**」では何でも有りとなり、全く自由な反面、無秩序な混沌ともいえます。何でも有りとなる多様な登山展開を、新旧世代はどのように理解し合えるか、難しい課題が横たわります。

そこで次の三つの文脈から、順次考えてみることにしましょう。

### 文脈 ①=無意識な欲求

(**正の登山** = 文明進化の方向性 = 絶対的単一要素 ⇒ 成長)

「自己あるいは人類初として記録を求める欲求」は、文明進化と方向性を同じくする生存の必要条件に属します。この欲求は自然人として持って生まれた、未知なるものを知りたいという知的欲求本能であり、自己または人類とする単一視野に立った「**即自欲求**」でもあります。この即自欲求は、自己及び人類の限界へと迫り、限界を知り、その限界領域を次々と拡大更新する、文明の位相に同期するものとなります。いわゆる「**正の登山**」の立場です。

近代登山の展開として、最初の段階では初登頂の時代といえますが、もはや**21世紀登山**にあってその考えは、終焉を迎えています。しかしながら、自己の立場は残されたおり、自己進歩の即自欲求はいかなる世代にあってても人類の普遍的欲求と考えることができます。

## 文脈 ②=意識の欲望

(反の登山=文化享受の方向性=多様な中の条件設定⇒競争)

「記録によって他者に優越する欲望」は、文化として価値の多様な表現様式であり、生存にとっての十分条件に属します。他者と共生する社会の中で、他者との比較(競争)によって他者よりも優越したいと願う欲望(意識)を満たす感性(心)をとまなう。この「対自欲求」は「欲望」という言葉に置き換えたほうが、その意味を適切に反映します。「反の登山」の立場です。

この「欲望」が抑圧される社会にあっては、教条主義的フラットな文化となり、「欲望」を自由に発揮できる社会にあっては、多様な文化が花を開かせますがその末路に混沌が見えます。

現代日本は、後者の自由な領域にあると云えます。さらにつけ加えると、「人が感じる美とは、他者よりもほんの少し優れていることの中にある」といわれます。大きくかけ離れてしまうと周囲から孤立し、優越感よりも不安を駆り立てるからです。

近代登山の展開としては第2段階で、バリエーション・ルートの時代といえます。現代において、文明視野からは限界に達しましたが、個体視野にとってはいつの世代にあって「**個体の初体験**」は残された、文化要因といえます。

## 文脈 ③=複素な多次元世界

(合と新の登山 = 幸福の方向性 = なんでも有り ⇒ 居場所)

文脈①と文脈②の、文明要素と文化要素は「**実な世界**」として二次元平面(東西南北=実社会)に現れます。さらに他者から見えず伝えにくい「**知的本能**(理性)や**感性**(心)」という「**虚な世界**(抽象な意識の世界)」は隠蔽されています。

「**正・反**」の目に見える実利的社会(二次元平面構造)と、目に見えない「**虚な世界**(意識の世界)」を加えた「**合と新**」の現代社会認識は、デジタル電子機器とそれを動かすプログラミングによって、**4次元立体構造**(東西南北~空・時)な**物質**(リアル)と**意識**(バーチャル)が混じり合った「**現実 + 仮想 = 複素世界**」という複雑な世界を生きることになりました。

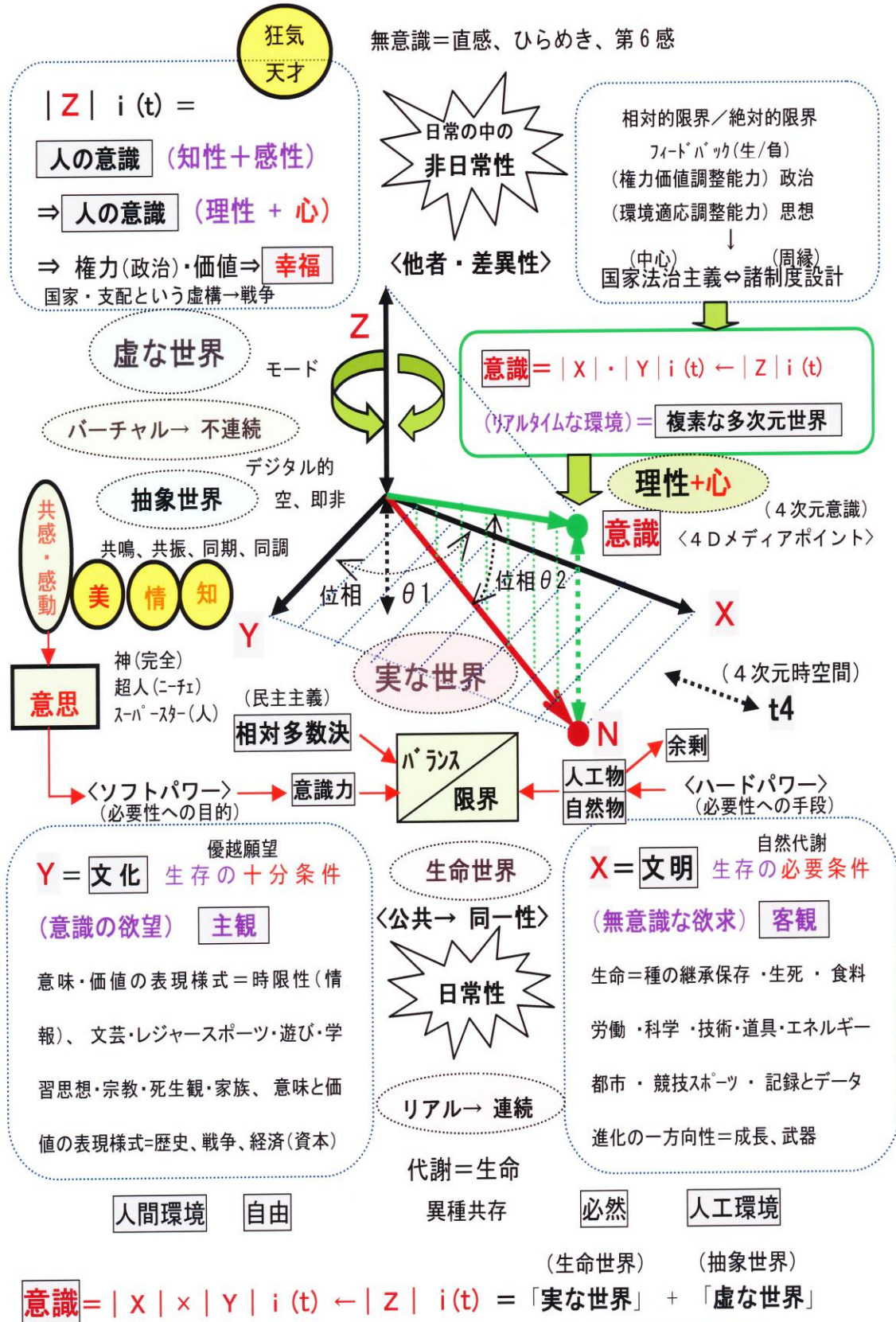
その複雑な世界を「**複素な多次元世界**」と考えると、次頁の図【**環境の複素的な世界認識構造**】となり、簡単には説明ができません。

外部から見えず、他者に伝え理解しにくい「**理性と心**」の「**抽象的世界**」は、私たち一人ひとりの心身の内にあります。その一人ひとりによって家族、職場、地域、国家、世界意識が構築されています。それら「**複素な多次元世界**」は、目に見え身体によって体現される「**実な世界**」と、目に見えない「**意識**(知性+感性)」によって統合される「**複素的4次元世界**」の構図となります。

以上の構図を複素ベクトルにより、立体可視表現を試みたのが次頁の図です。



**【 環境の複素的な世界認識構造 = 意識・文明・文化 】**



「合と新の登山」は、この「複素的4次元世界」を理解することにより、その行為と意識の位置が見極められるものと考えます。

それゆえに「正・反」の「実な世界」からだけでなく、「合と新」の「虚な世界」、見えない、伝えにくい、意識の世界の位置（ポジション）を、いかに他者と共有（同期、同調）できるのか、人新生社会への説明と理解が、今後重要な課題になります。

「合と新」による登山記録の複素な表現は難しく、また「正・反」の人々にとっては、理解しがたいものとなります。心性と身体性が複合する記録とは、一体どのようなものになるのでしょうか。短絡的に述べれば、「なんでも有り」ということ。

ある時はアルパイン・クライミングをおこない、また別な時はボルダリングをおこない、季節によっては詩情豊かな景色とふれあうヒマラヤの麓を歩いてみるような、アナログ的連続性が無い、デジタル的不連続で間欠的かつ突発的な行為となる。しかしその中心では、心身の統合を図るバランス感覚が作用している……。

そんなイメージが湧きますが、ではどのような生態となるのでしょうか……。

「異なった次元での比較・評価は無意味」となり、「なんでも有り」な状態。その理性、感性に同期・同調するすると「イイネ」となってそれに群がり、「イヤネ」の情報は簡単に拡散する。しかし個体でいることには不安を覚え、ふたたびどこかの群れに「つながろう」と試み、軽い乗りで情報操作の離合集散を繰り返す。

そのことは、弁証法による正・反の合意形成努力もなく、理性、感性の即自な同期・同調をビッグデータに蓄積します。

では「正・反」による実存的体験と弁証法の合意形成は、もう役に立たなくなるのでしょうか。このことへの論考こそが、本論の主題となります。

つまり、18世紀以降の社会をリードし、今なお進化を続け、生命操作や人工知能を生み出している知性に対し、体験して得る感性を取り込み、幸福という心の状態に到達できる三段論法（弁証法）により、「動的平衡」を図ることが「生きている証」、の理解と普及です。

第2章. 第3節. (P-151、152) の【別表 -2-1】、【別表 -2-2】に「登山と山岳スポーツ等の生態分類表」をまとめてみました。

そのどこかに「自分の居場所」が見つければ・・・幸いです！！

### (3) アルピニズムの終焉とプロ意識の錯誤

#### 1) アルピニズムの終焉 (デジタル映像とSNS文化)

**21世紀文明の特徴**＝「**軽・薄・短・小**」は、人が人として生きる過程を軽くし、薄いものと化し、刹那的(デジタルノイズ)な生きざまを示している。

20世紀までのアナログ世代の連続性思考は、変更を余儀なくされます。

「**デジタル思考とアナログ思考**」、両者の特性の違いは、表象を変え、意識も変えてきます。現代の電子・情報化文明は、人類の文明・文化を複雑微細に、かつ「**多様化という混沌**」へ向かわせ、そのことに連動して「**登山の多様な取り組み方や山岳スポーツとの混在**」が進んでいる「**21世紀登山ブーム**」。

21世紀に入った今、「**登山とは何か・・・?**」、などと考えながら山を登っている人は・・・見かけません。

水と少しの栄養剤を持ち、軽登山靴をはいて登る山は、「**たかが山登り・・・**」と気やすく出掛けます。少し慣れてくると、自然の中で心身開放の心地良さに気づき、「**登山のスポーツ性**」を楽しむように変化してきますが、まだ「**たかが山登り・・・**」の範疇。

それから先、進歩の段階に至ると「**登山とは・・・**」、「**スポーツとは・・・**」等々と考え始め、だんだんにその道の深みにはまり込んでいきます。「**されど山登り・・・**」への入口です。

20世紀の太平洋戦争末期、巨艦重砲の象徴「**戦艦大和**」は、小さくて軽く、そして速いアメリカの航空機群に、いとも簡単に敗れ去りました。戦艦大和、戦艦武蔵、という「**重・厚・長・大**」文明が、アメリカ航空機群の「**軽・薄・短・小**」文明に敗れ去った顕著な事例です。

さらに航空機を打ち落とすため、高射砲の弾道計算に用いようと開発されたのが「**コンピュータ**」の始まりといわれます。高射砲弾道計算はミサイル(ロケット)軌道計算へと進化し、さらに人工衛星、宇宙ステーション、宇宙探査機へと進化しました。

21世紀の「**軽・薄・短・小＝デジタル技術**」への移行は文明ばかりでなく、文化においても当てはまります。20世紀末までの「**アナログ思考**」は、21世紀からの「**デジタル思考**」へと、一気に変わりました。

しかしこのことへの理解は文系の人には難しく、理系の人の方が文系の人を説得することも、また難しい。なぜならば、数学や電磁気学の基礎知識が必要だからです。さらに「**複雑系**」におよぶと、**理系と文系の統合**もあり、なおさら難しくなります。さらに科学技術と学問を統合するのは、ますます難しい。

つまり、科学・技術分野の実相な面と、感性や心といった虚相な面を統合させる「総合人間学」が、未成熟な学問分野だからといえます。その構造を P-209「環境の複素的な世界認識構造」として提示しても、未だ論理的稚拙さゆえに説得力に欠け、さらに実社会はその「気づき（意識）」にも欠けています。

実相として目に見える「科学・技術」の進化は進みますが、虚相として目に見えない「意識や感性」は混沌（何でもあり！）に陥っています。

さらにまた、目に見えない虚相の世界は、「バーチャル・リアリティ」とした可視化技術が進み、脳波信号を視覚表現されるようになりました。まさに実相の現実視野（リアル）と、虚相の感覚・意識視野（バーチャル）を合成し、人間の脳内認識を可視化する技術が進展しています。

しかし、人間の実体験を経て得られる「経験からの気づきを反映（帰還＝フィードバック）」させた、「新たな創発プログラム」は組み込めるだろうか？

デジタル技術が進化し、AIは深く真理を掘り下げるアナログ哲学を不要とし、人生はゲームのごとく、軽・薄・短・小な何億種類のパターンから一つを選択することになり、人類は果たしてそこに「個体の自由」を感じるだろうか。あるいは、個人の自由という概念を不必要とするのだろうか？

20世紀世代までは、生きていることの実感を「生死の弁証法（相克）」で得られたが、21世紀世代の人々は、連続思考（因果：アナログ）からの判断と、瞬間刹那的ひらめきの感性（モーメンタリィ：デジタル）とが、果たして同期できるのか？ デジタル思考の人新世が多数となれば、アナログ思考な旧人類はもはや古代人となり、アナログ化石文化となるのだろうか？

20世紀アルピニズムが死を介在とした「生死の弁証法登山」は、21世紀の人新世にとって面倒な時代錯誤と感ずるのだろうか？

蘇生医療、再生医療、遺伝子操作、クローン生成、等々、「生命そのものが人為操作」され、「天命や寿命」という自然サイクルの言葉は死語となるのか？

人工知能（AI）を搭載したロボットに至ると、「エネルギー供給＝生命」となり、身体（ボディ）は部品交換可能な不死身となります。しかし部品交換は面倒かつ非効率なので、丸ごと新品に交換すれば有機細胞の「生命代謝」という概念は不要となる。

人体は食物摂取で細胞の代謝を図りながら生命を持続するのに比べ、ロボットは電気エネルギー供給により活動機能（生命）を継続させる。

現代の知見において「心」は、人間個体の意識統合機能と理解されており、特定部位による特定機能ではない、とされています。つまり、「ハート＝心臓＝心」ではなく、「脳の特定部位」を指すものでもないといわれます。

ましてや人間は、五感センサが反応し、意識（気づき）されるまでには、事象が発生してから最大で 0.5 秒遅延されます。（ベンジャミン・リベット、『マインド・タイム』岩波書店、2006 年）。つまり、事象の発生時刻と、意識（気づき）する時刻との遅延が、最大で 0.5 秒の遅れが生じる。そのことは、認識した今がすでに過去事象であることを示します。つまり、人間が気づいた事象はすべからず過去事象であり、人間の意識の中では過去事象と、今（現在）意識が描く未来イメージがあり、現在事象は存在しないことになります。

バーチャル・リアリティのゲーム研究においても、人間意識によって識別できる時間は 0.02 秒とされています。つまり、現実認識 ≡ 視覚認識における 0.5 秒や 0.02 秒という時限の遅れは、人間が認識できた時限の事象はすでに過ぎ去った過去の事象を脳機能は追認していることに他なりません。ちょうど人々が星座をみているようなもので、現在見ている星は、すでに数万年前の過去の事象が今届いて見ていることに似ています。数万年前の星座を今見上げることと、人間世界で 0.5 秒～0.02 秒前の事象を今認識することは同類で、情報の伝搬時間と認知作用時間の総和時間分だけ、事象は過去に生じたものとなります。

したがって人間の意識はすべからず、「過去か未来」を対象化していることになり、現在という意識の時限に一致する事象は無いといえます。

量子物理学の「不確定性原理」から考えると、あらゆる事象は確率的正しさにおいて述べるのみであって、「唯一絶対的正しさはない」とされます。そのことを指してニーチェは「神（絶対者）は死んだ」といったのでしょうか。

果たしてそこで、ロボットに哲学は可能でしょうか？（AI による創発は？）

アナログ世代の人間にとり、従来の考えから答えを導くには至りませんが、推考してみればもはや哲学や宗教は不要なのかもしれません。ロボットを作動させるプログラミングに、どのようなフィードバック機能を織り込み、判断、創発できるか、という問題となるのでしょうか。適正値に収斂させるフィードバック回路は容易ですが、適正値そのものに人間的倫理や新たな価値を付加・反映（創発）させることができるのか・・・人類文明の最大な課題です。

1974 年、ヒマラヤ 7,514m 峰の岩壁登攀へ出かけ、さらに 1978 年も同じ岩壁登攀へ出かけましたが、3 隊員遭難死亡事故となってしまいました。登山隊長として計画の立案から事故処理に至るまでの全てをおこないましたが、これら一連の体験を経てみると、「登山にはスポーツ的要素が含まれる」という理解はさらに深まり、「登山の総合人間学」へと向かうことになりました。「されど山登り・・・」の領域です。

これらの体験を通して私は、「生きることの意味と人生」について学びました。喜びや悲しみ、反省を踏まえた、次なる思考と判断をより良き方向へ導くための経験となって蓄積されます。これら一連の過程が人生となり、その過程の中で生



きていくための「**自信＝適正值**」が確立されます。さらに生きることの意味や、何のために生きるのか・・・、と、これまで哲学や宗教を考え、探しまわっていた命題に対し、一定の答えを得ることができました。

「アルピニズムの生死の弁証法」とは、個体体験における記録の進歩だけではなく、心の安定を図るために経験・学習・思考＝登山文化がもたらせる、人生への最適制御方法論となり、まだまだアルピニズムの終焉には早過ぎます。

そしてさらに、人工知能 (AI) は体験を経て学ぶ哲学的解答 (倫理) を含めた思考と判断回路が織り込めるか・・・アナログ世代の頭では、もう限界の先の思考です。

## 2) プロ意識の錯誤 (スペシャリストとプロフェッショナル)

戦前、戦中までの登山は大学・高校山岳部と日本山岳会が中心となる、ある面では自由と孤高を尊ぶアカデミックな印象があります。

戦後の高度経済成長時代に入り、余暇の充足活動は拡がり、「**第一次登山ブーム**」(20世紀登山ブーム)といわれる活況でした。余暇と小遣いが増えた社会人は、ハイキングから岩登りまでに活動範囲が広がり、「三人寄れば山岳会」という風潮の中、一杯飲み屋に同好の志がたむろします。

すでにその頃から、「**登山はスポーツである**」という定説がありました。この文脈は現在も引き継がれていますが、今ではその先へと進化をとげ、「**スポーツクライミング**」となって、2021年東京オリンピックの競技種目になりました。

しかし私は当時から、「**登山にはスポーツ的要素が含まれる**」と理解し、「**登山はスポーツである**」と割り切る考え方に対し、異論を述べていたのは前記の通りです。

戦後日本の先端クライマー集団がかかげた「**スポーツ・アルピニズム**」に疑問をいただき、私が小さな批判文を書いたのは1967年、今から半世紀以上前のことでした。さらに日本の山岳界を束ねる日本山岳協会の差別的な業務処理に対し、憲法に反するという「**日本山岳協会への批判**」を山岳同人雑誌に発表したのは1973年、今から半世紀前のことです。しかし反響は、片手の指を折るほどしかありませんでした。

その原因は当時のオリンピック競技にプロフェッショナルな人々の参加が許されない「**アマチュア規定**」があり、「**アマ / プロ問題**」があったからです。

オリンピック参加種目でもない登山あっても「**オリンピック参加アマチュア規定**」が適用され、ヒマラヤのような海外登山において、登山隊隊長がアマチュアでなければならないという日本山岳協会の職務判断は、憲法に反すると指摘しました。ヒマラヤ登山のような生死を賭ける登山にあり、登山者は皆プロフェ

ッショナルであったほうが良いとするのが、私の主張。また登山に生死が絡むならば、「登山者はよりプロフェッショナルであるべき」、というのも私の論旨でした。

では「プロフェッショナル」とは、どのような存在なのか。

現代社会では「**高度な専門的職業人**」として幅広く理解され、その分野で生計を立てている経済概念として用いられています。

半世紀前には「プロボーラー」という言葉に驚きましたが、現代では高度な専門的スポーツ職業人は皆等しく「**プロスポーツマン**」と称され、契約金、報酬、賞金、賞品、報奨金、等々の金品対価を得て生活しています。

他方でその行為を職業とせず、金品対価を受け取らない人々を「**アマチュアスポーツマン**」と呼ぶことから、それらの呼称は経済概念によって区別、理解されています。

一方対義語として、「**エキスパート**（熟練者）」や「**スペシャリスト**（専門特化者）」という言葉がありますが、こちらは「**その分野の高度な専門家**」、「**熟練に長けた専門家**」としてのメンタル（知的）、テクニカル（技術的）な専門性が強調された社会的価値としての権威概念があります。

学者やエンジニア等にみられるよう、その成果を直接金品対価と交換するのではなく、その知識や技術が社会に有効とみなされたときに、社会的価値が生じて権威となり、場合によっては対価も生じます。

「プロフェッショナル」と「エキスパート」や「スペシャリスト」を併せた全能的な人格を考えると、古来人々は「**神**」のような架空概念を思い描きます。このことに関連する良い記事が、**2015年12月18日**の朝日新聞朝刊に載りました。少し長くなりますが適切な文章ゆえに、以下引用します。

**2015年12月18日の朝日新聞朝刊**

**神里達博**（千葉大学教授）

日本語でいう「**プロ**」とは「**プロフェッショナル**」の略語だが、英語の「**Profess = 召喚する**」から派生した言葉だ。これは元々、キリスト教世界において、特別に神から召喚されて就くべき仕事、すなわち、**聖職者、医師、法曹家の三つ**を指していた。そこでは専門的な訓練とともに、職に伴う倫理が求められたのは言うまでもない。そして、それを担保するのは、個人の自律もあっただろうが、同業者の相互チェックも重要な意味を持っていたと考えられる。自分たちの仕事のいわば「**品質保証**」は、職能共同体による自治によって担われてきたのだ。

この点は伝統的な「職人」の世界も似ている。欧州の職人は、主に徒弟制度によって教育を受け、ギルド的な仕組みの中で、職業的な倫理も保たれてきたといえる。そこは日本も似ているだろう。また倫理を下支えするのは、技に対するプライドというべきものであったはずだ。

だが近代に入ると、さまざまな仕事が社会的分業によって行われるようになっていく。これはまさに、「**専門家=エキスパート**」と呼ばれる人たちの増大を意味するのだ。典型例は「**科学者**」であろう。奇矯な貴族の好奇心に基づく営みから離れ、職業としての科学者が出現してきたのは、**19世紀**の欧州である。

このようにして、多数の専門家によって社会が運営されるようになってくると、伝統的な職能共同体に属する「**プロ**」や「**職人**」の倫理は、社会の背景へと退いていく。このような社会構造の変容に対して、最も早く警告を発した者の一人に、スペインの哲学者、オルテガがいる。彼は、大衆の出現とは、誰もが専門家となり、しかし自分の専門以外には関心を持たない、「慢心した坊ちゃん」の集まりなることだと看破した。そうやって「**総合的教養**」を失っていくヨーロッパ人を彼は「**野蛮**」と嘆いたのだ。

今、日本で起こっていることは、そのさらに先を行くものに見える。素人には分からない狭く閉ざされた領域に住む「**専門家**」が、いつの間にか社会全体の規範から逸脱し、結局は自己利益の増大、あるいは自己保身のために、社会を欺く。この事態は実に深刻だ。

とはいえ、この状況はいずれ、世界中を悩ます共通の難問となるかもしれない。なぜなら近代の重要な本質が「**分業**」である以上、この世界は専門分化によってどこまでも分断されていく運命にあるからだ。

世界を驚かせた「**フォルクスワーゲン**」の大スキャンダルは、この悲劇的予測の、一つの根拠になるだろう。

ならば、この流れに**抗**<sup>あらが</sup>う方法はあるのだろうか。

おそらく鍵となるのは、かつての「**プロ**」や「**職人**」が持っていた「**プライド**」と、失われた「**教養**」であると考えられる。すなわち、「**目先の利益**」や「**大人の事情**」よりも、自らの仕事に対する誇りを優先させることができるか、そして自分の専門以外の事柄に対する判断力基礎となる「**生きた教養**」を再構築できるかどうか、ではないか。

そのために私たちにもすぐできることがある。それは利害を超えた「**他者**」に関心を持つこと、そして、その他者の良き仕事ぶりを見つけたら、素直に敬意（リスペクト）を表明することだ。人は理解され、尊敬されてはじめて、誇りを持てる。抜本的解決は容易ではないが、できれば罰則や監視ではなく、**知性と尊敬**によって世界を変えていきたい。

上記のことを登山に当てはめて考えてみよう。

登山においては 2012 年 3 月 21 日、「一般社団法人日本山岳ガイド協会」という職能団体が、内閣総理大臣認定により内閣府を主務官庁とする「公益社団法人日本山岳ガイド協会」となりました。その内部規定により認定された会員は「認定ガイド」として、「自然ガイド、登山ガイド、山岳ガイド、国際山岳ガイド」に職能分類されました。

さまざまな登山形態に応じて「有償ガイド」する職能により、呼称を「プロガイド」としますが、「エキスパートガイド」や「スペシャリストガイド」とは言いません。「プロガイド」という呼称は、「認定〇〇ガイド」という品質保証的な職能有資格者である、と理解できます。

山岳ガイドの職能品質保証組織として、「公益社団法人日本山岳ガイド協会」の公益性は良く理解できます。

しかし日本の近代登山にあって初期の「ガイド」は、地元の剛力達が山道案内や荷役分担する登山補助員的な役割であり、登攀ガイドではありませんでした。

20 世紀末までのヒマラヤ登山における「シェルパ」の役割も、上記「ガイド」と同様でした。(シェルパ=シェルパ族=ヒマラヤ登山の荷揚げ等の協働者)

日本の山は 3,000m 級と低く、氷河はなく、岩場も小規模であり、先導者としての山岳ガイドを必要としません。大学山岳部や社会人山岳会等においては、それぞれのリーダーが指導、教育係を受け持ち、内部ガイド役を果たします。

そのような日本の登山界にあって、ヨーロッパ・アルプスの山岳ガイドに倣う一般登山者へ拡大を試みたのが、1971 年 4 月「一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会」の設立となりました。

ヨーロッパ・アルプスにおいては、岩、雪、氷の山々を登るのが「登山」であったから危険度が高く、当初から「ガイド登山」が登山の一般形態でした。

日本の無雪期登山では、特殊技能を持たない一般登山者でも容易に登頂することができるため、登山ガイドを必要としませんが、現代文化の多様性は当然ながら登山形態にもおよびます。学校山岳部や社会人山岳会で地道に訓練するよりも、対価を支払い、「ガイド登山」をおこなうほうが簡便です。交通手配、宿泊手配、山岳ガイド、山岳保険等々、自ら歩き登る以外の様々な手配やリスク管理を、金銭を支払って代行する時代となりました。さらに行く先々の山岳コースもパンフレットに整理され、対価を付した一覧表となり、その中から好みなコースを選び出すことが、唯一の自由裁量領域となります。それらを「羊の群れ登山」と揶揄することは、「今どきの若い者は・・・」に似た、老人の時代錯誤。しかし 20 世紀のオールドクライマーにとっては、登山がもたらせる最大な意味、

「自然と対話する自由な精神を失ってしまった」、としか思えません。

これら、前記の神里氏が指摘するように、登山社会も「分業」が発達し、山岳ツアーエージェント、山岳ガイド団体、登山用品業界、山岳雑誌業界、各種保険業界、山岳宿泊施設事業者、運輸機関等々の「登山産業化」は、進化するばかりです。

登山界で一番大切でありながら未成熟な部門は「遭難対策」なのですが、登山者組織の努力が不足し、一重に公共頼みとなって警察、消防機関、行政機関が中心となっています。21世紀登山の大衆化は、無意識のままに公共行政機関へ依存し、公共行政機関も熱意をもってその依存に応えています。

しかし問題点は、国民の10%~5%程度の登山者にあつて、以下二つの視点から判断、対応が分かれることです。

- ① 登山を国民日常生活の一部と認め、公共行政機関が積極的に関与。(現在)
- ② 登山は国民各自の責任における自由で任意な趣向と認め、遭難においては公共機関も関与となるので、その経費に相当する分を「特別税」で全ての登山者が分かち合い、登山の都度に納める。(登山税、入山税)  
または、遭難捜索救助費用は全て有料とした法制化(または条例で)を図り、登山者は実費負担か山岳遭難救助費用担保保険に加入する。

登山において「遭難」が無ければ、これほど大自然の中で躍動できる行為は素晴らしく、自己責任、自己負担で何ら問題を生じない世界です。

しかし現実問題では「登山に遭難は除き得ず」、遭難の場合においては「自助」で対処できず、「共助」あるいは「公助」の助けが必要不可欠となります。

20世紀登山者にあつては「共助」が中心で、そのために種々な「山岳会」や「同人、同好会、グループ」として集まり、さらにそれらの集合組織を地域から全国に至るまで構造化させてきました。しかし遭難の場合にあつては「共助」だけで済むわけがなく、公共行政機関の関与も当然ながら生じます。法や行政手続き上の必然的関与は、当然ながら生じました。

21世紀登山者においては、組織を嫌った「個人」の立場で自由気儘に山へ出かける人々が増え、遭難した場合には「公助」頼みとなりました。「公助」を担う警察、消防機関は自然災害対応を含む専門部署を設け、山岳遭難救助も含めた装備の充実、訓練に励み、職能とした「人命救助部署」が確立されました。

しかし問題は「山岳遭難」の場合にあります。山岳遭難は防ぐことのできない自然災害でなく、そのほとんどが自由で任意主体的な登山者自身の未熟な過失



が原因であり、その対応に無条件な税金投入をして良いのか・・・とする初歩的な疑問が生じるからです。

**前頁①の場合は**、自然災害も自己過失も一緒くたに「生命の危機」と捉え、区別することなく税金を投入することになります。

**前頁②の場合は**、登山者の自己責任、自己負担の原則から、広く浅く登山者に税を課するもので、「**登山税**や**入山税**」を登山口で納めるものです。しかし低山が多い日本の登山口は絞り切れず、実際の徴収は難しい。21世紀のIT社会であるから、納税手法は工夫できることだろう！

その前に、納税を義務付ける法制化が不可欠となり、「**山岳登山ガイド法**」や、「**山岳登山法**」なるものを制定しなければならない時節でもあります。

もはや自分で衣・食・住を背負って登る20世紀型登山は、古典となってしまいました。これら山岳ツアーエージェントがすべてを取り仕切ることに、自由を売り渡した抵抗感覚を感じない**人新世が主流の現代**です。

旅行エージェント、シェルパ・エージェント等々の協働は欠かせません。登山開始地点（ベースキャンプ）へ至るまでの交通、宿泊、食料・装備輸送もまた分業パッケージ化され、対価の支払いによって交換される。

ある種の登山形態にとっては割り切って考えることもできますが、大多数がその流れの中に飲み込まれた昨今の登山状況を顧みると、登山を通して人間が育っていく大切な機会を分業事業者に売り渡す、残念な過程が浮かびます。

## 5. これで・・・いいのか！！！！

私が青年の時、登山を通して死の淵で悩み～考えていたことは、32歳のヒマラヤ遭難とその対処の中で一挙に心眼が開けた思いでした。つまり自然の中で偶然に「死と出会っても」、それは「偶然な時空の重なり」として受け入れる心の寛容さ（受容の精神）を知ることができたからです。

もし登ることだけを考えていたら、遭難登山隊長の職務はおろか、自分自身の心の整理もつかず、パニックに陥っていたことでしょう。登ると同じくらいに心が求め、本を読み、考えを巡らせていたことが、一瞬の空白を経た直後、即座に冷静さを取り戻せた要因だったと思い返せます。

ヒマラヤ大自然の中で長期にわたる登山に、身体は疲れ切っていましたが、頭脳はとてもクリアな状態にあり、冷静に大局を見渡しながら判断することができた極限の経験でした。

この体験をもとに書いたのが、【3.11 とクライシス・マネジメント】（『登山の総合人間学』、私製版、2015）です。「リスク・マネジメント」と「クライシス・マネジメント」の対処の違いを述べています。

日常ほとんどの出来事は「リスク・マネジメント」で対応します。しかし、非日常的な「死」や原子力発電所炉心の「メルトダウン」のように、一回限りの重大事象がもう元へは戻せない危機状態にある時、「クライシス・マネジメント」として、即座に対処しなければならない、ことの説明です。

その判断の責任がトップリーダーの主たる任務であること。トップリーダーは常に危機意識の中に、「リスク&クライシス・マネジメント」の心構えを備えていなければならないこと、を述べたものです。

「たかが山登り」の領域ならば、登山リーダーはスペシャリストやヒーローに収斂されます。

「されど山登り」の領域に踏み込んでからは、登山のスペシャリストであることは勿論ながら、登山に含まれるあらゆる素養を学びつつ「その道」を確立すべく研鑽を積み上げ、あらゆる存在とともに生きる……、そのような人格者を指して「登山プロフェッショナル」と理解しました。

素養を身に着けず、単に対価を受け取る職業人（テクノクラート = technocrat）であるならば、「スペシャリスト」の呼称が適切であるでしょう。

**20 世紀アルピニスト思考からは・・・**

21 世紀登山の「軽・薄・短・小」に対して、

「これで・・・いいのか！」

・・・と思う。

## 田 中 文 夫 経 歴

1946年3月 神奈川県平塚市四之宮に生まれる (2022年：76歳)

1964年3月 神奈川県立神奈川工業高校 電気通信科卒業

< 以 降 > 独学と山登りに励む

2003年3月以降 東京大学名誉教授 中村純二先生(理学博士)に師事

学 会 日本山岳文化学会 (文科省・日本学術会議傘下) 2022年5月退会

総合人間学会 (文科省・日本学術会議傘下) 2022年3月退会

2022年5月以降 独立研究者 : (山岳)文化・文明

< 山 歴 > (国内登攀は常にリーダーで登る。詳細は省略)

1964年 18歳 池上通信機山岳部 丹沢の沢登りから始める

1965年 19歳 コンテニューアスクラブ(東京)入会 本格的登攀に打ち込む

1967年12月～68年1月 韓国遠征(東京都岳連有志)ウルサンバイ初登攀

1969年 23歳 「山岳同人・風」創設(代表)横浜山岳協会加盟

1974年2～6月 横浜山岳協会 ネパールマヤP29南西壁(隊員18名)申請隊長

1975年 29歳 「ツラギの会」創設(代表)再度P29南西壁を目指す

1978年7～10月 ツラギの会ネパールマヤP29南西壁(隊員10名)隊長

1979年1月 エベレストトレッキング:有償ガイド(アルパインツアーサービス)7名

1981年1月 エベレストトレッキング:有償ガイド(アルパインツアーサービス)14名

1981年8月 スイスアルプス(アイガー、マッターホルン、他)妻をガイド

1982年1月 アンナプルナトレッキング:有償ガイド(アルパインツアーサービス)14名

1984年1月 ツラギの会ネパールマヤ 冬季コンデ南稜登山隊(隊員3名)隊長

1988年1月 アンナプルナトレッキング:無償ガイド(個人)1名

1991年1月 ホテル・エベレストビュー:無償ガイド(個人)1名

1993年1月 ホテル・エベレストビュー:無償ガイド(個人)3名

2000年3月 アンナプルナトレッキング:家族をガイド 3名

2006年8月 穂高 涸沢～奥穂高～前穂高～岳沢:無償ガイド(大学生)3名

2017年8月 槍ヶ岳、奥穂高岳:無償ガイド(個人)1名

< 生業と資格 >

株式会社 システム・デザイン 代表取締役 2014年9月 清算(閉鎖登記)

国家資格 建築設備士(シニア)(昭和61年度創設国家試験の第1回第1番目試験合格)

業務作品 ・石川県警察学校 ・新潟航空基地庁舎増築(海上保安庁第9管区)

・鹿嶋法務支局 ・下妻法務支局 ・花巻法務支局

・岐阜刑務所(収容棟、職業訓練浴室棟)・八日市場拘置所

・伊丹合同庁舎(検察・法務)・成田空港第2滑走路レーダー基地

・神奈川県立歴史博物館 ・三ッ沢公園球技場(サッカーJリーグ)

・横浜港シンボルタワー(海上保安庁航路標識)・他公共建築多数

## 拙著＝国立国会図書館蔵書 一覧表

2022年6月現在

書名	副題	出版社
日本文明物語 & 哲学	複雑学(日本習合論からの発信)	私製版
日本文明物語	雑学: 相模國第四之宮から	私製版
丹沢山麓 山岳文化集 ①	中村純二先生講演記念特集 ①	私製版
丹沢山麓 山岳文化集 ②	中村純二先生講演記念特集 ②	私製版
丹沢山麓 山岳文化集 ③	中村純二先生講演記念特集 ③	私製版
山と美の終焉	同調と抵抗の美学	私製版
山の空気森のざわめき		私製版
登山の生態分類(学)	登山と山岳スポーツのちがい	私製版
登山の総合人間学	たかが山登りされど山登り	私製版
青春のヒマラヤに学ぶ	ネパールヒマラヤ P29南西壁登山	文芸社
頂きのかなたに	※ 著者名＝麦田文、廃棄処分	文芸社
頂きのかなたに	もう戦争の時代じゃない	日本文学館
ヒマラヤの贈りもの	※ 結婚式の引き出物配布	丸井工文社

標題	副題	掲載誌
山岳文化環境における 電力障害と光(ひかり)害	LED照明光源の適応性	日本山岳文化 学会論集(5)
「3・11」と山岳文化	山岳文化は趣味の世界か(?)	山岳文化
「山岳展望」十七号から 「山岳文化」へ	特集＝山と自然環境	山岳文化
山岳登山体験による文化と 文明解釈の試み		日本山岳文化 学会論集(6)

## あとがき

2022年7月2日

一昨年（2020年）11月、突然に山岳遭難死亡事件に巻き込まれました。

山岳登攀有識者として関わってみると、これまでの山岳遭難体験から原理的に登山を整理してきたことが役立ちます。さらに現場検証をふまえてみると、滑落死亡状況のリアルをととても良く理解することができました。

高度な登山体験を有する20世紀アルピニストから見れば、事件は「**単純な業務上過失致死**」。その「**過失**」とは、滑落し易い岩盤急斜面の下降において、ロープを結んで安全確保図るべき場所なのに、ロープを結ぶことなく独自下降をおこなったガイド業務。その途上の急斜面で支点とした馬酔木の枝が折れ、顧客一名が転落～死亡となった、単純な構図。

もしロープを結んで確保しながら下降していれば、例え転落・滑落したとしても死に至ることは無く、途中で止まって擦過傷程度で済んだ事件。

一方、転落した岩盤斜面を下降することなくシカ柵内に入り、土壌の尾根斜面を下降していたならば、何ら事故無く無事帰着できた場所。

さらに、どうしてもシカ柵に沿って急な岩盤斜面を下降するならば、ロープを使った懸垂下降（アップ・ザイレン）で確実に降ることもできる斜面。

最初の原則に戻れば、下降経験があるエスケープルート（東沢～樺平ルート）を経て降るか、下降予定コース途上でビバーク（緊急露營）する安全策もあり、その装備や水も持参していたこと。

この単純な構図における「**過失**」を、「**法の下**」で当該者の事情聴取や証言、警察調書や証拠、有識者意見書等を踏まえての**検察裁定**には、「**登攀未体験者の認識と理解に限界があること**」を実感した**不起訴処分**でした。

私の専門は建築設備士として、建築物の電気設備一式の設計・監理業務を約40年間おこなってきました。また20世紀アルピニストとしてヒマラヤ岩壁登攀を試み、1978年9月、登攀の途上で氷河崩落による爆裂風に吹き飛ばされ、3隊員死亡した登山隊長であったことです。私自身も吹き飛ばされ、九死の中で一生を授かった身として、山岳死亡事故に対する、事前準備、途上、事後処理の一連を体験しています。特に事前準備は入念におこなっていましたが、それでも山岳には予期せぬ事象に遭遇し、「**死亡事故**」が生じてしまいます。

その体験を経てみると、当該事件は検察不起訴裁定で法的判断は終わりましたが、登山原理・倫理からは終わったといえませんが、本書を読んでいただき、もう一度「これでいいのか！ 登山インストラクター」をご一緒に考えていただければ、21世紀登山者たちのお役に立てるのではないのでしょうか！



## 【論証について】

「演繹的論理」は、何が、何から、帰結するかについての演繹的帰結理論であり、推論ではなく、論証（論理的証明）となる。

「演繹的論証」には、命題をかき集めた「前提」から、その命題の群がもたらす抽象概念による「帰結」があり、その過程が「論証」となる。前提「命題」が「真」であれば、帰結も「真」となる。

「帰納的推論」は、「前提」とする「命題」構成過程の中で「放棄した部分」があり、前提「命題」が「真」であっても、結論が必ずしも「真」であるとは限らない点に留意。

「論理的証明」（論証）は、諸命題で構成する抽象的概念構造を示すこと。

「演繹」と「帰納」は異なった構造・機能であり、範疇（位相）が異なる。

「検察庁裁定」は帰納的推論による裁定となりますが、「本稿」は論理的証明による演繹的論証を提示しました。

岩盤斜面下降におけるスリップ～滑落感覚や、それに対処する登山技術等の不起訴裁定が法的結論としても、「滑落という登攀命題」を、登攀経験の無い検察官が理解できるはずもなく、帰納的推論の中で除外されたのであるならば・・・しかし・・・これでいいのか！・・・本書の提言です！

これでいいのか！

## 登山インストラクター

有償登山インストラクター 業務上過失致死事件  
不起訴裁定を考える～20世紀アルピニズム思考から

＝ 非 売 品 ＝

2022年7月8日（終稿）

著	者	田 中 文 夫
		山岳文化 独立研究者
制	作	私 製 版
発	行 者	田 中 文 夫
		横浜市旭区東希望ヶ丘 23-1
国立国会図書館		提出予定